

平成27年太宰府市議会第3回（8月）臨時会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
8月17日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑・討論 ・採決

平成27年太宰府市議会第3回（9月）定例会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
9月2日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	決算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後	政治倫理条例制定特別委員会	全員協議会室	
	全日程終了後	決算考査	議 員 控 室	
9月3日(木)	午 前 1 0 時	決算考査	議 員 控 室	
	午 前 1 0 時			2日目分質疑・討論通告締切
	午 後 1 時			一般質問通告締切
9月4日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会 中学校給食調査研究特別委員会	第一委員会室 全員協議会室	
9月5日(土)				
9月6日(日)				
9月7日(月)				
9月8日(火)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
9月9日(水)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
9月10日(木)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
9月11日(金)				
9月12日(土)				
9月13日(日)				
9月14日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問 (決算審査資料配付)
9月15日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
9月16日(水)				
9月17日(木)	午 前 1 0 時	決算考査	議 員 控 室	
9月18日(金)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月19日(土)				
9月20日(日)				
9月21日(月)				
9月22日(火)				
9月23日(水)				
9月24日(木)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月25日(金)				
9月26日(土)				
9月27日(日)				

9月28日(月)	午 前 1 0 時			最終日分質疑・討論通告締切
9月29日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了	議会広報特別委員会	第二委員会室	

平成27年第3回(8月)臨時会目次

◎ 第1日(8月17日開会)

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	1
4. 会議録署名議員	1
5. 出席説明員	1
6. 出席事務局職員	1
開 会	3
閉 会	5

平成27年第3回(9月)定例会目次

◎ 第1日(9月2日開会)

1. 議事日程	7
2. 出席議員	7
3. 欠席議員	8
4. 会議録署名議員	8
5. 出席説明員	8
6. 出席事務局職員	8
開 会	9
散 会	21

◎ 第2日(9月4日再開)

1. 議事日程	23
2. 出席議員	23
3. 欠席議員	23
4. 出席説明員	23
5. 出席事務局職員	24
再 開	25
散 会	42

◎ 第3日(9月14日再開)

1. 議事日程	43
2. 出席議員	45

3. 欠席議員	45
4. 出席説明員	45
5. 出席事務局職員	45
再開	46
散会	105

◎ 第4日（9月15日再開）

1. 議事日程	107
2. 出席議員	109
3. 欠席議員	110
4. 出席説明員	110
5. 出席事務局職員	110
再開	111
散会	195

◎ 第5日（9月29日再開）

1. 議事日程	197
2. 出席議員	198
3. 欠席議員	198
4. 出席説明員	198
5. 出席事務局職員	198
再開	199
閉会	237

◎ 審議結果

1. 審議結果	239
2. 諸般の報告	242

書 記 諫 山 博 美

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成27年太宰府市議会第3回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

6番、入江 寿議員

8番、徳永洋介議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第54号 太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第54号「太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

本日、平成27年太宰府市議会第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変ご多忙の中をご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、人事案件1件のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号「太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

地方自治法第162条の規定に基づき、平成27年8月18日から富田議氏を副市長に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

富田氏は、昭和47年に当時の太宰府町に入庁され、36年もの長きにわたり、市職員として市の重要施策に関係する部署においてご活躍されてこられました。平成4年には同和対策室長、平成15年には建設部長などの要職を歴任され、平成20年3月に本市を定年退職後、現在は建設経済部の嘱託職員として勤務されております。人格、識見にすぐれ、また行政職員としての経験も豊富であり、副市長として最適任であると考えております。

経歴書を添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

したがって、議案第54号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は終了しました。

お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各字句、条項、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成27年太宰府市議会第3回臨時会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、平成27年太宰府市議会第3回臨時会を閉会します。

閉会 午前10時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成27年8月20日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 入 江 寿

会議録署名議員 徳 永 洋 介

1 議事日程（初日）

〔平成27年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成27年9月2日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第55号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第56号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第7 | 議案第58号 平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第8 | 認定第1号 平成26年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 認定第2号 平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 認定第3号 平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 認定第4号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 認定第5号 平成26年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 認定第6号 平成26年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第7号 平成26年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 日程第15 | 認定第8号 平成26年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 日程第16 | 報告第6号 平成26年度太宰府市健全化判断比率の報告について |
| 日程第17 | 報告第7号 平成26年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第18 | 報告第8号 平成26年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第19 | 報告第9号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について |
| 日程第20 | 報告第10号 公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について |
| 日程第21 | 報告第11号 公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について |

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | |
|----|----------|-----|----------|
| 1番 | 堺 剛 議員 | 2番 | 船越 隆之 議員 |
| 3番 | 木村 彰人 議員 | 4番 | 森田 正嗣 議員 |
| 5番 | 有吉 重幸 議員 | 6番 | 入江 寿 議員 |
| 7番 | 笠利 毅 議員 | 8番 | 徳永 洋介 議員 |
| 9番 | 宮原 伸一 議員 | 10番 | 上 疆 議員 |

11番 神 武 綾 議員

13番 陶 山 良 尚 議員

15番 藤 井 雅 之 議員

17番 村 山 弘 行 議員

12番 小 畠 真由美 議員

14番 長谷川 公 成 議員

16番 門 田 直 樹 議員

18番 橋 本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

9番 宮 原 伸 一 議員

10番 上 疆 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長 芦 刈 茂

副 市 長 富 田 讓

教 育 長 木 村 甚 治

総 務 部 長 濱 本 泰 裕

地域健康部長 友 田 浩

総 務 部 理 事
兼 公 共 施 設 整 備 課 長 原 口 信 行

建設経済部長 今 村 巧 児

市民福祉部長 中 島 俊 二

教 育 部 長 堀 田 徹

上下水道部長 松 本 芳 生

総 務 課 長 石 田 宏 二

経営企画課長 山 浦 剛 志

管 財 課 長 寺 崎 嘉 典

地域づくり課長 藤 田 彰

市 民 課 長 行 武 佐 江

都市計画課長 木 村 昌 春

社会教育課長 中 山 和 彦

上下水道課長 古 賀 良 平

監査委員事務局長 渡 辺 美知子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 今 泉 憲 治

議 事 課 長 花 田 善 祐

書 記 山 浦 百合子

書 記 力 丸 克 弥

書 記 諫 山 博 美

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成27年太宰府市議会第3回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

9番、宮原伸一議員

10番、上 疆議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月29日までの28日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4と日程第5を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第4、議案第55号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」及び日程第5、議案第56号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈 茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成27年第3回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多用の中にご参集いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

先日の台風は近くを通過いたしました。残念なのは、孔子に由来する学校院跡の楷の木2本、晴明の井の榎木が倒れたことでした。

さて、去る7月18日及び19日に、太宰府市体育複合施設につきまして市民説明会を開催いたしましたところ、多くの皆様にご参加いただきましたことに対しまして、感謝申し上げます。

この施設の建設につきましては、さまざまなご意見がある中で再度検討を行い、運用や施設の一部の見直しを行うことにより、建設を進めるという判断をいたしました。今後におきましてもあらゆる場面で検討を重ね、市民の皆様にご説明してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、前副市長が退任され、約3カ月の間空席となっておりました副市長人事におきましては、後任として富田氏の選任議案をご提示いたしましたところ、議員の皆様のご理解、ご協力のもと、ご同意をいただきまして、感謝申し上げます。

副市長不在の間、皆様には多大なご迷惑をおかけいたしましたことが、体制も整いましたことから、太宰府市の将来像でもあります「歴史とみどり豊かな文化のまち」を目指し、努力してまいっている所存でございますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、条例の一部改正2件、補正予算2件、決算認定8件、各種報告案件6件、合わせて18件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号及び議案第56号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第55号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法第31条の規定に基づき個人番号をその内容に含む個人情報について適切な措置を講ずるため、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1

項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第56号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第11条及び第28条に規定する通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を新設することに伴い、太宰府市手数料条例の一部を改正するものでございます。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は9月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6と日程第7を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第6、議案第57号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」及び日程第7、議案第58号「平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈 茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第57号及び議案第58号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第57号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ6億638万3,000円を追加し、予算総額を254億8,731万3,000円にお願いするものであります。

主な内容としましては、まず体育複合施設整備費に2億2,280万円を追加計上させていただいております。具体的には、施設の多目的利用を図るためのアリーナの空調設備及び移動観覧席の設置、また防災機能の強化に向けた雨水・井戸設備の整備並びにスポーツ関係備品等の購入に要する費用でございます。

なお、懸案の体育複合施設と史跡水辺公園を結ぶ連絡ブリッジにつきましては、将来にわたる全体的な交通対策の必要性と市民の皆さんのご意見を勘案した結果、設置についての判断を将来世代に譲ることにいたしましたところでございます。

また、これらの工事内容の変更等に伴いまして、工期を平成28年8月31日まで延長する必要が生じたことから、繰越明許費をあわせて計上させていただいております。

その他の内容としましては、マイナンバー制度導入に伴う窓口機能の強化及びセキュリティ対策に要する費用、学童保育所の増設及び児童数増に伴う指定管理料の増額、学校施設のバリアフリー化を目的とする太宰府中学校校舎エレベーター設置事業費、中学校完全給食の導入について意見を伺う学校給食改善研究委員会開催に要する費用、国庫補助金の交付額決定に伴う日本遺産協議会補助金の増額、また毎年続けていただいております日之出水道機器株式会社様などからの寄附に基づく図書購入費などを追加させていただいております。

その他、国の算定により交付額が決定しました普通交付税並びに臨時財政対策債の増額、及び平成26年度決算における剰余金を財源としまして財政調整資金、減債基金等への積み立てを計上させていただいております。

あわせて、先ほど申し上げました体育複合施設整備事業に係る繰越明許費を1件、債務負担行為の追加を7件、地方債の変更を3件計上させていただいております。

次に、議案第58号「平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれに3,159万9,000円を追加し、予算総額を45億4,553万6,000円とするものです。

主な内容としましては、平成26年度の国庫、県費支出金及び支払基金交付金の確定による介護給付費負担金並びに地域支援事業交付金等の精算返還金及び追加交付金でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は9月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8から日程第15まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第8、認定第1号「平成26年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第15、認定第8号「平成26年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈 茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 認定第1号から認定第8号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、認定第1号「平成26年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成26年度一般会計決算額は、歳入額が258億8,713万5,555円、歳出が251億6,241万2,463円

となりました。これを前年度と比較しますと、歳入は24億7,349万9,013円、10.6%の増、歳出は28億4,771万1,647円、12.8%の増となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支は7億2,472万3,092円、繰越明許費及び事故繰越による翌年度に繰り越すべき財源1億6,940万9,618円を差し引いた実質収支は、5億5,531万3,474円の黒字決算とすることができました。

平成26年度は、前年度より市税や地方消費税交付金は増額となりましたが、体育複合施設や総合子育て支援施設整備事業などの大型事業の遂行に当たり、国、県の補助金あるいは市債を活用するなど、あらゆる財源の確保に努めるとともに、経費の節減、事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策、事業の計画的推進に努めたところでございます。その結果、本市の将来像である「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向けて一定の成果を上げることができたものと確信いたしております。これもひとえに議員の皆様を初め市民各位のご理解とご協力のたまものと、深く感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、第五次総合計画の具現化に向けて、職員一丸となって取り組んでまいる所存でございます。どうか議員の皆様を初め市民各位のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、認定第2号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成26年度は、歳入総額73億2,467万95円、歳出総額83億8,105万2,571円で、対前年度比では歳入は1.4%、1億432万9,366円の増、歳出は3.4%、2億7,773万2,500円の増となっており、歳入歳出差し引き残額は10億5,638万2,476円の赤字決算となっております。本歳入不足額につきましては、平成27年度補正予算としまして平成27年5月29日付で専決処分をさせていただき、去る6月議会におきましてご報告をさせていただいております。

歳入は、国民健康保険税につきましては、対前年度比マイナス1.5%、2,289万3,131円の減となりましたが、前期高齢者交付金が対前年度比1.8%、3,730万3,545円の増、国県支出金が対前年度比4.7%、9,039万5,332円の増となっております。

一方、歳出は、歳出総額の60.2%を占めます保険給付費が対前年度比1.1%、5,593万301円の増、また後期高齢者支援金が対前年度比0.7%、627万9,923円の増、介護納付金が対前年度比1.0%、384万5,930円の増、前年度繰上充用金が対前年度比32.9%、2億1,885万6,715円の増となっております。歳出の増加に歳入額が及ばなかったことが赤字決算の主な要因でございます。

今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれますが、平成27年5月29日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同して国民健康保険の運営を担うこととなりました。

本市としましては、今後の制度改正の動向を十分注視しながら、医療費の適正化、国民健康保険税の収納率向上対策などを積極的に推進することにより、国保財政の安定化に向け一層努

力を行ってまいります。

次に、認定第3号「平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成26年度後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額が11億257万2,227円、歳出総額が10億3,366万7,680円となりました。これを前年度と比較しますと、歳入は7,089万5,404円、6.9%の増、歳出は5,222万7,824円、5.3%の増となり、歳入から歳出を引いた収支は6,890万4,547円の黒字決算となっております。

次に、認定第4号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成26年度は、保険事業勘定の歳入総額44億317万1,358円、歳出総額43億7,300万8,808円で、前年度と比較しますと、歳入3.2%、歳出3.4%の増となっております。なお、歳入歳出差し引き残額は3,016万2,550円となっております。

歳出の主な内容としましては、保険給付費41億3,787万8,264円で、歳出総額の約95%を占めており、前年度よりも2.8%増となっております。

次に、介護サービス事業勘定の歳入総額3,868万2,079円、歳出総額2,480万4,445円で、歳入歳出差し引き残額は1,387万7,634円となっております。

本市では高齢化率が25%を超え、今後も介護給付費の増加が見込まれる中、介護給付の適正化を図り、健全な財政運営に今後も努めてまいります。

次に、認定第5号「平成26年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成26年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入が460万3,360円、歳出が159万4,437円となっております。歳入歳出差し引き300万8,923円の繰り越しとなっております。

対前年度比では、歳入で99.6%の増額、歳出では0.5%の増となっております。歳入が増額になりました主な理由は、償還者からの一括返済があったことによるものでございます。また、歳出が増額になりました主な理由は、基金積立金の増によるものでございます。

次に、認定第6号「平成26年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

筑紫地区障害支援区分等審査会事業は、対象者が障がい福祉サービスを利用するに当たり、自治体がサービスの種類や量を決定する際に勘案するための事項の一つとして、サービスの必要性を明らかにするため、障がい者の障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとする障がい支援区分を審査決定する重要な事業であり、平成18年度から筑紫地区4市1町におきまして共同設置し、運営を行っているところでございます。

平成26年度から2年間、本事業の庶務担当市町となっておりますことから、今回当歳入歳出

決算について、本定例会に上程いたしているところでございます。

平成26年度の歳入歳出決算につきましては、歳入歳出ともに総額1,391万4,736円となっております。

歳入の主なものは、筑紫地区の各自治体の負担金1,091万7,452円、国庫補助金199万563円及び県費補助金99万5,281円でございます。

また、歳出の主なものは、審査会支援システム関係費756万432円、審査会関係費392万8,000円であります。

次に、認定第7号「平成26年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明申し上げます。

まず、平成26年度末における給水人口は、前年度に比べ1.8%増の5万9,139人で、普及率は82.6%となっております。また、年間総給水量は535万9,250<sup>m</sup>で、前年度に比べて1.1%の増となっております。

次に、建設改良につきましては、総額で3億5,830万261円を投じ、配水管の新設工事及び布設がえ工事等を行いました。

次に、経理面であります。収益合計13億6,894万2,535円に対し、費用合計は11億5,379万7,955円で、差し引き2億1,514万4,580円の純利益が生じております。

なお、剰余金の処分でございますが、この純利益及び未処分利益剰余金変動額のうち現金を伴わない額を資本金に組み入れ、残額を建設改良積立金に積み立てる内容でご提案申し上げます。

資本的収支につきましては、収入総額492万8,800円に対し、支出総額は4億7,126万7,646円となっております。差し引き4億6,633万8,846円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

以上が平成26年度の水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要であります。

次に、認定第8号「平成26年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明申し上げます。

まず、平成26年度末におけます水洗化人口は、前年度比0.8%増の6万9,095人で、水洗化人口普及率は96.6%となっております。また、年間有収水量は、前年度に比べ0.3%増の621万9,576<sup>m</sup>となっております。

次に、建設改良でございますが、前年度からの繰り越しを含め総額で6億9,369万7,866円を投じ、北谷、内山、松川、五条、向佐野地区の汚水枝線工事及び奥園雨水並びに陣ノ尾雨水整備に取り組んでおります。

次に、経理面であります。収益合計17億5,105万8,677円に対し、費用合計は14億6,176万4,617円で、差し引き2億8,929万4,060円の純利益が生じております。

なお、剰余金の処分でございますが、この純利益及び未処分利益剰余金変動額のうち現金を伴わない額を資本金に組み入れ、残額を減債積立金に積み立てる内容でご提案申し上げます。

次に、資本的収支につきましては、収入総額7億3,322万3,460円に対し、支出総額は1億1,120万8,936円で、9億7,798万5,476円の不足が生じたので、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、減債積立金並びに過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

以上が平成26年度の下水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要でございます。

よろしくご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第8から日程第15までの平成26年度各会計決算認定につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の正副委員長を慣例により決定したいと思います。

決算特別委員会の委員長に総務文教常任委員会委員長の門田直樹議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は環境厚生常任委員会副委員長の藤井雅之議員とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

ここで、決算特別委員会の日程等について、委員長の説明を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 今回の決算特別委員会の委員長に私門田直樹、副委員長に藤井雅之議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明いたします。

本日の本会議散会后、1日目の決算特別委員会を開催し、まず総務部長及び各所管部長からそれぞれの決算状況の概要説明を受けたいと思います。2日目からの決算特別委員会の日程については、9月18日及び9月24日の午前10時から、決算書及び各資料をもとに具体的項目についての内容審査を行います。

なお、予備日として9月25日を予定していますので、各議員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

また、資料要求は、配付されています資料要求書により9月3日木曜日午後1時まで事務局長へ提出してください。資料の要求に当たっては、関係資料等の内容を十分に精査され、必要最小限度の要求としてください。また、決算考査日は、本日の議会関係会議終了後及び9月3

日の午前10時からと9月17日の午前10時からとなっています。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16から日程第21まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第16、報告第6号「平成26年度太宰府市健全化判断比率の報告について」から日程第21、報告第11号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 芦刈 茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 報告第6号から報告第11号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第6号「平成26年度太宰府市健全化判断比率の報告について」ご説明申し上げます。

本市の平成26年度健全化判断比率は、前年度に引き続き一般会計等の実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の表示はなく、公営事業会計も含めた実質収支の合計でも黒字であるため、連結実質赤字比率についても表示されません。

また、実質公債費比率は前年度と比較しますと2.0ポイント改善され1.7%となり、将来負担比率も前年度に引き続き算定上マイナスになるため、比率の表示がありません。

したがって、太宰府市の財政状況は、全て早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要であります。

以上、簡単ではありますが、太宰府市健全化判断比率のご報告といたします。

次に、報告第7号「平成26年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

本年度におきましても、健全経営が維持されており、資金不足は発生しておりませんので、公表の際はバー表示となります。

以上、簡単でございますが、太宰府市水道事業会計資金不足比率のご報告といたします。

次に、報告第8号「平成26年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明申し上げます。

下水道事業におきましても、水道事業と同様に資金不足は発生しておりませんので、公表の際はバー表示となります。

以上、簡単でございますが、太宰府市下水道事業会計資金不足比率のご報告といたします。

次に、報告第9号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

地方自治法243条の3第2項の規定に基づき、太宰府市土地開発公社の平成26年度の事業及び決算並びに平成27年度の事業計画及び予算について報告するものでございます。

まず、平成26年度の事業及び決算についてご報告いたします。

公有地取得事業につきましては、事業の執行はございません。また、公有地の処分につきましても、平成25年度までに全てを処分していることから、事業の執行はございません。

決算につきましては、収益的収入4万801円に対しまして、収益的支出は238万5,290円となり、差し引き234万4,489円の当期純損失を生じております。

次に、平成27年度の事業計画及び予算についてであります。公有地取得事業では、具体的に公社による取得を依頼されているものはございません。

以上、簡単でございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況をご報告いたします。

次に、報告第10号「公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

太宰府市国際交流協会では、市民一人一人が個性、多様性を認め合いながら、国際的な相互理解を深める多文化共生社会の実現を図ることを目的に、公益事業を展開しているところでございます。

まず、平成26年度の事業及び決算についてご報告いたします。

事業につきましては、公益認定を受けております国際交流促進事業、外国人学生支援事業、在住外国人支援事業の3つを柱として事業を実施いたしました。

具体的な事業内容といたしましては、協会事業等の広報、市内小学校や民間交流団体が行う自主的国際交流活動の支援、市内及び近隣の国際交流団体の交流事業への共催、後援等を行い、外国人と市民との交流を図るためにフレンズベル倶楽部メンバーのつどい、太宰府市民政庁まつりへの参加、日本文化体験講座を実施いたしました。

また、外国人学生や在住外国人の支援事業といたしまして、セカンドファミリー事業、史跡散策交流会、在住外国人を対象といたしました日本語教室の開催、生活支援ガイドブック内容の充実を図るために留学生等フォーラムを実施いたしております。

平成26年度の決算でございますが、収入につきましては、太宰府市からの補助金、会費等を合わせまして383万2,012円となっております。支出につきましては、事業費支出216万8,361円、管理費支出150万3,462円、合わせまして367万1,823円となっております。

次に、平成27年度の事業計画と予算でございます。

今年度の事業につきましては、公益認定を受けております国際交流促進事業、外国人学生支援事業、在住外国人支援事業の3つの柱にて事業を展開いたしますが、平成26年度事業に実施した事業をさらに充実させ、市民と外国人との交流や外国文化の体験を通じ、国際理解が深まる事業を積極的に展開していく予定です。

予算につきましては、市の補助金、会費等を合わせまして551万6,000円の収益を見込み、費用といたしましては、事業費、管理費合わせて収益と同額の551万6,000円として、当期増減額

を0円と予定いたしております。

以上、簡単でございますが、公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況をご報告いたします。

次に、報告第11号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

まず、平成26年度の事業と決算についてご報告いたします。

主な事業といたしましては、いきいき情報センターを初め7つの施設の管理、運営と文化スポーツの振興に関する事業を行い、各種講座、イベント、展示事業など256事業を開催いたしまして、団体及び人材等の情報収集と広範な情報提供を行ったところでございます。

この結果、財団が管理、運営している施設におきましては、58万6,000人の方に利用をいただきました。

今後とも多様化する市民ニーズに応えますために、サービスの向上を図るとともに、市民が安全で安心して使用できる施設の管理、運営に全力を傾注してまいります。

決算につきましては、主な収益として、指定管理料収益、自主事業収益、施設利用料収益、市補助金等を合わせまして、当期経常収益計2億8,505万602円となっております。

経常費用につきましては、財団が管理運営する各施設の事業費、管理費を合わせまして合計2億7,646万5,038円となり、当期経常増減額は858万5,564円となっております。

これに一般正味財産期首残高を合わせますと、基本財産を除き、一般正味財産期末残高は6,931万819円となっております。

次に、平成27年度の事業計画と予算についてでございます。

公益財団法人に移行し3年目に当たり、事業につきましては生涯学習支援事業や展示事業、また健康増進を図るスポーツ振興事業、イベント等をいきいき情報センター、文化ふれあい館、女性センタールミナス、市民図書館の文化施設並びに体育センター、歴史スポーツ公園、史跡水辺公園（市民プール）の社会体育施設におきまして、合計310の事業を予定しております。

次に、予算につきましては、8施設の指定管理料収益と自主事業収益、施設利用料収益等を合わせまして、収支予算として経常収益計が3億8,484万4,000円、経常費用計が3億9,045万2,000円で、当期経常増減額はマイナス560万8,000円となります。

一般正味財産期首残高は、基本財産を除き5,454万5,355円を見込んでおり、それを加えますと、一般正味財産期末残高は4,893万7,355円となります。

以上、簡単でございますが、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況をご報告いたします。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第6号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、報告第7号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、報告第8号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、報告第9号について質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 1点、大きな方向性です。お伺いしたいと思いますが、その土地開発公社については、私も2年間理事をさせていただきましたので、経営状況とか経営方針というのは理解しているつもりです。そして、先ほど市長の報告にもありましたけれども、その土地開発公社が特別何か土地の先行取得ですとか、そういった太宰府市では行っていないという状況の中で、近隣市でも土地開発公社を解散するというような自治体が出てきておりますけれども、今後土地開発公社を太宰府市としてはどのような形で持っていこうとしているのか。

私としては、今の先行取得とかそういった部分、行っていない状況なら、もうこれ以上公社を持つ必要がないんじゃないかなとも思ったりするところでもありますけれども、その点についての今後の方向性についてご答弁、ご所見をいただきたいと思います。

○議長(橋本 健議員) 総務部長。

○総務部長(濱本泰裕) 今質問の中にもありましたように、この土地開発公社は用地の先行取得を目的としております。この用地協議といいますのは、やはり用地を取得したいときに、どうしても地権者と協議を進めていくわけですが、なかなか協議が進まないことも多々ございます。その逆に、また急にやっぱり協議が調う場合というのも当然ございます。こういった場合に予算措置というものがない場合に、すぐに購入にできないというような事態もございしますので、土地開発公社を利用して土地の先行取得を行いたい。

また、国の補助の関係もございしますので、一旦公社で購入をいたしまして、後ほど太宰府市で買い戻しを行うと、こういったことにつきましては、まだまだ太宰府市でもその可能性というものは十分でございますので、土地開発公社自体は存続をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(橋本 健議員) よろしいですか。

次に、報告第10号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、報告第11号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(橋本 健議員) 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月4日午前10時から再開します。  
本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（2日目）

〔平成27年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成27年9月4日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第55号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第56号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
日程第4 議案第58号 平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第5 請願第2号 「いきいき情報センター・トレーニングルーム」の設備・機械改善に関する請願
日程第6 意見書第1号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書
日程第7 意見書第2号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（17名）

- | | |
|-------------|----------------|
| 1番 堺 剛 議員 | 2番 船越隆之 議員 |
| 3番 木村彰人 議員 | 4番 森田正嗣 議員 |
| 5番 有吉重幸 議員 | 6番 入江 寿 議員 |
| 7番 笠利 毅 議員 | 8番 徳永洋介 議員 |
| 9番 宮原伸一 議員 | 10番 上 疆 議員 |
| 11番 神武 綾 議員 | 12番 小 嶋 真由美 議員 |
| 13番 陶山良尚 議員 | 14番 長谷川公成 議員 |
| 15番 藤井雅之 議員 | 16番 門田直樹 議員 |
| 17番 村山弘行 議員 | 18番 橋本 健 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 市 長 芦 刈 茂 | 副 市 長 富 田 讓 |
| 教 育 長 木 村 甚 治 | 総 務 部 長 濱 本 泰 裕 |
| 地域健康部長 友 田 浩 | 総 務 部 理 事 兼 公 共 施 設 整 備 課 長 原 口 信 行 |
| 建設経済部長 今 村 巧 児 | 市民福祉部長 中 島 俊 二 |
| 教 育 部 長 堀 田 徹 | 上下水道部長 松 本 芳 生 |
| 総 務 課 長 石 田 宏 二 | 経営企画課長 山 浦 剛 志 |
| 文書情報課長 百 田 繁 俊 | 地域づくり課長 藤 田 彰 |
| スポーツ課長 大 塚 源之進 | 市 民 課 長 行 武 佐 江 |
| 保育児童課長 中 島 康 秀 | 建 設 課 長 小 川 武 彦 |

社会教育課長 中山和彦

学校教育課長 森木清二

上下水道課長 古賀良平

監査委員事務局長 渡辺美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 今泉憲治

議事課長 花田善祐

書記 山浦百合子

書記 力丸克弥

書記 諫山博美

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第55号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第55号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第55号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第56号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第2、議案第56号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第56号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第57号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 議長より質疑の許可をいただきましたので、通告に従って議案第57号の補正予算関係についてお尋ねをいたしたいと思いますが、初日、市長のほうから、いわゆる体育館からプールに渡る廊下といいますが、その部分について当面はやめて、将来に託すというふうに述べられましたが、これの総合体育館の工事費用につきましては、企業、具体的には戸田建設と契約をしまして議会の承認を得ております。これは市長もご存じと思うんです。その契約の中には、総合体育館からプールに渡る廊下も含めての金額の契約であったと思います。

が、それとの整合性はどうなるのかをお尋ねします。

近い将来がどれぐらいを見ておられるかわかりませんが、改めてまたこれをつくるといふときには、現在の計画の金額よりも高くなるのではないかという心配がありますが、その辺のご見解をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） おはようございます。よろしく願いいたします。

今の村山議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1項めの連絡ブリッジの設置を含め契約の議決を議会でもっていただき、それとの整合性についてのご質問でございます。

これにつきましては、本議会において上程させていただいております補正予算を議決していただければ、その後、連絡ブリッジを削減するとともに、アリーナのエアコン、移動観覧席及び雨水、井戸水の設備の設置を織り込んだ仮の変更契約を施工者と締結いたします。その後、改めて変更契約に係る議会の議決をお願いする手順を踏んでまいりますので、その段階で整合性がとれるものと考えております。

次に、第2項めの連絡ブリッジを改めてつくる場合でございますが、この場合は、ご指摘のとおり設置費用は高くなる可能性もあるのではないかと考えられます。

なお、連絡ブリッジにつきましては、歩道から直接上がれる階段設置の要請が警察から上がっており、追加工事等必要となります。また、7月18日及び19日に実施した体育複合施設に関する市民説明会においても、ブリッジの削減に対する意見が出されております。

以上のことを考えながら、設置についての判断を将来世代へ譲るということにしたものであります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問ございますか。いいですか。

次に、11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 同じく補正予算について質問いたします。2点お伺いします。

17ページの3款2項3目の中の市立保育所管理運営費の中の賃金で保育士等とありますが、636万1,000円ですね、これの採用人数と雇用形態についてお伺いいたします。

2件目は23ページ、10款5項1目、体育複合施設整備費についてですけれども、市長の説明でありましたこの工事の内容が3つ上げられておりましたが、この工事の内訳、3つの内訳とその金額をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 1項目めの市立保育所管理運営費の採用人数と雇用形態について、市長からということでございますけれども、私のほうからご回答を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、新ごじょう保育所嘱託保育士の賃金を10月から3月までの期間で6名分及びその雇用に伴います社会保険料等を計上させていただいております。

これにつきましては、障がい等により支援や配慮を要する児童が多く入所されていること、また通常勤務ではない早出、遅出をしなければならぬ保育士が多くなったことから、現在雇用しております保育士の人数では、200人定員までの入所及び一時預かり保育に対応できないことから、嘱託保育士を追加で雇用するためのものがございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問ございませんか。いいですか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 当初計画していたときよりも支援の必要な子が多かったということで、保育士が足りなくなったという現状があるというふうに現場のほうからも聞いておりますけれども、この嘱託で雇用ということですが、正職での採用は考えられなかったのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） その前に、失礼しました。2答目の質問で、総務部長、総合体育館の内訳ということで。

副市長。

○副市長（富田 謙） 2答目のご質問に対しまして、市長からということでございますけれども、私のほうからご回答させていただきます。

施設建設工事費の内訳とその金額についてのご質問でございますが、内訳には基本的にアリーナのエアコン、それから移動観覧席、雨水、それから井戸水の設備に係る工事費から連絡ブリッジの工事費を控除したものでございます。個々の金額につきましては、まだ契約前でありますので、申し上げることは控えさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

なお、補正予算書に提示させていただいている額は、あくまでも予算額でございます。あらかじめ算出した額でございます。これは普通積算するときに使います標準書というのがあります。そういうのから積算いたしまして、またほかの情報等を加味してつくっているものでございます。契約に直接反映される額を確定したものではありません。あくまでも予算書でございます。契約に直接反映させる金額は、今後現場の状況等を勘案しながら、金額をできるだけ抑えるように精査した上で決めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 回答を市民福祉部長。

（「もう一回」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 再質問でもう一回。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 保育所、保育士の件ですけれども、今申し上げました、正職で採用ができなかったのかということなんですけれども、検討されたかどうかお伺いいたします。

それから、体育館のほうですけれども、今副市長の回答では、契約前なので公表することできないというようなお話でしたけれども、概算で標準表で積算されていると思うんですけれど

も、市民の皆さんの中には、もう観覧席が1億円かかるとか、そういうような情報も回ってしまっていて、いろいろな賛否両論、その観覧席についてだったりとか、雨水の機能についても要るのか要らないのではないかというような話も出てきていますので、この3件について内訳を示していただかないと、検討ができないと思っています。

これ例えば個別に計上するとなれば金額が上がってくる、予算書の中に上がってくると思うんですけども、その点についていかがお考えかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） まず、市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） まず、今回の追加で正職保育士を考えなかったかということでございますので、私のほうからご回答させていただきます。

今回はあくまで子どもさん方のそういう状況に応じた保育士の補充ということでございまして、今回につきましては嘱託の保育士で補充ということで予算を上げております。

なお、次年度につきましては、採用計画に基づいて正職の保育士の採用を考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 次に、体育館の件。

総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 内訳を明らかにできないと議論ができないというような趣旨の質疑だったと思うんですけども、基本的にそのお考えも非常にわかるんでございますが、基本的に契約前にはやはりいろいろな現場の要素を取り入れて、どちらかというところ、変な言い方ですけども、とにかく値切るような方向で我々は動くわけでございます。それを大もとのその内訳というのがやっぱり明らかになれば、変な話、ある一定確定的なその期待を施工者にもやはり思いを抱かせてしまうというようなこともございますので、契約前ということになれば、それはご遠慮させていただいているというような状況でございますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問をお受けします。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 保育所のほうですけども、次年度に正職をというふうに回答をいただきましたけれども、発達障がいとか支援の要する子どもたちが本当に増えてきていまして、幼稚園になかなか入れずに、ごじょう保育所を頼ってこられているお子さんが多いというふうに聞いています。

平成28年度の採用が正職が1人というふうに聞いておりますけれども、1人ではなくて、4人、5人と多く採用していただいて、やはり先生方のスキルを重ねていただきたいというふうに思います。子どもたちの育ちとか発達を保障するためにも、嘱託の短期の雇用ではなくて、継続して雇用ができるような形でお願いしたいと思います。この点について考えられる

かどうか、ご回答をお願いいたします。

それから、体育館建設についてですけれども、内訳の内容については公表できないというふうに再度回答をいただきました。この予算計上されたこの事業内容について、必要だと判断された基本になる運用計画などが立てられているのではないかと思いますけれども、こういう内容について公表の予定はあるのか、今すぐできるのかどうか、回答をお願いいたします。これで終わります。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 保育士の今後の採用予定でございますけれども、本年度はごじょう保育所、定員を大幅に増加するというので3名の採用をしております。平成28年度につきましては、今1名のところで応募をかけているところでございます。

この保育士につきましては、現在確かに臨時や嘱託で対応しているという事態はございますけれども、一度採用すると、それこそやっぱり38年ほどですか、40年近くの採用ということになるわけです。今後の少子・高齢化というのは、太宰府市でもはっきりこの状況というのはもうあらわれてくると思っております。今後のそういった30年先、40年先、そういったところのことを考えますと、現時点で正職員を一度に増やすということにはならないと思っております。

ただ、技術の継承であるとかそういったものについては、十分考えていかなければならないと考えておりますので、計画的な採用を平均をしながら、保育士についても採用をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 体育館の活用計画についてでございますが、現在関係課のほうで調整をしております、どういう内容、どういうイベントをやるとかそういう分につきましては、固まり次第公表するという計画をしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 次に、7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ただいま許可をいただきましたので、予算書について数点ありますけれども、質問させていただきます。

最初に、15ページにある2款2項1目のICT推進費とありますが、何のために何のシステムをつくるのかということが1点。

2点目に、9款1項3目、消防費の財源が市債に変更になっておりますけれども、どういう理由でそういう変更をされたのか。

3点目、10款1項2目、教育費のところですが、需用費で印刷製本費ということになっておりますけれども、何を印刷するのかということを教えてください。

4点目、10款4項1目、社会教育団体支援費ということで補正で上がっておりますけれども、

何かしら急な必要が生じたのか、どこに支援をするのかということをお教えください。

最後に、少し戻りますけれども、2款1項7目、公共施設整備基金。公共施設の整備は太宰府市においてもこれから大きな課題になっていくかと思っておりますけれども、今後の積み立てもしくは整備の必要に照らして、今回この補正額が適正と考えた理由、あるいは今後の見通しといったようなものを教えてください。

以上でよろしくお願いたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず最初に、ICT推進費、システムの内容及び目的につきましてご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、来る10月5日から番号法が施行されることに伴いまして、本市におきましても昨年度から住民基本台帳システムや地方税システムなど、番号制度対応が必要な既存業務システムにつきまして改善を順次進めているところでございます。

今回ご提案いたしております補正予算の内容は、大きく分けますと2点ございます。

まず1点目は、各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、提供等の業務を行うため、各システム間におけるデータの受け渡しのための装置等の導入及び設定のための費用でございます。

次に、2点目は、国、県からも情報漏えい対策強化の指導、助言をいただいている状況がございますので、本市といたしましてもシステムの操作記録を管理できるような装置を導入するなどの技術的対策を施し、安全性の強化を行うための費用でございます。

次に、消防施設費の財源を市債に変更する理由についてご説明を申し上げます。

本市では、予算作成の際には、一般財源をできるだけ使わないよう、実施する事業が国、県などの交付金や補助金の対象とならないか、また後年度に地方交付税措置があるなど、より有利な起債、いわゆる優良起債の対象とならないかなどの精査をしているところでございます。これは、限られた財源を有効に活用するために必要なことだと考えております。

今回の補正に係る消防施設費は、体育複合施設敷地内に防火水槽を設置する費用でございます。当初予算で計上しておりました起債は、起債充当率が事業費の75%、起債の元利償還に対する交付税措置が30%のものでございましたけれども、これをより有利な充当率100%、交付税措置70%の起債に変更ができるようになりました。このために今回の財源更正を行うものでございます。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 3点目の印刷製本費について説明をいたします。

太宰府市教育委員会では、平成26年7月に「小学生と中学生の「太宰府の歴史と文化を学ぶ」副読本」を制作をいたしまして、学校及び関係者に配付し、現在学校の授業等で活用していただいているところでございますが、このたびその追録版といたしまして、「小学生と中学生の「太宰府の歴史と文化を学ぶ」副読本・追録」を制作しております。その印刷製本費とい

うこととございます。

追録の内容といたしましては、平成27年に太宰府市民遺産として新たに認定されました第10号太宰府の梅上げ行事、第11号高雄の自然と歴史及び平成27年4月24日に認定されました日本遺産「西の都」～東アジアとの交流拠点～」を教材にしたものでございまして、20ページのカラー印刷で、10月発刊予定でございます。

続きまして、婦人会補助金について説明をいたします。

これは、太宰府市の社会教育関係団体であります太宰府市婦人会への支援補助金の補正でございます。本年10月に第63回全国地域婦人団体研究大会が47年ぶりに福岡市で開催されるに当たりまして、太宰府市婦人会を含めた周辺市町婦人会で開催準備が進められているところでございます。ところが、全国大会ということで、大変規模が大きく、約2,000名の参加で2日間の開催ということもありまして、関係市町婦人会への財政負担も余儀なくされるということでございますことから、太宰府市婦人会を支援するための補助金を補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 最後に、公共施設整備基金の今後の積み立てと、整備の必要に照らして、今回の補正額とした理由についてご説明を申し上げます。

公共施設整備基金につきましては、公共施設等の老朽化に伴い、近年は主にその改修に要する費用の財源として活用しており、平成27年度当初予算におきましても1億7,184万9,000円の繰り入れを計上させていただいております。平成26年度末の公共施設整備基金の残高は4億5,914万5,128円ですが、各施設の改修に要する費用はその残高を大きく超えることが見込まれております。また、庁舎、中央公民館などの一般的な施設の改修につきましては、基本的に補助金や交付税措置のあるいわゆる優良起債が見込まれないことから、今回の補正予算では、将来の財政負担の軽減を図るため、平成26年度の決算剰余金のうち1億円を公共施設整備基金に積み立てることとしております。

今後につきましては、今策定を予定しております公共施設等総合管理計画に基づきまして、長期的な視点を持って施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うとともに、改修事業等に要する財源の確保に向け、可能な限り公共施設整備基金への積み立てを行う予定としております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 1点目については、特に再質問はいたしません。

2点目、財源を市債に変更する理由のところですけども、今の回答で、体育複合施設内の防火水槽のための費用だということだったんですけども、これは率直に感じた疑問を言いますけれども、体育複合施設の建設費用ということで上がっているものの中に、消防費のような形で別に事実上体育複合施設の整備に必要なお金がかかっているということになると、恐らく

多くの市民が、体育複合施設全体として幾らになるのかという質問は、去年、おとしあたりからいろいろあったかと思えますけれども、ほかにそのような形で体育複合施設の整備にかかわる予算項目というものがあるのかなのか。ちょっと即座には返答しにくい問題かもしれないんですけども、教えていただきたいと思えます。

それから、副読本に関してですけれども、内容として入る市民遺産、日本遺産というようなことは、市民遺産はともかく、日本遺産については今年4月でしたか、決定されたことだと思います。副読本を私も見たことがあるんですけども、学習の目当て等もあって、授業で使われることが今の答弁にもあったように想定されていると。とすると、決定から半年以内に発行するわけですけれども、学校現場に使うに当たって、編集に当たったのはどこかということと、授業で使うための客観性であるとか内容の精査というようなことに十分な時間があつたと考えているかどうか、その点見解を教えてくださいたいと思えます。

4点目、補助金のことですけれども、異論はありませんけれども、10月に必要なものを9月に補正であれば、できればもう少し早い段階でわかったほうがいいかなと感じました。これは再質問ではありません。

5点目ですけれども、今の答弁で、改修だけで現在の基金が不足ぎみだということでしたけれども、一般的には庁舎建てかえ等には優良起債が見込めないということでしたが、いずれはそういう日が来ることを考えると、今回この件を質問したのは、今の積み立てのペースで本当に足りていくのだろうか。今可能な限り積み立てるようにしていると答弁はありましたけれども、今現在で可能な限り、必要になろうものに対して十分であるという認識を持っているのかどうか。白書の作成を待つべきかもしれませんけれども、とりあえずの返答をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず最初に、防火水槽の件につきましてご回答を申し上げます。

今回の防火水槽の設置につきましては、体育複合施設内に今回新たな用地がありましたので、地域のために必要となる防火水槽を設置するというところでございまして、この体育複合施設のための防火水槽ということではございません。

防火水槽につきましては、そういった意味の防火水槽でございますので、体育複合施設の建設費用には含めておりません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 体育複合施設本体ということじゃなくて、先ほど総務部長が申し上げましたとおり防火水槽と、あとバスのシェルターですね、あれはあくまでも地域交通の整備という形で計画しているものがございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 副読本の件でございますが、現在もう既に制作をして、学校等に配付している副読本の中にも書いておりますけれども、「活用に当たって」というところに、この副読本を制作した趣旨等について説明をしておるわけでございますけれども、先ほど説明いたしましたとおり、授業でも使いますし、朝あるいは帰りの子どもたちに教師が接する時間がございますので、その中で行事等におきましてはタイミングを見ながら適切にその話をしてみたりとか、あるいは地域の皆様がボランティア等で活動していただいたりしておりますが、子どもたちが総合的な学習の時間等で探索活動等をする際に、それを使って地域ボランティアの皆様から説明を受けたりとか、そういう活用の仕方をしておるところでございます。

また、副読本の題材を何にするかというところにつきましては、最初に副読本を制作した折に十分検討したところでございますけれども、授業で使えるような内容にすべきだということで、今小学校、中学校の中で太宰府の歴史と文化に関連するような単元がどんな単元があるかということをお全部精査いたしまして、ここの単元の中ではこんな活用ができるんじゃないかというものを精査しながら選んだところでございます。

それと同じ考え方に立ちまして、今回も市民遺産が2つと、それから日本遺産を盛り込んだわけでございますけれども、年間計画の中でこの副読本を活用していく上で、どこに入れたらいいのかということをお考えながら、今回教材として選定をしたわけでございます。だから、ただ単に日本遺産になったからとか、市民遺産になったからということでこれを盛り込んだわけではございませんで、授業等で活用ができる、ここの部分で活用できると。

活用の仕方につきましては、まさに授業の中の副教材といいますか、資料として活用する場合もありますし、副読本そのものを活用しながら授業をする場合もございますし、あるいは単元計画の中で一番最後に活用する時間というそういう時間もとるようにしておりますけれども、一旦授業の内容が終わって、さらにそれを内容を広げたり深めたりする上で、副読本を活用するとさらに深まるといったような活用の仕方をしてみたりとか、あるいは先ほども申し上げましたが、地域の探索活動等に活用したりとか、そういういろいろな使い方を考えておりますので、そういったところをお全部考慮した上で、今回の追録ということで制作をしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 公共施設整備基金がこの金額で足りるのかということでございますけれども、この公共施設整備基金につきましては、毎年、今いきいき情報センターの1階にありますマミーズ、あそこの賃借料、約4,500万円ほどになりますけれども、この賃借料と、毎年決算の剰余金の中から一部を積み立てて、この公共施設整備基金を確保しているところでございます。

施設の改修につきましては、市内のいろいろな施設、かなり老朽化をしておる現状もござい

まして、たくさんの要望というのは上がってきております。その中で毎年約2億円を計画的に改修していこうということで、今進めておるところでございます。

ですから、これで足りるかどうかということではなくて、可能な限り剰余金が出たときには、さまざまな基金、必要な基金に分配して積み立てを今後も行っていきたいというふうに考えております。

また、この公共施設整備基金につきましては、施設の主に改修に充てていくというような目的を持った基金でございます。先ほど言われましたこの太宰府市役所の庁舎も約30年を経過しております。今後30年後ぐらいに建てかえの必要などがまた生じてくるかということは思いますけれども、そういったものにつきましては、またこの公共施設整備基金とは別に、今後計画を立てていく必要があるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

○7番（笠利 毅議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 次に、10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 第57号の補正予算につきまして、4点質問いたします。

まず1点目は、16、17ページの3款2項4目13節委託料の学童保育所指定管理料520万1,000円ですが、当初予算で7,045万円が計上されておりますが、増額の理由をご説明ください。

2点目は、18、19ページの10款1項2目の事務局費の学校給食改善研究委員の委員数及びどのような方々に依頼される予定なのか、ご説明ください。これは特別委員会でも質問したような気がいたしますが、その辺をご説明よろしくをお願いします。

3点目は、20ページ、21ページの10款3項1目15節工事請負費の各校校舎等補修工事4,000万の内容をご説明ください。

4点目は、22、23ページの10款5項1目保健体育総務費の細目132の体育複合施設整備費の関連ですが、市民プールとの連絡ブリッジはされないことになりましたが、横断歩道と信号機は設置される予定があるかご説明ください。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） まず、1点目の学童保育所指定管理料について説明をいたします。

平成27年度当初予算におきましては、学童保育所指定管理料といたしまして14学童分、7,799万円を計上しておりましたが、4月1日の時点におきまして太宰府小学校学童保育所の入所児童数が定員を上回る予想となりまして、太宰府小学校第2学童を急遽増設いたしましたところでございます。したがって、その分の指定管理料が不足することになりましたので、増額補正するものでございます。

次に、2点目、学校給食改善研究委員会の件でございますが、太宰府市学校給食改善研究委

員会規則によりまして、構成メンバーは識見を有する者、それから栄養士、教員、それから保護者でございまして、委員数はそれぞれ2名の計8名を予定しておるところでございます。

3点目の各校校舎等補修工事についてでございますが、これは太宰府中学校のエレベーター設置工事のための補正でございます。階段による上りおりの移動が困難である重度肢体不自由の児童・生徒等にとって快適な教育環境を確保するために、エレベーターを整備するものでございます。

また、今後におきましては、地域とともにある学校づくりを進めるに当たりまして、学校のバリアフリー化にも対応するものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 横断歩道と信号機の設置についてご回答をさせていただきます。

落合橋横、体育複合施設と史跡水辺公園に接しております交差点につきましては、現在3方向の横断歩道のみを設置となっているところでございます。この交差点の信号機、横断歩道の設置につきましては、かねてから地元のご要望もございました。このようなことから、交通安全確保のため、設置に向けまして警察協議を進めてまいるといところで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 質問は余りないんですが、2点目の部分ですが、前回中学校給食特別委員会でもお聞きしましたが、その内容のそのままですが、できれば早目に識見者関係の方々の、この予算が終わりまして早急に委員を立ち上げていただきたいと思います。回答は要りません。

それから、一番最後の横断歩道の関係ですが、これにつきましてもできるだけ落合橋の、体育館そのものができることじゃなくても、現在大変な渋滞も絶えずありますので、横断歩道と信号機の設置を早目に早急にやっていただけるようお願いいたしまして、終わります。

○議長（橋本 健議員） 次に、16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 5人も質疑というのは多分初めてじゃないですかね。いわゆる分割付託を尊重しとるんですけれども、どうしても所管外で、今の時点で確認したいと思いますので、補正予算の体育複合施設の移動観覧席ですね、この件について4点ほどお聞かせください。

まず、市長はこの件に関してはやや見直すというふうなお話をされておったような記憶があるんですが、結果的に移動観覧席という形で上がってきております。そこで、まず稼働が年に何回くらい考えておられるのかというのが1点目。

それからまた、春日市さんではもうこれやめて、折り畳み椅子で対応するというふうなことを聞いておりますが、本市も折り畳み椅子でやったほうがいいんじゃないか、それでもできな

いのかと。どうしてもできないという理由があるなら、お聞かせいただきたい。

それから、3点目が、先ほど契約前の云々というのがありましたけれども、それぞれの移動観覧と、それと折り畳み椅子のその初期費用、それから運用経費ですね、をやはり聞きたいです。

最後に、この体育館の構造ですけれども、大体の図面はご提示いただきましたけれども、やっぱり詳しいところわかりません。この体育館の構造自体が、この移動観覧と、もし折り畳み椅子ということになれば、双方に対応できるのか、その4点をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） まず初めに、私のほうから回答させていただきます。

この体育複合施設オープンに当たっては、内部については、完成後に新たな設置をするとなると困難が出てくるので、必要なものは内部的には整備しておきたいと考えております。したがって、空調設備、移動観覧席は設置する、外のブリッジについては見送るとした補正予算を今回提案させていただきました。

収納は壁面にスペースをとるようにしています。スポーツ、文化等さまざまな利用の機会があると思いますので、いろいろな利用に対応できるよう、また臨場感あふれるものにするためにも、立体的な移動観覧席は必要なものだと考えております。

詳しくは担当部長から回答させます。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） まず、1点目の年間の稼働回数でございますけれども、現在スポーツ観戦イベント、例えばバレーボールとかバスケットボールなどの実業団やプロリーグなどの試合を呼ぶとか、著名人の方を呼んだ文化講演とか、そういうのを現在庁舎内部とか関係団体と調整中でございますので、申しわけございませんが、稼働回数につきましては現段階では未定でございます。

次に、2点目のご質問でございますけれども、スポーツにはするスポーツ、見るスポーツ、支えるスポーツの3つのアプローチがあるというふうに思っております。太宰府市のスポーツ振興基本計画にもございますように、見るスポーツという部分の提供を今回体育複合施設ではやっぱりやっぴりやっぴりやっぴりということございまして、折り畳み椅子を並べるということになりますと、試合会場は同じレベルのフロアになりますので、この議場でもそうですし、野球とかサッカーのスタジアムでもそうでございますが、やはり高低差というものをつけまして、後ろのほうにお座りになる方も見やすくなるような形ということと、先ほど市長が言いましたように、コートサイドとかにつけまして臨場感あふれるスポーツの姿というものを市民の方に提供しようということで、階段状に設置できる移動観覧席が最適であるというふうに考えておるところでございます。

3点目の金額でございますけれども、折り畳み椅子の費用につきましては、今までリースした実績で申し上げますと、1脚当たり300円でございますが、移動観覧席の席数720席で単純計

算いたしますと、1回のイベントで21万6,000円ということになります。これに設置費用とい
いますか、労務賃はまた除いた形になりますので、新たにプラスをされるということになりま
す。

4点目の構造についてでございますが、移動観覧席、折り畳みの椅子いずれでも対応可能な
構造となっております。

以上でございます。

(16番門田直樹議員「3点目の折り畳みの費用等をご回答もらえま
すか」と呼ぶ)

○議長(橋本 健議員) 地域健康部長。

○地域健康部長(友田 浩) 済みません。移動観覧席の購入の費用につきましては、先ほど言い
ましたように契約額に影響を及ぼすことから、ここでの答弁は差し控えていただきたいと
思っております。

折り畳みの椅子につきましては、大体金額的にいうと1万円から2万円の間じゃないかな、
購入すればですね、そういうふうなことじゃないかなと考えております。

以上です。

○議長(橋本 健議員) 再質問ありますか。

16番門田直樹議員。

○16番(門田直樹議員) 具体的な金額出せなくても、高いか安いかわったら、常識的に考えて
移動のほうが高いですね。その辺ぐらいいは答えられるのじゃないかと思うので、お聞きした
い。

それから、見るスポーツというのは、やっぱり高低差というのは私もそのとおりに思いま
す。もちろんあったほうがいいでしょうね。

また、市長がかなり苦渋の決断というか、考えられたということも、今のご答弁でわかりま
した。ですから、おおむね倍とか1.5倍とか言えるんだったらあれやけれども、高いというの
かな、やっぱりその効果ですよ、その今言われたような見るスポーツを支える構造として必
要というものに見合う支出だというふうなことですかね。ちょっとお考え聞かせてください。

○議長(橋本 健議員) 地域健康部長。

○地域健康部長(友田 浩) 私どもとしては、それに効果があるということで判断をさせていた
だいております。

○議長(橋本 健議員) 再々質問ございますか。いいですか。

○16番(門田直樹議員) はい。

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

議案第57号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第58号 平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)に

ついて

○議長（橋本 健議員） 日程第4、議案第58号「平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第58号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 請願第2号 「いきいき情報センター・トレーニングルーム」の設備・機械改善に関する請願

○議長（橋本 健議員） 日程第5、請願第2号「「いきいき情報センター・トレーニングルーム」の設備・機械改善に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番森田正嗣議員。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） 「「いきいき情報センター・トレーニングルーム」の設備・機械改善に関する請願」について説明させていただきます。

紹介議員は、私、上疆議員、徳永洋介議員です。

請願者は、高齢者にとって健康を維持することが、ご自身にとっても、地域社会で貢献活動をするについても、重要な前提であることを認識されている方々でいらっしゃいます。週に4日ないし5日程度、トレーニングルームに通われておられます。トレーニングルームを楽しい施設にしたいとの多くの利用者の思いを代表して、請願をさせていただきました。

それでは、お手元に配付させていただいております請願書を読み上げさせていただきます。

いきいき情報センタートレーニングルームの設備・機械改善に関する請願。

1、要旨。いきいき情報センタートレーニングルームは、太宰府市の市民にとって自己の健康管理を手伝っていただけるジムとして広く周知されており、また多くの方々が利用されておられます（年間利用者数2万5,000人超と聞いております）。

ところで、近時、施設の設備、トレーニングマシンについては老朽化、ふぐあいが目立ち、利用者側から施設について利用しにくいとの意見が多く出されております。そこで、以下の2点について改善していただけますよう請願をする次第であります。

第1点は、老朽化、ふぐあいが目立つトレーニングマシン（トレッドミル、エアロバイク、ハイプリー、フライ、チェストプレス、腹筋台、マッサージチェア、バレルローラー）については、早急に取りかえ等をお願いしたい。

また、ふぐあいが目立つ設備（ロッカールーム、シャワー室）につきましても、早い時期に改善をお願いしたい。

第2点は、トレーニングマシンの入れかえについては、新年度予算において新型の機械購入

をお願いしたい。

以上のとおり改善していただけますようお願いします。

2、理由。まず、この施設は市の助成により運営されていますが、その目的は市民の健康の維持と増進を図るとともに、生活習慣病や認知症等を予防し、国民保険や介護保険等の医療費縮小を目指す点にあると思います。

そこで、利用させていただく市民の側からしますと、利用しやすい設備が整えられていることが何よりも望まれることとなりますが、老朽化した設備、機械等では、トレーニングの意欲をそぐだけでなく、機械等のトラブルによる負傷の心配が懸念され、利用しにくくなります。

また、高齢者の健康管理について自助努力を可能にする施設を充実させることは、太宰府市の医療費の縮小につながり、市の財政計画にも大きな影響を与えると考えますが、設備について改善を図られなければ、本来の市の目的を損なうことになると思います。

以上の理由から、トレーニングルームの設備、マシンについて改善をお願いするものです。

平成27年8月24日。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第2号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 意見書第1号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第6、意見書第1号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番徳永洋介議員。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） 意見書第1号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」について提案します。

意見書の中身を見ていただきたいんですけども、中身としては、1番、義務標準法を改正して、小学校2年生以上の35人以下学級を実施すること、2番、教育の機会均等の保障と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の拡充を図ること、この2点を意見書として上げたいと思っております。

提案理由としましては、今先行している少人数学級を導入している県は、学力の向上が見られています。全国学力・学習状況調査で4年連続上位の秋田県は、他県に先駆けて独自に少人

数学級に取り組み、小学校でも中学校でも国語、算数・数学において全国平均を大きく上回っています。また、山形県でも独自の少人数学級を導入後、追跡調査で3年後に早くも学力の向上が見られています。ほかの県でも、やはり不登校、いじめの件数の減少が見られています。

例えば1学年80人の学年ですと、1クラス40人。これが少人数学級になりますと3クラスになり、26人から27人になります。子どもたちの教育効果を考えれば明らかなだと思えます。

全国的に見れば、意見書で述べたとおり、小学校1年生では35人以下学級の基礎定数化が図られています。しかし、財務省は効果が見られないとし、35人以下学級の基礎定数化をなくそうともしています。

日本の教育予算は、OECD31カ国で最下位です。文科省も、教育予算の拡充を望んでいます。

市民の皆様とともに、少人数学級、義務教育費国庫負担金の拡充を太宰府市議会でも求めていただきますようお願い申し上げます。

最後になりますけれども、市長をお願いします。福岡県でも自治体独自で加配教員を採用し、少人数学級の実施を行っている自治体があります。お子さんをお持ちの家庭は、教育問題に対しても熱心です。太宰府市でも段階的に、計画的に、前向きに少人数学級を実施していただけたらと思っております。どうかよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 意見書第2号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第7、意見書第2号「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番笠利毅議員。

〔7番 笠利毅議員 登壇〕

○7番（笠利 毅議員） 「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」、提出者は私として、賛成議員として村山弘行議員、長谷川公成議員、上疆議員、神武綾議員とともに意見書を提出したいと思えます。

理由といたしましては、今参議院で審議の進んでいる安全保障関連の法制審議については、

国民の理解を得られるよう慎重に行うことを求めるという趣旨です。安全保障が国民生活の根幹にかかわるものであることに鑑みて、このような意見書を提出したいと考えています。

意見書そのものの内容を読ませていただきます。

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書。

今国会において安全保障に関する法案が衆議院を通過し、会期を延長し、参議院で審議が行われています。

この中で、集団的自衛権行使の範囲をどう規定するのか、自衛隊の国際貢献の拡大によるリスクがどこまで高まるのか、自衛のための武器使用が海外で必要なのか、また審議前に海外派兵や日米共同訓練の計画を立てていたことなどが明らかになるなど、日に日に国民の漠然とした不安が広がっています。

安倍総理は、4月末の米国国会の演説で、一連の安保法制をこの夏までに国会で成立させると明言しており、国民、国会とも内容を知らされていない中での発言は、慎重さを欠いていると指摘もされています。

近隣のアジアの国々も、この法案をめぐる議論を注視しています。これまでの歴代政府が踏襲してきた安全保障体制を大きく変えようとする法案であることから、国会だけでなく、国民に対する情報開示と説明責任が求められています。

今年は戦後70年の節目の年です。この半世紀、自衛隊が戦争で一人の外国人も殺さず、戦死者を出さなかったことは、国民全てが誇るべきことです。

よって、本市議会は、政府及び国会に対し、安全保障法制の見直しに当たっては、国会はもとより国民的議論を喚起し、慎重に審議を尽くすことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上をもって説明にかえさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） それでは、2点お伺いいたします。

まず、この安全保障関連法案、衆議院を通過して116時間の審議を終え、それから今国会ももう審議を終えようとしているこのときに出される、なぜ6月定例議会に提出されなかったのかをお聞かせください。

それが1点と、もう一つ、この文言の中に「海外派兵」という言葉があつて、「海外派遣」ではなく「海外派兵」とあります。安全保障関連法案の中にこの「海外派兵」という言葉が明記をされているのかどうか、そのことだけお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） なぜ6月ではなく9月かということですが、6月の時点では提案する準

備がなかったということです。9月、もうすぐ法案が通るか否か決まるところですけれども、今回の意見書の趣旨は、国民の理解を第一に考えてほしいというところに重点があるもので、審議の行方はまだはっきりとはしませんけれども、この9月に提出させていただきました。

また、派兵という用語についてですけれども、私が読んだ限りでは、派兵という言葉が使われていたかどうかまで厳密には確かめてはおりませんが、この意見書を提出するに当たって賛成議員の中で話をしたときには、一般的な国民的な理解のもとで用語を使って文章を書くということで、法律的な厳密さ、法案との照らし合わせで用語を選んだという形はとっておりません。

○議長（橋本 健議員） 結構ですか。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 済みません、同じ会派ですが、恐らく総務に付託されて慎重に審議することになりますが、その結果、最終日に採決ですよ。その前に会期中というか、最終日の前に法案が成立したときにはどうされるのか。提出者が別の委員会ですから、ここで確認しておきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 法案が成立した場合ですけれども、先ほども申しましたけれども、趣旨としては国民的な理解を大切にしてほしいということが主な点になっています。意見書を作成した時点で、まだ最終というか、現在でもそうですけれども、法案がどうなるか確定してはいないので、最終的な結論を出しているわけではありませんが、法案審議の行方にかかわらずとまでは言い切れませんが、このままの形で意見書としては採択を求めることを現時点では考えています。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（3日目）

〔平成27年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成27年9月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質問項目 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 長谷川 公 成
(14) | <p>1. 平成24年12月に質問をした南小学校における児童・生徒の通学路の安全対策と横断歩道設置について</p> <p>(1) 星ヶ丘保育園横の交差点内の信号設置について</p> <p>(2) 星ヶ丘保育園前の交差点を上った梅香苑バス通りの交差点について</p> <p>(3) 高雄台団地の上り口交差点について</p> <p>(4) 高雄中央公園の交差点について</p> <p>2. 太宰府南小学校の空調設備について</p> <p>6月議会の補正予算で可決された、市内の小中学校空調整備費が可決され、夏休み期間中に工事、設置をされると説明を受けたが、太宰府南小学校には、いまだ設置されていない。</p> <p>① 他の小中学校はどうなっているのか</p> <p>② 設置されていないのはなぜか</p> <p>③ 設置はいつになるのか</p> |
| 2 | 木 村 彰 人
(3) | <p>1. まちづくりにおける市民と行政の「情報共有」について</p> <p>市民参加による、まちづくりの大前提になるのが、市民と行政の情報共有である。</p> <p>そこで、次の2項目について何う。</p> <p>① 本市における情報共有の現状評価について</p> <p>② 情報共有のための有効な手段である、次の3つの方法について、現状評価と改善方針等について</p> <p>ア) ホームページ</p> <p>イ) 市民意識調査</p> <p>ウ) 公聴会、市民説明会</p> |
| 3 | 宮 原 伸 一
(9) | <p>1. 小中学校の児童・生徒の発達障がいについて、また、いじめ問題について</p> <p>(1) 小学校・中学校の発達障がいの児童・生徒の現状と対応について何う。</p> |

| | | |
|---|----------------|--|
| | | <p>(2) 先日も岩手県で、児童が自殺をした、いじめ問題で、学校側は、いじめの把握をしていなかったが、現在太宰府市においての現状について伺う。</p> |
| 4 | 上 疆
(10) | <p>1. 公共施設白書の作成等について</p> <p>(1) 平成25年6月議会の一般質問にて、総務部長が本年度中に公共施設白書は作成すると答弁されていたが、いまだに白書は議会に提示されていない。公共施設白書は作成されているのか伺う。</p> <p>(2) 総務省では、昨年4月に各地方公共団体に対し公共施設等総合管理計画の策定を要請するとともに策定指針を示されて、ほぼ全ての地方公共団体において平成28年度までに公共施設等総合管理計画が策定される見込みとなっている。</p> <p>このことについて、市として、どのような検討をされているのか伺う。</p> |
| 5 | 船 越 隆 之
(2) | <p>1. 地域交通体系の整備について</p> <p>太宰府市には、外国人の観光客が増えたことにより、大型バスの乗り入れが1日平均100台以上来ている。</p> <p>市としては、どのように考えておられるのか伺う。</p> <p>2. 太宰府館の今後の方向性について</p> <p>太宰府館は開館して10年を過ぎていることにより、これからは何らかの方針を考える必要があるのではないかと思うが、所見を伺う。</p> <p>3. 体育複合施設連絡ブリッジについて</p> <p>連絡ブリッジを先送りすると市長が言われているが、納得がいかない。本当に市民のことを考えておられているのか、所見を伺う。</p> |
| 6 | 有 吉 重 幸
(5) | <p>1. 観光客への情報提供について</p> <p>現在、国内はもとより、中国や韓国など海外からも観光客がお見えになるが、外国の方のマナー問題をはじめ、新しい課題がある。</p> <p>そこで、ほとんどの観光客が持っているスマートフォンを使っての日本でのマナーや観光情報を提供すればいいと考えるが、所見を伺う。</p> |
| 7 | 神 武 綾
(11) | <p>1. 市民図書館事業について</p> <p>(1) 市民ボランティアとの連携について</p> <p>(2) 学校図書館支援の計画について</p> <p>(3) 生涯学習の拠点としての整備について</p> <p>2. 発達障がいの子どもの療育体制づくりについて</p> <p>(1) 療育相談室の現状について</p> <p>(2) 保育園、幼稚園の受入れについて</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>3. 自治体が発信する平和の取組みについて</p> <p>8月に平和祈念展や平和サイレンに取り組んでいるが、今後の方向性について伺う。</p> |
|--|--|--|

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 堺 | 剛 | 議員 | 2番 | 船越 | 隆之 | 議員 |
| 3番 | 木村 | 彰人 | 議員 | 4番 | 森田 | 正嗣 | 議員 |
| 5番 | 有吉 | 重幸 | 議員 | 6番 | 入江 | 寿 | 議員 |
| 7番 | 笠利 | 毅 | 議員 | 8番 | 徳永 | 洋介 | 議員 |
| 9番 | 宮原 | 伸一 | 議員 | 10番 | 上 | 疆 | 議員 |
| 11番 | 神武 | 綾 | 議員 | 12番 | 小畠 | 真由美 | 議員 |
| 13番 | 陶山 | 良尚 | 議員 | 14番 | 長谷川 | 公成 | 議員 |
| 15番 | 藤井 | 雅之 | 議員 | 16番 | 門田 | 直樹 | 議員 |
| 17番 | 村山 | 弘行 | 議員 | 18番 | 橋本 | 健 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

| | | | | | |
|---------|----|-----|--------------------|----|-----|
| 市長 | 芦刈 | 茂 | 副市長 | 富田 | 讓 |
| 教育長 | 木村 | 甚治 | 総務部長 | 濱本 | 泰裕 |
| 地域健康部長 | 友田 | 浩 | 総務部理事
兼公共施設整備課長 | 原口 | 信行 |
| 建設経済部長 | 今村 | 巧児 | 市民福祉部長 | 中島 | 俊二 |
| 教育部長 | 堀田 | 徹 | 上下水道部長 | 松本 | 芳生 |
| 総務課長 | 石田 | 宏二 | 経営企画課長 | 山浦 | 剛志 |
| 防災安全課長 | 齋藤 | 実貴男 | 地域づくり課長 | 藤田 | 彰 |
| 元気づくり課長 | 井浦 | 真須己 | 文化学習課長 | 木村 | 幸代志 |
| スポーツ課長 | 大塚 | 源之進 | 市民課長 | 行武 | 佐江 |
| 福祉課長 | 阿部 | 宏亮 | 保育児童課長 | 中島 | 康秀 |
| 都市計画課長 | 木村 | 昌春 | 建設課長 | 小川 | 武彦 |
| 観光経済課長 | 藤井 | 泰人 | 社会教育課長 | 中山 | 和彦 |
| 上下水道課長 | 古賀 | 良平 | 監査委員事務局長 | 渡辺 | 美知子 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | | | |
|--------|----|-----|------|----|----|
| 議会事務局長 | 今泉 | 憲治 | 議事課長 | 花田 | 善祐 |
| 書記 | 山浦 | 百合子 | 書記 | 力丸 | 克弥 |
| 書記 | 諫山 | 博美 | | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、15人から提出されております。

そこで、一般質問日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定いたしておりますことから、本日14日7人、15日8人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

14番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

[14番 長谷川公成議員 登壇]

○14番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

最初に、太宰府南小校区における児童・生徒の通学路の安全対策と横断歩道設置についてお伺いいたします。

1、星ヶ丘保育園横の交差点についてですが、幾度となく質問をさせていただいておりますが、交通量の問題や見通しがよ過ぎるという観点から一向に改善されておらず、事故はなくなっていないというのが現状です。運転手の抑止効果を上げるため、防犯カメラや交通カメラの提案も却下されたのも事実としてあります。それでは、市としての対応策はどのように考えてあるのか、お伺いいたします。

2、星ヶ丘保育園横の交差点の坂を上がり、梅香苑バス通りと交わる交差点箇所にも横断歩道の設置をしたらどうかと考えるが、見解を伺います。

3、高雄台団地の登り口の交差点は、危険な交差点としてテレビにも取り上げられ、南小校区では児童・生徒が通学路として一番多く利用する交差点です。この箇所にも横断歩道の設置が必要だと考えますが、見解を伺います。

4、最後に、高雄中央公園の交差点ですが、この交差点はどこにも一旦停止の標識がなく、どちらが優先道路かもわかりません。また、朝の通学、通勤時に抜け道に使われることが多く、3点目の交差点同様、交通量が増加し、非常に危険な状態です。この箇所にも横断歩道の設置が必要だと考えますが、見解を伺います。

次に、太宰府南小の空調設備についてお伺いいたします。

6月議会の補正予算案で提案、議決された市内小・中学校空調設備費ですが、夏季休業中に工事、設置されると説明を受けておりましたが、太宰府南小学校にはいまだ設置されておられません。この件に関して3点お伺いいたします。

- 1、他の小・中学校はどうなっているのか。
- 2、設置がされていない、遅れているのはなぜか。
- 3、設置完了はいつになるのか。

以上、2件7項目についてお伺いいたします。

なお、答弁は件名ごとに、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） おはようございます。

1件目の南小学校区における児童・生徒の通学路の安全対策と横断歩道設置についてご回答をさせていただきます。

まず、1項目めの星ヶ丘保育園横の交差点内の信号機設置についてでございますけれども、星ヶ丘保育園横の交差点の状況につきましては、梅香苑団地から高雄中央通線へ向かう道路が急な下り坂になっておりますことから、車のスピードが出やすくなっておりまして、交差点内での事故がたびたび発生をいたしております。

これまでこの交差点についての安全対策といたしましては、市での通学路の注意、「スピードを落とせ」といいました路面標示、さらには交差点内全面にカラー舗装を施すことで車の運転者に対しまして、ここが交差点であるということを認識していただくことで注意喚起をしているところでございます。

また、警察署の対応といたしましては、一旦停止、横断歩道の設置も行われまして、横断歩道の設置に伴って歩行者が安全に車道を渡れるよう、押しボタン式の信号も設置をされているところでございます。

このような対策を行ってまいりましたが、その後も交差点付近では現実に交通事故が起っております。そのようなことから、さらなる交差点の安全対策としまして、筑紫野警察署を通じ県公安委員会に対し、交差点全方向に対して信号制御行います定周期信号機の設置要望を上げております。警察署にはさらに検討を進めていただいております。

次に、2項目めの星ヶ丘保育園前の交差点を上がった梅香苑バス通りとの交差点に関する安全対策についてでございます。

この交差点が団地から下る坂道と、これに交差しますバス路線の団地の幹線であるということから、県公安委員会に対しまして、信号機設置の要望を行っておるところでございます。

また、市の対策といたしましては、今年度この交差点内にカラー舗装を施しまして、車の運転者に対する注意を促してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、3項目めの高雄台団地の入り口交差点につきましては、道路の拡幅によりましてこの

道路を通過される車両も増加しまして、太宰府南小学校の通学路でございますことから、信号機の設置要望を行っております。

市では、この交差点につきましても、同様に本年度カラー舗装を中の交差点内に標示をしたいということで考えております。

最後に、4項目めの高雄中央公園の交差点につきましては、平成26年度に高雄39号線の道路改良を行いました。その際に点線の区画線を施工いたしまして、優先道路を明確にしたところでございます。さらに今年度は、交差点内にカラー舗装を行うことで、交差点の安全対策を図りたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。前回この質問をさせていただいたのが2012年だったと思うんですが、そのとき5点要望していたんですね。もう一点、高雄幼稚園のところをお願いしていたところ、そこには横断歩道が設置されましたので、この場をかりてお礼申し上げます。ありがとうございました。

横断歩道を設置せたくしていただいたんですけれども、学年がみんなどんどん上がって、今そこの通学路を利用する子どもが約10人ぐらいしかいなくなって朝、金曜日ぐらい私立っているんですけれども、ちょっと寂しい思いもしながら、しかし横断歩道がやっぱりあるということですね、あそこを通る車がかなり減速したりして、そういった運転手の皆さんにも協力してはいただいています。

1番目、星ヶ丘保育園横の交差点ですが、確かにカラー舗装等一生懸命やっただいて、努力はわかるんですが、8月にもまた事故が起きていまして、私、事故が起きたたんびにこの質問させていただいているんですよ。

信号設置、やっぱりどう見ても、保護者等からの不安の声も相当聞こえますし、今まで児童・生徒が誰も事故の被害に遭ってないというのが非常に不幸中の幸いでして、ですからいち早くここに信号設置が必要だと。やっぱり地域の声でもありますし、PTAの要望でもあります。

公安委員会と警察等には要望はしていただいていると思うんですが、これは警察とか公安委員会のほうから前向きな返答とかないんですか。お願いします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 私も先日この交差点通りますと、高雄台あたりから下ってまいりますと、とまっても右、左、高雄・中央通から来る車の速度が何となく見分けがつかなくて、車は見えておるんですが、出ていいんだろうか、とまれのところですね、そういったことで、やはり警察からはどのような事故が起こっているかという詳細までは、私どもも情報はいただけないわけでございますけれども、やはり危ない交差点だということは警察も認識していただいている状況だろうと思います。

施される対策についてはかなりやって、最後の答えとして定周期というふうな信号ということですので、私どもも前向きに検討していただいているものと捉えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） わかりました。近い将来、恐らく定周期つきというんですか、信号が設置されることをここでもまた強く要望いたしまして、市としてもまた考えていただけますようよろしくお願いいたします。

2番目の星ヶ丘保育園横の交差点を上がる場所なんですが、あそこもやっぱり抜け道として使われたり、保育園の保護者等が朝車で送ってきたりして、非常に朝混雑しています。同じ防犯員の方にもそこに立っていただいて、いつも交通指導していただいているんですよ。雨の日もかっぱを着て一生懸命していただいています。そのおかげで事故はなくてですね、今安全に安心して児童・生徒が通っている状態です。

しかし、横断歩道を渡るという、南小学校、東中学校の生徒、余り癖がついてないんですね。だから、横断歩道がないもんだから、道路をどんどん横切るんですよ。非常にやっぱり見えて、下っているのを見ている、真ん中を渡ってくるものですから、車もやっぱり当然いきなり子どもが飛び出してくるからびっくりしますよ。だから、一概に車が悪いと言うけれども、やっぱり子どもも後ろを確認しないでぼんと出るものですから、見ている本当に怖いんですよ。こういった指導もその場ではするんですけども、なかなか全体的に行き渡っていないのが現状です。

ですから、これ全体にかかわるんですが、やっぱり横断歩道、カラー舗装もありがたいんですが、横断歩道を渡らせる癖をですね、今のうちから小さいときからつけておかないと、今後本当に大事故につながる可能性があります。ですので、要望しておきます。

この梅香苑の団地内なんですが、ちょっとお尋ねしますが、バス通りがありますよね、梅香苑一丁目、二丁目から緑台公民館前当たりの。あそこのバス通りは制限速度は40kmなんですか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 制限速度は30kmとなっております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 私もその認識が、大体団地内は30kmというふうに、決まりじゃないですけども伺っているんですけども、標識がどうも何か30kmというのが余り見当たらずで、運転手の人は、ここはバスが通るけん40kmで行っちゃろうぐらいのスピードでどんどん行くんですね。やっぱり40kmで行ったら、次はもう周り何もなかったら、じゃあ50kmというふうに何かちょっと勝手に勘違いされてですね、かなり速い速度での車も見かけます。

ですから、カラー舗装も非常にありがたいんですが、そういった30kmだよという認識もですね、運転手の皆さんにさせていただけるように要望しておきます。

3番目の高雄台団地の登り口交差点なんですけど、ここもテレビに出てですね、もう何か非常に私的には地元人間としては悔しい思いもしました。

今朝も交通指導行ってきたんですけども、南小学校の生徒じゃなく、東中学校の生徒や太宰府高校の自転車も通ります。それとか星ヶ丘保育園の園児も通ります。高雄幼稚園の園児も通ります。あそこは本当に人がよく通る交差点なので、非常に本当に危険なんです。

子どもは本当に、さっきも言いましたように後ろとか横を見ないでぽんと飛び出すんですよ。ですから、本当に嚴重に私も注意しています。危ないけん、左右見らんとつまらんとか。それでも何か遊びながら来る子とか、石を蹴ってくる子とかいてですね、本当に声をからすぐらい、今日の声はかれているのはちょっと違うんですけども、注意しているところではあるんですけど。

ですから、早目にですね、カラー舗装というのは車の運転手にはわかりやすくいいと思うんですけど、子どもたちはただ色がついとって、それを逆にこう、何というんですか、緑がついとってか、今しているんです、実際朝とか見ていたらですね。ですので、できたらやっぱり横断歩道設置を早目にさせていただくのが一番いいと思います。

4番目、高雄中央公園の交差点なんですけど、ここは壇上でも申し上げましたとおり一旦停止の標識がないもんだから、高雄台公民館のほうから、新しい団地が今できているんですけども、そこからいきなりぽんと車が飛び出るわけですね。一旦停止が坂の途中であればとまるんでしょうけれども、ないもんだから飛び上がってくるんですよ。何度もそういった光景見かけています。

ですから、カラー舗装も先ほどいいましたようにありがたいんですけど、やっぱりこっちが優先道路、こっちは優先道路じゃないので一旦停止をしてくださいというのをきちんと明確にしたほうが、事故が起こったとき等とかお互いがどっちが優先なんだとやっぱり言い張って、結局最終的にはもめたりするので、そういったことのないようにするために、やはり一旦停止の標識が私は必要だと考えております。ですので、こちらの件もあわせまして要望しておきます。

部長、この一旦停止の標識は、やはり公安委員会等に要望したら、すぐはつかないでしょうけれども、ある程度早い段階でつくことはできるんですか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 一旦停止の標識新設、これにつきましては、福岡県の公安委員会の判断というふうなことにはなっておりません。市といたしましても、この高雄中央公園からの下りのラインの緑の路側帯、ここにポールをですね、現地見ていただきますと、数カ所互い違いにつけたりして、先日私通りましたときには、議員おっしゃるようにならぬよう下校時間でございまして、高雄中央公園の交差点にも保護者が横断の旗を出されてですね、やっていただいて、本当にありがたいなというふうに思いました。

運転手の方もポールがあることによりまして、やはりあれがなければ路側の緑のところ

輪が入るわけでございますけれども、ある意味ぶつけると非常に危険なわけでございますが、夜間は光るといふふうなことでですね、一定の効果があって、子どもたちは緑の中を通りながら行っているなというふうに感じております。

いずれにしても、このドット線、実際に見ますとまだ施工したばかりですので、きちんと見えますからいかにもモラルの観点で、安全運転されている方からとってみると、交差点でもありますし、十字のマークもあるということで、とまられると思いますが、そのあたりも含めて公安委員会との協議案件に上げていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 本当にあそこの高雄台のあの道路は今度改良工事に伴ってきれいにしていただきました。私、子どもがまだ赤ちゃんのときベビーカーを押していたら、やはり歩道でつまずいてベビーカーが上がらなかつたりしたもんですから、そのときも要望させていただいて、本当にきれいな道路になりました。あとはもう安全対策ということで、今後も前向きに検討していただきたいと思えます。

1件目に関しましてこの4点、大きな本当に事故になる前に、横断歩道の設置と安全対策をよろしく願って、この1件目は終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 次に、2件目の太宰府南小学校の空調設備についてお答えいたします。

小・中学校の普通教室等へのエアコン設置工事につきましては、前回の6月議会において補正予算の議決をいただき、夏休み期間中の完成を目指し準備を行ってききましたが、去る7月11日に実施した入札が不調となったため、改めて8月6日及び7日に再度入札を行い、全小・中学校の施工者を決定したところです。

しかしながら、再入札までの事務処理期間や元請業者の体制づくりなどに時間を要し、太宰府南小学校を含め全ての小・中学校において、夏の冷房期間中には間に合っていない状況でございます。

今後、暖房の期間に間に合うように完成させたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） そうなんです、全校間に合っていなかったんですね。これ1つ、今後またこういうこともひょっとしたらあるかもしれない、要望なんです、7月に不調だったんであれば、8月また再度入札があったと。そういったことをもっと早目に知らされておけばよかったです。8月18日にも議員協議会ありましたし、不調は不調で、それはもう仕方ないこ

とだと思しますので、そういったことは事前に報告等があれば、ああなるほどと。したら、私たちが説明できるわけですね。

ほかの議員さんたちもやっぱり各小・中学校児童・生徒、お子さん抱えた方たくさんいらっしゃいますが、6月議会にせつかく小・中学校の空調設備の補正案議決して、今度夏休み中にクーラーがつくよとやっぱり言うもんですから、私たちも。恐らくほかの議員さんたちも言っていると思いますが、そういったところで学校へ行ったら、あれ、クーラーがついてない。たら、言っちゃ悪いけれども、子どもからすれば、あれうそやったっちゃんないとか。

やっぱりそういうふうに期待を持たせておいて、変な話、はしごを外すわけじゃないけれども、そういうことの状態をやっぱり、私も現場で見たもんですから、何でクーラーがついてないとかって。それを気づいたのが8月29日、南校応援隊というおやじの会があるんですけども、その中でデイキャンプというのを南小学校の中でしたんですね。そしたら、クーラーどこについとうとかねってこうして見て、全然ついてないんですよ。で、先生がいらっしゃったんで聞いたら、いや、それがですね。いや、俺そんなん何も聞いてないよって。恐らくほかの議員さんたちもそうだと思いますよ。せつかく6月議会で補正予算を通したのに。

ですから、入札が不調だった、そういったことを前もって私は知らせてほしかったです。これはなぜ知らせなかったのか。なぜということはないんでしょうけれども、追及しているわけじゃないので。ちょっとその理由があれば教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） まず、早目のお知らせというのに今後努めてまいりたいと思います。

その理由というのは特段ございません。一応目標とさせていただいたというのがございましてですね、最近のエアコン工事の状況から、福岡市も現在やっておりますし、非常に先ほど説明させていただいたとおり、職人さんがなかなか元請が確保できないというような状況もございしますので、今後とも早目のお知らせに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ぜひぜひよろしく申し上げます。7月の不調だったと、8月6、7日が入札が終えたといったことでもいいですので、本当ちっちゃいことでもいいので、報告さえしていただけたら、私たちが市民の皆さん、やっぱり子どもたちにも説明ができますので、よろしく申し上げます。

最後になりますけれども、最近子どもたちに聞いたら、南小学校のクーラーがついたというふうに聞きました。ですから、徐々に徐々にやってはいかれるんでしょうけれども、やはり土曜、日曜、学校が休みのときに恐らくずっと設置されていかれるんでしょうけれども、設置完了はいつになるのか、全ての小・中学校ですね。設置完了はいつになるのか教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 工期を一応8月13日から11月27日に設定しておりますので、最終的には11月27日までには全部ついてしまうと、冬の期間からの使用が可能だということでございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） はい、わかりました。

最後になりますけれども、今回要望の点ばかりだったのであれですが、横断歩道の設置もそうですけれども、早目に設置されることも要望しますし、今回の件もできたら、入札不調の件と入札が行われましたぐらいでいいので、そういった細かな説明を求めて、今後もよろしくお願いします。

私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、3番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔3番 木村彰人議員 登壇〕

○3番（木村彰人議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました1件2項目につきまして質問させていただきます。

まず、1項目めの本市における情報共有の現状評価についてです。

情報共有とは、文字どおりいろいろな情報を市民と市役所が共有することです。もちろん、よい情報も悪い情報も両方です。そして、この情報を共有することによって、よい情報はお互い広く拡散させ、悪い情報、いわば課題を一緒に解決することだと考えます。

そして、この情報共有を行うためには、自分が持つ情報を相手に届ける情報発信と相手の情報を集める情報収集を、市民と市役所の双方が対等かつ円滑に行うことができる状況が大前提となります。

まず、情報発信について。

市役所としましては、まちづくり情報を初めしっかり頑張っている仕事ぶりを積極的に情報発信、PRすることが大事になってきます。具体的な情報という形にして発信しなければ、せっかくの成果も半減してしまいます。逆に、悪い情報は発信しなくてもすぐに広まってしまう。

具体的な手段としての情報発信については、次の2項目めにお伺いするとして、ぜひ市役所職員皆さんの業務成果と仕事ぶりを情報として積極的に市民に発信していただきたいと考えます。

次に、情報収集について。

市役所の情報収集の手段としては、次の3つの方法、国、県の関係機関から発信する自然流下情報を収集する待ち受け型情報収集、自治会等の要望を聞き取るやや積極的な情報収集、市民意識調査や各種アンケートの積極的な情報収集といったところでしょうか。

どうしても待ち受け型の情報収集の姿勢になりがちです。ここはぜひ待ち受け型の情報収集

体制から、積極的な情報収集への転換が必要だと考えます。

積極的な情報収集の提案として、職員皆さんの人脈ネットワークを活用して情報収集し、それを組織的に整理し取りまとめて、政策に生かすというのはいかがでしょうか。

そして、いよいよ情報共有のステップです。

市役所は情報発信したつもりでも、市民側が情報を収集、共有しているかはよくわからない曖昧な状況です。情報収集においても、情報を集めただけでは市民情報の把握であり、市民と市役所の情報共有にはならないでしょう。

情報共有とは、情報発信と情報収集の絶え間ないローテーションであり、膨大、多岐にわたる情報を整理分析を施し、わかりやすい形に加工して、再度市民に向けて情報発信する、そしてこれを延々と繰り返すことにより、見えない情報共有というきずなが市民と市役所の間形づくられるのではないのでしょうか。

さて、本市における市民と市役所の情報共有、きずなの強さはいかがでしょうか。

次に、2項目めの情報共有のための有効な手段である次の3つの方法、1つ目、ホームページ、効果的な情報発信手段です。次に2つ目、まちづくり市民意識調査、積極的に情報収集できます。最後に3つ目、意見交換会、市民説明会、情報発信・収集の双方向のライブです。この3つの方法につきまして、現状評価と改善方針等について伺います。

まず、ホームページについてです。

皆さんもご存じのとおり、情報発信の有効な手段であります。しかしながら、このホームページの機能、効果を過信するのは少々危ういところがございます。基本的にはただの電子掲示板でありまして、この機能を有効に活用しなければ、庁舎前にある掲示板とさほど変わらないものに成り下がってしまいます。このホームページを市民が使いやすい情報ツールとして、また全国、全世界の皆さんに対して太宰府市の顔としてわかりやすく機能的であり、まほろばの里の名にふさわしい風格を兼ね備えたホームページであってほしいと考えます。

さて、本市のホームページは、単なる掲示コーナーになっていないのでしょうか。

次に、まちづくり市民意識調査についてです。

毎年定期的に行われている市民意識調査ですが、太宰府市が実施した数々の施策に対する市民の満足度、認知度をはかる指標になっています。市はこのデータを総合計画や事業評価に活用しているわけですが、果たしてこの情報の宝庫を最大限有効に活用できているのかということです。単なる情報の把握だけで終わってはいないのでしょうか。結果をホームページに載せるだけではなく、わかりやすい形に加工して、市民の皆さんに直接説明するというのはいかがでしょうか。

最後に、意見交換会、市民説明会についてです。

芦刈市長におかれましては、6月議会の施政方針において、徹底した情報公開と市民参加により、各分野別に基本計画を見直すことで、市民の意見が反映できる仕組みをつくると力強く宣言していらっしゃいました。その一環として、市民と行政が直接情報交換できる意見交換

会、市民説明会も、当然のことながら情報共有の有効な手段として活用されることと思います。

また、7月18、19日に開催されました体育複合施設の現地説明会におきましても、芦刈市長を初め行政幹部の皆様が多数出席され、積極的に説明、答弁する姿勢につきましては、私も大賛成であり、高く評価いたしております。

以上、情報共有の有効な手段である1つ目、ホームページ、2つ目、市民意識調査、3つ目、意見交換会、市民説明会につきましては、現状評価と改善方法についてお伺いします。

以上、1件2項目についてお伺いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 改めまして、皆様、おはようございます。

今木村議員のご質問にありました、まちづくりにおける市民と行政の情報共有についてご回答申し上げます。

第五次総合計画の中でまちづくりの理念として掲げております協働のまちづくりを進めていく上におきましては、情報の共有が大変重要であると考えております。また、情報の共有のためには、議員が言われたように情報の発信、収集がまず必要であると考えております。このための方策につきましては、私が今後市長として行政を進めていく上で十分に考え、積極的に行動していきたいと考えているところでございます。

いろいろなことについては、担当部長から回答させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） それでは、詳細につきましては私からご回答を申し上げます。

1項目めの本市における情報共有の現状評価についてでございますけれども、本市では第五次総合計画の中で協働のまちづくりをまちづくりの理念として掲げておりまして、まちづくりを協働で実施するためには、情報の共有、情報の発信、収集は大変重要なことであると考えております。

行政情報の発信につきましては、現在主に広報「だざいふ」や市ホームページを活用しながら発信をしておりますけれども、今年2月に実施いたしました市民意識調査では、広報「だざいふ」をいつも読んでいるという方が51.6%、たまに読んでいるという方が30.4%と、合わせて82%の方に読んでいただいているという結果が出ております。

さらに、ホームページの閲覧もございますので、合わせますとかなりの市民の方々が何らかの形で、市の発信する情報に接していただいているのではないかとというふうに考えております。

一方、情報収集につきましては、毎年市民意識調査を実施しているほか、ホームページでの意見投書欄の活用、また昨年は市長への手紙も実施しながら、市民の皆様のまちづくりに対するご意見、ご提言をいただいたところでございます。

このほか、職員が日常の業務の中で現場や窓口、電話などさまざまな場面で市民の皆様から

直接いただいたご意見なども、次の施策に生かすための貴重な情報であるというふうに考えております。

しかし、先ほどの市民意識調査によると、行政と市民の情報の共有ができていると感じるかという設問につきましては、肯定派は29.1%という結果が出ておりまして、市といたしましては、さらに市民との情報の共有に向けた努力をしていく必要があると考えております。

今後もこの数値を少しでも上げるべく、情報発信、収集につきましては、今ご質問の中にありましたことなども参考にしながら、その手法を検討していかなければならないと考えております。

次に、2項目めのホームページ、市民意識調査、公聴会・市民説明会についてでございます。

まず、ホームページにつきましては、広報紙と異なり、タイムリーな行政情報を発信する際には大変便利なツールでございます。また、紙面の制約などもないことから、情報によりましては詳細な内容まで掲示することも可能です。さらに、閲覧者が意見や感想などを自由に入力し、市に送信できるという機能もあることから、市にとりましても情報発信ツールというだけでなく、情報収集ツールとしても大切なものであると位置づけております。

このホームページの閲覧につきましては、いつも見ている、たまに見ているという方々を合わせますと27.8%となっております。広報紙に比べると低い数字になっておりますけれども、総アクセス件数を見ますと年々伸びている状況でございます。

現在のホームページのシステムは、来年8月までのリース期間となっております。それ以降の新システムの導入に向けて現在検討作業に入っているところでございまして、市民の皆様や議員の皆様からもレイアウトや内容についてのご要望等をいただいておりますので、情報の見せ方という意味でのレイアウト設計や最新の機能など、費用の面などもあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、市民意識調査についてでございますが、この調査は第五次総合計画策定以降、毎年度の施策評価の成果指標になっている部分もございまして、毎年実施しているところでございます。

その結果につきましては、調査項目も多く、ボリュームもかなりございますので、これまで広報「だざいふ」への掲載はしておらず、ホームページに全て掲載をしてきたところではございますけれども、今ご指摘がありましたように、調査結果の広報の掲載につきましては、限られた紙面の中で工夫をしながら、今後掲載していく方向で考えてまいります。

最後に、公聴会・市民説明会についてでございますが、市民の皆様と何らかの意見交換の場は必要なことであると考えておりますので、テーマをどうするのか、開催時期はどうか、また範囲をどうするのかなど、具体的な実施方法を検討しながら、実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） まず、情報共有について大きなところからご質問させていただくんですけども、今のところ広報「だざいふ」の閲覧率が82%でかなり高いということで、ホームページも用意してあると。そういう形で情報発信はできているという認識にもかかわらず、それこそ情報共有の状況ですよ、否定派のほうが64.8%で、肯定派、できているというのが29%ぐらいで、ちょっと問題ありというところで、市役所の執行部のほうも一応認識はあるということなんですけれども、これがパーセントが低くだけでなくて、年々ちょっと下がる傾向にあるような感じがしています。

実際に市民意識調査の中でも、情報共有ができているという肯定派は年々減少傾向が見られますよという評価もされていますんでね、これについては対策していかなくちゃいけないという認識があるんですけども、具体的に何か、どういう方向で打開していくかというアイデアがありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今言われました情報の発信ということですね、これはこれまでの地方自治体がやっぱり一番苦手な分野ではあるという認識は持っております。

このインターネットが普及をいたしまして、この情報の発信のあり方というのは大きな変化を遂げたところです。これまで広報紙、回覧板、そういったもので情報の発信をしておったわけですけども、これがホームページになりまして、例えば議事録でありますとか予算書、決算書、そういったものまで全てをホームページ等で載せることができしております。しかしながら、ホームページが見られる方ばかりではない、これも現実でございます。

このような状況に対応するということでは、まずホームページ自体ですね、非常にやっぱり閲覧がしにくいという意見もたくさんいただいております。これをやっぱり情報を受け取る側の立場に立ってですね、ホームページをやっぱりつくらなければならない。その辺が今度のホームページの更新の際の一番の課題であるというふうに考えております。

また、広報紙、これにつきましても、やはり確かに読んでいる方、見られている方という率は多いんですけども、その中身までがどれだけ皆さんの目に届いているかというのは大きな問題でございます。ですから、ホームページ、また広報紙、こういったものを関連づけながら、多くの方に多くの情報を仕入れていただきたい、そういうふうな考えのもと、今後の情報発信を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） いろいろな形で情報発信をやっていくということですけども、私がかよって気になっているのは、今情報の世の中ですので、情報がどんどんどんどん大きくなっています。市役所から来る情報というのも膨大な情報になっています。

ちなみに市民意識調査の報告書、これ確かにホームページに載っているんですけども、実

際は136ページでしたっけ、かなり大きいページです。これを読みなさいというのが、非常に市民にとっては苦痛なところがあると思うんですね。

ですから、それこそ膨大な情報を用意しました、置いときます、見てくださいじゃなくて、もうちょっとわかりやすい形で加工して伝えるという工夫が必要だと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今ご指摘のあったとおりでございます。大きな計画とかそういったものになるとですね、ダイジェスト版をつくったりとかそういった部分もやっております。

この市民意識調査につきましては、先ほどの回答でも申し上げましたように、広報紙の中でも一定整理をして、限られた紙面の中で皆さんにお伝えしていきたいというふうに考えております。そういった中で、集約された形をきちんと市民の皆様の目に届く、またそれから先詳しいことを知りたければ本編を読んでいただくと、そういうふうな情報の発信の仕方を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 今、前向きなご回答をいただきましてありがとうございます。

もう一つ私気になるのは、だんだん情報の世の中になりまして、ホームページ、これがだんだん職員の姿が見えないとかホームページに載せています、見てくださいというスタンス、これは本市に限らずなんですけれども、どうしてもやっぱり説明会という形の市民の前に出て行って、わかりやすい形でまちづくりの意識調査についても全部報告するというのはすごいボリュームですので、これをかいつまんで要点を絞ったところで、直接市の職員の方から説明するという試みが、私重要になると思うんですけれども、そこら辺の考えはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この市民意識調査だけではなくて、さまざまな場面でやはり市民の方にきちんと今の行政のあり方というのをお伝えしていくことは、大変重要だというふうに思っております。

この中では、当然太宰府市役所、これは基礎自治体でございまして、やはり直接市民と接する場面というのが非常に多い、それぞれの業務の中で職員は市民の方といろいろなお話をしております。そういった中でも、こういった結果が出ているんですよとか、そういったところは十分にお伝えしていかなければならない。そのためには職員も、こういった調査結果であるとかいろいろな施策ごとの計画とか、そういったものをやっぱり十分に理解しておく必要があるかと思っております。

今言われましたような説明会の開催ということでございますけれども、個別に説明会といいますのは、通常工事とかですね、住民生活に直接影響のあるようなものについては、それぞれ説明会とかを開催しておる状況でございますけれども、こういったものについての説明会とい

うのは今までも開催をされたことはございません。

今後、この市民意識づくり調査とかそういったスポットに当ててということよりも、全体的な部分でですね、市民への説明、そういったものを検討していく必要があるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 何か課題が生じたら、それを説明するという形で今までやってこられたということだと思うんです。

けれどもですね、何か課題がなくても、まちづくりはこういうふうな形で進んでいますよというお知らせという形でもいいと思う中でですね、1つですね、情報発信と情報収集について積極的な姿勢と多くのチャンネルを持つことが私はポイントだと思うんですけれども。積極的に、例えばホームページとか広報紙だけじゃなくて、いろいろな手段を持つことが大事だと思うんですけれどもね。積極的プラス多くのチャンネルを持つこと、これについてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 太宰府市では平成21年から、協働のまちづくりということで自治会制度に移行した経過がございます。この中で、市民の方の行政とのかかわりということも非常に深くなったというふうに考えております。そういった中でも、あらゆる地域の会合とかそういったところにも積極的に市民も出向いて、一緒になってまちづくりを考える、そういった姿勢が徐々にではございますけれども、芽生えてきているのではないかというふうに考えております。

そういった中で、当然行政職員としてそういったところに参加をしておりますので、そういうところで市民の方にお話ができるような体質に変えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 先ほど私も述べたんですけれども、情報共有、つまり市民と市役所のきずなだと私は思うんです。今情報共有ができてないパーセンテージが64.8%。ということは、きずなが薄いというか、弱いというか、細いというか、ということにほかならないと考えます。

この市民と市役所のきずな、つまり情報共有、これについてはかなり重たいものがある、現状は厳しい。これについては芦刈市長はどういうふうに考えているか、最後にちょっとお答えいただきたいです。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご質問いただきましてありがとうございます。

私の基本的な姿勢について、まず最初にご説明したいと思います。

私は、市民の投票によって選ばれました。また、議員の皆様も市民の投票によって選ばれました。まちの運営はこの二元代表制で行われていく。市側がいろいろなことを提案し、それについて議会で議論していただき、いろいろなことを必要ならつけ加え、変え、そして決定していただくというのが、私、議会の仕事だと思っております。

ですから私は、まず第1に、議員の皆様は市民の代表であるということは間違いないわけですし、まさしくそうだというふうに思っております。

私も4年1期、議員をしました。で、市長になりました。今議論されてあるのが市民との情報共有ということでございますが、私の率直な感想を言わせていただくと、どれだけ議員の皆様が情報を提供できているのかということが、私、大きな問題で、それからどう市民に伝わっていくかというふうなことで考えたいと思いますし、そういう意味でいうと、私はまだまだ徹底した情報公開というのが、市民だけじゃなくて、議員の皆様にも足りないんじゃないかというふうに深く反省しておりますし、そういう形で進めたいというふうに思っている次第でございます。

それともう一つ、先日体育館の市民説明会をしましたが、あくまでもやっぱり議会で討議していただいて、そして決まった内容を、あるいはそこで出た議論も含めて、あるいは市民の皆様からいろいろな意見をお伺いするという形で、市民説明会は私、行われるべきだというふうに思っておりますので、私は基本的な姿勢として、二元代表制でこの太宰府市の市役所、市長と議会の運営はしっかりやっていきたいというふうに思っている次第でございます。

それともう一つ、市民説明会等についての考えはということでございましたが、私としては、体育館の説明会をしたのはよかったと思っておりますし、今後も続けたい、あるいは早くしなければいけなかったと思っておりますが、9月議会の成果を受けまして、12月議会へ始まる前に、いろいろな形での市民説明会を考えていきたいというふうに考えておまして、そこでいろいろな意見、この年末、年度末にかけて総合計画の後期計画、まち・ひと・しごと創生法の総合戦略、自治基本条例という大切な課題をいっぱい抱えております。議員の皆様にもいっぱい議論、審議していただくと同時に、私もそういう市民説明会を開く中で、市民の皆様のご意見を承り、反映していきたいと、そのように考えている次第です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 引き続きまして2項目めの情報共有のための有効な手段、3つの方法について、まずホームページについて伺います。

まず、先ほど総務部長のほうからもご説明ありました、広報「だざいふ」の閲覧率は82%で、ホームページもありますと。ホームページの閲覧率は27.8%、ちょっと低いのかなど。やっぱりインターネットの環境がない市民の方もいらっしゃるのかなど私思いきや、同じ市民意識調査の調査項目の中にインターネット利用率というのもありまして、これが61.9%なんです。61.9%インターネットを利用するにもかかわらず、太宰府市のホームページを見るのが

27.8%、半分以下なんです。ここら辺については何か原因があるのか、そこら辺ちょっとお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） このホームページの場合ですね、やっぱり能動的に見に行かないといけないというのが1つですね。広報紙のように各家庭に配られるものとは若干違う部分があるかと思いますが。

そういったところで、やはり市のほうがどれほど市民の方に関心のある事項をここにいつも載せているのかというのが、1つ課題としてはあるかと思っております。

ただ、この市民意識調査ですね、毎年1,000人の方に出しておるんですけども、回答が約半数、毎回、大体そのような状況です。ですから、市民の方には余り市政に関心を持たれない方もやっぱりおられるのではないかと、そういったところも我々危惧しているところでございます。

やはり市政に関心を持ってもらえるような施策を市のほうもやっぱり実施していかなければ、こういった率は上がっていかないのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 施策に関心を持たせるような努力というのもそうなんですけれども、まずホームページのほうを来年の8月見直すということですけども、まずホームページの内容を改良するということが必要なかと思うんですけども、それこそいろいろな目的でホームページを訪れる方がいらっしゃいますので、要は今の現状のホームページが非常に使いにくかったり、わかりにくかったり、ましてやおもしろみがないというあらわれが、このインターネット利用率の61.9%に対して、閲覧するのがその半分という結果なのかと思うんですけども、そこら辺をこれから検討されていくことだと思うんですけども、ちなみに私もこの太宰府市のホームページを評価するに当たりまして、いろいろな自治体のホームページをのぞきました。

ちなみに近隣3市を見ても、やっぱりちょっと使いにくかったりするところがあるんですけども、行政執行部のほうから見て本市のホームページ、その評価についてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今ご指摘のように、若干よそと、今いろいろなところのホームページ、私も見ておりますけれども、やはり太宰府市のホームページ、最初のトップページが1枚しかないという部分もございまして、情報にたどり着くのが非常にやっぱり我々も手間取っているなというふうには感じております。

これをやはりホームページ、当然市内の方も見られますけれども、市外の方も見られます。

そういうふうなジャンル別というんですか、そういったところが最近よくあるみたいです。そういういったところも十分に検討していきながら、早く目的の情報にたどり着けるようなそういうホームページにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ホームページの改良のポイントについて今ちょっとお伺いしたんですけどもね、確かにそのとおり、使いやすさとかわかりやすさ、表現を工夫する、それとあと情報の公開度とか先進性とか一般的なホームページを改良するポイントだと思うんですけども、もう一つ私、ちょっと考えていることがあります、それこそまほろばの里にふさわしいホームページであってほしいというところで、太宰府市の個性、オリジナリティーをそのホームページには載せなければ、ただの便利な電子掲示板になってしまうと思うんです。このオリジナリティー、個性というのをどういうふうにお考えか、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 個性という点ではやはり太宰府市、歴史と文化のまちでございまして、そういった情報を数多く発信していくということは大切だと思っております。

現在、太宰府市でもそれぞれの名所というんですか、開花の状況などここの花が咲いていますよとか、そういった情報も今流しているような状況です。来訪者、太宰府を訪れる方が行く前にこのホームページを見ておこうと、そういうふうな関心を持ってもらえるようなホームページに今後もしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） はい、そうですね。太宰府市のホームページ、余り使い勝手がよくないと私言いましたけれども、実は見ていくと文化財のコーナーとか結構深い内容があったり、ほかの自治体のホームページにないページがあったり、かなりいいものが埋まっているんですね。それをうまいこと構成して並べかえるというのが、非常にこれから有効になってくると思うんですけども、そちらのほうをしっかりとお願いしたいと思います。

ホームページ、実は活動の中で私も持っているんですけども、最初は情報発信の手段、ツールとして考えていました。自分でホームページつくるに当たって情報発信の手段だからという形で始めたわけですけども、つくっていくうちに結局、結構これ私の分身なんですよ。ウェブ上にある私自身、私の頭にあることを全部載せて、だからただの情報発信じゃなくて、私本人だと今考えるようになっています。

自治体のホームページにおかれましてもですね、ただの掲示板じゃないんですね。情報発信の手段と私も言ってきましたけれども、実はインターネットウェブ上の太宰府市役所そのものだと思います。だから、本庁舎はここにあるんですけども、ここに来れない方はインターネットで見るわけです。それを太宰府市役所そのものとして見られます。そういう気持ちでそれ

こそ次回のホームページの改良に当たってはウェブ上の市役所を構築するような気持ちで当たっていただきたいと思います。

続きまして、次が、まちづくり市民意識調査についてお伺いします。

先ほども総務部長のほうから回答率が50%を切っています、これがまちづくり市民意識調査アンケートとしては、データの信憑性というんですか、全ての市民を対象にした回答とは言いがたいような気も、ちょっと私危惧するところなんですけれども、この回答率50%切っていることについて、それをいろいろな太宰府市の政策の指標に使っていることについて、これについてお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この市民意識調査も一つの統計でございまして、この統計というものはどこまでをすればその指標として用いられるのかというのは、当然いろいろな意見があるかと思えます。太宰府市の場合、毎年1,000人の方に発送をしております、約500件の回答をいただいているような状況です。今のところこういう指標で一定の推移は見られるのではないかとこのふうには考えております。

現実問題として、この数年間の動きを見てみますと、やはり問題のある点はやはり問題のある点として、きちんと数字としてあらわれてきておりますし、その辺から見ましても、一つの統計の結果としては取り扱えるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） まちづくり市民意識調査については、一応調査の概要、調査の対象については20歳以上の男女、それで1,000人ですよね。で、無作為抽出ということなんですけれども、普通のアンケートだったら、それを無作為抽出して出てきたものを処理するという形なんですけど、この市民意識調査につきましてはですね、それこそ確実な回答を確保したいというところであれば、例えば自治会の役員さんにはしっかり出してもらうと。それとか、各関係機関、PTAとか、その他しっかり準公的な機関に所属していらっしゃる方には出してもらうとか、そういう形でしっかり回答をいただく部分というのが必要かと思うんですけれども。ただ漫然と無作為抽出で1,000名、返ってきたのが半分というんじゃなくて。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 先ほどもちょっと言いましたけれども、この統計のあり方についてでございますけれども、そういった役員の方であるとかいろいろな活動をしてある方、そういった方を中心とするようなお話だと思いますけれども、それぞれ個別の施策を進める中で、そういった各団体であるとかそういったもの、必要に応じてアンケート調査などを行っているような状況もございます。

この市民意識調査につきましては、やはり広く一般の市民の方の考えを聞きたいというところ

ろでございますので、今後ともこの無作為抽出の中で実施をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ちょっと関連しまして。もう一つ、モニター制度というのが福岡県とかはございます。私もモニター応募してやったことあるんですけども、年間数回アンケートが送ってきます。本市におきましても、市政のモニターという形で、それこそ無作為的に一定人数、全市的に地域偏らず、こういう形でやったら、もうちょっと確実性の、信憑性のあるデータが集まるんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 過去には太宰府市におきましても、市政モニター制度というのを実施した経緯もございます。今言われましたように、こういう制度、こういったものを活用することも重要だというふうには思いますので、その件につきましては今後の検討課題とさせていただきますというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そしたらちょっとまちづくり市民意識調査の内容にちょっと触れたいんですけども、ちょっとそれですけども、この満足度調査の中で、無回答とかわからないというのがかなり大きいものを占めているものがありまして、例えばある項目については、半分以上がわからないという回答なんです。それで、いいか悪いか判断つかないような回答なんですけれども、こういう施策についてはですね、どうお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今言われました重要度、満足度というところ、これにつきましては平成26年度新たに設けた内容でございます。これまでは、その施策についてどう思われますかというような聞き方をしておりましたけれども、今年度から重要度と満足度というふうに分けた形で実施をするようにしております。

その中で、いわゆる中間ですね、普通というような回答を今回は意図的に設けませんでした。やや満足しているのか、やや不満足なのか、どちらかにはっきり意識を調べたいというようところがございましたので、これまで平成25年度までの調査を見ますと、普通というんですか、今までどおりでよいというような回答がやっぱり非常に多かったわけです。この数字がほぼこのわからないというところに推移をしているようなところもありますので、この調査項目につきましては、もう一度その辺をどうするのか、考えていかなければならないと思いますけれども、どちらとも言えないという方がこのわからないというところに転じたのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） まちづくり市民意識調査ですけれども、多少そのアンケートの内容とかにもですね、これから改良する余地があるということなんですけれども、結論としてはこの市民意識調査、かなりですね、有益な情報がいっぱい詰まっている情報の宝庫だと私は思っています。これを今の使い方、指標としての使い方なんですけれども、それ以外に有効な利用方法が私いっぱいあると思うんですけれども、何かそれについてはお考えありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 市民意識調査、これは継続で実施しておりますので、非常に本当に有効なデータだというふうに思っております。市の中で各種計画、そういったのを立てる際には、やっぱりこういった傾向を見ながら計画を立てていく必要があるかと思っております。

また、今行われております国勢調査でありますとかいろいろな統計調査もございます。こういったものをまとめまして、太宰府市としては今回の総合計画の後期基本計画、そういったものの策定の中でも十分に生かしたいということで、審議委員さん、そういった方にはこういった統計調査、またこういった市民意識調査、こういったものをお配りした中で、施策を決めるに当たっての参考にしていただきたいというふうに考えております。

これにつきましては、庁舎内でもさまざまな計画を策定する上では貴重なデータとして取り扱っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ぜひ積極的な活用をお願いします。

もう一つ、単純な話なんです。この市民意識調査、内容すごくおもしろい内容なんです、結果として。これをぜひホームページ上に置くだけではなくて、積極的にわかりやすい形で市民に対して説明していただければ、さらに有効な調査になると思います。

続きまして、このまちづくり市民意識調査に関連することなんですけれども、ちょっとパブリックコメントについてもホームページにも掲載されておりましたので、ちょっと続けてご質問させていただきます。

パブリックコメント、大きな事業をやる場合に、計画立てる場合にパブリックコメントを数年前から実施しているところなんですけれども、そのパブリックコメントに寄せられる意見というのが非常に少ない。もう1桁台です。1桁の人数、1桁の意見しかないんですけれども、これについてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今言われましたパブリックコメントにつきましては、3月議会の中でも幾つかご質問をいただいたところでございます。

このパブリックコメントの意義、目的といたしましては、広く市民に意見を求め、その意見を考慮して市の意思決定を行うということでございますけれども、それだけではなく、素案の

段階で市民の方々にその内容を公表いたしまして、市政の透明性を高める、また市民の市政への積極的な参加の推進を図ることなどが目的とされております。

また、策定の段階からいろいろな形でこの計画、そういったものを市民の方に見ていただく、意見の反映につながっていくのではないかとというふうに考えております。

ですから、意見が多いとか少ないとかということではなくて、まだ決定をする前に市民の方にも内容を見ていただく、こういった大きな意味があるかというふうに思っており、多くの方に見ていただくということが一つの目的として掲げているところでございます。

このパブリックコメントですけれども、確かに今言われましたように、体育館でありますとかそういったものについては非常に多くの意見が出されました。同じようにパブリックコメント、広報も行い、ホームページにも掲載して、また各公共施設にも配置しながらこれを行っているわけですけれども、やっぱり内容によりまして非常に少ないもの、また総合計画や体育館のように意見が多いもの、こういったものがございます。やはりその中身によってこの件数というのが変わっていくのではないかと思っておりますので、最初のほうで述べましたけれども、やはりそれぞれの施策をやっぱり市民に関心を持ってもらえるような中身で実施していく必要があるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） パブリックコメントについては、ホームページまたは各出先にパブリックコメントのコーナーが置いてありますね。そこにパブリックコメントの資料がどんと置いてありまして、そこに意見を入れてくださいと。なおかつ無人なんですよね。それが私、ちょっと非常に気になる場所なんですけれども、今総務部長のほうからは数じゃないと、広く知らしめること、確かに私もそう思うんですけれども、広く知らしめてないから、やっぱり数にあらわれてきているのかなという気がします。

まず、先ほど言いましたとおりホームページに掲載していますだけじゃあ、能動的に動かないと開かないですね。開けばすごいページ数が出てきます。それをプリントアウトしようと思ったら、一般の家庭じゃ非常に無理です。かと思って、各パブリックコメントが置いてあるところを窓口訪ねますと、案内する方もいらっやいません。コーナーが置いてあって、机の上にパブリックコメントの資料がどんと置いてあります、閲覧用と。その横に意見を入れる箱があります。何も説明もない。これが非常にいかなのかなと。

やっぱり広く意見を求めるのであれば、それに応じた対応を行政のほうもしてやらなきゃいけないかなと。それこそパブリックコメントにかける大きな課題というのは、内容も複雑です。単純に二、三枚のリーフレットで説明することは不可能なんですけれども。であれば、それを読めというのも非常に酷な話でありまして、それをわかりやすく伝えるということをやっとおろそかになっているんじゃないかなと。

そこら辺をですね、パブリックコメントを求めるのであれば、パブリックコメントの説明会

なりをしたところでわかりやすく伝えて、その場で意見を求める、いただくということも一つのアイデアかなと思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今の状況から申しますと、そのパブリックコメントの段階でやはり説明会の開催というのは、非常に困難な部分もあろうかと思っております。中にはですね、説明会を行っているような計画もございます。中身によりまして、そこは取捨選択をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） パブリックコメントについて、まだいろいろやり方、工夫する余地いっぱいあると思います。先ほどのまちづくり市民意識調査も同じなんですけれども、その結果については、何かしらの形でわかりやすい形で市民のほうに発信していただきたいと思います。

これ最後になりますけれども、意見交換会、市民説明会についてなんですけれども、それこそまたホームページを私開きましたところ、「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」というのがかつてやられてあったと、まだ資料残っています。それ以降、こういう会が開かれた形跡がございません。今回芦刈市長になられて、ここら辺市長が直接市民と意見交換するというこういう試みについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろなお提言ありがとうございます。生かせるものはしっかり生かしてやっていきたいというふうに思っております。

先ほどご回答させていただいたような形で、9月議会を終わって12月議会始まるまでに、市長就任約半年近くなるわけですから、この間のいろいろな経過含めて、当面市が抱えているいろいろな課題についての市民と語る会というのを、私は市民説明会とあわせて、最初44自治会でということをお願いしておりましたが、当面6校区の校区協議会あたりで開催、12月議会までに開催していく中で、いろいろなお意見を承りたいというふうに思っております。

木村議員のいろいろな回答率を上げるモニター制度、パブリックコメントの説明会等々、いろいろな本当に積極的なご提言ありがとうございます。私は、いろいろなことを進めるに当たって、ワークショップ、そもそも一番最初のスタートの市民の意見を聞くという形をですね、私はしっかり今後市民の意見を市政に生かすというスタートの時点で、私はワークショップなりそういう手法というのをとっていきたいというふうに思っておりますし、近隣市町に比べるとちょっとそのあたりが太宰府は足りないかなというふうな考えも持っておりますので、積極的に今ご提言いただいたことを含めまして取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

これ私、吉松の地元の話なんですけれども、先日道路の改良工事の関係で地元説明会がありました。それにおいて建設課の職員の方が見えて、すごくわかりやすい説明をしていただいて、関係する市民の方も、詳しい話が聞けて非常に安心されたようでした。この市民説明会についてなんですけれども、これも担当課にその判断が任されているかと思うんですけれども、市民説明会をやる、やらないという基準というか、そういうのはあるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 特に基準というのを設けているわけではございません。やはり今言われましたような工事ですとかそういった住民の生活に直接影響を与えるようなもの、これにつきましては基本的に説明会の開催などを行っているような状況です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ちょっと今回の体育複合施設の話にちょっと話が飛ぶんですけれども、地元説明会というのが7月18、19日ありましたけれども、着工する前に一回もなかったんですね。体育複合施設に関しては、吉松区というのが隣接する区になります。ということで、非常に市民の関心も高かったということで、自治会主催で説明会をしていただきました。

その中で体育複合施設の説明を担当課のほうからしていただいて、非常に有意義な会だったと思うんですけれども、それこそ小さな土木工事は、地元説明会してもらえば安心なんですけれども、特に大きなプロジェクトについては、しっかりこれ市民説明会をしていかなければ、それも構想の段階から。建設がある程度具体的にわかったら、いろいろなタイミングで地元説明会をしなきゃいけないと思いますけれども、これについてはどうでしょうか。全てとは言いません。大きなプロジェクトについてどういうふうにお考えか。これからもそういう課題が出てくると思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） この議会でも議論、いろいろ一般質問お受けしておりますが、本当に太宰府たくさん課題が山積みしているというような状況でございまして、大きな課題についてはやはり積極的な議論あるいは市民説明会、意見承るような形で今後とも動いていきたいと思いますし、本来的に私が7月に市民説明会させていただいたわけですが、おっしゃるように当初この構想が出てきたところから必要ではなかったかなというふうに思っておりますし、先ほど言いましたワークショップなりパブリックコメントなり、あらゆる機会を通じて市民の皆様の意見を承るような機会を設けたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 今回、情報共有というテーマで質問させていただきました。情報共有、つまり市民と市役所のきずなをさらに強めていかれることを最後に期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番宮原伸一議員の一般質問を許可します。

〔9番 宮原伸一議員 登壇〕

○9番（宮原伸一議員） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

小学校、中学校の発達障がい児童・生徒の現状、把握について及びいじめ問題についての把握と対応についてお伺いいたします。

まず1項目めですが、現在太宰府市の小学校、中学校に通学している発達障がい児童・生徒数についてお尋ねいたします。

また、どのようにして児童・生徒を発達障がいと認定しているのですか。

次に、2項目めですが、記憶に新しい岩手県の児童が自殺したいじめ問題がありましたが、学校側は児童の心の悲鳴、交換日誌に書き込んだ気持ち等についても、対応の遅れが最悪の結果を招いてしまいました。現在、太宰府市として小・中学校のいじめ問題をどのように調査、把握しているのかお伺いします。

なお、再質問は議員発言席に着いて行います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 小・中学校の児童・生徒の発達障がいについて、またいじめ問題についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの小学校、中学校の発達障がい児童・生徒の現状と対応についてでございますが、まず本市の小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数につきましては、全小・中学校に特別支援学級を設置し、102名の児童・生徒が在籍しており、障がいに応じて指導を行っております。

また、通級指導教室は小学校3校4教室、中学校1校の1教室に設置しており、67名が個別の指導を受けております。

ご質問の発達障がい児童・生徒数については、平成24年の文部科学省の通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する調査結果におきましては、学習面または行動面に著しい困難を示す児童・生徒が通常学級に約6.5%在籍していることが報告されておきまして、本市においても同様の状況にあると推測しております。

次に、どのようにして発達障がいと認定しているかについてでございますが、市教育委員会の教育支援コーディネーターによる保護者の教育相談を実施し、就学に当たっての不安や悩み

を伺い、就学に関する説明や情報提供を行うとともに、小・中学校及び幼稚園、保育園へ発達心理検査の案内をしております。6月から9月にかけて、臨床心理士による発達心理検査を実施しまして、その後保護者に対して検査結果を説明し、その中で必要な支援の方法について専門的な立場から情報提供を行います。

次に、発達心理検査の結果をもとに、保護者の同意により就学先について協議を行う教育支援委員会を開催いたします。教育支援委員会は、10月から11月にかけて開催しまして、児童・生徒の発達障がい状況を丁寧に把握し、教育的ニーズや保護者の意見も考慮した多様で柔軟な就学の場について協議を行います。その後、教育支援委員会の協議結果を保護者に書面にてお知らせをしまして、教育的ニーズに応じた多様で柔軟な就学の場について情報提供を行い、合意形成を図っております。

次に、2項目めの本市のいじめ問題の現状についてお答えいたします。

いじめの認知件数としましては、平成26年度は47件、本年度は7月までに11件の報告を受けております。また、現在のところ、いじめ問題等により児童・生徒の生命、心身または財産にかかわるような重大事案についての報告はあっておりません。

いじめ問題の調査、把握の方法についてでございますが、太宰府市いじめ防止基本方針に基づき、全ての児童・生徒を対象に年3回、6月、10月、2月でございますが、いじめに特化したアンケートを実施するとともに、アンケートにあわせて全児童・生徒との個別の教育相談及び保護者アンケートを実施しまして、調査結果を教育委員会に報告することとし、いじめの早期発見、早期対応に努めておるところでございます。

また、いじめに特化したアンケートを実施しない月におきましても、毎月学校生活アンケートやいじめに関するアンケートを実施しまして、各学校の校内いじめ防止委員会を中心にしまして、いじめの早期発見、早期解決のために組織的に取り組んでいるところでございます。

学校の状況や取り組みにつきましては、毎月の生徒指導上の諸問題に関する実態調査月例報告としまして、市教育委員会及び県教育委員会に報告することとしております。

さらに、平成27年2月に太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会を市教育委員会に設置、開催をいたしまして、いじめ防止等に関する機関及び団体が学校のいじめ問題等に関する実態や情報を共有し、連携して学校の支援等について協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） ありがとうございます。先ほど言われた教育支援委員会ですけれども、これは年に1回ということよろしいですか、お願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 教育支援委員会につきましては、各学校ごとに開催することということにしておりますので、基本的には各学校1回ずつということで、全部で11回の開催予定でございます。

ただし、人数等が多かったり、あるいは時間的に時間が足りないという状況ができました折にはですね、臨時に開催するというのもございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） この教育支援委員会と就学支援委員会というのがあると思うんですけども、私が聞いた話によると、10月ぐらいに特別支援学級なのか、あるいは特別支援学校というようなことを決める委員会があると聞いたんですけども、それは10月1回だけですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 実は、平成25年度までは、就学指導委員会というものがございました。昨年度平成26年度にこれを廃止いたしまして、そのかわるものとして教育支援委員会を設置したところでございます。教育支援委員会になりましたら、先ほど申し上げましたとおり、まずは発達心理検査受けまして、それを発達心理検査を行いまして、それに基づいて教育支援委員会を開催していくということでございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 先ほどの答えをまとめますと、要望があれば随時行われるという考えでよろしいでしょうか、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 学校からの要望がある場合もございまして、それから保護者からの相談といった場合もございまして。そういった相談なり要望を受けましたら、まず教育相談を行います。教育委員会に教育支援コーディネーターがおりますので、そちらが状況等をお聞きしながら相談を受けまして、その相談を受けました後に、発達心理検査をまずは実施いたします。発達心理検査を実施いたしましたら、その結果について保護者なり学校のほうに細かくフィードバックをいたします。そして、それを受けて来年度以降の就学について、ぜひ教育支援委員会のほうで協議をしていただきたいという話に、保護者の同意を得ましてですね、そして教育支援委員会を開催すると。

その教育支援委員会の開催をしまして、その結果についてはまた保護者にもお知らせをいたしますし、最終的に先ほど申し上げましたけれども、多様で柔軟な支援をどのようにしていくかと、そういう場をどこにするかといったようなことにつきましては、一応教育支援委員会の中で協議した結果はございますが、そのことを保護者にも伝えてですね、そして十分協議しながら合意形成を図っていくという段取りでございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） ありがとうございます。

また、発達障がいを持つ親たちは、しばしば周囲の理解を得られずに孤立することがあると聞きました。自分たちで親の会などを発足させて、独自で学習会やネットワークをつくっておられる方もおられるようですが、しかしその方々はまだいいほうで、多くの方々は我が子の育

て方がわからず、日々悩んでおられる、そのように孤立状況がさらに悪影響となり、それが原因で子どもの教育に悪影響を及ぼすこともあると聞きました。

何よりも保護者が前向きに明るく生きていくことが、その子たちの何よりも大切な教育環境になると思います。そのためには、保護者のネットワークを広げるような活動が大事である。さらに、そこには専門家や教師、学校現場でかかわる人たちの参加することにより、多くの問題は解決というよい方向に進むのではないのでしょうか。

そこで、このネットワークづくりには、その核となる人が大切だと思われま。そこで、行政側の十分な支援の中で、保護者が孤立しないためにネットワークの構築こそが大事ではないのでしょうかと思います。このようなネットワークづくりを行政が中心となつてできないでしょうか、お伺いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 今議員さんご心配していただいておりますとおり、先ほど文科省の調査では、通常学級に6.5%の発達障がいではないかなということに心配される子どもたちがおるといふこととお話をいたしましたけれども、この6.5%の中にはグレーゾーンといひまして、発達心理検査をしましてもどちらか判定ができるかできないかわからない、非常に微妙な状況にある子どもたちもおります。もちろん発達心理検査をいたしましても、臨床心理士が行うわけでございますので、医師の診断とは違ひますから、この子は発達障がいですよ、あるいは自閉症ですよといったようなですね、そういう診断ができるわけではございませんので、あくまで推定しておるところでこういったようなことが心配されるという推定でございます。

そんな中で、いろいろな保護者、それから学校からもいろいろな相談を受けますけれども、毎週木曜日を教育委員会におります教育支援コーディネーターの相談日ということで設定しておるところでございます。もちろん木曜日とはしてありますが、随時受け付けをしておりますので、いつでもご相談いただければ対応しておるといふところでございます。

また、教育相談、それから発達心理検査につきましても以前は小学校の1年に入ってくる子どもたち、あるいは中学校の1年生になる子どもたちを対象に、従来の就学指導委員会にはかけておったところでございますけれども、昨年からは就学前の子どもたち、それから小学校の1年生から6年生まで、中学生も1年生から3年生まで全ての児童・生徒を対象といたしまして、要望があれば発達心理検査を行い、あるいは保護者の相談にも応じるといったような形で対応をしてきておるところでございます。

議員さんご心配の保護者のネットワークづくりということでございますが、現在のところ教育委員会の中でそういった動きは特にはしておりませんけれども、随時いろいろな相談には対応をしていきたいというふうにご考慮しておりますので、今後検討はしていけたらというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 先ほど、昨年から就学前にそういう検査を小学校から中学校にされると聞いたんですけども、他の市町村では入学前に、スクリーニングとあって、希望者だけではなく全員に検査を行うことがあると聞きました。また、この発達障がいについては、できるだけ早期に発達障がいに対応できるように、早目のグレーゾーンとかおられる子ども、児童さんを見つけて、解決につながると聞いております。早目の対応ということで、なかなか高学年になると、その発達障がいの治療等が治らないということも聞いていますので、できるだけ早目の対応で、できれば全子どもたちに検査対象としていただきたいと思います。これは要望で終わります。

また、さっきのネットワークの件ですけども、なかなか相談できない方もおられると思いますので、できるだけ相談窓口を広げていただいて、ネットワークづくりをお願いいたします。

次に、いじめ問題ですけども、小・中学校の不登校児の人数はどれぐらいいますか。

また、本年度いただいた教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書の記載されるスクールソーシャルワーカー、SSWを1名から2名に増員したとあります。太宰府中学校校区と太宰府東中学校校区の東ブロック、学業院中学校、太宰府西中学校の西ブロック、それぞれに1名配置したとありますが、小学校、中学校それぞれ5校と6校となっていくと思いますけれども、この5校に対して1人という人数は、子どもたちをみんな網羅できるような人数なんでしょうか、お伺いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） まず、不登校の子どもたちの現状でございますが、昨年平成26年度ですと、小学生が20名、それから中学生が50名ということでございます。延べの人数でございますので、この中に途中で復帰する子どもたちもおりますので、そういった子どもたちも含めまして20と50というのが昨年の状況でございます。

それから、スクールソーシャルワーカーでございますが、議員おっしゃいましたとおり、東側の東中、それから太宰府中ブロックの東ブロックですと、それから西中と学業院中学校のブロックであります西ブロックに、それぞれ昨年度からそれぞれ1名ずつスクールソーシャルワーカーを配置をしておるところでございます。

それぞれのブロックで毎月相談の件数でございますとか、それからスクールソーシャルワーカーの実際のどんなふう動いているかという報告は上げていただいております。

おっしゃいますとおり、たくさん、ブロックごとに1名ずつほどおったほうがいいことはいかにこしたことはないんですけども、現在のところ小学校、中学校含めまして、スクールソーシャルワーカーそれぞれフル回転で動いていただいております、現在のところスクールソーシャルワーカーの動きが足りないとか、もっと増やしてほしいとか、そこまでは聞いておりません、何とかお二人で、回していただいております。

なお、この不登校の子どもたちの対応につきましては、もちろんスクールソーシャルワーカーがいろいろなプランを立てていきますので、中心にはなりますけれども、あわせて各中学校ブロックに不登校対応専任教員を配置しておりますので、そちらの対応でございますとか、もちろん学校は学校で取り組みをしておりますですね、またスクールカウンセラーも配置しておりますので、そういったところも含めまして一緒に組織的に対応をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 先ほど、不登校児の件なんですけれども、つばさ学級とかスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方々と不登校対応専任教員の方々の情報交換など、また取りまとめているのは、教育委員会のほうで取りまとめられているのですか、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） いろいろな報告については教育委員会で、不登校の状況、それからスクールソーシャルワーカーの状況、それからカウンセラーの動き、そういったものについては全て教育委員会で把握をして、状況に応じては指導あるいは支援を行っておるところでございます。

それから、スクールソーシャルワーカー、それから市の適応指導教室でありますつばさ学級、それから学校の生徒指導担当、それから各学校の校長、それから不登校専任教員、そういった者を集めまして年に2回、連絡協議会を開催しております。

また、それとは別に、生徒指導連絡協議会というものもございまして、各中学校の生徒指導主事と、それから小学校は生徒指導担当教員がおりますので、それが一堂に会する生徒指導連絡協議会、これも年に2回ほど開催しておりますので、その中でも情報交換等は行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） この不登校生徒については意外とスクールカウンセラーが見るのか、ソーシャルワーカーが見るのか、不登校対応専任教員が見るのかという、はっきりとしたどこまでという仕分けがないみたいで、誰かがするやろうと、言葉は悪いですけども、そういうふうな形になっているのも聞いたんですけども、その辺はどうですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 基本的に不登校等の子どもたちに関してはですね、マンツーマン指導といいまして、県の教育委員会からも指導があつておるところでございますが、それぞれの子どもたちの状況とか、それから不登校になった要因でありますとか、それから今後の具体的な解決のための取り組みをどう進めていくとか、そういったものをそれぞれ1人ずつについて計

画を立てるといいますかね、そういったような会議を各学校で持つようにしております。

その会議の中、マンツーマンケース会議といまして、それぞれの子どもについてどんなふうにしていくかといったような会議を定期的に学校で進めておるわけですが、その中心になるのがソーシャルワーカーなりカウンセラーなり、それで、そのマンツーマンというその一番のポイントはですね、誰が最終的な責任を持つのかと、中心になってやるのかといったところを明記しなさいというポイントがございますので、そこをはっきりしながら各学校には進めていただくようお願いをしておるところでございます。

そのマンツーマンの指導の方法といえますか、シートがございますので、それについても教育委員会のほうに提出をいただいて、こちらでも把握をしながら支援をしていっているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 先ほどから発達障がいグレーゾーンのことがありましたけれども、教師もその発達障がいグレーゾーンとかを知らないで、何で日ごろから、このことができないのかとか、そういうふうな責め立てて、その子が登校拒否とかになるケースも聞いておりますので、また先生たちのスキルも上げていただいて、発達障がい子どもたちに対してですね、柔軟な対応ができるようお願いいたします。

あと、いつも言いますけれども、お子さん、児童さんたちは将来を担うお子さんですので、また教育委員会、保護者、PTA関係で十分にしっかり守っていただいて、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番上疆議員の一般質問を許可します。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしております公共施設白書の作成等について質問いたします。

まず1点目に、公共施設白書の作成についてであります。このことについては平成25年6月議会の一般質問にて神武議員から、公共施設白書を作成中ということですが、いつごろで上がるのかという質問がなされ、当時の総務部長が、本年度中には白書を調製し、上げたいと答弁されておりましたが、いまだに白書は議会に提示されておませんが、公共施設白書は作成されておられるのか、お伺いいたします。

次に、2点目についてであります。総務省においては、昨年4月、各地方公共団体に対

し、公共施設等総合管理計画の策定を要請するとともに策定指針を示されて、ほぼ全ての地方公共団体において、平成28年度までには公共施設等総合管理計画が策定される見込みとなっているようであります。このことについて、市としましてどのように考えておられるのか、ご所見を伺います。

以下、再質問について議員発言席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 公共施設白書の策定等についてご回答申し上げます。

本市におきましても、公共施設の老朽化が大きな課題となっております。このために、将来の財政状況、利用見込みなどを勘案した上で、長期的視点に立って施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に進める必要があり、公共施設等総合管理計画の策定を進めております。

詳しくは担当部長から回答させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

まず、1項目めの公共施設白書につきましては、平成26年9月議会の決算特別委員会において申しあげましたとおり、策定の段階で主要公共施設37施設の建物の状態、利用状況、管理運営状況等一定の調査を完了しているところでございます。その調査結果につきましては、これも決算特別委員会において申しあげましたとおり、体育複合施設、ごじょう保育所及び子育て支援センターとあわせて、新たに策定いたします公共施設等総合管理計画に活用してまいります。

次に、2項目めの公共施設等総合管理計画につきましては、平成26年4月に総務省より平成28年度までに計画を策定するよう要請があり、この計画の記載事項、留意事項をまとめた公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針が示されております。

公共施設等総合管理計画は、建築物だけではなく、道路、上下水道等インフラを含めた公共施設を対象にしており、老朽化の状況や利用見込み、利用状況及び維持管理、更新等に係る中・長期的な経費の見込みや充当可能な財源の見込み、並びに将来人口の見通しなどの調査分析を行い、今後の公共施設に関する基本的な方針を立てるものでございます。

計画の策定に当たりましては、計画策定支援業務委託料を債務負担行為により確保しておりますので、今後平成28年度中の完成を目指し業務を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 説明いただきましてありがとうございました。基本的に進めておるといことで、平成28年度中にはつくるといことでいいんですね。

そういうことで、このことについてもう一つだけ中身の部分ですね、建設課のほうですけども。この総務省の先ほどの指針の中に入っておりますけれども、道路等のインフラ施設が含まれているわけですが、その関係でこれも国土交通省からも長寿命化計画策定指針が示され

ておりますが、これについては前回聞いたような気もするんですが、橋梁関係はされているのかなと思いますが、こういう部分について本市としては作成されているのか、建設の部分でちょっと説明ください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 本市の橋梁、公園につきましては、長寿命化計画を既に作成をいたしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 橋梁関係はそんなことでされておりますけれども、今からは本当に橋がどんどん古くなっていったりして、中身を十分やっただけであればと思っておりますが、基本的に総務省のほうから通達が入ってきておりますので余り言うことはないんですが、内容的な部分でこの総務省の関連の著名な方がおられまして、この公共施設管理計画策定に当たっての4つのポイントがあるということで、これもご存じのことかもしれませんが、その中身について、1つは施設の総量、これは総床面積と配置の適正化、2つ目は各施設の有効活用、活用のほか、統廃合ということも考えないかんことだろうと思っておりますが、そういうこと……。

3点目には施設の管理運営の効率化。次の分は私の勝手な話ですが、この効率化の一つの中で指定管理者の選定で、本市のスポーツ振興団体がほとんど中心でされておりますが、このことについてそれでいいのかなという問題点を私は持っているわけですが、これはお答えは要りませんので。そういう問題が3つあります。

それから4日目には、当然施設のマネジメントの施設の構築ですね。これは管理者が、これは3番目とひっかかる部分かもしれませんが、そういった4点が要ると。

本市の公共施設総合管理計画策定する内容は、以上の4点について、市としては先ほど平成28年度中につくると言われておりますが、今言った4点について、沿っておられるのかどうか、ご説明ください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 議員がおっしゃるように財政的な観点も十分調査いたしまして、やはり総量というようなある一定の目標、数値目標というものも必要かなということでございます。

あと、効率化というような面につきましては白書を調査するような段階でも類似のいろいろな催しなり、それから類似の機能を持ったものもございます。そういうふうなのを十分調整させていただきながら、あとマネジメントにつきましても類似の用途の調整とかという観点も出てくると思いますので、おっしゃる視点をですね、十分そしゃくいたしまして策定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） そのような形で進めていただければと思いますが、前回の部分で少しあった部分があります。公共施設はやっぱり基本的には整備することが目的ではないんで、必要な施策を実施するための手段でございまして、住民共有の財産として適切に管理することが必要であります。

以前、松川の関係で再配置を中心にされましたが、これについては恐らく平成25年4月に公共施設再配置検討委員会というのを立ち上げられて、その当時の6部長18課長がかかわった中で検討委員会をつくられたわけですが、その中でやはり市民には完全に知らせてないというのはおかしいんですが、そういうことを含めて市民に納得が要ることがやっぱり不可欠だと思うんですよね、構想、配置を変える場合ですね。そういうことを含めて、私はやはり市民にわかりやすいように示してもらいたいと思っているんですが、そのことについてはどう思いますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 以前実施いたしました再配置検討委員会でございますけれども、その再配置検討委員会はどちらかといいますと短期的、それから中期的な見通し、いろいろな例えば市役所のいろいろな課が入るスペースの問題とか、あといろいろな議論をするような場がなかったということもございまして、そういうふうな視点から再配置計画ということをやったわけでございますけれども、今回の総合管理計画につきましては、やはり長期的な観点というふうな形で考えておりますので、当然のことながら市民の皆様のご理解を得られるような手続を行いながら実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 確かに前回は、この公共施設再配置というのをつくられましてやったことについては、やっぱりばたばたということでもつくったこともありますよね。そういうこともありますから、今後、長期的な部分で考えたときに、やっぱりその辺も含めて再配置は十分、内部だけであるんでなくて、やっぱり外部の方からも見ていただいて、納得がいくようなそういう再配置計画をしていかなきゃいかんのじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あとはもう最後に行きますけれども、先ほど紹介いたしました著名な方ということで、公共施設白書の進め方によりますと、お名前をちょっと言うときましようかね。著名な方というのは、構想日本政策アナリストさんで、元立川市の総合政策部長さん、川嶋さんという方ですが、かなり熱心に指導が、総務省のほうにも指導が入っているようですけれども、その内容の部分でお話しいたしまして終わりたいと思ひますが、1点目は公共施設の点検では、最初に施設の現況把握が絶対必要ですよとされています。その中には、1つは施設の建築年次や構造、改修履歴などのハード面の情報、2点目には施設の設置目的、実施している事業の内容と目標、成果、それから3点目は施設の各部屋の構造とその稼働率がどうかと、それから4点目

は施設の管理運営体制、5点目には維持管理費と財源構成などの情報をやっぱり整理する必要があると言われております。

大きな2点では、一番大事なのは更新費用等の将来計画が、これが一番難しい部分ではあると思うんですが、やはり将来にわたって維持管理、更新費用がどのくらい必要になるか、これを試算し、将来の必要額の目安を考えていかないかんといいことを言っておりますが、これについてはなかなかその状況から見て、それぞれに違うわけですけれども、総務省の何かそれも指針があるみたいですから、その内容を十分見ていただいてやってもらえればと思いますが、そういう話が出ております。

それから大きな3点目、まず現地調査によって利用者等の声を把握というのが、これを、これも意外と大事な部分があると思うんですね。現地調査で施設設備の老朽化、バリアフリー化などの確認をやっぱりしていかないかんですけれども、所管の人が見ることをなかなか、これは十分だということもあるんでしょうけれども、やっぱり外部の人から見てもらう、第三者の方にも見てもらうことが必要ではないかなと思いますが、そういうことを言われております。

それから、そのもう一つは、施設の管理者や利用者などから問題点を把握していただいて、机上の分析では見えないところがいっぱいあるんで、また聞こえない課題もあるわけですが、その部分を反映させていただいて、以上の方法を含めて示されておりますので、参考にさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういうことを含めて、長い期間を考えた部分でのやっぱり老朽化対策も含めてまた新しい新規事業がどんどん出てくる可能性もありますよね。今現在、特別委員会でもありますように、JR太宰府駅ができるかできないかわかりませんが、それをつくったときにはどうなるのかとか、新しい事業が今からも出てくるし、学校関係も今ほとんど改修はできたものの、やっぱり古い校舎等がまだたくさんあるんで、そういった部分の中身も含めて考えていただいて、十分なこの白書をつくっていただきますようお願いいたします、私の質問は終わります。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員の一般質問は終わりました。

次に、2番船越隆之議員の一般質問を許可します。

〔2番 船越隆之議員 登壇〕

○2番（船越隆之議員） ただいま議長から質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件につきまして質問をさせていただきます。

1項目め、地域交通体系の整備についてでございます。

長年の太宰府市の地域交通体系の整備についてですけれども、現在の太宰府市には、外国人の観光客が増えたことにより、大型バスの乗り入れが平日でも1日平均100台から、多いときで200台近いという状況であります。特に、五条の交差点から天満宮大駐車場までの市道に関しましては、行き帰りの大型バスの利用により渋滞が日常であります。また、地域の生活道

路、子どもたちの通学路であるため、事故が起きる前に何かの対策を考える必要があるのではないかと考えます。

五条交差点から五条小橋、五条駅周辺の交通体系を考えることにより、太宰府市周辺の道路の年末年始の渋滞解消になるのではないかと考えますが、市としてはどのように考えていられるのかお聞かせください。

それから2項目め、太宰府館の今後の方向性についてでございます。

太宰府館は、開館から10年は起債返済のため、館としては収益を得るような事業をしてはならないという制約があると聞いていましたが、10年を経過した今般、年間3,100万円の館の維持費を市民の税金から支払われていることを考えると、太宰府館として収益を得ることで、少しでも維持費に回せば市民のためになるのではないかと考えます。今対策を考えていかないと、本当に箱物無駄遣いになるのではないのでしょうか。市の考えをお聞かせください。

3項目め、体育複合施設の連絡ブリッジについてでございます。

市長は、市民説明会において無駄遣いではないかという市民の意見が出たことに、先送りを決めたとのことですが、反対意見ではなく賛成意見の方も、アンケートの調査では多く賛成意見が出たはずですが、開館した後にするとなれば、今回の予算以上の金額が上乗せになると思われますが、市長の考えをお聞かせください。

以上の3項目に対してでございます。再質問は議員発言席からさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1件目の地域交通体系の整備についてご回答申し上げます。

観光を起因とする交通渋滞の緩和策として、現在駐車場満空情報の配信等、可能なものから実施している状況でございます。しかし、年末年始や観光シーズンには交通渋滞が発生しておりますことから、今後も太宰府天満宮を初め関係機関と協議させていただきながら、でき得る限りの対策を検討していきたいというふうに考えております。

また、西鉄五条駅周辺地区につきましては、太宰府市都市計画マスタープランにおいて市街地再開発事業等の検討を行う地区という位置づけを行っておりますことから、交通体系についてもこの方針に基づき検討を行ってまいります。

詳細については、担当部長から回答させます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 詳細につきまして、私から回答させていただきます。

近年、クルーズ船の来訪に伴います大型バスの渋滞問題は、本市に限りませず福岡市内におきましても交通渋滞の大きな原因の一つとなっております。ご質問のとおり、本市へも多くの大型バスが来訪しまして、太宰府天満宮の大駐車場へ駐車している状況でございます。

五条交差点から太宰府天満宮大駐車場までの市道につきましては、地域の生活道路でもあります。また、太宰府小学校児童の通学路にも指定をされております。

この市道への大型バスの通行に伴います交通安全対策等につきましては、平成19年の9月議

会において、生活道路安全確保に関する請願が提出された経過がございます。この請願に基づきまして、太宰府天満宮大駐車場から西鉄太宰府駅方面への大型バスに限定をした一方通行や、速度規制等の交通規制、これらにつきまして筑紫野警察署と再三協議を行っておりますけれども、規制は困難という結論が示されております。

このため、太宰府天満宮のご協力のもと、小学校の下校時間におきまして、観光会社、またバス会社、バスのドライバーに対しまして、帰りの際の西鉄太宰府駅方面への迂回についてお願いをした経過がございます。しかし、太宰府天満宮駐車場から西鉄太宰府駅前交差点までの一方通行の道路につきましては、狭隘であること、また交差点の車両側ですね、交差点の車両側の青信号の信号が短いということで、大型バスでは二、三台しか通過できない、そのようなことから、西鉄太宰府駅前交差点方向に向かうバスは少ないのが現状でございます。

このような状況ではございますけれども、旅行会社、バス会社等には、今後も小学校の下校時間における西鉄太宰府駅方面への迂回について、引き続き要請してまいりたいと考えております。

次に、五条交差点から五条小橋、五条駅周辺の交通体系につきましてご回答いたします。

本市の望ましい将来像や土地利用の方向性を示します太宰府市都市計画マスタープランにおきまして、五条駅周辺は本市の商業、業務、文化の中心拠点と位置づけまして、中心市街地らしい明確な土地利用の形成に向け、市街地再開発事業等の検討を行う地区という方針を示しております。

現在、五条駅周辺につきましては、これまでの本市の発展経過から、道路網も複雑な状況でございます。このようなことから、長期的な視点に立ちまして、市街地整備とあわせて交通体系についても検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 大型バスの乗り入れに関しまして、最近大量の大型バスが通行することによって、五条から太宰府天満宮駐車場に関しましてですね、大型が通ることによって振動がかなりあるんですね。その振動というのは、もう毎日のように起こっております、大型が通ることによってですね。多分これは道路事情の地盤の地下のほうの構造上が、やわらかい状況じゃないかというようなふうに思っております。だから、そういうことも兼ねると市民の持つてある家に関して、そういう振動が起きるといことはいろいろな弊害が将来的に起きてくるんじゃないかということで考えられます。

だから、その振動の大きさは地震でいえば1から2に近いぐらいの振動が、窓ガラスががたがたと揺れるぐらいの振動が毎日のごとくあります。だから、そういうことも兼ねまして、早目に少しでもそういう大型バスを通行するのを、迂回路をつくるなり何らかの形で計画を今から先考えていただくことを願います。

それから、五条駅周辺に関しましては、五条の五条小橋、五条駅周辺のあそこの橋のところ

の角の信号は、横断歩道信号があります。あそこの持ち主の方は、もし道路に何か関してうちの土地が必要であればということで、わけてやるような話も出ています。だから、あそこのところも少しは解消することによって、五条の信号機の調整が幾らかできて、スムーズに行けるような状況にはなりはしないかと思っております。

それと、前市長のときにあそこに歩道が2車線できています。あの道路2車線というのは、そんなにあそこは人は通らないはずなんですよね。だから、あそこの2車線つくった道路を短大のほうに右折する道をですね、あの1車線のところからつくと、まだあの流れがよくなるんじゃないかという気がします。

それと、真ん中にポールを立ててあるのが、その歩道をうまく利用すると、あのポールは要らなくなるんじゃないかと。あることによって、変に何かあれが邪魔していて、交通の妨げになっているような気がします。私も毎日のごとくあそこは通りますけれども、そのような感じで、あそこの歩道の電柱をずらすなり何かしてあそこの曲がりよく、カーブの短大さ行く方向を少しでも流れをよくすることによって、真つすぐ五条駅さ行く車の流れがよくなるようになれば、あそこのほうの幾らかでも解消ができるんじゃないかというような考えでおります。その件につきましても、市のほうとしてもこれから先十分考えていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 回答はいいですか。

○2番（船越隆之議員） お願いします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 先ほど五条交差点から太宰府天満宮駐車場間、交通規制については困難な結果であったというふうにご報告を申し上げましたが、そのほかに市としてできることとしてですね、緑色にまずは路側を着色しましたり、通学路であることとか、また太宰府天満宮様の大駐車場のところに1段上げた歩道がございますけれども、そのあたりにも通学路の安全ということで、ガードレール等も当時設置をいたしました。

そういったことから、市として実施可能な取り組みは検討してまいりたいというふうに考えているところがございます。地元のご協力をいただけるような情報は大変ありがたく思っております。今後もよろしくお願いをいたしたいというふうに考えております。

また、先ほどの五条の駅のほうに向かいます、現在道路の中央にポールを設置しておることにつきましては、五条駅側から短大方向に右折されたい方が、どうしても右側を逆走されるということがございます。道路交通法の違反になるわけでございますけれども、現在その逆走防止ということあたり、また歩道を通られるような方もおられると聞いておまして、歩道については通行禁止という表示もいたしております。

ご提案のように、あそこの事業につきましても地権者の大変なご協力をいただきまして、何とかあいつた形まで整備ができました。議員のご意見も参考にしたいと思っております。

また、五条地区の振動という点もございました。これにつきましては、私どもも現場を見て

おりますと、これはちょっと整備年次はちょっと私、今はつきり確認しておりませんが、舗装面の整備を行った経過がございます。以前は非常に振動が強かったということですね。ただ、やはり大型車が通る、また交通量も多いということで、路面の傷みもあるようでございますので、そのあたりも現場としても見てまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 五条交差点から太宰府の大駐車場に關しましてのですね、通行に關しましてですが、五条の公民館のところにあるカーブのところに電柱があると思うんですね。あれが、多分このことは自治会のほうからも多分もう何年も前から話が出ると思うんですが、あの電柱があるとないとでは、かなり車の行き来が違うんですね。だから、離合するために、あの電柱があるために、大型バスが両サイドでとまって、どちらかのバスが先に行かせるというような渋滞の原因、要因になっているわけですね。

あの件に關しましても、九電関係さん、NTTさんの問題もありましようけれども、早目にそれを地元のあそこの土地の持ち主の方とか話して、移動させるようなことを考えていただくと、あの流れは幾らかでも少しはいいんじゃないかと思うような考えがあります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 議員おっしゃいますように、太宰府天満宮駐車場から五条の間、かなり電柱については、民地のほうに入っております。ご指摘の五条の公民館の前、ここだけが路側のところに立っている状況でございます。基準なども調べますと、ご本人の承諾でございますとか、あとは個人の敷地に架線が入り込まないとかですね、そういう基準もあるように聞いておりますので、そのあたり現場のほうで確認をいたしまして対応してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） ありがとうございます。その件はもうこれで終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の太宰府館の今後の方向性についてご回答させていただきます。

太宰府館は、太宰府館条例にありますように、市民と来訪者の交流拠点及び市内の観光、市内の歴史・文化的遺産等を観光資源として情報の発信等を行い、もって市内全域の観光振興及び地域産業の活性化を図るという目的で建設した施設であります。

現在、太宰府館では、観光客への観光情報の発信、憩いの場の提供のほか、梅ヶ枝餅焼きや木うその絵つけなどの体験プログラムにより、太宰府の今と昔から伝わる文化を肌で感じて

らうことで、太宰府の魅力を楽しんでいただいております。

このほか、講演会や発表会の会場として市内外の多くの方に利用していただいております。まほろばホールを初め、市民の会合や物産販売の場を提供し、当館の建設目的であります市民と来訪者の交流拠点としての機能を果たしながら、11年目を迎えております。

これからも観光と産業の活性を図るべく、さらなる有効活用をしていきたいと考えております。

詳細は担当部長から回答させます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 詳細につきまして、私からご回答を申し上げます。

11年目を迎えました太宰府館は、年々利用者が増えておりまして、昨年、一昨年と年間16万人を超える方にご利用をいただいております。これからも今年度で3回目を迎えます小鳥居小路寄席や20回目を迎えます太宰府梅花の宴に代表されますような魅力のある取り組みに加えて、新たな試みにもよりまして集客を図り、太宰府館の活性化に取り組んでまいりたい、このように考えております。

平成26年度の管理運営に要します費用は、平成26年度で光熱水費や施設管理委託料など約3,200万円を要しております。一方、ホールや会議室の使用料や物販、自動販売機の売り上げなど約520万円の収入がございます。

施設の一部有償貸し付けも、太宰府館の活性化と収入増に有効な手段の一つであると考えております。

平成16年度に開館しました太宰府館は、整備に当たりまして地方債を利用し、平成29年度に返済が完了する公共施設でございます。このようなことから、有償貸し付けが可能であるか、地方債にかかわる関係機関と協議を行うとともに、調査研究をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 太宰府館は、今、年間510万円の収益があるということでございますが、今の私が何回か太宰府館にお伺いしましたけれども、道路に面したところの長椅子を並べてあるところに関しましてですね、あそこは周りの方の観光客の食事、例えばあそこの肉まんを買ったりして食べたりする場所として利用されているみたいですが、今後それだけじゃあ、太宰府館の本当の有効利用にはならないんじゃないかというような気がします。太宰府館をもう少し有効利用することによって、市民の税金を軽減することがまだ今以上にできるんじゃないかという気がします。

中の2階にしても、そんなに利用される方はそこまでおられないような気がいたしますし、1階におきましても、もう少しあの場所を有効利用することによって、市にお金が入ってくることによって、市民の税金を軽減することが、今の500万円からそれが1,000万円になる可能性

もあるわけですね。そういうことを今から先、無駄遣いと言われた箱物を、無駄か無駄遣いじゃなくなるようにするのが今からじゃないかと私は思っております。それを含めて考えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。本当におっしゃるとおりでございます、そこにありますように、管理運営費、先ほど言いましたように3,200万円に対して年間収入が520万円という形になっております。私は、大きくは小鳥居小路の活性化という中で、太宰府館をどういう機能を果たすか、やはり小鳥居小路の活性化というのは、太宰府観光での一つの大きなテーマでもありますし、長年市役所としても取り組んできた課題であります。

と同時に、もっと太宰府館を人がたくさん集まれるようなそういう仕組みづくりが私は必要だと思えますし、先ほど建設部長から言いましたように、いろいろな形で有効活用について取り組んでいきたいというふうに大きくは考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 小鳥居小路の活性化ということをおっしゃいましたけれども、小鳥居小路を活性化するためには、太宰府館を有効利用して、そこに観光客がより多く集まって、そこでお金を落とすような形の体制をとっていかないとですね、それによって小鳥居小路の方の空き家のところで店を開こうとか、こういう店を自分を出してみようとかとかという意見が今から先出てくると思うんですね。そのためには、まず太宰府館を活性して、あそこで、あの前でお客がとまるようでは話にならないと思うんです。

だから今、今度10月にあその側溝を扱われますよね、文化財課のほうの関係もありますし。あの側溝をされることによって、少しは道路の状況がよくなると思うんですが、その状況によっても、やっぱり太宰府館というのはあその一つのメインでありますので、やっぱりそこに人が集客するような形をですね、何らかの形で人集めをしないと、地域の活性化には僕はないと思うんですよ。

だから、その活性化をさせるために、市のほうで今後いろいろな方向性を考えて、僕は考えてほしいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 小鳥居小路の水路の改修ということにつきましては、歴史的風致維持向上計画に基づきまして、本年度着手というところで今進めております。私どもも道路が非常にきれいになるということをきっかけとして、小鳥居小路の皆様にも地域にずっと入りながらご議論をしてきて、整備計画も現在まとまりまして、いよいよ着工という形になってまいりましたが、道路がきれいになっても、やっぱり沿道の活性化のチャンスというふうにやっぱり捉えていただきたいと思ひ、そういったことも話をしながら進めてまいりました。

当然太宰府館につきましても、その沿道の一つの施設でございますので、同様な観点からい

ろいろな工夫をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。
- 2番（船越隆之議員） この館の件に関してはいいです。
- 議長（橋本 健議員） いいですか、2件目終了していいですね。
- 2番（船越隆之議員） 2件目よろしいです。
- 議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

市長。

- 市長（芦刈 茂） 次に、3件目の体育複合施設の連絡ブリッジについてご回答させていただきます。

この連絡ブリッジは、当初体育複合施設と史跡水辺公園の一体的活用を目的に計画したものでありますが、警察との協議の中で、歩道から直接上がれる階段の設置を要請されており、追加工事に伴うさらなる工事費の上乗せが必要となってまいります。また、7月18日及び19日に開催した体育複合施設建設に関する市民説明会において、連絡ブリッジの設置について賛否両論があったのは確かですが、さらなるコスト削減を求める市民の意見も加味した上で、最終的に今回は設置を見送り、設置の判断を将来世代に譲ることにしたものであります。

なお、両施設間を横断する歩行者に関する安全対策については、十分配慮する必要があると考えておりますので、特にプールが混雑する夏休み期間中は交通誘導員を配置し、人的対応を行ってまいりたいと考えております。

また、地元から要望が出されております落合橋交差点への信号機設置とともに、体育館とプールを接続する横断歩道の設置についても、精力的に警察へ要望してまいります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

- 議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。
- 2番（船越隆之議員） この体育複合施設の連絡ブリッジについてでございますが、このブリッジをなぜ必要じゃないと思われたのでしょうか。
- 議長（橋本 健議員） 市長。
- 市長（芦刈 茂） 必要でないというふうには申しておりませんで、今回の補正予算には計上しなかったということは、やはり歩道橋として認めるためには、両側から階段もつくらなきゃいけないというさらなる追加費用の発生もありますことから、私自身は安全性ということもやっぱり考えなきゃいけないというふうに考えておりますし、先に譲ったということで、つくらないというふうに申し上げているわけではございませんし、いろいろな経緯を見ながら考えていきたいというふうに思っております。
- 議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。
- 2番（船越隆之議員） 今市長が安全性と言われましたけれども、太宰府は安心・安全のまちづ

くりという方向性でいっているはずなんです。そしたら、今でもあそこの交差点は事故があつておるということを聞いております。そしたら、ブリッジがあることによって、その危険性が少なくなるんじゃないでしょうか。で、なければ、横断することによって、今から先も車の事故も大きな事故になるかもしれません。そしたらそのときに例えば市民の方が、ここはブリッジができるようになっていたんじゃないのかというような意見が出たときに、どう対応されますか。市民の側、私だったら、私の孫とかがそういう事故であそこで起きたときに、ブリッジできるようにになっていたんじゃないかと。

その6,000万円か何かの費用は削減されるかもしれません。削減されることによってですよ、人命の危機にさらされることもあるわけですよ。6,000万円にはかえられないと僕は思うんですよ、人の命は。そこを考えると、安易に先延ばしということはできないんじゃないでしょうか。

先延ばしするということはですね、今から先も延びたときに、それだけいろいろな材料代から人件費から上がってくるわけですよ。今の金額じゃできなくなるんです。そしてまた、開館した後であれば、また大ごとになるんですよ、工事する段階で。それ以上のお金が今以上必要になってくるんです。

だから、何で一気に今の、最初から予算の中に入っているのをわざわざ外して、何で先延ばしするのかというのが私はよくわかりません。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご趣旨はよくわかります。私もかなりそういう思いですが、県あるいは警察と交渉してきたいきさつがあります。私はまだいろいろな形で交渉をしていきたいというふうに思っておりまして、今回の補正予算にはこういう形になっておりますが、いろいろな現状、どんなふうになるか踏まえながら、県あるいは警察とも話は進めていきたいというふうに思っておりまして、決して中止したということではないということをご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 私も中止したとは思っていませんけれども、なぜあそこに交差点ができないということをご存じですか。あの交差点というのは、4方向につくったときに、4カ所に人だまりができなきゃいけないという条件があるんですよ、警察の中に。あそこは橋があって、その人だまりができないというような条件が多分あるはずなんです。

だから、もし信号ができるのであれば、もう早い時点でできるはずですよ。地元の方ももう何年も前から言ってあったはずですよ。それをわかっていて、歩道をつくるとか信号をつくるとかというのはちょっとおかしいんじゃないかと。それならブリッジをつくって安全性を保ったほうが、私は市民のためになるんじゃないかというような気がします。そこのところどうお考えですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 何度も申し上げますように、本当に安全ということはしっかり考えていかなきゃいけないという責任はあると思っております。ただ、今回のこの補正予算にはそういう形で出させていただいておるということを先ほどからも申し上げておりますが、ご理解いただきたいというふうに思う次第です。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 確かに補正予算には入れてありませんけれども、だから同じことを何回も繰り返しておっしゃっていますが、本当にやっぱり市民のことを考えてあるんだらうかという私は気がします。市民の生命を確保するのも市の役目でもないでしょうか。市長の役目でもあるんじゃないでしょうか。そこんところしっかり考えてもらわないとですね、市民はえぞくてあそこ通れませんよ。

何かあったときに本当に責任とれるんですか、市が。とれないでしょう。6,000万円ぐらいじゃ終わらないでしょう、補償金は。そこのところ十分考えて、そういう先延ばしとかという形をとられたんですか。私はそこのところ理解できません。答弁お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 何度も申し上げますが、ご趣旨はよくわかっております。そういうところに尽きます。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） 市長はそれ以上の返答はないということですね、答弁は。わかりました。じゃあいいです。

じゃあ、これで私の質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員の一般質問は終わりました。

ここで14時5分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時05分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番有吉重幸議員の一般質問を許可します。

〔5番 有吉重幸議員 登壇〕

○5番（有吉重幸議員） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。よろしく申し上げます。

現在、国内外から太宰府には約800万人を超える観光客、参拝者がお見えになります。太宰府にお見えになる皆様方にどのような情報提供を行っているのか、また今後情報発信の計画についてお伺いします。

日本国内はもとより、中国、韓国を初め多くの外国の方がお見えになります。最近では、中

国の方がクルーズ船により、多い日ではバスが100台を超える人々がお見えになります。お見えになることは大変うれしく思いますが、しかしながら民族や生活習慣、文化の違いから、さまざまなトラブルや問題も出てきております。

例えば水洗トイレの使い方は顕著です。トイレをごみ箱と間違っているのではないかと思えるほど、水洗トイレの詰まり、ごみの放置、これは一例でございますが、基本ルールも知らずにお見えになる方が大多数でございます。特に海外から見える観光客の皆様は、日本での基本マナーなど伝える方法はないのでしょうか。

日本人は62.5%がスマートフォンを持っていると言われております。また、中国においては、都市部では94%、平均でも74%、韓国では84%と、ほとんどの観光客が持っています。このスマートフォンを利用して、太宰府のマナー、ひいては日本での過ごし方を載せていけば、多くの方に閲覧され、結果的にはマナーの改善にもなるのではないのでしょうか。

そこで、市内の観光施設に無料通信、フリーWi-Fi設置するというのはいかがでしょうか。日本の観光客は、国内の通信会社、ドコモやau、ソフトバンクなど契約があるために、通常の3G、LTEなどの通信を利用して情報閲覧が可能ですが、外国の方は日本国内の通信会社との契約がないために、フリーWi-Fiによる通信でしかインターネットの接続、情報閲覧ができません。また、観光庁が海外の方の旅行者に向けとった統計でも、要望の第1位が無料通信機、フリーWi-Fiの設置と望む声が非常に多くなっております。

設置すれば、先ほど申し上げたマナーの情報はもちろん、太宰府市内の観光情報も発信でき、太宰府市への滞在時間の増加になるというメリットもあり、非常に効果的だと考えております。市の見解を伺います。

再質問は議員発言席にて申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 観光客への情報提供についてご回答をさせていただきます。

このところの太宰府の観光の状況は、博多港に寄港する大型客船であるクルーズ船を利用して来日される外国人観光客の増加によりまして、参道や天満宮ではいつもにぎわいを見せております。

またあわせて、昨年春に運行を開始いたしました太宰府ライナーバス旅人や太宰府観光列車旅人が大変好評でございまして、特にライナーバスにつきましては、運行開始以来1年半余りで50万人にも迫る方にご利用いただいております。博多と太宰府を結ぶ新たな交通手段として定着をしているところでございます。

こうしたことから、昨年度観光入り込み客数は、国内、国外からの観光客で過去最高の820万人に達しまして、本市がこれまで取り組んでまいりました観光施策と相まった成果と考えております。

また、今年のクルーズ船の博多港への寄港数は、昨年の実績であります115隻の約2.5倍に当たります283隻が予定されておりますことから、今年度の入り込み客数はさらに増加が予測さ

れます。

このような状況の中、新たな課題として、トイレの使い方やごみの放置など外国人観光客のマナーの問題が指摘されておりますことから、市ではツアー会社に対しまして電話によるマナーアップの要請を行っております、状況を見ながらチラシの配布など啓発活動も検討しているところでございます。

今後は外国人観光客から要望が高い取り組みといたしまして、今年度太宰府館と観光案内所、大宰府展示館に地方創生先行型交付金を活用いたしまして、公衆無線LAN、いわゆるフリーWi-Fiの整備を計画いたしております。これが完成いたしますと、外国人観光客も気軽にインターネットの利用ができるようになりますので、観光情報の発信はもとより、マナー向上の啓発も行いたいと、そのように考えております。

また、観光の関係機関にも、ホームページやアプリ等での観光情報提供、マナーの啓発を依頼しまして、連携した取り組みをしていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、観光マナーの啓発ということにつきましては、私ども受け入れる私たちも、お国柄でございますとか文化の違いを理解してもてなすということが、非常に重要であるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） Wi-Fiの設備を計画されているということで、ありがとうございます。今はたくさんの外国人お見えになって、こちらが苦情等ありますけれども、せっかくたくさんのお見えいただいております、これがやはりリピーター、また次に来ていただいたときには日本で楽しく過ごしていただいて、またマナーを守っていただくと非常にありがたいと思っております。

また次に今現在、Wi-Fiでございますけれども、そういうマナー情報や観光情報だけではなくて、災害時でございますけれども、こういった携帯回線がですね、利用できなかったときの代理手段として使用することもできます。東日本大震災では、多くの無線LANの事業者がWi-Fiサービスを開放し、被災地を支える情報インフラとして活躍したと聞いております。観光客の方々の災害時の正しい情報伝達や避難誘導にも利用可能だと思います。

このような利点を考えれば太宰府でも人がたくさん集まる場所などを中心にですね、さらにエリアを拡大していただければ、市民にとっても有益な通信手段になると思われれます。

また災害時に観光客の皆様、いわゆる外国の方は、日本語がわかりません。もちろん文字もわかりません。こういったときの情報提供はどのように考えてあるのでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 観光客の中には当然外国の方もたくさんおられまして、一応災害を想定しておりますのが、地震の災害、これを想定した中で避難行動計画というのを設けておりま

す。特に参道周辺、多くの方が来られますので、その避難行動計画の中で、当然参道の皆様方とかそういったところにご説明をして、避難時は誘導をしていただくようなそういう方策をとってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） そうでございますけれども、やはり参道の方も中国語や韓国語をしゃべれる方がたくさんいらっしゃればいいんでしょうけれどもですね、ジェスチャーとか、そういう形でなかなか情報が的確に伝わらない場合があります。ですので、やはりそういうスマートフォンとかいろいろそういう機械を持って、情報提供をすると、よりよい誘導とか情報を提供できるのではないかなというふうに考えております。

ぜひとも、人がたくさんいらっしゃる場所を中心に今後エリアを拡大していただくと市民の皆様方にも非常に有益な情報提供、先ほどホームページもありましたけれども、このホームページを活用しながらも、最新情報を、スマートフォン、タブレットのほうに出しますと、すごく簡単に情報を得れるということが市民の皆様にも有益になると思いますので、ぜひともよろしくお願いたします。

最後でございますけれども、今度は東京オリンピックもございまして、また聞くところによりますと、来年のクルーズ船が今年の倍ぐらい来ますという情報も得ております。どうか早目の対策をしていただいて、外国人の方々のマナーアップ、また、市民の皆様方の利便性を求めるためにも、ぜひとも、早期計画でWi-Fiのエリア拡大をよろしくお願いしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 5番有吉重幸議員の一般質問は終わりました。

次に、11番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔11番 神武綾議員 登壇〕

○11番（神武 綾議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件につきまして質問させていただきます。

1件目は、市民図書館事業についてです。

太宰府市には太宰府市民図書館があり、市民の方の登録数は人口当たり38%で、年間54万冊が貸し出されています。開館されて29年になりますが、たくさんのボランティアの方に支えられていると言っても過言ではないと思います。ボランティアさんとの連携の現状について伺います。

次に、小・中学校の図書室への支援の計画についてです。

小学校に司書が配置されてから、子どもたちが図書館に足を運ぶ機会も増え、子どもたちの読書への意欲をかき立てているようです。しかしながら、日常の授業の中で図書館の本を生かすには不十分であるという声も聞かれています。今後の展開について伺います。

最後に、市民図書館は生涯学習の場と考えます。レファレンスの充実や調べ学習を行うための職員や施設、また資料など不十分ではないかと感じますが、これからの計画について伺いま

す。

2件目です。発達障がいの子どもの療育体制づくりについて伺います。

3年前にオープンした療育相談室ですが、相談者が年々増えていると聞いていますが、現状を伺います。

また、就学前の子どものための施設として幼稚園や保育所がありますが、保護者が希望しても、園側で受け入れを断られる、また園側は受け入れたいけれども、保育士のほうが少ないために入所を断らざるを得ない現状があると聞いています。このような状況を把握しておられるのか伺います。

最後になります、3件目です。自治体が発信する平和の取り組みについて伺います。

太宰府市は非核宣言都市です。毎年8月の原爆投下の日、6日、9日、そして終戦記念日の15日には平和のサイレンを市内に流し、いきいき情報センターで日本非核宣言都市自治体協会発行の原爆資料写真を展示するなどして、平和へのアピールが続けられています。今までの取り組みを土台に、平和祈念式典や非核宣言文の作成などを進めていただきたいと思います。市長のお考えを伺います。

以上3件について回答をお願いいたします。再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） それでは、1件目の市民図書館事業についてご回答を申し上げます。

まず、1項目めの市民ボランティアとの連携についてでございますが、現在市民図書館におきましては、ボランティア団体にご協力をいただきながら、子どもたちに絵本や紙芝居の読み聞かせを行いますお話し会等各種事業を、個人ボランティアの皆様には書架整理や本の破損修理等、館の事業や運営にご協力をいただいております。

またあわせて、子どもたちへの読み聞かせの基本を学ぶ読書ボランティア初級講座を開催し、その輪を広げていっているところでございます。

次に、2項目めの学校図書館支援の計画についてですが、ご存じのとおり平成25年度から、小・中学校へ市民図書館司書が巡回する形で、学校図書館の運営について支援を行っております。現在、3名の市民図書館司書がこれにかかわっております。

また、学校図書館支援の一環といたしまして、学期ごとに学級文庫への市民図書館の本の貸し出しや、移動図書館車すくすく号の小学校への乗り入れ、あるいは学校司書の研修会を開催しています。

その他、小学校におきましては読書リーダー養成講座を開催するなど、学校図書館の支援を行っております。

今後もこのような形での支援を継続していきたいというふうに考えております。

最後に、3項目めの生涯学習の拠点としての整備についてでございますが、1項目めの回答で申し上げましたとおり、市民図書館の管理運営につきましては、多くの方々の協力の上に成

り立っております。また、それとともにご指摘のとおり単に本の貸し出しにはとどまらず、市民の皆様からの相談への対応、レファレンスサービスの充実も必要と感じております。

そのために専門資料の配架等、調べ物コーナーの充実あるいは情報の提供など、職員の資質向上を常に図りまして、市民の皆様の方の生涯にわたる学習をサポートしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） ありがとうございます。

図書館にかかわるボランティアさんというのがたくさんいらっしゃるということは、私もよく知っています。小・中学校でお話、読み聞かせをされているボランティアグループもありますし、またレクリエーション協会さんも図書館のほうで、夏には怖いお話会とかお化け屋敷とかも企画されて、図書館にできるだけ人が集まるようなことを皆さんの市民の方の力で、されているということを見聞きしております。

来年30周年を図書館は迎えると思うんですけども、太宰府の市民図書館はこの筑紫地区内でも先頭を切ってますね、図書館が設立されて、当時は物すごく注目されて、NHKやなんかテレビで取り上げられたというようなことも聞いております。車での移動図書館も、画期的なことだったということで、それを見習って今随分といろいろな自治体で、移動図書館が走るようになったというふうにも聞いています。

ぜひこの30周年のイベントもされると思いますけれども、そういう市民の方の力をぜひかりて、そういう企画をしていただければ、今まで図書館にかかわってこられた方々も、またさらなる図書館の充実へとまた力をかしていただけるのじゃないかなというふうに思いますので、そのところを要望しております。

次に、小・中学校の図書室への支援についてですけども、今市民図書館のほうから学級文庫とかですね、それからすくすく号が学校のほうに入ったりとか、司書の研修などが行われているというふうに聞いております。

実際にこの事業を進めていくときに、太宰府市が平成24年度に作成した子ども読書推進計画という中で、読書環境の整備として、学校図書館を読書活動推進の中核となるものとして、読書センターまたは学習情報センターとして機能を果たすために努力、整備をしていくというふうにあるんですけども、このことが恐らく今学校図書館にかかわってある司書さん、それから司書教諭の方々が求めてあることなんじゃないかなというふうに思うんですけども、この進捗についてお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 今ですね、3名が回っておるところなんですけれども、進捗状況としましては……。済みません、現在、年次計画で進めておりまして、図書を充実させていく方向で今進めておりまして、ちょっと具体的な内容まで、把握しておりませんので。また後ほ

ど説明させていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今小学校の図書室のほうに司書の方が入ってありますけれども、子どもたちのその授業の中での調べ学習のときの資料がなかなか提供するのに十分ではないというようなことが聞かれています。それを改善するために、学校の図書室の司書さんと学校の司書教諭の方との連携が必要で、時間をとってですね、授業内容を話し合っ、て、どういう本が必要なのかということを提供できれば、もっと子どもたちが、情報ももちろん使いますし、もっと視野が広がるということですね、そういうことをしていきたいというお話があります。

実際に今司書教諭がない学校があると思うんですけども、このところ実際はどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 司書教諭については全校配置しなければならないようになっておりますので、どこの学校についても司書教諭については配置済みでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） ありがとうございます。

クラスの少ない小規模学校のほうには司書教諭がついていないというようなお話をちょっと聞いたことがありましたので、それはないということですね。

この司書教諭と学校の図書司書とのですね、連携については、ちょうど1年前に市民の方が、ボランティアをされている方々がですね、学校図書館を発展させようということで学習会を企画されました。

先ほど地域健康部長の回答で、質問した中で、学校の学習情報センター、それから読書センターとしての機能をというふうに伺ったんですけども、ちょっとそのところが回答がもらえませんでした。小郡市では、このセンターを、文科省の推進事業で設置して、その後文科省の活性化推進総合事業を受けて、その後はもう市の予算でこのセンターを運営しています。

このセンターがあることによって、大きな役割が教職員への働きかけがあります。これは、このセンターが先生方にもこの図書館の必要性を伝えて、教職員、そして司書教諭、そして学校司書、3者が一緒に調べ学習の研修を受けて授業等に生かしていく、子どもに返していくというようなことを行われています。

太宰府市のほうでは、学校司書の研修会を行われているというふうに聞いていますけれども、そのところはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 済みません、学校支援事業としまして、研修等は現在5日間程度、平成26年度にやっているという記録で報告を受けております。

それと、学校の支援といたしまして、週2回の昼休み開館のサポートとか、週3回の放課後開館業務での貸し出し、返却、相談といった分に支援をするような形で、先生たちにも絡んで

いただくような形でやっているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今の支援は、教職員の方が学校図書室を支援しているということでしょうか、この内容は。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 今の分につきましては、図書館司書のサポートの部分で。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 学校の図書室を子どもたちに、よりよい充実した資料などをそろえて開放していくために、やっぱり司書一人の力ではなくて、ひとり職場ですので、そうではなくて、教職員の方、それから司書教諭ですね、そしてまた市民図書館の司書の方との連携が必要だと思えるんですけども、このようなやっぱり支援センターをつくって動かしていくことが必要なのではないかなというふうに思いますけれども、この点については進めていくことができるのかどうか、どのようにお考えか、ちょっとお聞かせください。

これ、学校教育のほうかなというふうにちょっと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 学校の図書活動といいますか、読書活動の推進を図っていく中心になるのは、各学校の先ほどご質問ありました司書教諭でございます。司書教諭が、読書あるいは図書館の充実を図っていくための全体計画は作成をしております。それに学校司書、そして本市であれば市の図書館の司書にも連携を図りながら、やっていくというスタンスでございますので、太宰府市におきましては各学校ごとに充実を図っていくと、司書教諭を中心にですね、そこに市民図書館の司書が連携ということで入っていただくということでございます。

したがいまして、市の市民図書館がセンター機能を果たしながらやっていくという議員さんおっしゃる意図はわかりますが、そういう形には特にしておりませんで、連携を図ってやっているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今のところそういう機能はなくというようなお話でしたけれども、この子ども読書活動推進計画というのが平成24年4月に出ています。これ図書館のほうから出ていますけれども、これ平成28年までの計画なんですけども、その中の子どもたちの、学校での読書環境の整備というところで、読書センター及び学習情報センターとしての機能を果たすために、学校図書館の整備を目指しますというふうなことが書いてありますので、あと平成28年まで2年弱ですかね。

今小学校に司書も配置されました。中学校のほうにはもう図書館のほうから週3回来ていただいていますので、そういう中で、いろいろな意見、それから情報、改善点などを出して、ぜひこのセンターをつくっていただくように進めていただきたいというふうに思います。

中学校の司書の配置なんですけれども、3月議会で請願が採択されました。6月の議会の代

表質問の中で、中学校の図書室への図書司書の配置は、コミュニティスクールの中で行いますというふうに回答がされましたけれども、この内容について少しお話を伺いたいと思います。どのような計画をされているのか、お願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） コミュニティスクールの取り組みの一環として、地域の皆様にもお力をおかりしながら、図書館の充実を図っていききたいという回答をしたと思います。

具体的には、各学校の学校運営協議会の中で、学校図書館の充実をさらに深めていくためにどんなことができるかということで、各学校ごとに、学校運営協議会の中で具体的な取り組みについては協議をお願いすることになると思いますけれども、まだ具体的にその点まで進んでいる学校があるかどうかはつきり把握はしておりませんが、基本的にはコミュニティスクールの取り組みの一環として、その取り組みの一環として図書館教育の充実を図っていくと、そのために地域、保護者のお力添えをいただきたいと、そういう意味で回答していると思います。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） ということは、中学校の図書室に小学校と同じように図書司書を配置するという事ではないということでしょうか。コミュニティスクールの中で行うということは、やっぱり地域の方、保護者の方とかに、ボランティアで図書室を見ていただくというようなスタンスなんですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） おっしゃるとおりでございます、新たに学校司書を増員して配置するという事ではございませんで、現在のままでいきたいということでございます。

各中学校の校長先生を初め担当者にも確認はしたところでございますけれども、現在の状況について。放課後の図書の貸し出しにつきましても、市民図書館の司書にご協力をお願いいたしまして、子どもたちの放課後の時間に図書館に貸出業務に入っただけのようにお願いをしておりますし、現在のところ学校のほうからぜひ図書司書の増員をお願いしたいとか、そういった意見は特には出ておりませんので、現在の状況で十分運営ができておるといふふうに判断いたしておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 先ほどお話ししてきました学習情報センターとしての学校図書室という意味では、コミュニティスクールの中でボランティアで貸出業務だけをするのではなくて、やはり専門の方がいて、学習にも生かしていくというようなことを進めていきたいと思っております。そういう意味での請願だったと思いますので、そのところはもう一度考えていただきたいと思っております。

そして、中学校のほうでは、先生方がやはりもう忙しくてなかなかそこまで手が回らないし、できれば専門職の人をやっぱり置いて、学校の中の一員として、司書の方もかかわって

ただけると助かるというふうな声も聞いております。ですので、そのことをちょっとお伝えしたいと思います。

そして、今中学校に週3日、図書館のほうから司書の方が来られて、図書室の図書の整理から子どもたちへの図書の情報の提供だとかをされているんですけども、これちょうど1年前の図書館だよりも、その市民図書館から図書室に行っている司書さんの声がかかっていた。

「図書館日記」というのがあるんですけども、この中に「私も昨年1年間、中学校へ行っていました。そのときの生徒たちが時折市民図書館にも来てくれます。学校から生涯学習を支える公共図書館の利用者へと生徒たちが育っていく姿を見ることができるのは、大変うれしいことです。」というふうに書いてありました。

やはり司書さんの仕事としては、やっぱりこういうふう子どもたちが育っていくという姿を見ることが、やはりうれしいことなのではないかな、専門職として仕事をしている誇りにもなるのではないかなというふうに思いますので、この点については再度検討をお願いしたいと思います。これは学校の運営協議会での声もあるでしょうし、また地域の方の声ももう一度聞いていただいて、お願いしたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 少し補足をいたしますけれども、先ほど市民図書館が読書のセンター機能を果たすということで、センターをつくってはどうかというご提案をいただいておりますけれども、現在の状況といたしまして、市民図書館がセンター的な機能は十分果たしていただいているというふうに私は判断しております。

週3日、中学校に巡回してきていただいておりますので、先ほど図書の貸出業務と申し上げましたが、それは業務の中の一部でございます。司書教諭、それから学校事務補助がおりますが、そちらも図書館業務にかかわっておりますので、そこら辺に専門的な見地から、市民図書館の図書司書が専門的な支援、アドバイスをいただいておりますので、学校の意見といたしましても、市民図書館から来ていただいて非常に助かっていると。具体的な図書の紹介でございますとか、それから授業の中での図書の活用とか、あるいはこういった本をこれからそろえていったらいいとか、そういったことについても専門的なアドバイスをいただいております。非常に助かっております。

そういう意味で、センターはございませんが、センター的な機能を図るための連携を本市は進めていっているというふうに捉えていただけたらと思っています。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） では、引き続きお願いしておきたいと思います。

最後に、生涯学習の場としての図書館ということで取り上げているんですけども、レファレンスの充実、それから調べ学習を図書館のほうで充実させていくために何かできないかということで、いろいろ市民の皆さんからの声もありましたので、調べたりしたんですけども、

先日、伊万里市の市民図書館に行ってきました。

ここは武雄市の市民図書館と比べられて、市民の方のボランティアによって支えられていると言っても過言ではない図書館なんですけれども、ここのレファレンス事業がこの相談支援業務なんですけれども、市民の皆さんのどうしてという相談に徹底的に答えるという姿勢があります。

太宰府市でも昨年は6,044件のそういう相談業務があったというふうに聞いていますけれども、このレファレンス事業が窓口で聞かれてすぐ答えられるクイックレファレンスというものの以外のもので、いろいろな資料を調べてその市民の皆さんに答えるというのが37件だったそうなんですけれども、伊万里市の場合はですね、もう図書館の中に4カ所ぐらいそういうレファレンスの窓口があります。資料の数ももう徹底的に多いんですけれども、このレファレンスの4カ所のデスクを独立させて、その一つにビジネス支援コーナーというのがありました。

ここには、起業を目指している方が通ってこられてですね、実際に焼き物の万華鏡とか、それから万年筆を開発されて成功された方がいらっしゃったりとか、それから家庭用の小型風力、それから水力発電の開発とか特許取得で起業した方などがいらっしゃるそうです。

この館長がおっしゃっていたのが、図書館は全ての人の成長と成熟、そして自己実現を支えるための教育施設であって、それこそが図書館であるということで、人づくり、それからまちづくりを支える成長機関であるというふうにおっしゃっていました。

これから太宰府市もいろいろなまちづくりをしていくときに、個人個人で考えるのではなくて、やはり太宰府市民が集って情報を得る、もうそれが図書館に行けば全国的に、もっと広げれば世界的にいろいろな情報がとれるというような場所が図書館ではないかなというふうに感じました。それを市民の皆さんも欲していると思います。

資料とか施設とか、狭い、それから少ないとかということだけではないと思いますので、人の配置だったりとかですね、そういうことも含めて、ここの部分も進めていっていただきたいなというふうに思います。

このレファレンス事業ですけれども、今市民図書館のほうでは、対応している図書司書の方というのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。窓口で貸出業務をされている方たちがされているというような状況でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 窓口業務に当たっております職員全員ということでございますので、人数でいいますと19人がその日々の出勤に合わせて対応しているという状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） じゃあ、その方々それぞれが、やっぱり市民の方が相談があれば答えるというような形になっているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） はい、そのとおりでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） はい、わかりました。

レファレンスの場所が、市民図書館入って行って右奥のほうにあるんですけども、テーブルと椅子が6つあって、そこで太宰府市に関係する歴史の本とかがあるんですけども、そのところをやはりもう若い人から、中学生、高校生から来て、学校で習った太宰府の歴史をもっと深めたいとかというような子どもたちから、また仕事を退職されて、これから市民活動に参加したいという方たちが来れるような、そういうふうな場所づくりにもしていただきたいなというふうに思います。この件については要望をしておきます。

2件目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 次に、2件目の発達障がいの子どもの療育体制づくりにつきましてご回答を申し上げます。

まず、1項目めの療育相談室の現状でございますけれども、本市の療育事業につきましては、平成24年9月にいきいき情報センター1階に療育相談室きらきらルームを開設しまして、3年が経過いたしました。

当相談室の体制としましては、正職保育士2名を中心としまして、臨床心理士や言語聴覚士の方々に週二、三日で入っていただき、運営をしております。開設当時は20件程度でございましたけれども、相談件数も相談室の周知が進むとともに、昨年度は265件と増加しております。

この間、子どもの発達に関しまして悩みや不安をお持ちの保護者への相談を中心に、発達検査や幼稚園、保育所への訪問支援、グループまたは個別の発達支援を行っております。その中で、医療機関や療育機関の受診が必要と認められる場合は、保護者が受診できるまで保護者支援を継続しながら、紹介等を実施しているところでございます。

また一方では、それらの機関から当相談室を紹介され、支援を行っている件数も増えてきております。

支援内容としましては、相談業務以外では、幼稚園、保育所に通園してあるお子さんに対しまして、園、保護者の了解のもと、園生活の様子を観察の上、園からの聞き取り等を行いまして、保護者へフィードバックを行っております。今年度につきましては、8月までに24件の支援を実施しております。

また、各機関へつなげるまでは、子どもさんの年齢や特性に応じた親子教室を相談室のスタッフにより開催してございまして、今年度は8月までにグループ教室に56組、個別教室に8組の親子が参加されておられます。

今後、当相談室へのニーズはさらに高まっていくものと考えますことから、相談体制の強化

に努める必要があると考えております。

続きまして、2項目めの保育園、幼稚園の受け入れについてでございますけれども、保育所につきましても、利用申込書に心身の健康状態について記載をしていただき、申込書受け付けの際に子どもさんの心身障がいの有無、身体障害者手帳、療育手帳の有無、発達の遅れの有無、アレルギーの有無について聞き取りを行っております。この聞き取りによりまして、保育所での集団保育につきまして事前の面接が必要と判断した場合は、保護者及び児童を対象に、保育所担当職員、保育士で面接を行いまして、入所の決定を行っております。

なお、集団保育が困難と判断しました場合は、入所をお断りしていることもあります。

支援、配慮を要する子どもさんへの入所後の対応につきましては、私立保育所につきましてもは加配保育士の雇用に対し、市の補助事業としまして補助金を交付してございまして、また公立保育所につきましてもは、加配保育士の雇用に努めているところでございますけれども、予算措置の問題、また保育士不足の現状から、必要な加配保育士の雇用ができていない現状もございまして。

今後も障がい児保育の充実に向けまして努力をしております。

また、幼稚園につきましてもは、現状の制度下では、私立である各園におきまして入園の手続を行っておりまして、受け入れの状況等につきましても把握できておりません。

また、私立保育所のような加配教員につきましても、そのような補助につきましても現在のところは実施しておりません。

今後、子ども・子育て支援新制度の中で、幼稚園のまま、または認定こども園に移行する園が増えていくことによりまして、支援の仕組みも構築できるものと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 療育相談室の相談件数ですけれども、オープン当時24件だったのが260件まで、10倍増えています。やはり私の周りでも、そういう相談が増えてきています。それは就学前のお子さんだったり、またもっとちっちゃくて、乳児相談に行ったときに、そういう話をされたというふうなことでお話を伺ったこともあります。

療育相談室が、その療育相談室を使って親子教室、それから親子でのグループ教室だとか個別教室をされて、やっぱりお母さんたちも救われている部分があると思いますので、この点は、子どもたちが増えていくと場所の確保とか難しいと思います。回数も増やさないといけないと思いますので。そういうところも今後考えていただきたいというふうに思います。

子どもたちがそうやって大きくなっていくと、幼稚園、保育所に入っていきわけですけれども、幼稚園なんですけれども、幼稚園の先生で、子どもを幼稚園に入れたいと、だけれども園のほうではなかなか経営上、その子どもに1人先生をつけるということが難しいので、お断りをしているというような状況が今続いているということで、相談を受けたことがあります。

こういうような状況は、市のほうでは今その数を把握してないとおっしゃいましたけれど

も、そういうお話を聞く場所はあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 幼稚園さんに対しましては、就園奨励費補助金とか運営費の補助を出しております。その中で、年に一度は必ず、園長先生方お集まりいただいてお話をすることがございますので、その中でもお話をしていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） していきたいということは、今はできていないということでしょうかね。

そういう相談が、やっぱり多くなってきているんじゃないかなと思います。私が聞いたのは1件だけですけれども、やっぱりお母さんたちはすぎるような思いで、園のほうに入れて、やっぱり集団生活の中でこの子はどうかということもやっぱり見ていきたい、小学校、中学校と上がっていくわけですからね。

ですので、この幼稚園に対しての加配の補助というのをできないかということで、いろいろ私も調べたんですけれども、実際に補助金を特別支援教育事業として私立に出している自治体があります。これは子ども1人当たり月に3万円なので、1対1で子どもを見るときに、保育士さん、幼稚園教諭の方に3万円というのは少ないんですけれども、その一部の補助という形になっているんですね。そういうふうにして、できるだけ市のほうも援助していくというふうな姿勢をとっている自治体もあります。

こういうことをすることによって、やっぱり幼稚園の中での困っている発達障がいといわれる、それからグレーゾーンと思われるような子たちの情報を収集することにつながっていくというふうに思いますけれども、その点について何か検討されたようなことはありますか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 私立幼稚園さんに対する特別支援事業というのは、今議員さんから初めて聞きましたけれども、ちょっと研究はさせていただきますけれども、先ほど最初の答弁で申し上げましたように、今この幼児、乳児に対する新しい支援制度が始まっています。言いましたように、この新制度の中に入るかどうかというのは、選択が今年の4月から求められておりまして、この新制度に乗りました場合につきましては、補助金ではないですけれども、給付事業としてそういった障がい児に対する加配教員の先生の給付もあるのかなというふうに思っております。

現状としては、私立に対する特別支援事業というのには行っておりませんし、ちょっと考えておりません。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 子ども・子育て支援事業の中でということで、こども園になればそういうような対応ができるというようなお話でしたけれども、こども園に移行しようという園が今のところありませんので、来年度からこれを実施できるかということ、そうではないと思いま

すので、もうそれとはちょっと切り離して、この支援、教育事業としての補助金を出すということの前向きに検討していただきたいと思います。

これは来年度の予算編成にかかわってくることだと思いますので、ぜひこういう補助事業をしていただいて、お母さんたちも子どもと2人で家にいるのではなくて、やっぱりそういう園に行ってですね、お母さんたちと接する機会をつくってあげることが、子どもに対しても自信を持って接することができることになるでしょうし、そういう場をつくれるという意味でも、ぜひお願いしたいと思います。

それからこの幼稚園と保育園に上がって行ってその後小学校、中学校へと上がっていくんですけども、今幼稚園での数を把握されていないというお話でしたが、それから把握していなくても、小学校に上がるときには、就学の判定がされるわけですが、そのときに何も情報がない中でそういう子どもたちが集まってきて、子どもを見るのではなくて、療育相談室に通っている子どもたちがこういう子どもなんだということ把握した上で、幼稚園、それから保育園、そしてまた小学校、中学校へ上がっていくという連携が必要だと思うんですね。

今それが学校教育のほうでは、先ほどの宮原議員の質問の中の回答でもありましたけれども、教育支援コーディネーターを置いたりとかということもされて、窓口も週1回相談業務ができるようになりましたし、それを使っているお母さんたちもいます。

その学校教育だけのものじゃなくて、やっぱり子どもが生まれて乳児相談をして、何か子どもがちょっと普通の子とちょっと違うみたい、困っているところがあるみたいというようなことを感じたときに相談をして、対応した支援の内容とかをずっとやっぱり持って成長していくというのが、これは、子どもだけじゃなくて、やはり行政側もそれがあると随分違うと思うんですよ。先生方も違うと思いますので、そういうことができないかなというふうに思います。

これ、2年前の環境厚生委員会で新居浜市というところに視察に行ったんですけども、ここは発達支援課を教育委員会の中に置いてあります。この中で、子どもたちを、保護者と一緒に支援していくためのサポートファイルというのをつくっております。サポートファイル「にっこにこ」というんですけども、これがまず最初に相談に来たときに、子どもの様子をまず記入して、面談したことをずっと記録にとっていくわけですね。その後に小学校に上がれば、児童デイケアをいつからいつまで使ったとか、それから通級にいつからいつまで通ったとかというようなことをずっと記録しているファイルなんですけれども、これを持って、ずっと子どもたち成長していくということで、これはもう高校に上がる時まで使われていました。

このファイルを使うということは、療育相談室だけではなくて、やっぱりほかの課と連携して子どもたちを見ていくというふうなことが必要ではないかなというふうに思います。

ぜひ、こういうことを取り組んでいただいて、お母さんたち、保護者の人たちが目の前にいる子どもたちが将来どうなるかということが見えるような、ちょっと安心ができるような、何かそういうシステムをつくっていただきたいなというふうに思います。

この発達障がい、それから困り感のある子どもたちに対しての支援というのは、ずっとつながりがあるわけです。いろいろな課にまたがっていると思いますので、そういう課が一度集まってどういう状況なのかということを一度話し合う場所を設定していただきたいと思いますが、実際に今そういうことが行われているのか、またこれからそういう機会が持てるのかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 幼稚園さん、保育所もそうですけれども、幼稚園さんを訪問しながら子どもさんの様子を見ておまして、平成26年度も幼稚園で18件、行っております。午前中のお話でもございましたけれども、教育支援委員会の中に当療育センターの職員も参加して、情報の共有を行っているということでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） それは療育相談室も入っているということですか。療育相談室と学校教育の部分が今連携しているということですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 以前の就学指導委員会にかわるものが、平成26年度から教育支援委員会というものにかわったということで、午前中教育部長のほうからお話があったと思いますが、その中に療育相談室の職員が入っているということでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） それ以外にもかかわっている課があると思うんですよ。保健センターだったりとか、乳児相談なんかしているところは保健センターでしょうし、あと学校になれば特別支援学級、それから通級に通っている子たち、そういう子たちまでかかわる窓口が一度集まって話をする、今の状況をどうするかということを一急ぎに話し合っていたらいいと思います。本当に困っている保護者、それからもうその子自身がやっぱり困っているの、ぜひそこには取り組んでいただきたいと思います。お願いいたします。

最後、3件目。

○議長（橋本 健議員） 3件目いいですか。

○11番（神武 綾議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、3件目の自治体が発信する平和の取り組みについてご回答を申し上げます。

太宰府市議会においても、核兵器の廃絶と平和を願ひまして、平成元年3月に非核・平和都市宣言に関する決議がなされているところでございます。

私たちが切望する恒久の平和と安全は、人類普遍の願いであり、この目標達成なくしては太宰府市が将来像として掲げる「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現もあり得ません。

太宰府市では、今後におきましても、戦争の悲惨さや平和への願いをさまざまな形を通して広く市民の皆様方に発信していきたいと考えております。

詳細については担当部長から回答させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

太宰府市における平和の取り組みにつきましては、8月6日、9日及び15日を含むおおむね2週間の期間に、いきいき情報センターにて平和祈念展を、また筑紫野太宰府消防組合に依頼を行いまして、恒久の平和を願うサイレン吹鳴を実施しているところでございます。

平和祈念展では、日本が唯一の被爆国ということもございまして、原爆投下によって起こる被害の甚大さや、戦争によって多くのとうとい命が失われたことを後世の人々に伝え、被爆写真等のパネルや、当時使用していた鉄かぶとや千人針等の遺品を展示することによりまして、今後二度と同じ過ちを繰り返さないよう、戦争の悲惨さを市民の皆様にお伝えしているところでございます。

今後におきましても、現在の取り組みを継続いたしまして、恒久の平和と安全を願い、広く市民の皆様方に情報の発信を行っていききたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） ありがとうございます。

消防組合のほうからのサイレンを聞いて、立ちどまっている中学生がいました。目を閉じてですね。そういうのを見かけました。やっぱり太宰府市が保育所から小学校、中学校と人権教育を通して、やっぱり原爆の悲惨さとかもずっと伝えてきたと思うんですね。そのあらわれかなというふうに見ました。ぜひ続けていただきたいというふうに思います。

そして、いきいき情報センターでの原爆資料写真、それから遺品の展示はですね、やっぱり足をとめて見ていらっしゃる方も見かけましたので、続けていただきたいというふうに思います。

平和祈念式典はされていませんけれども、八女市などで取り組まれています。非核宣言都市は太宰府市もしていますけれども、県内60自治体で全てが行っています。そのうちの15自治体が非核宣言文を発しています。ですので、ぜひ太宰府でも県内の16番目の宣言として、ぜひお願いしたいというふうに思います。

この夏、広島で被災された方のお話を聞く機会がありました。筑紫被爆者の会の方だったんですけれども、市内の小学校の平和の授業のときにもお話に行かれているということで、もう高齢だから、いつまで続けられるかわからないというようなこともおっしゃっていましたが、やっぱりそういう方がこの市内に近くにいらっしゃるんだなということを再認識しました。

それから、ある市民団体では、核兵器の廃絶を求める署名活動を毎月取り組まれています。

今年5月には、国連本部で行われたNPTの核不拡散条約再検討会議に、署名を持っていかれた方もいらっしゃいます。太宰府市内の地元の児童劇団では、劇を通して平和を訴える作品を上映して回っている方々もいらっしゃいます。

この不拡散条約再検討会議に参加された方がおっしゃっていたんですけども、この会議の冒頭で、潘基文事務総長がこの署名を見られて、日本から633万筆持っていかれたそうなんですけれども、これを受理したことを紹介して、こういうことが市民社会が大きな役割を果たしていることに支持と感謝を表明されたということをお話しされていました。

今太宰府市が続けているサイレンだったりとか写真展だったりとか、そういうこともやっぱり市民レベルでの協働ですので、こういうことを支えて、非核宣言都市としての取り組みを一層進めていただきますように要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（4日目）

〔平成27年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成27年9月15日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 小 畠 真由美<br>(12) | <p>1. 老朽化するインフラへの対策について</p> <p>(1) 青山一丁目の道路で大きな陥没が発生し、地域住民は不安を感じている。<br/>現状と今後の整備について</p> <p>(2) 市民の安全を守る観点から、主要道路における空洞調査の実施について</p> <p>(3) 今後のインフラ整備について</p> <p>2. 子育て支援の充実について</p> <p>(1) 保育所の待機児童が急増する中、低所得世帯等、緊急性がある場合、届出保育所を受け皿にできないか、相談窓口の充実について所見を伺う。</p> <p>(2) 小学校入学時に購入する算数セットを学校からの貸し出し制にできないか伺う。</p> |
| 2  | 堺 剛<br>(1)      | <p>1. 若者の活躍推進について<br/>改正公職選挙法が成立した件について本市の対応を伺う。</p> <p>① 新有権者の該当者数について</p> <p>② 大学生等への意識調査について</p> <p>③ 今後の本市の取組みについて</p> <p>④ 若者の活躍推進について市長の見解</p> <p>2. マイナンバー制度について<br/>マイナンバー制度の通知・運用について</p> <p>① 本市の導入費用（概算）、対象者数について</p> <p>② 周知徹底について</p> <p>③ 制度運用について市長の見解</p>                                         |
| 3  | 門 田 直 樹<br>(16) | <p>1. 地域密着型介護老人福祉施設の整備について<br/>高齢者支援計画では、平成28年度中に1施設29床を整備する予定とあるが、本市の現状と整備の概要について伺う。</p> <p>① 本市の特別養護老人ホーム入所者数と待機者の現状について</p>                                                                                                                                                                                    |

|   |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |              | <p>ア) 要介護度別の人数について</p> <p>イ) 太宰府市民の入所者数と待機者数について</p> <p>② 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備計画について</p> <p>ア) 公募の時期と方法について</p> <p>イ) 事業者の申請要件について</p> <p>ウ) 運営可能な設置形態についての見解</p> <p>③ 建設費用として国からの交付金があり、市はこれを活用して事業者に補助金を出すと思うが、1床あたりの金額を伺う。</p> <p>併せて市としての独自の補助を考えているのか伺う。</p> <p>2. 非行等の問題を抱える少年等への就労支援について</p> <p>平成27年4月から協力雇用主が保護観察対象者等を雇った場合における就労奨励金の支給制度が始まるなど就労支援制度が少しずつ充実してきた。</p> <p>就労、就学は再犯防止のため対象者にとって大きな課題であるが、本市の取組みについて伺う。</p> |
| 4 | 藤井雅之<br>(15) | <p>1. 財政運営について</p> <p>今定例会に平成26年度決算が提案されているが、新市長に今後の財政運営について考えを伺う。</p> <p>2. 安全保障関連法案について</p> <p>審議中の安全保障関連法案について市長の見解を伺う。</p> <p>3. 信号機の設置について</p> <p>都府楼南五丁目にある「九州協同食肉」付近への信号機設置について市の見解を伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                       |
| 5 | 陶山良尚<br>(13) | <p>1. 県道観世音寺二日市線の整備事業について</p> <p>(1) 現在までの進捗状況と今後の計画について</p> <p>(2) まほろば号の乗り入れについて</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 6 | 徳永洋介<br>(8)  | <p>1. 体育複合施設について</p> <p>(1) 体育複合施設の方針について</p> <p>① 昨年度の建設費総額予定額</p> <p>② 体育複合施設建設費総額</p> <p>③ 市長の体育複合施設方針と、その方針を達成するために取り組んだ具体的な政策</p> <p>(2) 体育複合施設の運営と予算について</p> <p>① 補正予算の内訳</p> <p>② 歩道橋について</p> <p>③ 指定管理方法の説明と方向性</p> <p>④ ランニングコストの試算</p>                                                                                                                                                                                         |

|   |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |             | <p>(3) 体育複合施設の整備について</p> <p>① 体育複合施設の名称について</p> <p>② トレーニングマシンの設置について、「ふるさと納税」での増額はできないか。</p> <p>③ 道路計画と信号設置について</p> <p>④ 体育複合施設の耐震機能について</p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 7 | 森田正嗣<br>(4) | <p>1. 全小中学校の保健室の整備について<br/>保健室を利用する生徒には、用便の失敗をする者や初潮をみる者など、かなり人目をはばかるものがある。<br/>それらの要望に応えるためには、保健室にシャワーとトイレを備える必要があると思うが、現状がどうなっているのか伺う。</p> <p>2. 体育複合施設の備品について<br/>今回つくられる施設にはトレーニングルームが予定されているが、トレーニングマシンについては設置の予定はないと聞く。<br/>いきいき情報センターの利用状況からすると、特に高齢者の健康保持をする上で必須と思われるが、所見を伺う。</p>                                                                                        |
| 8 | 笠利毅<br>(7)  | <p>1. 市民の意見を市政に反映させる方法について<br/>件名の課題を実現するために、予算や計画の作成過程をどのように構想しているか伺う。<br/>① 次年度予算編成までの日程について<br/>② 第五次総合計画（後期）策定までの日程について</p> <p>2. 体育複合施設の活用・運用について<br/>「複合」施設は多様な目的、用途を想定して設計されているが、活用・運用の責任は既存の部課のいずれかが受け持つのか、それとも特別な担当を設けるのか、責任の所在を確かめたい。</p> <p>3. 教育委員会改革について<br/>現教育長の任期が来年の末であり、教育委員会制度の改革は日程にのぼっていると考えられる。<br/>市長、教育長のそれぞれに、どのような準備を予定し、どのようによりよい教育行政を目指すつもりかを伺う。</p> |

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|             |                |
|-------------|----------------|
| 1番 堺 剛 議員   | 2番 船越隆之 議員     |
| 3番 木村彰人 議員  | 4番 森田正嗣 議員     |
| 5番 有吉重幸 議員  | 6番 入江 寿 議員     |
| 7番 笠利 毅 議員  | 8番 徳永洋介 議員     |
| 9番 宮原伸一 議員  | 10番 上 疆 議員     |
| 11番 神武 綾 議員 | 12番 小 畠 真由美 議員 |
| 13番 陶山良尚 議員 | 14番 長谷川 公成 議員  |

15番 藤井雅之議員

16番 門田直樹議員

17番 村山弘行議員

18番 橋本健議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市長 芦刈茂

副市長 富田讓

教育長 木村甚治

総務部長兼  
選挙管理委員会事務局長  
濱本泰裕

地域健康部長 友田浩

総務部理事  
兼公共施設整備課長  
原口信行

建設経済部長 今村巧児

市民福祉部長 中島俊二

教育部長 堀田徹

上下水道部長 松本芳生

総務課長 石田宏二

経営企画課長 山浦剛志

文書情報課長 百田繁俊

管財課長 寺崎嘉典

地域づくり課長 藤田彰

元気づくり課長 井浦真須己

スポーツ課長 大塚源之進

市民課長 行武佐江

税務課長 吉開恭一

福祉課長 阿部宏亮

保育児童課長 中島康秀

建設課長 小川武彦

社会教育課長 中山和彦

学校教育課長 森木清二

上下水道課長 古賀良平

施設課長 永尾彰朗

監査委員事務局長 渡辺美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 今泉憲治

議事課長 花田善祐

書記 山浦百合子

書記 力丸克弥

書記 諫山博美

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

12番小島真由美議員の一般質問を許可します。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番（小島真由美議員） 皆様、おはようございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い、通告記載の2件について質問させていただきます。

1件目、老朽化するインフラへの対策について。

我が国の社会資本整備は、高度経済成長期の1960年代から1980年代に集中的に行われ、近い将来、一斉に寿命を迎えます。2012年に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故が大きなきっかけとなり、国を挙げてインフラ老朽化対策が次々と打ち出されました。

老朽化した社会インフラの保全、維持管理の対策が急務になる中、本市におきまして、道路の路面下に空洞が発生し陥没する現象が複数箇所で起こっています。市が把握している陥没の状況をお伺いいたします。

また、青山一丁目の市道で起きた陥没で住宅街に不気味な穴があき、地域住民は不安な日々を過ごしています。原因、これまでの経過、整備状況をお聞かせください。

福岡県では2013年から道路の空洞調査が実施されています。危機管理としての認識をさらに深め、市民の命を守る災害対策として、本市におきましても主要な道路の空洞調査やサンプル調査を行い、その上で補修計画を立て、着実な整備の推進をしていただきたいと思います。路面下をCT検査のように見ることが出来る調査車両も登場し、調査技術も大きく進展しています。今後のインフラ整備は、問題が起こってから対処する事後保全型から、問題が起こる前に未然に防止する予防保全型へ移行するべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

2件目、子育て支援の充実について質問いたします。

一時期減少していた保育所の待機児童でしたが、再び増加に転じる事態となっています。待機児童ゼロ作戦を再び推進していくのかお伺いいたします。

待機児童が増える中、低所得世帯など、認可保育所に一刻も早く預けて働かないと生活できないような緊急性がある方々は本当に苦しんでおられます。届け出保育施設を利用されるご家

庭の経済的負担を軽減するための補助制度を早急に設けるべきだと考えます。

また、子育て世代の方々が無難に相談に乗ってもらえ、丁寧に話を聞いてもらい、一緒に解決方法を考えていただける開かれた相談窓口を開設することは非常に大事な政策です。人員の増加を図り、相談体制を強化することについて見解を伺います。

最後に、現在小学校に入学するとき、生徒全員が算数セットを購入しています。来年度からは購入をしなくてもいいように、学校が授業で使うための備品として1、2年生の教室に置いて貸し出し制にできないか伺います。

入学準備の負担軽減と資源の有効利用など多くのメリットがあるものと考えますが、見解を伺います。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） おはようございます。

1件目の老朽化するインフラへの対策について、市長回答ということでございますけれども、詳細な点もございますので、私から回答をさせていただきます。

まず、1項目めの市で把握している陥没の状況についてでございますけれども、市内の陥没は、施工から相当の期間が経過した水路や地中の排水管または側溝の沿線で発生をしております。多くの場合、コンクリートの継ぎ目が経年の劣化によりまして破損をし、周辺の土が排水路に流れ込むと、このようなことで発生をしております。現在この対応につきましては、多くが近隣の方々からの通報によりまして現場を確認し、緊急工事を行っているところでございます。

次に、青山一丁目の市道陥没の現状と今後の整備について、まず経過及び現状についてご回答させていただきます。

青山一丁目32、33街区付近の市道上におきまして、平成26年8月3日、大雨の後に1回目の大きな陥没がございました。埋め戻し補修等で応急処置を行いましたけれども、その後、平成27年5月の連休までに6回の陥没が発生いたしております。

この間、原因調査のため、専門事業者にて委託をいたしまして、遠隔操作によるカメラ調査、地盤の調査、ボーリング調査等を行ってまいりました。現場につきましては、昭和40年代後半の民間事業者が開発しました宅地造成地でございます。昔の農業用ため池があった場所に約19m盛り土して造成をされたところでございます。宅地造成時に設置しました直径90cmのコンクリート排水管が現在の現況地盤から約19m下の地中にあることで、機械を使った最新の地盤探査も不可能な深さでございます。調査に期間を要したところでございます。このコンクリート排水管が存在していることが陥没の原因として考えられましたので、緊急の措置をいたしまして、排水管への雨水の流入を閉塞いたしましたところ、平成27年5月以降につきましては現在まで陥没は発生していない状況でございます。

今後の整備につきましては、今年5月以降のボーリング調査、地下レーダー調査、地下水位

観測等行いまして、結果の解析をもとに設計を実施し、6月12日に地元説明会を行っております。

対策の内容につきましては、陥没箇所周辺宅地への影響をとどめるため、土どめ鋼矢板の打ち込み工事等を行うことといたしております。現在は工事事業者も決まり、本年9月下旬から11月末にかけてまして工事を実施する計画で進めております。

原因となります19m下の地中管につきましては、工法を十分検討した上で閉塞する工事を施工してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、2項目めの今後の主要な道路の空洞調査の実施につきまして、福岡県は、平成24年7月の九州北部豪雨を契機に、平成25年度から路面下空洞調査を実施されておりました。平成26年度には那珂県土整備事務所管内の県道においても実施をされております。

本市におきましても、早期に発見することで未然に道路陥没を防ぎ、被害を出さない、予防保全の観点の重要性は十分認識をしております。このようなことから、県調査結果や補修計画などの情報の交換、また実施する場合の財源など、県とも協議をしながら今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

最後に、3項目めの今後のインフラ整備につきましては、現在予防保全型の維持管理の視点から、橋梁と公園につきまして長寿命化計画を作成し、国の補助金等を申請しながら改修工事を行っております。

また、道路につきましては、ストック点検を実施しつつ、国の補助金を活用して舗装やのり面の改修工事を実施しておるところでございます。

今後も、国の制度を活用しながら整備をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 市が把握している陥没の状況の中で、市として何カ所ぐらいの、この側溝の沿線とか排水管とかの箇所は、場所とかもわかればお願いしたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 陥没につきましては、経年、10カ所から20カ所ぐらい小規模なものがあると。私も、5月のこの実際の陥没も見まして、その後ですけれども、ある団地の中で、水路の排水管がずっと宅地の雨水の排水があるわけですけれども、コンクリートの継ぎ目がやはり老朽化をして、そこから土が入りまして少し穴があくと、そういうふうな状況を私も確認いたしました。小規模なものがそのような形で発生しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） それでは、青山で起きました陥没の発生、それから市全体のインフラの整備、こういったところを質問させていただきたいと思っております。

まず、この青山一丁目で発生した陥没につきましては、大きい穴でどのぐらいの規模の穴だ

ったんでしょうか。今お話しになった10カ所、20カ所の中で一番大きな発生の状況であったのかどうか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 青山の陥没につきましては、平成26年8月3日の陥没、これにつきましては、車がすっぽり入る程度、大きな、深さも深い穴ができたという状況でございます。その他の陥没につきましては小規模なものということでございまして、これにつきましてはかなり大規模なものであったというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 私も、前回の台風の際にちょっと心配で見に行かせていただいて、コーンが置いてあってですね、まだアスファルトはできる状態じゃなくて、まだどれぐらい砂を吸い込むかわからないというような状況で、そのお宅の駐車場の玄関の真ん前というか、本当に家に面した、玄関をあけたらすぐそこに大きな穴があいているというような状況でございました。

やはりいつ陥没が起こるかわからない状況の中で、こういった大雨が一つの発生の原因となって、事故に、人災にもならないとは限らないような状況がございまして。この青山に関しては、もともとそういった造成地であるということであるとか、またずっと昔に埋めてあったその支柱があるということですが、この支柱の長さというのはどのくらいの長さがあるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 長さというご質問でございますけれども、地中に、19mの地下に約200mほどあるというふうなところでございます。

構造につきましては、ちょうど現地の陥没があった箇所の近くに、それから地上に向かう縦管があったということでございまして、そこを閉塞すると陥没自体がとまったということで、現場のほうは今後の工事のためにということで今コーン置いておりますけれども、今回の雨等でも、顕著な陥没は起こってないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） この青山一丁目の地域の住民の方々は、自分のところは大丈夫だろうかとか、五条台あたりの方たちも大丈夫だろうかとかご心配をされているのが現実でございまして、例えばこの住宅地図と昔の字図とを重ね合わせた中で、心配がないのかどうか、全体的なサンプル調査が必要ではないのか、こういったところはこういった状況でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 青山の陥没につきましては、延長がそのような距離があるということから、ご指摘のようなやり方で、住宅地図との整合、重ね合わせをした経過はございます。その他の団地については実施はいたしておりません。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 冒頭にも申しましたけれども、やはり調査というのは非常に防災・減災の面から大事なことでございますが、特にこういった目に見えないところでの災害というところには、神経質になるぐらいまで、一度こういった事故が起こったところはやるべきではないかなというふうに思っています。

特にこの空洞化については、市におきましても10カ所から20カ所あるわけございまして、この空洞化の原因の一つに、道路の下に埋設されている水道管、下水管、今回青山があった陥没と同じようなことでございますが、この下水管が老朽化をして腐食、破損をして、そのすき間から土砂流出とか水の流出によって空洞がつくられて陥没事故が引き起こされる、こういった原理が成り立っているわけです。その本市の水道管とか下水管の現状というのは、この青山に限らず、昔から埋設された水道管に関しては把握というのはできるものなんでしょうか。それとも、ちょっと厳しい状況なんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） 先ほどの青山の場所は、下水道管として生きている管ではなくて、当時埋められとった、あそこは池として活用されとったときに生きとった管であって、それを造成したときに埋め殺しをしたという管でございますので、今管理しているその下水道管ではないということでございます。

それから、水道事業につきましては、資産の拾い上げまでは終わっておりますけれども、平成28年度を目途にアセットマネジメントを完成させる予定で今事務を進めておりまして、将来的なライフサイクルコストということを考えまして、最も効率的な、効果的な、そういったことでその資産管理を行っていくという手法でございまして、また将来的な財政負担も、そのあり方もどういうふうに行っていくかということその計画の中に立てるということがありまして、それを平成28年度中には完成させたいと思っております。その計画に基づいて、適正な管理に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 水道関係の企業会計のほうはですね、ちょっと一足早くそういったアセットマネジメントに取り組んでいただいていることだと思っております。

平成24年度の国土交通白書の中で、建設後50年以上経過する老朽化の進行した社会資本の割合が今後20年間で加速的に高くなることを警告をされており、ここからインフラ整備という形で国土強靱化計画というものが始まって、そして長寿命化計画というふうな流れになっております。例えば道路、橋については、建設後50年以上経過する施設の割合が2012年3月の約16%から20年後の2032年、平成44年3月には65%に急増すると試算をしているんですね。本市におきましても、これは全く同じ構図だと思います。橋は、161カ所の橋が現在どのくらいのパーセントで、長寿命化計画は、これは橋のほうはできていると思いますので、今何%が50年以上

たって、また2032年のこの時期にはどのぐらいのパーセントで50年以上の老朽化した橋がやってくるのか、こういったところの長寿命化計画というのはもうでき上がっているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 橋梁につきましては長寿命化計画を既に策定をしております、市内の橋梁が161橋ということでございます。これを策定するに当たりましては、今後10年間の補修計画、これまで含めてというふうなことなんですけれども、まず160橋を調査をした結果、今早急にすぐ修繕が必要ということではございませんというおおむねの結果が出ております。それに当たりまして、向こう10年間、これ平成25年度に策定をしておりますので、平成34年度まで、この間に年次計画で点検の時期、そしてその点検によってまた補修を計画を立てるという流れで、現在の状況を把握して計画を立てておるといところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） これとあわせて行動計画まで一緒になって来年ぐらいまで整備をしないといけないというふうに認識をしております。それで、この橋について、そして道路については長寿命化計画の中では策定がなくて、道路台帳という形で認識をして把握をしていくという形でよろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 道路の全体の状況につきましては道路台帳で管理はいたしております。ただ、先ほどご回答しましたとおり、ストック点検ということで、太宰府市にとって主要な幹線につきましては舗装面の点検とかそういうことも実施をいたしております。そういった形で管理、また保守、物によりましては社会資本整備総合交付金を活用して路面の舗装を行う、そういった形で進めております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 橋に関しては、打音、たたいてとか、目視だとかという形での検査、それから道路に関しても、今ストック点検ということで、のり面であるとか舗装の状況であるとか、目に見えるところが中心で今まで点検はやってきたわけですね。先ほども申しましたけれども、その国土交通省からの大きな流れの中で、笹子トンネルのあの事故から、やはり目に見えないところまでのことを含めた形での防災・減災の点検をしていこうというような流れではないのかなというふうに思っています。

それは地域の状況に合わせてだとは思いますが、今るるお話を聞く中で、本市が10カ所から20カ所の陥没があると、それから青山でもこのような大きな陥没があって、やはりこの道路の空洞化ということについては、この狭い太宰府の中でこれだけの発生があるというのはやはり注視をしないといけないのではないかなというふうに思っています。

地域防災計画の中に、予防計画第1章第10節第1項道路施設災害予防計画の中に、「災害発生時における道路機能を確保するため、危険箇所調査を実施し、改良・補修等対策工事の必要箇所を指定して道路の整備を推進する。」また、橋梁の整備についても、「市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、損傷が顕在化する前の軽微なうちに対策を行う予防保全型の管理等を行う。」というふうにあります。

この地域防災計画の中には空洞化ということはありませんけれども、これは入れるべきではないのかなというふうには認識をしているんですけども、ここを加筆していく形にはならないのか、ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 地域防災計画につきましては、毎年必要に応じた改訂というのをしております。今回青山で大きな陥没が起きたということもございます。そういった状況も見ながら、改訂につきましては今後も随時検討していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ぜひ地域防災計画の中にこの陥没というところを、空洞化というところを非常に入れていただいて、この東日本大震災のときにも、主要幹線道路が陥没によって大きく塞がれて、そこで支援物資が滞って移送ができなくなるとか、避難ができなくなるとか、非常に大きな問題となったからこそ、こういった国の中で空洞調査が行われるようになりました。やはりこれは福岡県と連携をしながら、県道をするときは市道も一緒にやっていただくようなことをしていただきたいなというふうに思っています。

やはり主要道路の整備の中に、目視できないような場所、空洞というようなところが太宰府でこれだけあるという事実ですので、なおさらのことこの空洞調査というのをに入れていただきたいと思っております。

そして、今冒頭でも申しましたが、この空洞調査の技術がすごく進化をしております、普通の車両が、交通規制も何もかけずに、普通に機械を搭載して走るだけで、下が透ける化という形で、CT写真撮ったように道路の下の状況が把握ができる、そういった技術が今、これは福岡県もこの技術を使って空洞調査が行われておりますので、ぜひこういったことを技術を使ってやっていただきたいというのと、今一部、部長のほうから社会資本整備総合交付金を使って今橋梁であるとかの対策をやっているということでございましたけれども、防災・安全交付金というのが、これが平成24年度に創設された交付金があります。これは、地域住民の生命と暮らしを守る総合的な老朽化対策であるとか、事前防災・減災対策の取り組み、総合的な安全確保の取り組みとして、平成27年度、今年度で1兆947億円国のほうで示されておりますけれども、この交付金を使って道路の空洞調査ができないのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 県の資料によりますと、議員がおっしゃるように、路面下の空洞探

査車ということで、レーダー探査を行いましたということで、きっかけにつきましては、先ほどご回答しました九州北部豪雨があったということで、非常に道路が冠水したという事実があって、主要な幹線について調査をされたというのがきっかけのようでございます。探査深度につきましては1.5mまでというふうな形で、車両が走っていくと。そしてまた、怪しいような点については、再度カメラ等も入れて調査をして補修の必要性を検討するというふうな流れのようでございます。

議員のご指摘の防災・安全交付金の制度についても、私どもも認知をいたしております。

このようなことから、県の状況をまず確認とか、実際のやり方とかですね、そのあたりも協議をしながら検討してまいりたいと思っております。

また、青山の団地のような深いものにつきましては、造成時に施工されたものでございまして、この方法ではなかなか難しいというふうなことが1点ございます。

それと、実際に今回の青山につきましては、実際に陥没が起こったことによって、地下にそういう構造があるというのを現地で確認をして、カメラ等も入れてみたり、いろいろなことをやっております。そういったことから、なかなか造成地の把握は難しい部分が現実的にあるというところがございます。今後県とも協議をしながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 前回の議会では、公共施設を中心に老朽化するアセットマネジメントの件で市長に質疑をさせていただきましたけれども、公共施設整備基金の積み立てが本当に間に合わないぐらいのこれからの老朽化のスピード感があると思います。

そして今、公共施設等総合管理計画をつくっていただいていると思いますが、これが公共施設が半分、それからインフラの部分が半分でございますので、公共施設だけでも市としては大変な財源が必要になるという中で、インフラ整備も入れると、本当に事前にこういったことを調査をしながら、やはり保全をしていくことの重大さをもっと認識をしていただきたいかなというふうに思います。

実際に事故というか、こういった発生してから工事に取りかかるのと、事前にやっていく保全型と事前型と、本当に経費のかかり方が半分以下で済むというふうな報告も聞いておりますので、ぜひこういったことの認識をもう一回考えていただいて、特に今危険な状態が現に青山地区で起こったわけですから、この道路の空洞化というのはこの狭い太宰府の中で10カ所、20カ所起きているという現状をもう少し真正面から受けとめていただいて、この空洞調査のほうを実施していただけたらなというふうに思っています。

最後にお伺いをいたしますけれども、この青山のこの陥没の状況でございますけれども、今工事が終わった後、調査は必要があるのかなのか、全体的に。昔の字図と重ね合わせてみた中で、さっき部長おっしゃっていただきましたように、19mの増設があるというようなところで、6回も穴があいているという状況ですので、全体的な広い範囲での調査が本当に必

要がないのかどうかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 青山につきましては、これからの対策工事を実施いたしまして、また議員ご指摘のような、200mあるということでございますので、調査等も検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、防災・安全交付金につきましては、現在この橋梁の補修とかですね、そういったものにも活用いたしておるところでございます、そのような取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 限られた財源の中でこういった予防保全をやっていくわけで、今部長のほうからは、橋梁については今急いであるところは余りないというようなことでしたので、その防災・安全交付金であるとか社会資本整備総合交付金であるとか、こういった交付金とか基金を本当に必要なところで使っていくことってすごく大事だと思うんですね。特に今公共施設の、そしてインフラの両方合わせてのアセットマネジメントをやっていこうという中で、やはり横断的にどこかが1つ中心になって、どっちを優先順位をかけようかというような話し合いというのはこれから非常に大事になってくるわけであると思います。そういったことで、どこかがやっぱり一元化をしてこういったことの優先順位を決めていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 公共施設の管理という全体の像、公共施設の箱物もございまして、それを総合的に管理する計画ということが中心になろうかと思っておりますけれども、実際にそれぞれの所管する施設、これにつきましては具体的な行動をやっていかなければならないというふうに考えます。そのようなことから、私どもの部局で担うもの、また下水道部局、公共施設部局、力を合わせてやっていく必要がある。この中で、いろいろな交付金については積極的に活用してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ぜひ横断的に情報を共有しながら、今回もたくさん実は交付金とかおりにきているんですね。この総合計画に基づいて、その公共施設の除却についても特例措置が創設をされていたりとか、国から、やはり今インフラの老朽化について、大変各市町村が苦慮をしている中から、財源が本当に限られているということで、国からのこういった交付金は大事に優先順位をつけて使っていくべきであると私は考えます。そうやっていく中で、いかにお金をかけずに予防的なことをやって、事故が起こったとか、発生したとかといって工事をして、お金が倍かかるといった、そういうことはもうやめていきたいと思いますというふうなこと

で、今インフラ元年ということで、皆どこも一生懸命計画をつくっているわけですので、せっかく長寿化計画であるとか、総合計画であるとか、また白書であるとか、いろいろなものをつくりながら、やはり行動計画の中で活用をうまくやっていくというシステムを構築しなければ、なかなか絵に描いた餅になってしまうのかなというふうに思います。

計画をつくるのが目的ではなくて、それをうまくどう活用していくのか、限られた財源の中で、どう少ない財源でうまくこの老朽化対策を乗り切っていくのかということを一丸となって考えていただきたいということをお願い申し上げ、1件目終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の子育て支援の充実について、私からご回答申し上げます。

まず、1項目めの保育所の待機児童が急増する中、低所得世帯等緊急性がある場合、届け出保育所を受け皿にできないかについてですが、認可保育所の待機児童が発生している状況の中、届け出保育施設がその受け皿の一つとなっていることは十分に認識をしているところでございます。本市におきましても、ごじょう保育所の移転新築による定員増により待機児童の解消を図れるものと期待しておりましたが、入所申込者の増加等により、4月1日現時点で60人の待機児童が発生しており、その後も増加している状況でございます。

今後、待機児童解消に向けて認可保育所の定員増の取り組みを行ってまいります。待機児童解消が早期に実現できない場合には、届け出保育施設利用者への保育料補助を行う事業についても研究する必要があると考えます。

また、相談窓口の充実についてですが、現在の総合窓口をさらに向上させ、よりよいサービスの提供に努めるため、総合窓口拡大に向けた取り組みの中で職員の適正な配置にも努めてまいります。

2項目めについては担当部長から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 次に、2項目めの小学校入学時に購入する算数セットを学校から貸し出し制にできないかについてお答えいたします。

ご存じのとおり、算数セットは、時間や数の概念、足し算・引き算といった1、2年生の算数の学習で使用する教材でございます。セットの中には、おはじきや数え棒、時計、計算カードなど、児童が算数に興味、関心を持ち、具体物を使った操作活動を通して学習内容の理解を深めることができるように工夫されたさまざまな道具が入っております。

算数セットを学校からの貸し出し制にできないかの質問でございますが、児童が算数に興味、関心を持ち、算数的な活動を通して算数的な見方、考え方を養うことができるように、いつでもどんな場面でもすぐに手元に取り出して使用できることが重要でございます。

また、物を大切にするという観点からも、この教材を自分の持ち物として大切に使用するこ

とを教えることも重要というふうに考えております。

さらに、この算数セットは、小さな道具がたくさん入っておりまして、このような教材を学校で管理し貸し出しするのは大変煩雑になるとも考えております。

以上のことから、学校で保管し貸し出しすることは考えておりません。

なお、経済的に厳しい家庭へは、就学援助制度により学用品購入費等を補助しておりまして、この算数セット等の教材費についても就学援助の中に含まれておりますので、今までどおりそれぞれの家庭でご準備いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） まず、待機児童の件でございますが、本当に所管の課長、また部長におきましては、保育士の確保から一生懸命今動いてくださっているところですが、いかにせん、なかなかこのごじょう保育所につきましても保育士が集まらない状況。

しかしながら、低所得者の方は、一日一日、お米を買うお金も、そしてミルクを飲ませるお金もないというようなお電話を私も今回いただきました。それで、働く場所を見つけて働こうとする意欲はあるけれども、子どもを2人預ける場所がない、だからどうしようもないというようなことで、本当に胸が苦しくなるような、そういったお話をここのところずっと聞いております。

やはり何か早急に手が打てるものはどんどん手を打つべきお話であって、届け出保育施設については、那珂川、そして大野城がこれを実施をされておりますが、早急に本市におきましても、こういったことをじくじたる思いで、保育士の人員確保であるとか、待機児童が減らないというようなことの中で、すぐにでもこの届け出保育施設についての補助をお願いしたいというふうに思っております。

これは要望で終わらせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それから、相談窓口なんですけれども、私ども議員もそうなんです、市長もそうだと思うんですが、よその市役所に行って、まず1階の市役所の雰囲気、大体何となくその市の感じがわかるかなというふうなこともございます。よその市を見て一番感じるのが、やはり市役所の役目が少しずつ変わってきて、今からマイナンバー制度も導入をされる中で、ワンストップ窓口、そして総合窓口というふうな流れになってくると思います。そうすると、手続上の問題ではなくて、サービスではなくて、相談というところでの市役所の役目というのが非常に大きくなってくるものだと思います。

本市で言えば、介護保険課から東側玄関に向けてのあの通路を挟んで保育児童課、それから福祉関係の窓口がありますけれども、あの一帯が、やはり相談を受ける、また相談をするような窓口のつくりではないなというふうに思っています。特にこの子育て支援に関しての保育児童課の窓口は、椅子が3つですかね。それで、あそこに各種の支給日の日にはもうすごい通路に人があふれ返るような状況の中で、相談が、個人的な本当に難しいようなご相談もできるよ

うな状況ではない、そういった立地もありますので、市長、ぜひ1階の、柱で言ったら6番か5番からの、介護保険課からの福祉コーナーのほうは、ぜひ相談窓口の充実として、これは保育児童課だけではなくて福祉関係全般的に言えるんですけども、ここの整理をぜひしていただきたいかなというふうに思います。

春日市あたりはですね、もう子どもをちょっと遊ばせられるようなじゅうたんを敷いた、そういうキッズスペースもあるような状況でございますし、やはり子育て中のお母さんたちは、1人、2人、子どもを連れて相談に来るんですね。そして今、相談の内容も非常に難しくなっています。例えば今、結婚年齢も上がって、出産年齢も上がってきておりますので、子育てと同時に親の認知症の介護であるとか、両親の介護をしながら子育てをしているという介護保険課と、そして保育児童課、両方ともかけ持ちながらの相談をしないといけない、そういった状況の子育て世代の人たちが増えています。

こういったことも社会情勢の中にあって、市役所の中でも案内がしやすいように、そして相談が受けやすいような、そんな窓口というのは非常に大事であって、それが市役所の顔になるのではないかなというふうに考えております。市長のご見解をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 積極的なご提案ありがとうございます。マイナンバー制度の交付等々の、これから来年にかけてかなり予想される窓口の混雑、混乱というのがどの程度それぞれの世帯に案内が着いて、来られるかというふうなことも今検討しております。

と同時に、1階のあの市民サービスのフロアのいろいろな充実、ご指摘いただいたような相談がきちりできるようなスペース、あるいはキッズサービス、そのようなところはしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） やっぱ相談ということは、市民の方々というのは、まずもって相談をする場所を探されます。これは介護についてもそうですし、それから子育て支援についてもそうです。前市長が行われた機構改革で、私もつい最近まで保育児童課が子育て支援課だとずっと思っていたんですけども、やはりもう少しわかりやすい名前をもう一回考え直していただけたらというふうにも思いますけれども。市民から見て、敷居の低い相談窓口であって、敷居の低い市役所であって、そういったサービスという観点からの市役所1階のつくり込み方をしていただきたいなというふうに思っています。

そのためには、市長、人員の整備、増加が絶対必要だと思います。市長も一度一階の福祉コーナーの通路あたりに立たれていたらわかると思うんですけども、まず皆さん事務処理に追われていて、もうパソコンとにらめっこしながら、目の前の事務処理に追われています。その中で相談をされというような状況が相談窓口なんです。だから、1人が二役も三役も四役もしながら相談を受けているという状況です。

先進地では、子育てコンシェルジュであるとか、総合案内の方を置いたりとか、銀行であるとかホテル並みに今市役所が変わろうとしています。そういった認識を持って、サービス業というようなくくりの中で市役所を見ていくことも非常に大事なかなというふうに思いますし、ぜひゆとりのある1階市役所のつくり込み方をさせていただく中で、特に子育て世代の定住化ということは本市にとっては財源確保にも非常に有効なことですので、どうか子育て支援については全力で、市長、お願いをしたいと考えております。

それから、先ほど教育部長のほうからお話しありました算数セットについてでございますが、これは春日市が今先行してされておりまして、お話を聞きに行っていました。そうすると、部長おっしゃったように、いつでもどんな場面でも使えるようにであるとか、子どもが物を大事にしていくようにというような観点から今回回答ございましたけれども、逆に春日市のほうでお話を聞くと、この算数セット、備品であることから、きちんと、おはじきが何個、棒が何個というふうに数える癖がついたりだとか、子どもにとっては逆に管理能力が上がっているというような報告も聞いておりますので、ぜひご検討というか、春日市の先進地のほうでお話を聞いていただけたらなというふうに思いますし、私も、子どもが小さいころ、おはじき一個一個名前を書いたりだとかですね、棒一個一個に名前を書いたりとかした思い出はありますけれども、やはり2年生までしか使わなくて、そして備品として置けるのであれば、ぜひこういったことを進めていただけたらと思いますし、この管理が大変であるというのは、先生がするというよりも、事務職の方をお願いをして、事務職の仕事の中でやっていただけたらなというふうにも思いますので、もう一度この辺、先生たちとの協議をしながら進めていただけたらなというふうに、この件も要望で終わらせていただきたいと思います。

以上で一般質問を終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員の一般質問は終わりました。

次に、1番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔1番 堺剛議員 登壇〕

○1番（堺 剛議員） 議長より許可をいただきましたので、通告に従って2件質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、1件目ですが、若者活躍推進について、改正公職選挙法の観点から本市の今後の実施対応について質問いたします。

今年6月17日に国会において選挙権年齢を18歳以上とする改正公職選挙法が成立した件についてお伺いします。

公明党は、18歳選挙権の導入を45年以上前から国会で取り上げ、また党の政策にも掲げてきました。世界各国の選挙権年齢は、おおよそ9割以上の国で18歳以上となっており、今回の改正は、世界の潮流に合ったものと言えます。

選挙権年齢を18歳以上に引き上げる一番大きな意義は、若者の声を政治に反映させることです。日本が抱える政治課題は、若者の未来と直結しています。今回の改正を受けて、全国的に

来年夏の参議院選挙から18歳以上の人が投票できるようになりました。18歳から19歳の約240万人の方が新たに有権者に加わることになり、1945年に25歳以上の男子から20歳以上の男女の年齢に変更されて以来70年ぶりの見直しで、国政選挙のほか、自治体の首長・議会の選挙などにも適用され、歴史的な法改正となります。その背景には、少子・高齢化の時代状況の中で、地域や社会に対する若者の関心や意欲の向上を図るとともに、若者の声に耳を傾け、将来を見据えた政策が必要となります。

18歳以上ともなれば、高校生の一部も有権者です。今月には、文部科学省が選挙の意義や制度の解説、模擬投票の実践例などを載せた政治教育の副教材を全高校生に配布し、活用することになっています。高等学校における主体的な社会参画の力を育む新科目の次期学習指導要領の検討も行われる予定になっていると承知しております。

そして、教育基本法では、第14条で政治教育について規定をしております。第1項が政治的教養、第2項が政治的中立についてです。今回の18歳選挙権の実現で、国や地域の問題を主体的に考え、行動するようになる主権者教育が中立性を保ちながら実施され、若者が政治への関心を高めることが期待されています。そのことで、学校現場では政治的中立性が求められるため、教育の手法が大きな課題になると思います。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目、太宰府市の新有権者はおおむね何名ぐらいなのか伺います。

2点目、本市の大学生は住民票を異動していないケースが多く、不在者投票が必要になると考えますが、その仕組みを認識して投票するには、投票者自身が自宅との連携協力という意識を高く持たねばなりません。事前に大学機関などと連携し、意識調査などの取り組みも重要と考えますが、ご見解をお伺いします。

3点目、今回の18歳選挙権成立に伴い、広くは市民の皆様へ、そして新有権者に対する啓発周知が必要であることから、今後の本市の具体的な取り組みをお伺いいたします。

最後に、若者の活躍推進について市長のご見解をお聞かせください。

次に、2点目として、来年1月から運用が開始されるマイナンバー制度についてお伺いいたします。

来年から国民の皆様一人一人に12桁の個人番号、マイナンバーが通知されます。今回の制度の特徴は、社会保障、税、災害の分野で、行政機関や地方公共団体など、さまざまな情報の照合や入力などに要している時間、労力が大幅に下げられること、また行政事務がより正確に行えるようになり、効率化がなされるとともに、添付書類の削減など行政手続が簡素化され、市民の皆様の負担が軽減される。そして、所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止し、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行い、ゆえにマイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤と理解しております。

しかしながら、私たち市民視点から考えると、情報漏えいによるプライバシーの侵害、成り

済ましの不正による被害、一元管理で国に監視監督されるなど、いろいろな不安要素があることも事実です。このことから、さまざまな分野、医療・福祉、教育などで流通する個人情報の適切な取り扱いとその保護の重要性がますます高まっていくことが予測されます。

そこで、本市の取り組みについて、次の3点お伺いいたします。

1、マイナンバー制度導入について、本市に係る費用はどれぐらいなのか。

2、今後さまざまな問題点が予想される中、今最も大事な課題は、市民の皆様のご協力のもと、周知徹底することが肝要であり、特に情報弱者と言われる、施設等への長期入院・入所者等、視覚・聴覚障がい者、高齢者、外国人、子どもたちに対するマイナンバー制度の周知について、本市の取り組みをお聞かせください。

3、最後に、今回の制度運用について、市長のご認識、ご見解をお聞かせください。

以上、再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1件目の4項目めにあります若者の活躍推進についての見解につきまして、まず私からご回答申し上げます。

若者の活躍推進についてですが、若者の地域社会に対する関心事や、何に対し意欲を向けることができるかについて、若者の意見と真摯に向き合い、市政に反映していければと考えております。

なお、その他ご質問の詳細については担当部長から回答させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長兼選挙管理委員会事務局長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

まず、1項目めの新有権者の該当者数についてでございますが、平成27年8月31日現在における18歳及び19歳の住民基本台帳登録者数が合わせて1,380人となっておりますので、同数程度の新有権者が見込まれる状況でございます。

次に、2項目めの大学生等への意識調査についてでございますが、今のところ大学生等に対する意識調査については実施の予定はございませんけれども、ご指摘のように、通学のために太宰府市内のアパートなどに居住し、大学へ通っている大学生の中には、住民票の異動がなされていない実態がございます。本来であれば、居住地が変更になる場合におきましては、居住の実態に合わせて住民票の異動を行うよう住民基本台帳法で求められておりますので、実際の居住地に住民票を異動していただき、その居住地の候補者等に投票していただくことが本来の姿であるというふうに考えております。

なお、不在者投票につきましては、今後とも市のホームページや広報等を利用いたしまして、十分な制度の周知を図っていきたいと考えております。

次に、3項目めの今後の本市の取り組みについてでございますが、選挙時における投票率の低下は全国的な課題となっており、特に若年層において顕著になっているところでございま

す。

今回の選挙制度改革により18歳と19歳の若者が有権者に加わることが投票率低下の歯どめになることを期待しておるところでございますけれども、そのためにも新有権者の政治参加意識の促進を図ることはとても重要であると認識をしております。このため、総務省や文部科学省、福岡県や太宰府市の教育委員会、市内の大学等と連携を行い、政治参加の促進を図るための周知用ポスターの掲示やリーフレットなどの配布、また市のホームページや広報紙、出前講座などを利用いたしまして、広く市民の皆様にも周知を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番塚剛議員。

○1番（塚 剛議員） ご回答ありがとうございました。

本市において新有権者の方がですね、1,380名の方がいらっしゃるということに対しては、大変な貴重な数だというふうに思っております。これは、しっかりと新有権者の方々を私たちがどう受けとめていくか、大事な大事な数になってまいりますので、そのご認識をお願いしたくて質問させていただいております。

また次に、大学の意識調査については実施はされていないということですが、本市において、短大、私立系の大学だと思っておりますが、7大学あると思っております。その7大学の大学の関係者の方と連携をしてですね、今後実際にどれぐらいの数の方が不在者投票に赴いていかれて、結局その若い人というのは関心がないと投票に行かれないんですね。そこで、どういうふうにごちらのほうから関心を持たせるための周知徹底を図っていくか、そこにはやっぱり大学機関との連携が必要ではないか、このような思いから2点目の質問をさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

3点目の18歳選挙権の市長のお言葉はちょっと短かったなというふうに思うんですけれども、後で再質問でさせていただきます。

ここで最初に、再質問に入る前に、じゃあほかの自治体はどういった状況でやっているかといいますと、ちょっと先進的な事例がございましたので、ご紹介を申し上げたいと思います。

1つは、投票率向上のために取り組みとして、愛媛県松山市では、2013年7月の参議院選挙で、全国で初めて大学内、これ松山大学なんです、期日前投票所を設置し、全体の投票率が下がる中、20代前半の投票率を2.72ポイント上昇させる大きな成果を上げた。その後、選挙の啓発活動を行う学生を選挙コンシェルジュと認定し、選挙CMの作成、啓発物資の企画、配布、選挙公報をPRするための選挙カフェの設置など、投票率向上を目指し、選管と協力して

積極的な運動を展開していますと。ここはポイントだと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

次に、次の事例としましては、今度は主要な駅ですね、駅構内に設置したという取り組みについて、長野県松本市のJR松本駅の東口と西口を結ぶ自由通路に2009年の衆議院選から期日前投票所が設けられたと。通勤や買い物の途中に投票してもらい、投票率アップにつなげようと、国政選挙と地方選挙で実施というふうにあります。

また、広島県福山市では、ショッピングセンター、ここに期日前投票の使用する協定書を民間会社と結んであります。

そして最後に、茨城県のひたちなか市では、選挙管理委員会は、10月25日の投開票の市議選で、投票所のアルバイトとして高校生16人を初めて採用すると。これは県立高校の2年生の子なんですけれども、ちゃんとお金を払って、経費として見て、試行されているという、こういう先進的な事例がございます。

そこで、本市において、若者を初めとする有権者の投票率向上の取り組みについて、ここで啓発活動の一環として、本市の選挙管理委員の方が成人式や若者が集まるイベント会場に直接赴いてチラシを配布するとか、啓発講演を行うとか、そういう直接的なかかわりの中での取り組みは今後予定がないのかお伺いいたします。

また、そういった地域とそういう本市における大学の連携、今後ご予定がないのか、そのあたりちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 選挙管理委員会事務局長。

○総務部長兼選挙管理委員会事務局長（濱本泰裕） まず、若者に対する選挙の啓発でございますけれども、本市におきましても毎年実施されております成人式のパンフレットの中には、20歳になるに当たってということで、この選挙の内容につきましても掲載をさせていただいておるところでございます。今後18歳以下になりますと、成人式では若干ちょっと遅いのかなという気はいたしますけれども、そういった取り組み、現在もやっております。その中で、今回改正された18歳の方たちにどうやって啓発ができるのかというのは十分検討していかなければならないと考えております。

筑紫地区におきましては、筑紫地区選挙啓発推進協議会というのを設けておりまして、これは4市1町の選挙管理委員会、それと教育委員会の社会教育の分野の職員の方、また福岡県の福岡教育事務所の職員、この中で集まりましていろいろな話し合いをしております。筑紫地区、当然高校とか大学、そういったところではお互いに、お住まいとかですね、通学している学校、そういったところが重複する部分が非常に多々あると思いますので、統一的な取り組みをやったりやらなければならないかなというふうに考えております。そういったところで十分に協議をしてですね、4市1町は足並みをそろえながら、その啓発に向けては取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、直接出向いてのチラシ配布につきましても、この協議会あたりの中でも十分に検討

していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） ご回答ありがとうございます。前向きな検討をしていただけるというご回答で、今後よろしくお願ひしたいと思ひますが。

結局若者の人たちというのは、こちらのほうから出向いて、やっぱりこちらのほうからアクションを起こして、行動を起こして、お願ひする視点、若者を待っている視点じゃないんですね。こちらから出向いていかないと、若者は来ません。そのことをしっかりとご認識いただき、若者が関心を持つという媒体については特に、SNSを使った、端末機のスマートフォン等を使った情報システムを活用することも有効的ではないかなというふうに思ひますけれども、そういったものを今後検討されて、取り組みのほうをしっかりとお願ひしたいと思ひます。

もちろん日本社会は今後超高齢化社会の人口減少という未曾有の困難と向き合う形になります。だからこそ、今の若者たちはもっと尊重されないといけない。こういう視点があるということをご改正選挙法の意義づけの中に、大事な視点でございますので、よろしくお願ひいたします。

では続きまして、再質問項、次に移ります。

次に、前回の6月議会の一般質問の私が質問させていただいた中で、市長のほうから改革について次のように語っておられました。「あらゆる分野において市民にとってよりよい方向を探すと探るとということ、またそのためにも重要な施策の決定に際しましては市民の意見を十分に聞く」と答弁をされてあります。

であるならば、今回の国挙げての大きな制度改革に対し、本市にとって重要な役割は、若者の実態把握を窓口として、そこで若者と本市との意見の交流の場、そして若い世代の声を真剣に受けとめる場としてご提案させていただきたいんですが、これ仮称でございますが、太宰府市若者創生議会の開催を提案したいと思ひますが、市長のご見解をお伺ひいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） （仮称）太宰府市若者創生議会ということで、恐らく若い人たちに議員の役をしていただく、あるいはこの執行部の役をしていただく、あるいは傍聴席にそういう方たちをお呼びしてやろうというふうなご提案だろうと、言葉からすれば、推察されますが、本当に太宰府市としても、市内大学、短大ありますし、今年キャンパスネットワークともう一回しっかりした締結を結び直しまして、もっと深い交流、あるいは太宰府市のいろいろな中に、ほんの限られた年数ですが、大学生あたりがやっぱりいるということを生かしながら、いろいろな形で市にかかわってもらおう、あるいはさらに太宰府市にいらっしゃる若者につきましても、そういう機会を持っていくというのはとっても必要なことだと思ひますし、いろいろなご提案、もうちょっと深くご提案いただきながら考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 選挙管理委員会事務局長。

○総務部長兼選挙管理委員会事務局長（濱本泰裕） 現在、1つといたしましては、げんき若者という団体が市内には、高校生から大学生、そういった方たちの集まりがございます。そういった中で、昨年も議員さんとの意見交換会であるとか、市長との意見交換会、そういったものを実施をされている状況もございます。また、そういった活動をですね、今後も広げていければというふうにも考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番塚剛議員。

○1番（塚 剛議員） ご回答ありがとうございます。唐突にちょっと質問させていただいたので申しわけなかったと思うんですが、その創生議会の意義というのが、本市の主権者教育の一環として、市に在住の若者に対して結局何をお訴えしたいかと申しますと、日本の未来は皆さんの政治への意欲とみずから持つ1票にかかっているということを、真摯に若者の方にお伝えをしていく、ここが最も大事ではないかなと、このように思います。そして、その若者たちが新しい日本社会を切り開く、今後やっていく、今まで高度成長を踏まえた旧来の社会的秩序から乗り越えて、新しい社会的な枠組みを生み出していく、そこに大きなポイントを置いて若者創生議会というものを推進したいなど、このような思いで今回提案をさせていただいております。しっかりこのあたり、前向きにご検討いただければ本当にありがたいなと思います。

どうしても若者との接地面を、物理的な時間を使わないと、なかなかこちらのほうを向いていただけないし、この1,380名の方々がどれだけ今後投票に赴いていただけるのか、このあたり我々の責任だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

じゃあ次の質問で、教育現場における主権者教育の事例をここで少し紹介させていただきたいと思いますが、教育現場では、これは千葉県柏市なんですけれども、芝浦工業大学が柏中学・高等学校で高校1年生の43人の方が公民の授業で、18歳選挙権については是非か、テーマをディスカッションを行いました。そこでは、生徒たちは、担当教諭から18歳選挙権導入までの経緯を聞いた後、8つの班に分かれて年代別投票などのデータを見ながら討論と、続いて18歳選挙の賛否について意見を表明したという事例がございます。

また、横浜市では、全国に先駆け、2005年度から公立小学校で6年生の児童が有権者となり、給食のデザートを選ぶ模擬投票を実施、児童は、数人の候補者から一押しデザートの演説を聞いた後に投票、最多得票のデザートが給食に登場しますと。投票箱などは、実際の選挙で行われている実物を使用していますと。

投票の関心はこれで高まるということで、どういうことが言えるかと申しますと、その後アンケートをとられたみたいで、20歳になったら投票に行くと答えた児童は9割超です。同市では、今年度から選ぶ対象を主食にも拡大し、食育の要素も取り入れて実施しますというふうな事例がございました。

そこです、今回の改正に伴って、実は18歳、19歳が選挙運動や政治活動も認められるようになります。そのため、地域の教育委員会によるガイドライン、指針の作成が必要になり、それに基づく学校の自主的な規制などのルールづくりが焦点となります。若者の政治参加への意識を高めるため、教育現場における主権者教育も必要になってくると思いますが、政治に対する若者の関心は、年々ですけれども、高まってきているというように感じるわけですが、投票しても意味がないという若者もたくさんいらっしゃいます。それが、実感しているのは私だけじゃないと思いますけれども、その意味で学校での主権者教育が重要になってくることについて、本市におけるお考えをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） まず、本市における主権者教育とまでは言えないかもしれませんが、まず取り組みについて少しお話をいたしますと、小・中学校におきましては、生徒会とか児童会がございますので、その役員選挙ということで、選挙管理委員会を組織して、設置をいたしまして、選挙公報、それから選挙運動、立会演説会、それから実際に市役所で使用しております投票箱を借用して、そして実際に選挙をやったりとか、そういったような取り組みをしておりますところがございます。

また、中学校の社会科の授業、あるいは小学校の6年生あたりでもやっていると思いますが、ディベートをやってみたりとか、それからさまざまな社会問題について自分の考えを発表したり、いろいろな考えを出し合うような、そういうディスカッションを行ったりとかですね、また特別活動の学級活動の時間がございますので、その中で学級会を開いて、そのときの話し合いのルールでございますとか、それから物事の決定の仕方でございますとか、そういったようなことを勉強はしておりますところがございます。

それで、国、それから県のほうから通知が来ておりまして、公職選挙法の一部を改正する法律の公布等についてということで、県のほうから8月に通知が来ています。その中で、主権者教育の狙いといたしまして、主権者としての自覚と社会参画の力を育むことが大切だということで、小・中学校段階においては、児童・生徒の発達段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うように教育の充実を図ること。また、学校教育においては、教育基本法等に定める学校の政治的中立性を確保することが重要であり、各学校において関係法令を遵守した指導が行われるようにすることということで通知をいただいております。

今後でございますが、国及び県のこうした通知、それから来年度でございますが、平成28年度に次期学習指導要領改訂の予定でございますので、国及び県の動向、そして学習指導要領に示されていることをもとにしまして、主権者教育の充実をどのように図っていくかということについて研究を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。中身は具体的に実施されているということで、少し安心させていただいたんですけれども、ぜひこの取り組みについては、若者支援という観点からよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、世界的に見ても、実はこの18歳という基準なんですけれども、1989年に国連総会で子どもの権利条約というのが、そこで子どもは18歳未満という定義がなされておひまして、現在119カ国地域のうち9割以上が18歳の選挙権を認めて、ようやく今回日本がその追いついた形の格好になっておひます。

その中で、先日の新聞にちょっと興味深い記事がございましたので、ちょっとご紹介して終わりたいと思ひます。

先日の新聞に、英国の日本の社会学の第一研究者と言われておひますオックスフォード大学のロジャー・グッドマン教授のインタビュー記事が載っておひました。そこに書いてあった内容というのが、英国でやっておひるのはどういふ形でやっておひるかとおひますと、どの政党に投票すべきかという議論をするわけではなく、政党の良しあしという形の議論ではなく、議会の成り立ちや法案の成立プロセス、選挙制度について教えます。その授業を通じて、生徒たちには、どの政党、政策を支持すべきかをみずから判断する能力が養われると。また、英国では、18歳のこの選挙権導入後、各党が政権を競い合ひ、若者向けの政策が増えて、政党が大学教育の発展に資する政策を掲げ、高等教育機関が急速に拡充していったという歴史がございました。その反面、投票のシステム、選挙システムに対する課題も残っているということも書いておひました。

そこで、ご質問させていただいた内容は、このことを踏まえて質問させていただいたんですけれども、この1,380名を含めた若者に対してですね、最後、市長のほうから、よかったら一言、若者に向けての指標的な、市長のご見解をちょっと述べていただければというふうにおひますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 若者の関心がどこにあるかということですが、やはり自分を産み育ててくれた家族に感謝し、自分をやっぱり育ててくれる小学校、中学校、その地域のことを、ふるさとのことを考える、さらにはそういう環境を全部含めた我が国のことを考えるという、そういう大きな視点を持っていただきたいと思ひます。

私も、もう成人になった子どもがおひましたが、高校で政治的なこととおひしますと、「あんた変わつとるね」といふふうな話になってしまうと。やはり自分たちの生活を決めていくといふのは、地方自治でもおひますし、国の政治でもあるということからすれば、もつともついろいろな関心といふのを持っておひしたいといふふうにおひしている次第でござおひます。それを一番訴えたいこととござおひます。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） 市長、ご答弁ありがとうございます。今市長言われました中に、その学

校の授業の中で、変わっていること言っているなど言われましたけれども、結局そこが一つのポイントだと思うんですね。学校で政治的な、社会的な話題が出てくるような後押し、関心を高めるといのは具体的にはこういうことだと思います。

ご家庭に帰れば、親とそういった政治的な話ができる家庭環境、こういったものをやっぱり確立していくにはどうしたらいいか、このあたりの取り組みの根本的な根底の部分を見逃して、今回の選挙改正についてはここの意義が大きく入っているというふうに私は認識しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、次の2件目に対してお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目のマイナンバー制度につきまして、まず私から今回の制度運用についての考えを申し上げます。

個人番号制度につきましては、古くは大平内閣の時代に打ち出されたグリーンカード制度案に始まり、その後も紆余曲折を経ながら、ようやくこのたびのマイナンバー制度として実現されるようになりました。

このマイナンバー制度の目的は、議員も先ほど言われましたように、行政の効率化を進めるとともに、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現することにあります。私といたしましても、今回のこの制度が一刻も早く定着し、所期の目的が果たされるように願いますとともに、市といたしましても、同制度を生かし、効率的な行政運営が果たせるよう努めてまいり所存でございます。

このほか、ご質問の詳細につきましては担当部長から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答を申し上げます。

まず、1項目めのマイナンバー制度導入に係る費用についてでございますが、システム改修に要する費用といたしまして、平成26年度、平成27年度を合わせまして、約1億1,250万円でございます。また、このほかに、今回の9月議会に補正予算として約1,170万円を計上させていただいているところでございます。

次に、2項目めの周知徹底についてでございますけれども、10月から個別に発送が始まります通知カードにつきましては、その通知カードが何なのかをわからないままに廃棄、あるいは紛失する方がおられるのではないかとということが考えられます。このため市では、通知カードの送付時期に照準を合わせたところで、マイナンバー制度に対する市民の皆様への周知の取り組みを進めております。

まず、今年の3月から公共施設へポスターを掲示するとともに、制度に関するチラシを配架し、次に広報「だざいふ」では、8月1日号、9月1日号に特集記事をシリーズで掲載し、マ

イナンバー制度に関する解説を行っております。

また、通知カードの送付時期が近づく10月1日号では、シリーズの3回目といたしまして、国民にとって重要なお知らせであるマイナンバーの通知が来始めることを掲載するとともに、自治会を通して回覧板による周知も予定をしているところでございます。

さらに、7月からホームページに注目情報といたしましてマイナンバー制度のページを設けて、制度の概要を説明するとともに、常に新しい情報の掲載に努めているところでございます。

このほか、高齢者への対応といたしましては、包括支援センターのケアマネージャーを初め、市内のケアマネージャーの交流会や民生委員児童委員協議会の会議に職員が出向きまして、制度概要や通知カード発送の件についてお知らせし、万一高齢者の方から通知カードに関する相談がございましたときには、内容に応じまして市役所の担当部署をご紹介いただくようお願いをしているところでございます。

特に、先ほど議員のご質問の中にもございました、いわゆる情報弱者と言われる方々についての対応でございますが、例えば各種の高齢者施設や福祉施設の入所者などにつきましては、施設管理者に対しまして制度の概要の周知と、必要に応じて居所情報登録を進めていただくよう各所管課から個別に通知を出しております。

また、DVなど何らかの事情によりまして住民登録はしていないものの、本市にお住まいの方に対しましては、マイナンバー制度による通知カードの送付の件と居所情報登録をしていただくよう各所管課から本人宛てに通知をしております。

このほか、シェルター等に避難されてある方に対しましても、所管である福岡県保健環境事務所に入所者へ同様の周知をしていただくようお願いをしております。

次に、市内の大学、短大に通う学生や、特に外国人留学生に対しましても一定周知が必要ではないかということで、大学や短大の事務局にもマイナンバーについてのお知らせを予定しております。

このほか、太宰府市にお住まいの外国人への対応につきましては、太宰府市国際交流協会とも連携を図りながら、マイナンバー制度についての情報の発信や相談の受け付けなどを行いたいと考えております。

このように、10月以降通知カードの発送に備えまして、できる限りさまざまな方法で周知を図っているところでございますが、今後とも必要に応じてあらゆる方策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 力強いご回答ありがとうございます。

周知徹底、このあたりは大変な問題、導入に対して一番かなめになる視点であるというふう
に認識しておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこです、ちょっとお伺いしたいことがございます。

この通知カードは、本市においては多分11月過ぎぐらいが実質的な形になるんじゃないかなというふうに私は思っておりますが、通知カードが届いた後に、マイナンバーカードに申請をしないといけないですね。そのカード機能、このことについてちょっとお伺いしたいんですが、マイナンバーカードを利用するときに、各地方自治体のほうの専用のメモリースペースがあると思います。そういったメモリースペースの活用について、国では、各種民間のものを使って、コンビニでの取引とか医療保険の資格確認とか印鑑証明とか住民票とか、ご検討されているみたいなんです、うち独自の、今後そういう仮想メモリースペースの利用について、どういうサービスを展開予定されているのかお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 市といたしましても、先ほど申し上げましたように、多額の費用を投じましてこのマイナンバー制度の導入というのをやっているところでございまして、いろいろなところで活用はしたいというふうには考えております。

ただ、現在のところ、まずはこの通知カードが皆さんに届き、また1月から、多くの方にこの個人番号カードを所持していただきたいと、そういう願いを込めておりますので、今のところまだ空きスペースを利用した市独自の利用というところまでは考えていないというところなんです。ここににつきましては、今後この制度が普及するに当たりましては十分に検討していきたい、そして多くの方にこの個人番号カードを所持していただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。

仮想メモリースペースについては多分検討という答え返ってくるだろうというふうに思っていました。

ここでなぜ申し上げたかと申しますと、結局市民の皆様がどういうニーズを持ってらっしゃるのか、この意識調査はしっかりやっていただきたい。そして、付加サービスを行うのであれば、予算取りするのであれば、市民に即したそういうカードづくり、このこともお願いしたい、このような思いから質問させていただいております。

では、次に移ります。

運用面の課題として、このカードの運用面の課題として、若年層の学生さんとかフリーターの方を中心に、住民票が家にあって、実際のところ手元には届かない方が出てこられると思います。そういった方の予測はされていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 先ほどの学生さんの話のところにもございましたけれども、特に太宰府市周辺ではですね、居住の実態があるところに住民票を持ってこられてないという方がおられ

るのではないかというのは予想はしております。そういった中で、まずは住民登録を本来であれば居住の実態に合わせてしていただくというのが本来の姿ではあるかと思っておりますけれども、今回の通知カードが現在ある住民登録地に書留で全て送られることになってまいります。そういった方々につきましては、確実に受け取っていただくように、また太宰府市に住民票を置いてよそに居住してある方、そういった方につきましてもですね、太宰府市に現在居住してある方に、確実にそういう方にも届くように、そういった周知をしていきたいというふうに考えているところです。

また、この件につきましては、先ほどのマイナンバー制度の周知とあわせまして、大学や短大の事務局、そちらとも十分協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。そういう方がいらっしゃるということをご認識いただくためにご質問をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結局、実態把握をしてこないで、どこまでマイナンバーカードが進行している、状況を把握するという、これは大事な視点だと思いますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、マイナンバー制度の期待について、実はさまざまな機関から今回アンケート調査というデータあったんですけれども、今回ちょっと報道関係に出されました民間のアンケート調査がありまして、参考意見のためにご紹介しておきたいと思いますが、マイナンバー制度への期待について、民間企業の調査によると、84%の人が制度利用について期待を抱いていらっしゃいます。利便性が高まることを望んでいるという内容ですが、具体的には、社会保障、税、災害対策などの手続に対する利便性、それと効率性の向上が36.9%、不正利用の特定などが18.1、年金手帳や健康保険証というふうが続くわけですけれども。

それともう一つ、そのアンケートの中で特筆するところは、個人番号カードに追加されると便利、先ほど申しあげました付加サービスですね、この便利と思う機能はという問いに対して、健康保険証が21.2で最も高く、次いで年金手帳、運転免許証、そして印鑑証明というふうが続いております。

ここで、では通知カードが届いて申請される方がどれぐらいいらっしゃるのかというアンケートに対しては、「すぐに取得する」という人は12.8%、「様子をうかがう」と答えた人が何と76%あるんですね。

このデータから1つ大きく言えることは、今回喫緊に取り組んでいかないといけない私たちの問題というのが、さまざまな行政手続や公的な身分証に使える個人番号カードを入手するための支援という視点。どういうことかと申しますと、大事なことは、通知は届きますけれども、カードに変更しないと、事務手続に行ったときに、通知番号だけでは確認がとれませんので、当然そこには身分証明書の提示を窓口がされます。ということは、利便性は上がりませ

ん。そこで、カード申請をしていただくように、こちらのほうから関心、広報、周知を行うことでカードのほうに申請をしていただく人口を増やす、この努力をお願いしたいなというふう
に思っております。

それと、先ほど部長のほうからもご回答がございましたけれども、通知カードを送ってこられて、中身は見ないまま放置されてあったりとか、それとか、場合によっては、通知番号が届いたことすら気づかないご家庭とか、そういうことが予想されるわけですがけれども、それへ向けて、今後運用していくに当たって、本市において市のカードがどこまで状況的に実態把握は行われているかの調査と、そして市民の皆様が負担を軽減されていくという流れをですね、しっかりと見定めながら、計画実施を具体的に取り組んでいただきたい、このことを申し上げて、私からの再質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員の一般質問は終わりました。

次に、16番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 議長より質問の許可を受けましたので、通告しております2点につき質問します。

1点目は、地域密着型介護老人福祉施設の整備についてです。

今年3月に策定されました高齢者支援計画では、平成28年度中に1施設29床を整備するという予定とありますが、介護を必要とする市民の現状と整備計画の概要について伺います。

まず、本市の特別養護老人ホーム入所者数と待機者数の現状について、まず要介護度別の人数、太宰府市民の入所者数と待機者数についてお示してください。

次に、地域密着型介護老人福祉施設の整備計画について、公募の時期と方法、事業者の申請要件、運営可能な設置形態についてのご見解をお聞かせください。

また、建設費用として国から交付金があり、市はこれを活用して事業者に補助金を出すと思いますが、1床当たりの金額を伺います。

あわせて、市として独自の補助をお考えなのか伺います。

2点目は、非行等の問題を抱える少年等への就労支援についてです。

平成27年4月から、協力雇用主が保護観察対象者等を雇った場合における就労奨励支援金の支給制度が始まるなど、就労支援制度が少しずつ充実してきました。就労・就学は、再犯防止のため、対象者にとって大きな課題ですが、本市の取り組みについてお聞かせください。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 1件目の地域密着型介護老人福祉施設の整備につきましてご回答いたします。

本市では、今年の8月末で高齢者数1万8,301人、高齢化率25.5%となっております、2025年、平成37年でございますけれども、高齢者数は2万804人、高齢化率27.9%になると予測

しております。

高齢者施策の全般的な流れといたしましては、施設から在宅介護へとシフトされておりますけれども、今後さらに高齢化が進みますと、在宅での介護が困難な世帯が増えてくることが予想されます。本年3月に策定いたしました平成27年度から平成29年度までを計画期間といたします太宰府市高齢者支援計画の策定に当たりまして、市内3,200名の市民のニーズ調査を行いまして、「高齢者保健福祉施策を進める上で今後太宰府市が特に力を入れてほしいこと」の中に、介護予防に続きまして、介護保険施設サービスの充実を望まれる意見が多数ございまして、サービス利用実績や基盤整備の状況などを勘案しまして、必要な施設整備を事業計画期間中に行うことといたしました。

ご質問の1項目めの本市の特別養護老人ホーム入所者数と待機者の現状についてですが、市内には2つの広域型特別養護老人ホームがございます。

まず、特別養護老人ホーム同朋園は、定員160人の施設で、8月末現在で要介護1の方が7人、要介護2の方が16人、要介護3の方が44人、要介護4の方が43人、要介護5の方が38人、計148人の方が入所されておりました、そのうち太宰府市民の方は55人となっております。また、入所待機者は全体で45人おられまして、そのうち太宰府市民の方は24人となっております。

次に、特別養護老人ホームサンケア太宰府でございますけれども、定員70人の施設でございます、8月末現在で要介護1の方が3人、要介護2の方が7人、要介護3の方が12人、要介護4の方が29人、要介護5の方が17人、計68人の方が入所されておりました、そのうち太宰府市民の方は44人となっております。また、入所待機者は全体で84人おられまして、そのうち太宰府市民の方は48人となっております。

この2つの施設を合わせますと、入所定員の合計は230人、そのうち太宰府市民の入所者数は99人となっております、また入所待機者は72人となっております。

広域型特別養護老人ホームは、太宰府市外の方も入所できる施設ですが、地域密着型特別養護老人ホームは、存在する自治体の住民の方のみ入所できる施設となっております。

次に、2項目めの地域密着型介護老人福祉施設の整備計画についてでございますけれども、まず公募は平成28年4月ごろを予定しております。来年でございます。

周知の方法としましては、広報及びホームページを考えております。

事業者の申請要件としましては、1つには社会福祉法人であること、2つには、介護サービスを提供するため、資金計画及び事業計画が確実であり、施設を安定的に運営できること、3つとして、太宰府市地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例及び厚生省令で定められた特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に適合すること、4つとしまして、太宰府市暴力団排除条例の規定に抵触しないことなどがございます。

最後に、3項目めの建築費用としての交付金についてでございますけれども、福岡県地域密

着型施設等整備補助金として、定員数1人当たり350万円の補助がございます。しかしながら、市としての独自の補助は考えておりません。

なお、地域密着型以外に、今年度80床の広域型特別養護老人ホームを建築する事業者を公募しまして、平成28年度中に整備する予定で現在事務を進めております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。資料要求すれば書きとめんでよかったです。今数字、細かく伺いまして、やはり待機者結構おられるんだと、ちまたに聞いておりますけれども。その中で、幾つかちょっと一、二点ほど。

まず、入所の必要性、つまり亡くなられたり、転居等々で、もう必要がないけれども名簿上は残っているというか、名目上残っているような方々の把握というのが把握していたら外せばいいんですがおおむねどれぐらいあるのではなかろうかということ、あるいは重複して申し込まれてある方々があるので、実際のところの実待機者数、それともう一点、住所地の特例ですね、自治体に負担がかからんようなものは、旧来の特養、特養に限りませんが、あると思うんですけれども、これはやはり同じような適用というか考えていいのか、2点お答えください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） まず、1点目でございますけれども、各施設のほうに入所判定委員会がございまして、半年ごとにその委員会が開かれてございまして、その際に各申込者に連絡して調べているということでございます。

次に、住所地特例でございますけれども、転入前の住所地自治体の介護保険の給付を行う施設ということになりますので、広域型特別養護老人ホームにつきましては全て住所地特例ということで、前住所地が介護給付を行うということになります。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） はい、わかりました。事業者の申請要件ですけれども、いわゆる地域密着型であれば介護保険法で認可して、指導監督は市長が行うということになると思うんですが、その申請要件は老人福祉法で、先ほど社会福祉法人等と、あと3要件ということですが、簡単に、民間、株式会社とか、あるいは医療法人等だけではもうだめということですよ。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） そのとおりでございます。申請する場合には、そのときに社会福祉法人の認可を受けていただくようになります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） また、その場合、運営可能な設置形態ということで、これは実際応募があつて、そこでいろいろ判断されると思うんですが、現在単独の、あるいはサテライトで

あるとか、あるいはデイサービス等でその併設型であるとか、いろいろな形態あると思うんですが、いろいろな要件等考えると、そういうふうな看護師でありますとか、もちろん医師も、常設じゃなくてもいいようですが、ケアマネとか機能訓練指導員とかのことを考えると、なかなか単独でやるのというのは、この29床以下ということは厳しいのかなというふうに思いますが、そういうふうなサテライト型とかというのは、応募の時点でそういうふうな要件が盛り込まれるというふうなことではないんですかね。特に介護員というのは、いわゆる3対1の配置とかでかなり厳しいのかなと思ったりするのですが、もしご見解あればお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 議員言われましたように、基準がございますので、それをまずクリアすることが必要であります。また、地域密着型は29床以下の施設でございますので、議員がおっしゃるように、なかなか単独で、経営するのは難しいのかもしれませんが、最初の答弁で答えましたように、資金計画とか事業計画が確実でございましたら施設の設置は可能ということになります。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） いや、私が実は言いたかった、要はやる気のあるところですよ、それをとってでもやるようなところというのはいろいろあると思うので、それはそういう、どれだけ手が挙がるかというようなこともありますので、いろいろなパターンがあると思うので、よりよいご判断をいただきたいと思っております。

そこで、1床当たりの補助金を示していただいたんですが、結局この介護、例えばその介護つき有料老人ホームの場合なんかでしたら、その介護サービス以外の費用というのは本人負担ですよ。そういった点で、こういうふうな福祉施設という関係もあって、その介護報酬のいわゆる加算ですね、このことはまだ今ここでは聞きませんが、加算とか、あるいは低所得者の対策、あるいは非課税でそもそもあるとかということで、国、自治体の負担というのはあるところで先ほどのご答弁があったのかと思うんですが、その中で、いろいろなパターンとして、多床室とか従来型とかあるんですが、現在大体ユニット型ということですけども、これに関しては、やはり予定されているのはユニット型ということでお考えなのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今回の整備補助金の要項上、ユニット型が基本となっております。

議員おっしゃいますように、従来型個室とか多床室とかユニット型個室、ユニット型準個室とかありますけれども、今回の整備計画ではユニット型が基本となっております。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） はい、ありがとうございます。では、その他ちょっと二、三点ですね、機能訓練指導員と、もちろん先ほど言った医師、看護師等とありますけれども、この機能訓練指導員はたくさん職種ありますが、おおむね大体どういうふうな、全部一応そろえな

いけないのか、また、多分じゃなくて兼任ができると思うんですが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 機能訓練指導員ということですが、理学療法士ということになります。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） もう12時になつとりますんで、少し急いで。

細かくお答えいただいとんですけれども、総じて従来型の特養とここは違うという、規模、床数以外に何か違うところがあればお答えください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） その点につきましては、従来型の施設との相違点はありません。利用者の負担も変わりません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） この密着型を含め、本市の今後の施設整備の概要を伺おうと思ったんですが、先ほど80床の広域ということが今年度募集で平成28年度整備ということで、この地域密着と重なってくると思うんですが、ちょっと初めてお聞きするので。

この高齢者支援計画を見ると、この介護保険施設の事業量見込みの中の介護老人福祉施設ですね、ここのかなと思うんですが、ここは平成26年度の利用者数が月当たり165人で、平成27年から平成29年までが、平成27年が175人で平成28年度がいきなり、10人増えとったのが、平成28年度が56人と大幅に増えとるのは、やっぱりここと関係が、そういうふうな理由でしょうか、この数字が。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 議員がおっしゃるとおりでございます、太宰府市高齢者支援計画の中に2つございまして、高齢者福祉計画と第6期の介護保険事業計画がございまして。その中の第6期の介護保険事業計画の中で、今後の高齢者の方とか介護を要する方のニーズといいますか、実態を考えまして、今回の計画をつくっております。表につきましては、議員がおっしゃるところの表でございまして、この計画に基づきまして、現在特別養護老人ホーム80床の公募を行いまして、地域密着型は平成28年4月ということで今公募を行っておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 計画というその段階で非常に難しいところもあったと思いますが、お答えいただいてありがとうございます。

よくちまたに介護難民という言葉があるんですけれども、非常に介護のために家族の誰かが犠牲になったりするようなことがあります。就職、仕事やめないかんようになってたり、結婚が

なかなかできんかったりですね、いろいろなことがよく新聞にも載っております。

そういった中で、いわゆる在宅支援はもちろんですけれども、施設介護に関しても、何か非常に明るい材料、特に先ほどの80床ということに関しましては非常に明るい内容ではないかと、材料ではないかと思えます。

需要と供給という点ではなかなか追いつかない面も今後あるとは思いますが、福祉でまちづくりと総合計画にもありますように、何とかこの計画のとおり、この地域密着型をまず整備していただきたいと思えます。

1点目は終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 次に、2件目の非行等の問題を抱える少年等への就労支援につきましてご回答いたします。

国民の暮らしの安全・安心を確保するために、現在再犯防止対策が国の重要な施策課題となっております。特に少年・若年犯罪者に対する処遇が重要であることが指摘されております。

刑務所等から出所されても、仕事や住む場所がないために、再び犯罪に手を染めてしまう人が後を絶たない現状がございます。この状況を改善していく上で、立ち直りを支える更生保護が大変重要でございます。この更生保護に携わる方々には、保護司や更生保護女性会員を初め、同世代の兄や姉のような存在となり得るBBS会員や、ご質問にもありました協力雇用主の方がおられます。この方々は、犯罪からの立ち直りを支えるためにさまざまな活動を展開されておられます。

本市の保護司会の主な活動を紹介しますと、それぞれの保護司の方による個別支援はもとより、毎年7月に社会を明るくする運動としまして、西鉄五条駅等の前でリーフレットの配布や公共施設等にのぼり旗の設置、あるいは市内中学校の生徒との懇談会など実施されておられます。

また、次の世代に担います市内の小・中学生を対象にしまして、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことをもとに、犯罪や非行のない地域社会づくりや犯罪や非行などに関して考えたことや感じたことを作文に書くことで本運動に対する理解を深めてもらうための作文コンテストも実施しておられます。

このように、保護司の方々を初めとするさまざまな取り組みなどを通して、少しずつではございますけれども、再犯防止に対する理解や協力の輪は広がりつつございます。

立ち直りを支え、誰もが安心して暮らしていくことができる社会を実現するためにも、更生保護に携わる方々や、関係機関を初め支える地域社会の温かい心が就労・就学へつながる第一歩であると考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。福岡県ですけれども、協力雇用主による対象者の雇用が活発でありまして、ちょっと数字を見ますと、協力雇用主が438社、多いか少ないかはあれなんですけど、そのうち実際に雇用されているのが54社ですね。12%ですから、全国平均が3.7%といますから、かなり高いと。もちろんこれはそういうふうな行政等とのかかわりがある中でつかんだ数字ですから、それとは全く別ですね、個人的に、あるいは外に出さないという例を言いますともっとあると思います。

そういった中で、福岡県は先ほど冒頭言いましたような支援金制度もありますけれども、支援金というのは、これは雇用主に対して出す分なんですけれども、やっぱり大事なのが、この非行数が減少はしてきておるようです。平成15年が1万2,134人が平成26年に3,488人ですから、4分の1とまではいきませんが、かなり減っている。しかし、初犯は大幅に減っているんですけれども、再犯は余り減ってないということが言えるわけですよ。

その中で、こういうふうな非行歴のある少年とか、そういうふうな環境等にある少年を、やっぱり何とか更生していこうということで、居場所づくりとか、社会奉仕、スポーツ、今部長が言われたような、例えばBBSもそうでありますし、我々もそうですね、あるいは社名運動とかもそうですね、そういうなさまざまな活動をしております。

そこで、対象者は我々がかかわれるんですよ、例えば保護観察の対象者である、例えば仮出所等もみんなそうなりますからね。私、保護司、もう10年ちょっとになります。ところが、それが終わった、つまり解除になってしまったら、もう直接のつながりというのはなくなってしまうんですよ。結局学校にも行ってない、仕事はしてない、まだ少年であるということになると、非常に不安定で、なかなかやっぱりそうなるに至ったその家庭環境というものがあって、宙ぶらりんになっちゃうわけですよ。そのときに、また何かやれば、そこでまた警察とか家庭裁判所、観察所、我々というつながりもできますけれども、何もないときに大変であって、そのときにじゃあどこに行くかという、我々個人的には相談乗りますから、そりゃ来ればいいんですけど、やはり身近なところというのは行政なんです、市なんです、自治体なんです。もし来たらですね、多分来たことがあると私も聞いたことあるんですが、やっぱり仕事の相談とか、どこに行ったらいいんだろう、何もわからんと。親もなかなか、親もわからないことがあると思う。そういうときに、本市に来たら、まず窓口はどこに行けばいいのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 現在福祉課のほうで生活困窮者自立支援事業を行っております。それで、福祉課に来ていただきたいと思っておりますけれども、先ほどの小島議員のお話もありましたけれども、1階の福祉の総合的な窓口ということで、総合窓口の拡大に向けた検討も行っております。その中で、そういったご案内をするコンシェルジュみたいな方を配置することも考えてまいりました。そういったことも含めて、今後ですね、求める方が求められる所管のほうにスムーズに行けるような周知方法も含めて、検討していきたいというふうに考えております。

す。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。ぜひですね、何というか、冷たくされることはないと思うけれども、別に体は動く、働けるんだけれども、なかなかどうしていいかわからないっていった、少年の場合はそういうふうなことです。ぜひ、そのハローワークに自分から行けばそれでいいんでしょうけれども、何かのあったときにはやはり関係機関と連絡をとって、基本温かく迎えあげていただきたいと思っております。

ちょっと最後に1点、これ以前聞いたことがあるんですが、入札時にいわゆる点数をつけるところが幾つかあります、多くはありません、福岡県はその制度を取り入れています。そういった対象者を雇用した場合に、ややその点数をつけるというふうなことをやっている自治体等もあるんですが、太宰府がそれをやってないことは存じておりますが、今後何らかの検討をいただく、これは入札やから副市長ですかね、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

入札の点数制度は、数年前から県のほうも実施しております、市のほうも要はそういう制度を設けて、企業のランク度といいますか、そういうものをつけております、そのものがその点数の中に加味されるということでありましたら、またちょっと調査いたしまして、採用していきたいと、そういうふうにご検討しております。研究させていただきます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。本当自分らも悔しいというか、自分の非力を含めましてね。ただ、もうあとちょっとで更生ができるという事例が結構多いんです。そのときは、やっぱり大事なのが入り口で温かく迎えるというのが基本であると思っておりますので、市もいろいろ計画、方針あるとは思いますが、ぜひとも今後いろいろな計画の中でそういうところも加味していただきますようお願いしまして、質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔15番 藤井雅之議員 登壇〕

○15番（藤井雅之議員） ただいま議長から質問の許可をいただきましたので、通告書に記載しております3点について質問いたします。

まずは、財政運営について質問いたします。

今定例議会に、平成26年度の一般会計、各特別会計、企業会計の決算認定議案が提案されています。今回は、財政運営について、主に一般会計の部分を中心にお伺いいたします。

一般会計の決算を見て、まず歳出において目を引くのが、投資的経費が前年と比較すると67.2%の増になっており、説明にもあるように、体育複合施設整備、子育て支援センター整備事業、史跡地の公有化、豪雨災害の復旧事業など、市民生活においては必要なものも含まれた執行であり、全ては問題点とは思いませんが、67.2%というのは伸び率が大きいように感じます。

次に、歳入において、自主財源の比率が前年の46.7%から41.5%に後退しています。財政の弾力性を示す経常収支の比率も前年の89.8%から89.9%という状況です。

提案されております平成26年度の決算における予算の執行は前市長において行われた上での各指標だということは認識しています。新市長においては、今後財政運営において自主財源の比率を高める、あるいは経常収支の比率についての数値の具体的な目標を定めるといった具体的な計画を作成する考えがあるのか、もしあるというのであれば、その具体策をまずお示ください。

次に、安全保障関連法案について伺います。

国会で審議をされています安全保障関連法案については、各種世論調査でも、反対あるいは説明不足といった声が多いのが世論調査のたびに報道されています。9月2日付の西日本新聞の社説においては、「国会の外に響く声を聞け」と題して、国会内の多数派と国会外の民意が明らかに食い違っていると掲載されるなど、安全保障関連法案についてはまだ理解が進んでいないと言えない状況だと思いますが、率直に安全保障関連法案についての市長の見解をお伺いいたします。

3点目に、信号機の設置について伺います。

都府楼南五丁目にある九州協同食肉付近への信号機の設置については、地元自治会からも設置を求める要望決議が長年にわたって上げられています。現在の状況を見ても、同所付近では歩行者が道路を横断する光景が見られます。

信号機の設置は、歩行者の安全確保だけでなく、九州協同食肉に搬入等で出入りする大型車両の進行についても、スムーズに動けるようになると考えます。

信号機設置について、地元自治会からの要望についてどのように対応されているのか、また信号機の設置を判断する筑紫野警察署の現状の認識はどのような状況かお伺いいたします。

回答は件名ごとをお願いします。

再質問は議員発言席で行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 堺議員の思いが通じたのか、若い方の傍聴がこうやってあるというのは本当にすばらしいことだというふうに思っております。学業院中学校2年生の皆さん、本当に歓迎いたします。

今どういうところにあるかといいますと、9月議会で、議会の皆さんが執行部に対していろいろなことを質問する、それに対して市のいろいろな問題についていろいろなことをこちらの側からご回答するという形のところに今あるところでございます。質問されたのは藤井雅之議員で、私は市長の芦刈と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それで、1件目の今後の財政運営につきましてご回答申し上げます。

現在、第五次総合計画における後期基本計画を策定中ではありますが、その総合計画に掲げる本市の将来像を市民と共有し、そしてそれを実現していくためには、長期的な視野のもと、将来を見据え、各種政策を着実に実現していくことが重要であり、持続可能な財政基盤の構築が必要になるものと考えております。

今後、社会保障費はもとより、公債費や、老朽化に伴う既存施設の改修費等により厳しい財政運営を強いられることが予測されますが、各種事業の遂行に当たっては、その必要性、効果等を十分に考慮しながら、あらゆる補助メニューを積極的に活用し、市債についても、将来世代に過度な負担にならない範囲で発行するなど、市の財政負担を最小限に抑え、地方自治法に規定する最少の経費で最大の効果を上げるよう努めてまいり所存でございます。

その他、ご質問の詳細につきましては担当部長から回答させます。

それと、ちょっと先ほど傍聴の人から声が聞きにくいというふうなこともありますので、なるべくマイクを近づけて、大きい声でいろいろ発言し合いたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

本市の財政状況は、平成15年度の豪雨災害を境として悪化に転じておりましたが、その後内部経費の削減や事務事業の見直しとともに、大型事業の抑制、職員数の削減、民間委託の推進など、積極的に行財政改革を進めてきたことなどによりまして大きく改善してまいりました。

例を挙げますと、財政構造の弾力性を示す経常収支比率につきましては、平成18年度の100.9%をピークといたしまして7年連続で改善いたしまして、平成25年度決算におきましては89.8%となっており、類似団体及び政令市を除く県内平均の数値とほぼ同程度となっております。

このような状況を踏まえまして、ご質問の財政運営における具体的な計画等についてでございますが、経常収支比率等の各種財政指標につきましては、国の政策、経済動向に左右される部分もありますけれども、今後の財政運営において、いわゆる財政健全化計画を策定し、具体的な数値目標を設定するということは今のところ考えておりません。

しかしながら、市債残高や基金残高をも含めまして、先ほど申し上げました類似団体や近隣市町村と比較することは大変重要でございますので、その数値が乖離することがないように、引き続き財政の健全化を図ってまいります。

市長も申し上げましたが、現在本市のまちづくりの指針ともなります第五次総合計画の後期

基本計画を策定中でありまして、その計画を具現化する各施策、事業の効果、効率的な実施に向けまして、選択と集中の考えのもと、限られた財源の有効活用に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） いただいた答弁が質問にお答えいただいたかということ、若干ちょっと疑問点があるところが幾つかありまして、私は、まず壇上でお聞きしたのは、市長におかれまして、例えば具体的な数値目標といますか、こういう経常収支あるいは自主財源の比率の状況とかですね、そういったものを市長自身がどのように考えておられるかというようなことをお聞きしたつもりだったんですけども、総務部長の今の答弁は、これまでも議会で、私も8年議員させていただいておりますので、幾たびいろいろな議員さんが質問された内容を基本的には踏襲する内容の答弁だったかなというふうに思うんですけども、これから当然決算のこの認定がされれば、新市長において新年度の予算編成等も行われていくというふうに庁舎内のスケジュールも理解しておりますけれども、再度ちょっと市長にお伺いしたいと思います、市長において、今現在はそういう経常収支の比率を、現状を維持するのか、あるいはもう少し改善のところ、それか経常収支以外、例えば基金の積み上げをもう少しこれぐらいの金額に持っていき、あるいは自主財源の比率、そういったものを伸ばしていくというような、そういう個別具体的なものは財政運営に関して市長はお持ちなのかどうか、再度ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 昨年から今年にわたりまして、議員ご指摘のように、投資的経費が非常に膨らむという形でありまして、体育館建設も今年度から来年度に繰り越すというふうな形になりますが、体育複合施設、子育てセンター含めまして、私は、市債が250億円近くに再来年末行くのではないかと考えておりました、太宰府にとりまして大きく、平成15年の水害というのが大きな財政的な負担があったという事実はまさしくそのとおりでありまして、その後私が理解するところでは、こういうような積極投資に入ったというのは、それ以来の克服が少し、あるいはかなりできた成果でそういう動きになっているのではないかと。

あるいはまた、市民の要望がある、あるいはいろいろな体育、いろいろな施設が老朽化してきているという中で、統廃合を含めましてそういう動きをしてきていると理解しておりますが、平成28年度予算につきましては、私はそういう投資的経費は少し抑えぎみで、もちろんしなければいけないことはやりますが、そういうふうな形で平成28年度には臨みたいというふうに思っております。

それともう一つ、どうしても市役所の運営自身、もうそれぞれの担当がいろいろなことがもう決まっているし、予算にも上がっているという形でいろいろなことを進めている現状ですが、私は、所内で、予算には上がっているけれども、その工事が本当に必要なのかどうかということももう一回考えようということいろいろな部分で言っとるいきさつがありまして、そ

んなことを含めまして、いろいろな形で、もうちょっと、体育複合施設に基金あった分をかなりはき出すというふうな形になっておりますので、もう一回その基金の積み上げあたりはしっかり考えなければいけませんし、恐らくここ10年の間にはいろいろな施設の老朽化、統廃合という形のタイミングが回ってきます。市役所の前の体育館、社協、女性センター、老人福祉センター、そのあたりの改修工事、あるいはどうするのかということも当面の課題だと思っております。そのあたりについて、また皆様と議論しながら、今後の運営あるいは何を優先的にしていくかという議論も私はしていきたいと、していただきたいというふうに考えている次第です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） じゃあ、芦刈市長におかれましては、今後市債の圧縮という部分を中心に財政の運営は当面は据えていかれるというふうに今の答弁理解しておいてよろしいでしょうか、そこまで確認をちょっとさせてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 平成26年度、平成27年度と、かなり規模として大きくなっておりますので、平成28年度はそういう形で考えたいということでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） その方針は理解しました。その上で、現状についてのご認識も伺いたいんですけども、議員のころと、市長になられてからの財政に関する認識の部分も、いろいろおありなのかなとも思ったりします。当然市長になられて、何か今ちょっとほほ笑みが市長ありましたけれども、そういった部分の状況を見たときに、太宰府の財政というのは健全な財政な状況なのか、それとも何か改善が必要な余地が、手元に決算カード私も持っておりますけれども、その部分の、平成26年度決算の概要から見て、率直に今市長が市長の立場として感じておられることをもしお聞かせいただければお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 議員ご指摘のとおり、自主財源の比率というのが46.7から41.5に後退していると、これはとても私大きな問題だと思っております。平成26年度の自主財源の大きな割合を占める個人の方が納めていただいた市民税が34億円です。それに対して会社が納めた市民税、法人市民税が4億4,000万円、これについては、平成27年度予算は3億8,000万円というふうにもう一つ落ちるといような予算になっております。そして、いろいろなうちの分の固定資産としての税金、それが30億8,000万円というふうになっておりまして、私は今言いました自主財源の大きな財源であるのに対して、市のたばこ税の収入が3億9,000万円ということで、今年度予算、平成27年度予算はたばこ税と法人市民税が同じ3億8,000万円という数字になっておりまして、やはり十数年、法人市民税がずっと4億5,000万円の数字で来たわけですが、今年度は3億8,000万円ということで、このあたりの法人市民税がやはりほかの町に比べて少ない、会社

が少ない。太宰府は、天満宮といろいろな学校ありますが、学校法人、宗教法人は税金を納めていただけませんので、そういう構造になっている。この構造自身、私は、法人市民税をもう少し増やすような道はないのか、企業誘致をする、あるいはいろいろな人たちがいろいろな会社を起こしていく、そういう中で、もっと産業の活性化を図ってですね、いろいろなことをやっていく必要があるんじゃないかというふうに思っている次第でございます。

そんな形で、今の財政構造、本当にご指摘のとおり、自主財源の比率が落ちていることを回復するというか、もう一回大きく、やっぱりチャレンジする方法等を私は産業の活性化、企業誘致を含めて考えていきたいというふうに思っている次第です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それと、今の自主財源の部分の方向性はわかりました。それで、今市長からもあらゆる補助メニューの活用ということも冒頭の答弁でもありましたけれども、当然国との関係でいえば、今国の事業そのものが、財政の構造見ますと、地方に対しては、地方創生というような部分を中心に国が対応しているということ、これも言われておりますが、そのことによって、太宰府市の財政といいますか、国との関係はどういうふうになっていくのか。例えば歴史的風致維持向上計画などというのは長期間にわたって国から認定を受けている事業ですけれども、そういったものへの交付金とのバランスですね、地方創生のほうに、大体これまでも国が何かの新しい事業の財源確保のために既存のそういったものを削ってといたしますか、そういった財政をシフトして新しい事業に行くというようなこの間の国の流れ等もありましたけれども、今後のその国との関係で、まず新しく活用する部分と、既に認定されていて、長年にわたってまだ太宰府に国からの補助が来る予定のものに対しての影響が今後どういうふうになっていくのか、現状をまず財政のところをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私としましては、もっともっと国と県とのパイプを深めたい、太くしたいというふうに思っております。県が何を考えて、国が何を考えて、そして太宰府としてしなければいけないこと、したいこと、そのあたりのところをすり合わせをして、具体的なやっぱり担当のところから、それぞれの担当のところにつながるようなパイプは、もっともっとこちらからの希望も上げるし、またいろいろな予算も立てていただくということはとても必要なことではないかと思っております。

とりわけ北関東の水害を見ますと、いつどこで水害が起こるかもしれないというふうな問題考えますと、やはり去年は西鉄二日市の駅前の浸水がありました。今回の線状降水帯、何日も降り続くと水害のおそれがある、このあたりはしっかり私は、やはり他人事としてではなく、いろいろなことを考えながらしていかなきゃいけない。御笠川の私はしゅんせつあたりも非常にお願ひしなければいけないことではないかというふうに思っている次第でございます。

歴史的風致維持の関係等、あるいは史跡地の買い上げ等については、ずっと続いてきている事業でございます。私も今回初めて、この史跡地の買い上げの問題について、国が8割、県が

15%、太宰府市が5%というふうな形での議論をしてきて、私も議員時代に、それは本当なのかということの問題にしてきたことがあるわけですが、今回初めてその具体的な10年、15年先の計画見させていただきまして、過去見ると、やはりそういうような形で、史跡の買い上げについては、金利も含めていろいろな形で国、県からのお金が入ってきておるとするのは間違いないという事実を私も確認しておりますし、それ自身は国の財政状況、県の財政状況が変わっても変わることがない決まった数字であるというふうに私は認識しております。

また、いろいろな形で、このまち・ひと・しごと法に基づく地方創生、総合戦略というのは、一つのやっぱり市にとっての大きなビジネスチャンスですから、いろいろな企画を組んで、そのプロジェクト、しっかりしたものができさえすれば、またいろいろな国からの予算もいただけるような状況がありますので、本当に時間がないですが、それはしっかり取り組んでいきたいというふうに考えている次第です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今日は、今答弁ありました史跡地の買い上げの具体的なところまでは再質問等では用意しておりませんので、その辺はまた別の機会にさせていただきたいと思えますけれども、今一番最初に言われました、やはり市長の喫緊の課題の部分で、国あるいは県のところのパイプという部分ですね、そこのパイプづくりが今後これから予算編成に当たってですね、国も当然予算が、概算要求等各省庁上がって予算が示されていくわけですから、そこに向けてのやはり市長のリーダーシップといいますかね、そういったものがこの9月議会終わってからは求められていくとか、市長がそこに走り出していただいて、予算等の獲得にも動いていただかないといけないんじゃないかなというような思いもいたしておりますので、その部分を今後抜きなくですね、進めていただきたいということ、これは要望にとどめておきたいと思っておりますので、お願いいたします。

そしてまた、これも要望になりますけれども、市長も就任されて半年と、時間もたちましたので、日々の執務の状況も少しは落ちついてこられたんじゃないかと思っておりますので、再度太宰府市の財政についての具体的な指標、何か、市債の圧縮ということは今日ご答弁いただきましたけれども、そういったそれ以外の財政全体を見たときにですね、細かな項目についての何か数値的な目標等、あるいは定める、あるいはその定めた数字に対して追いつくといいますか、達成するような努力といいますか、そういったものをしていただくというようなことも再度市長の中で検証をしていただく機会を持っていただいたほうがいいのではないかなというふうに思っておりますので、その点要望いたしまして、1項目めについては質問終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目入ります。

2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の安全保障関連法案についてでございますが、安全保障関連法

案につきましては国政に関することをごさいますて、私たち国民が選挙で選んだ国会議員を中心に国会で議論されることと認識しております。このため、市長の立場としてこの場で答弁することは差し控えたいと考えております。何とぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 市長の立場でということの答弁ですけれども、それは市長のそういった形の答弁の判断であるということで、ここで細かくですね、こういった、国政の課題でもありますので、やりとりをするということが、いろいろ、それ以上答弁は出ないというか、もうそれ以上市長もできないのかなというふうに思いますけれども、ただ、昨日議会でもありましたけれども、平和都市宣言している太宰府市でありますので、そういった部分との検討から、今後何か市長自身のそういった部分へのメッセージあるいは行動というのはですね、私はどこかで検討していただく必要があるんじゃないかなということは思いますけれども、これは、もうこれ以上ここでそういったやりとりをしても、今の市長としてのというようなことが答弁ありましたというか、それ以上の答弁はなかなか今日は難しいのかなというふうに推察いたしますので、この点につきましては、今の答弁を踏まえさせていただいたということで、今日はこれ以上のやりとりは控えさせていただきたいと思います。

3点目の答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 3件目の信号機の設置についてご回答をさせていただきます。

ご質問の当該箇所につきましては、都府楼南五丁目の県道福岡・日田線、九州協同食肉から九州スズキ販売二日市営業所を横断します横断歩道のない交通量の多い場所をごさいますて、都府楼団地から西鉄二日市駅への通勤通学の利用者も多数おられるところをごさいます。

この交差点から県道の前後の信号機につきましては、ヤマダ電機前の押しボタン式信号機からこの交差点までの距離が約280m、明治屋ジャンボ市前の定周期式信号、通常の信号機でございますけれども、ここからこの交差点までの距離が約220mという距離となっております。

信号機の設置につきましては、地元の自治会からも横断歩道の設置とあわせてご要望があり、市から筑紫野警察署へ要望書を提出いたしております。

以前の筑紫野警察署との協議の中では、先ほど申し述べました既存の信号間が500mしかないというところをごさいますので、信号機の設置間隔が短くなるということで、設置をいたしますと県道の渋滞を招くという見解でございましたが、交通量の多い場所でもございますので、今後も筑紫野警察署へは積極的に要望を上げていきたいと考えておるところでございませう。

以上でございませう。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今具体的な距離もありましたけれども、まず、これも昨日長谷川議員からも別の場所の信号機、そういった部分の質問等が出ておまして、同じように筑紫野警察署に要望等もしているという答弁でありましたけれども、まず太宰府市全体として、今そういった信号機あるいは横断歩道の設置というのが、何カ所筑紫野警察署には要望として出しておられる状況なのか、その点まずお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 約20カ所ほど要望事項としては上げております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 20カ所ということですが、その、まず市としてどういうふうにですね、要望、優先的にことここへ検討してほしいという形で要望を出しておられるのか、それとも20カ所設置をしてくださいという形の要望になっているのか、どういう形でやられているのかお示してください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 約20カ所と申し上げましたけれども、その一覧表を提出をいたしまして、まず新規の要望箇所につきましては、警察も現地に同行されまして、現場の状況もまず把握されるというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） じゃあ、わかれば教えていただきたいんですけども、新規については警察も現場を見に行くということでしたけれども、今日質問したこの箇所については、一番新しいところでは、警察の方が見に行かれたというのを確認された年度というのはいつごろというふうに確認されていますか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 平成26年度に確認をいただいております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） じゃあ、比較的最近というか、見に行かれているということで、状況として、その信号機の幅が短くなるから設置は難しいというような警察の見解ですけれども、しかし福岡県内というか、太宰府市内見ても、それぐらい、その間隔の短いところでも信号機が設置、押しボタンなりいろいろな形で設置されているところはあるわけで、この場所が適用されないというのは、いささかちょっと疑問に思うところがあります。

ぜひその点は、地元からも長年の要望が上がっているということですから、まず信号機が難しいということであれば、せめて最低限横断歩道は必要じゃないかというふうに思いますけれども、その部分だけでも先に取り組みされるお考えあるのかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 私も現地を確認いたしましたして、地元の状況、また市のそのあたりに住んでいる職員もおりまして、聞いております。やっぱり現場は、ヤマダ電機側に行きますと押しボタン信号があつて、それから二日市駅、ちょっと実際に簡単に計測してみますと、直接渡られて二日市駅のほうに大牟田線沿いに歩かれるより、若干ヤマダ電機側から行くと遠いということございまして、そういったことも見ております。

先ほどご回答いたしましたとおりですね、やはり現場で渡っておられるということで、私どもも要望を上げておりますので、現場、交通の道路の面から見ますと、横断歩道が赤に変われば渋滞を招くということは客観的な感想を述べられたものと考えておりますので、今後も設置に向けては要望を一生懸命上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 地元の自治会のほうからは、信号機ということが長年の懸案として、課題として上げられておりますので、それに応えるための努力は、引き続き担当部としてしていただきたいというふうに思いますが、まず取り急ぎの部分で、そこを道路を横断しておられる方も現実におられますので、そういった部分の安全確保等を考えることから、最低限の形として横断歩道の設置というのは、取り急ぎ別途検討していただきたいということを重ねて要望しまして、質問終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、13番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔13番 陶山良尚議員 登壇〕

○13番（陶山良尚議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

県道観世音寺・二日市線の整備についてでございます。

県道観世音寺・二日市線については、西鉄二日市駅東口から延伸拡幅に関する要望書を平成14年10月に筑紫野市と連名により国、県に提出し、その後、平成15年に一部供用開始となりました。さらに、榎寺から国道3号線までの拡幅事業については、平成17年度完成予定ということで、詳細な設計等進められていたと聞いておりました。しかし、その後、事業は計画どおりには進まず、工事数年にわたり停止しましたが、ようやくここ数年、路線計画の一部で、家屋の撤去、文化財の発掘調査が行われるなど、事業が少しずつではありますが、前に進みつつあるのではないかと考えております。

この県道は、道路が狭い割には、ふだんから交通量も多く、一方が停車しながら離合する場面も多く見受けられます。また、沿線には高校や幼稚園などもあり、多くの学生が西鉄二日市駅までの通学路として利用しています。

さらに、西鉄操車場跡地に客館跡が発見され、現在整備計画が検討されておりますが、この整備が済めば、太宰府の観光資源となり、多くの観光客が足を運んでいただける可能性があります。

ます。その折には、政庁跡方面から大型バスの乗り入れ等が容易となり、歩行者道の整備をあわせて行うことで、政庁跡を含めた観光資源を結ぶ回遊性の向上にもつながるものと考えられます。

いずれにせよ、歩行者の安全性を含めた交通対策の改善、観光政策の回遊性の観点からも、私は県道観世音寺・二日市線の早期完成を望むものであります。

そして、拡幅整備完成後は、まほろば号の榎、榎寺方面への乗り入れや西鉄二日市駅東口へ直接乗り入れることも可能となり、住民の利便性もより高まるのではないかと考えております。

以上のことから、現在までの進捗状況と今後の計画について、まほろば号のこの地域への乗り入れが可能かどうかについて、2点お伺いいたします。

ご教示いただきますようよろしくお願いいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 県道観世音寺・二日市線の整備状況についてご回答をさせていただきます。

1項目めの現在までの進捗状況と今後の計画についてでございますけれども、県道観世音寺・二日市線は、太宰府市観世音寺一丁目を始点として、榎社から西鉄二日市駅東口を経由し、筑紫野市二日市北二丁目に至る一般県道でございます。本市の整備要望をもとに、太宰府市域における交通安全及び円滑な道路交通確保のため、福岡県による整備事業が進められている路線でございます。

平成18年度には、西鉄二日市駅東口から西鉄操車場跡地を経由して榎社前交差点付近に至る区間の工事が完了いたしております。

その後、引き続き榎社前交差点から国道3号線までの間の地元説明会を行うなど、整備が開始されております。

現在は、国道3号との交差点、そして榎社前交差点の整備を優先的に取り組んでいくという方針で事業が進められておるところでございます。

この優先区間の道路用地につきましては、福岡県と地権者で用地協議を重ねてきておりました。市としても積極的に協力してまいりました結果、一部用地が取得できております。また、今年度も用地買収を進めておりました。大きく進捗するのではないかと予測いたしております。

今後の計画といたしましては、福岡県による用地取得後、文化財調査、下水道雨水工事を行いまして、その後県が道路工事を行う段取りとなっております。

交通安全の確保、道路交通体系の整備、また来訪者の回遊性の向上の観点から、早期完了に向けて、県と連携しながら事業の促進に努めてまいります。

次に、2項目めのまほろば号の乗り入れについてでございますけれども、県道観世音寺・二

日市線が開通しました際には、ニーズの把握を行い、運行の可否について検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） この県道に関しては、以前より地域の方からも進捗状況等を聞かれることも多々ありました。そして、今年の4月の統一地方選挙もいろいろ話を伺いました。そして、近々では、うちの自治会の敬老会がありまして、そのときにも数名の方から、あそこの道路はどうなっとうとねと、早く何とかせんねという話も伺ったところでございます。そういったあたり、今回に至っているわけでございますけれども、なかなか現地行って見えますと、なかなか離合もしにくいとか、危険な地域もあるということで、以前、今まで近隣の自治会からそういう何か要望とか、早くどうかしてほしいとか、そういう意見は上がってきたのかどうか、ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 平成18年度から現在の開通区間ができ上がったわけでございますけれども、当時につきましては、整備の要望も市からお出しし、地元のご協力、ご理解もいただいたというところから始まったものでございますけれども、残念なことに、一時、区間の中で事業にご理解をいただけない状況が出てまいりまして、期間もかかっているところでございます。

現在につきましては、そのように道路どうにかならないのかというお声は私どもも承っております。このようなことから、まずは優先区間を定めて今事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 今回質問するに当たり、いろいろ調べさせていただいて、以前、議会でもいろいろな議論がされたかなという思いで、議事録等も調べさせていただきました。平成16、平成17年あたりはですね、市長の施政方針の中に早急な拡幅工事を望むという話も記載がございましたけれども、議会では見る限りここ数年何もなかったんで、私も詳しいことがわかっていない状況でございますし、詳しい図面等々も、見る機会も今のところちょっとなかったものですから、道路の形状等と完成後の中身についてちょっと、わかる範囲で結構ですんで、お知らせいただければと思いますけれども。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） まず、計画しております道路の幅員でございますけれども、ご指摘のところ、非常に狭いというふうなところでございますけれども、現況のくいは5.5m程度というところになっております。この工区、完了いたしますと、計画では3.5mが両側歩道につくという形で、それぞれ対向車線2車線という形で、全幅員は14mという形になっております。

す。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） それとちょっと確認でございますけれども、先ほど数年間この事業が進まなかったというご理由も聞かせていただきましたけれども、実際にその用地買収が進まなかった、地元の地権者ともなかなかその辺のすり合わせができなかったということよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 一時的には、やはり反対の形が出てまいりましたものですから、積極的にかかわって協力しようという方につきましても、やはり周りの状況もございまして、一時的にとまっておったというふうな状況もあるというふうなことでございます。

そのようなことから、現在は可能なところから、少し時間もたちましたので、用地買収の協議等も、また市のほうも、これについては、県事業であるからということではなく、県の整備によりまして太宰府市の環境はよくなるというふうなことでございますので、積極的にかかわりまして進めておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） それでは、しつこいようでございますけれども、その数年間、市としては何もしなかったということじゃないわけですね。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 私どもも、これにつきましては、市から要望して進めていきたいという思いを持って取り組んでおる事業でございますので、そのとまった期間につきましても、その解決策を当然県とも協議をさせていただいていたというふうな状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） そうしましたら、ちょっと詳しい内容についてお聞かせいただきたいんですけれども、まず、今の状態じゃ、この幅員14mの道路はなかなかできませんので、それぞれ用地買収してないところをしていかないといけないとは思うんですけれども、例えばそれぞれ、筑陽学園の前とか、カトリック幼稚園の前、そして榎寺の前は一部今終わっていますけれども、その辺、どういう形で用地買収をしながら、例えばどっち側の用地をとるとか、その辺ちょっとわかる範囲で教えていただければと思いますけれども。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 以前かかわっておりましたので、ご回答申し上げます。

当初に14mの今幅員、ラインですね、それを県のほうが引きました。それに基づいて用地買収が発生します。ですから、当初国道との交差点、そこが話が進みました。早急に事業が始まりまして、また今度榎社前の付近につきましては、つい最近ですけれども、この話がまとまっ

て、先ほど部長が申しましたように、工事を始めていくということで、その間も反対者がおられたというような経緯もありまして、県のほうで暫時休止をするというような方針で説明会がありましたものですから、私たちもその区間は、一応地権者の考え方、市としてはこういうところからぜひとも広げたい意向を持っている、幼稚園、それから子どもたちの、高校生のところが行きます、それは小学校、中学校も行きますものですから、そういう福祉の観点からもぜひ必要なところですよというふうなことで地権者のほうに説明に参りまして、一定ご理解はいただいて、そのことを県のほうにきちっとお伝えして、ぜひとも早急に始めていただきたいというふうなことを今県のほうとやりとりしているということで、県のほうも、当然予算が伴いますので、ちょうど今、新年度の予算計画を立てておるところでございますので、そういうことでタイムリーにお願いに行っている、要望書も改めて出しているというような、そういう過程をちょっと踏んでおります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） そしたら、予算の関係もありますけれども、まだ具体的にどうという計画は、その道路の形状を含めて今のところはないわけですか。その辺ちょっともう一回。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 道路の形状は先ほど話したとおりでございますけれども、その道路の内容につきましては、先ほども西鉄の東口から今度客館跡地というのが将来整備されて、その次に榎社、それから政庁跡にずっとつながる関係で、通常よりはグレードの高い内容で検討、協議をいたしております、大体そのアウトラインといえますか、そういう形の部分はでき上がっておりますが、何せまだその間のほうが話が通っておりませんものですから、ただ近々榎社付近、榎社が買収になって、そういうところの工事等が見えてくるかなと、そういうふうな状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） じゃあ、用地買収等はこれから進めていくということで、ちょっとその辺はご理解します。具体的にまた詳しいことは担当課のほうにちょっとお聞きしますんで、よろしくをお願いします。

そうしましたら今県道、まだ時間かかりますけれども、実際に自分もあそこ歩いてみたりしながら、確認したんですけれども、一部歩道が狭かったり、反対側に歩道が、何というんですかね、どんかん通りから来て榎寺に向かって歩いていくと、歩道が右っ側についていて、途中から、カトリック幼稚園からまた左っ側についているとか、そういう互い違いで歩道がついていたり、一部歩道が狭くなったりしていますけれども、あの辺、交通安全対策の観点から、県道ではあるけれども、市のほうで何かその辺、歩道の整備とか含めて、カラー舗装とかそういうことはできないのか、ちょっとお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 議員もおっしゃるように、県道でございますので、安全対策ということについては要望したいというふうには思います。大きな整備事業で動いている路線でございますので、大きな改良とかそういったことについてはちょっと難しいかなと思いますけれども、今回のご意見につきましては県のほうにもお伝えしていきたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） そしたら、その県道が完成するまで、安全対策についてはまた県のほうにも要望を、またしっかり行っていただきたいと思っております。

それと、道路と関連して、榎寺の信号を交差して芝原のほうに向かう道、手前に踏切がございますけれども、ちょっと関連して質問させていただきたんですけれども、あそこの踏切も、非常に車が多くて、例えばあそこは開く時間が短いものですから、車がたまったり、歩行者は渡りにくいということもよくあります。

そういうことも考えると、踏切の幅とか、あそこら辺道路の若干の整備とか、その辺ですね、行っていただければそりゃありがたいんですけれども、実情でいいますと、その辺可能かどうか、また踏切については、西鉄と協議したとかそういう経緯があるかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（今村巧児） 榎社前の踏切付近でございますけれども、まず西鉄天神・大牟田線の榎社前の踏切は、踏切自体は幅員は7mほどございます。この踏切を挟みます県道観世音寺・二日市線自体が狭いということで、道路が踏切の幅員よりも狭いという状況でございます。

私どもも今後考えていきたいというふうなことで思っておりますのは、踏切を榎社側から渡りまして、要は車のたまるところが少し少ない、人がたまれるところも少ないというふうなところでございます。

このようなことから、今後踏切周辺の整備についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） その踏切も含めて、西鉄二日市駅からですね、都府楼駅までの間、小さい踏切も幾つかありますし、非常に危険な踏切もあるということで、地元の方からもよく話を聞いております。そういう意味で、平成33年には西鉄下大利駅までは高架できますけれども、なかなかその後はどうかかわからないし、来る予定もないということでございますけれども、高架になれば、それは何の問題もなくいいんですけれども、なかなか踏切のどうのこうの、今いろいろ西鉄のほうに余り、扱いにくいというか、そういう話も聞いておりますんで、どうにかできる範囲で、安全対策のほう行っていただいて、できるものであれば県道とセットで、その辺も行っていただければと思っておりますんで、これは要望としてお願いしたいと思

っております。

それと、2点目のまほろば号についてでございますけれども、まほろば号の話も地域の方からよく話を聞くところでございます。あそこは、西鉄二日市駅等々、平地でもありますし、近いということで、ほかの地域から比べたら、恵まれている環境にはあるかもしれませんが、あの地域も高齢化が進んだり、いろいろありまして、役所とか公共施設に行く面では、ちょっと距離があると、そういう話も聞いております。

そういった観点から、今すぐとは言いませんけれども、県道が拡幅が終わった後には道路も広がりますし、あの辺に、まほろば号を走らせるような計画は今まで考えられたことあったのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 地元からの要望というのは、いろいろなところから、各公共交通機関の駅等への乗り入れというのはあっております、現状的にはですね。こちらの地区につきましても、今後の事業の進捗状況を見ながら、地域住民の代表の方とかも含めまして意見を聞いた上で判断をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） そうしましたら、しっかりその辺、地元の方の意見を聞いていただきながら進めていただければと思っておりますので、それも要望としてお願いしたいと思っております。

それと、さっきちょっと言い忘れていましたけれども、客館跡があそこありますよね。それぞれ後には整備されますけれども、その辺の一体的な交通体系との関係、その辺から見てもですね、やっぱり県道の早期完成をぜひお願いしたいと思っておりますけれども、その辺の整合性というか、なかなか時期的には厳しいかもしれませんが、ぜひその辺は、間に合うような形で行っていただければなど、これも要望したいと思っておりますけれども、その辺、市長は観光に詳しいんで、客館跡とその道路整備についてちょっとご意見を聞かせていただければありがたいですけれども。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 客館跡も史跡の買い上げとして3年計画で今年が2年目になるという形で、西鉄さんから史跡としての買い上げが進むという形でございます。

あわせて、西鉄二日市駅東口へのまほろば号の乗り入れについては、私も至るところでいろいろご意見聞いておりますし、そういう要望というのはかなり多いというか、切実な願いでもあるなという認識を持っております。私もよく榎寺のあそこの道を通ります。本当にお互い譲り合わないと通れないというふうになっておりまして、現実的には何件かの買収交渉がまだ成立してないというふうなこと等ありますが、しっかり頑張って、あそこの政庁跡につながる道でもありますし、本当の政庁通りだったんでしょから、そういうことは、都市整備、まち

づくりとしてはとても必要な課題として考えておりますので、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 今市長から、この県道の問題についてもしっかり取り組んでいただけたらという話がありましたので、ぜひとも、早期拡幅の完成を目指して、ぜひご指導いただきながら頑張っていただければと思っております。

それとあわせてですね、道路行政全般についてちょっと市長にご意見を伺いたいと思っておりますけれども、太宰府の場合、道路行政、非常にやっぱり他市の市町村、近隣市町村と比べましても、道路整備が大変遅れているかなと思うところもございます。

そういった中で、道路整備というのは、高齢者の安全対策や交通安全対策、そして災害等の対応など、そういう観点からも整備すべきところは整備していかないといけない、予算もかなりかかってくるとは思いますが、改めて、その太宰府の道路計画の見直し等々もしっかりと行っていただき、交通渋滞とか生活道路の整備とかもいろいろありますけれども、そういった中でですね、しっかりと改善を含めやっていただきたいとは思っているんですけども、市長の公約等々を見てみますと、前期議会の中でも、市長がおっしゃったことは、「コンクリートから人へ」という言葉もおっしゃっていました。そういった中で、市長は基本的には人のほうに、例えば福祉のほうにシフトをして予算を使うというような面も見受けられるような私は気がいたしますけれども、この道路行政に関して、先ほどからもインフラ整備等々も話がありまして、インフラの中にも道路整備は入りますけれども、そういった観点の中で、やっぱり必要な道路はつくらないといけないとは思っておりますので、そういうところ、市長の認識をちょっとお聞かせいただければと思っております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ハードからソフトへ、物から人へということも我々言っておりますし、今もその気持ちは変わりません。ただ、人という場合は、人のやっぱり生活があるわけですので、その生活のためのやはりいろいろなことをしていかなきゃいけないというのは、これは市役所にとっての大きな課題だと思いますので、最大の課題は、やっぱりこの生活のインフラの問題、渋滞の問題、高齢者の方がどうして、どういうふうにして安心してこの町で暮らせるか、そういう問題は、そのインフラの整備、道路整備、そういうことと不可分の問題でありますので、そういう点については、人ではないという認識は全く持っておりませんので、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） それじゃ最後に、これも先ほど藤井議員の質問とダブるところがございまして、この道路行政に関して、やっぱり多額の予算がかかってくるわけですし、本市だけ

はなかなかできないと。今でも、道路財源等々、やっぱり国や県から移譲されている部分も多々多いと思っております。そういった中で、やっぱり先ほど市長は、しっかりと国や県とパイプを結んでいきたいという話がありました。それらはまさにですね、私は市長の仕事であると、市長が率先していただいて、職員引っ張っていただいて、しっかりと市長みずからが国や県と、また近隣市町村、そして経済団体等々も含めてパイプをつないでいていただきたいと、そういう思いでございますので、今後、そういう活動を、もう市長もなられてから半年以上たちますから、これからしっかりとその辺も考えていただいて、認識の上、市のために予算獲得も含めて頑張っていたきたいと思っておりますけれども、もう一度市長のその辺の認識をお聞かせください、頑張るといふ意気込みをお願いいたします、はい。一言。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。いろいろな形で、先ほども申し上げましたように、今本当に大事な時期だと思っております。そういう意味でのいろいろな太宰府の要望を国、県に上げる、あるいは国、県が何を考えているのか、例えば介護の施設を来年度は太宰府に、そしてというような順番もありますが、しっかりそういうところの動きは、いわばトップセールスじゃないですけども、率先してやっていきたいと思っておりますし、やはり、いろいろな国、県のいろいろな各部署に各担当がやっぱり出向く、私も出向くつもりでおりますが、いろいろな形でそういうパイプはさらに一層深めていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様もいろいろな形でご協力いただければというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 今市長が、しっかり頑張るといふことですので、私もその言葉を忘れず、もし万が一、そういうふうな形で活動が鈍ければ、また議会でもしっかりと行っていく覚悟はありますので、ぜひとも、その辺よろしくお願ひしときまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、太宰府市体育複合施設について質問します。

新国立競技場など、スポーツ関係の建設に伴う問題がマスコミ等で多く報じられています。

太宰府市においても、体育複合施設建設、運営に関し、市民の方にご理解されていないことが一番の課題と考えます。

市民説明会でさまざまなご意見をいただくことができました。特に不安を感じる意見として、体育複合施設の予算面に対する不安の声が多くあります。体育複合施設を建設し運営することは、太宰府市の財政圧迫につながり、市民生活に影響があるとのことのご意見です。私は、この意見に対して市民の方に詳しく説明することができません。そこで最初に、市長に質問します。

当初の予算額が増加した大きな原因は何ですか。

今回の補正予算を含めた最終的予算額を教えてください。

市民の不安がなくなるよう、太宰府市の財政状況を具体的に、市債を含めた政策の説明をお願いします。

また、私は、太宰府市体育複合施設が単なる箱物にならないことを期待しています。体育複合施設が市民に必要とされる施設運営はできますか。できるなら、その目的を達成するために取り組んだ市長の具体的な施策を伺います。

次に、体育複合施設の補正予算と管理運営方針について伺います。

将来体育館を運営していく中で、空調、移動観覧席等が必要ということで補正予算が提出されました。このことは理解することができます。私は、連絡ブリッジの提案が理解できません。補正予算の必要性と連絡ブリッジの説明を伺います。

体育館管理運営方針について伺います。

体育複合施設運営計画書で、施設の運営手法について基本的な考え方についてです。施設運営形態に、直営、非営利法人運営、指定管理者制度等が記載されています。現段階での管理運営に関する基本方針を伺います。

直営、非営利法人運営、指定管理者制度の予想されるランニングコスト額も含めてお願いします。

最後に、体育複合施設の設備等について伺います。

1点目は、(仮称)太宰府市体育複合施設の名称についてです。名称は一般公募されるのでしょうか。現段階での方向性についてお聞かせください。

2点目は、トレーニングマシンの設置についてです。今の計画では、トレーニングマシンの設置がありません。なぜトレーニングマシンを設置しないのか、今後設置する計画はあるのか伺います。

また、ふるさと納税についてです。ふるさと納税の大きな意義は、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であり、それは人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になるとあります。太宰府市の文化スポーツ振興に対する寄附として、ふるさと納税の工夫ができないのか伺います。

3点目に、体育複合施設建設後に伴う交通渋滞と安全面についてです。体育複合施設周辺は、JRと西鉄の踏切があり、通勤の車も多い状態です。渋滞緩和と信号機設置に向けての方向性と計画の説明を伺います。

4点目は、体育複合施設の耐震機能についてです。体育複合施設は、3階でランニングができるようになっています。もし震度7の地震が起きたときの安全性について伺います。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） まず、ご質問の当初予算が増加した大きな原因についてご回答申し上げます。

これまでの定例議会でも説明してまいりましたとおり、労務単価、資材単価の高騰によるものでございます。

次に、2点目の体育複合施設建設費総額につきましては、本議会へ提案しております補正額を含めて34億8,148万5,000円となります。

次に、財政状況、特に起債残高に関しましては、数値が低いほど財政の健全性が高いと言われる、いわゆる財政健全化法に基づく将来負担比率は、本市の場合算定上マイナスとなるため、数値として表示されておられません。このことから、現在の市債残高が将来世代への過度の負担になるということはないものを考えております。

次に、3点目の市長の体育複合施設方針とその方針を達成するために取り組んだ具体的な政策についてご説明いたします。

基本方針につきましては、従来の体育館の使用、競技団体への貸し館のみではなく、市民の健康づくり、体力づくり、生きがいを目標にした市の主体的事業として、文化的事業、地域主催事業、健康事業、防災事業などを実施していくことといたしております。

事業計画に当たり、関係課による調整会議を行っているところです。

2項目め以降につきましては担当部長に回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） それでは、2項目め以降につきましては私のほうから回答させていただきます。

2項目めの体育複合施設の運営と予算に関しましてご回答申し上げます。

9月補正予算案の体育複合施設整備費の主な点についてご説明をさせていただきます。

施設建設工事につきましては、アリーナの空調設備、移動観覧席、雨水・井戸設備等に要する費用でございます。

なお、市民プールと接続いたします連絡ブリッジにつきましては、現契約より減額を予定しております、その減額分も織り込み済みの金額でございます。

次に、施設一般備品につきましては、複合施設内の会議室のテーブルや椅子、更衣室のコイ

ンロッカー、アリーナの移動式ステージなどの購入費でございます。

なお、財源といたしまして、体育複合施設本体の建設に係る国からの交付金であります保健体育費補助金と体育複合施設に設置いたします太陽光発電に係る県からの補助金として保健衛生費補助金を充ててまいります。

なお、今回の9月補正予算案が可決されましたら、追加工事施工のため、工期を平成28年2月29日から平成28年8月31日完成までの6カ月間延長することにいたしてまいります。

2点目の歩道橋につきましてご説明をいたします。

いわゆる連絡ブリッジにつきましては、当初体育複合施設と太宰府史跡水辺公園の一体的活用を目的に計画したものでございますが、警察との協議の中で歩道から直接上がれる階段を要請をされまして、追加工事に伴うさらなる金額の上乗せが必要となることがわかりました。また、7月18日及び19日に開催いたしました体育複合施設建設に関する市民説明会におきましても、この連絡ブリッジにつきましては賛否両論の意見をいただいたところでございます。これらのことを検討いたしました結果、今回連絡ブリッジにつきましては建設を見送り、設置の判断を将来世代に譲ることにしたものでございます。

しかしながら、両施設間を横断する歩行者に関する安全対策につきましては十分配慮する必要がありますと考えておりますので、地元から要望が出されております落合橋交差点への信号機設置とともに、体育館とプールを接続します横断歩道の設置についても精力的に警察へ要望してまいります。

次に、3点目の指定管理方法の説明と方向性につきましてご回答いたします。

スポーツ施設の管理には、施設設備等の点検保守や利用者へのサービス業務、利用者の安全維持管理など多岐にわたって配慮が必要となります。同時に、運営体力のある施設を維持するためには、集客性、効率性、採算性を考慮しながら運営手法を検討する必要があります。

以上のことから、運営形態につきましては指定管理者制度により実施し、選定方法につきましては公募による選定が最善であるというふうに考えております。

次に、4点目のランニングコストの試算につきましてご回答いたします。

まず、館の運営に当たります人員の人件費を、14時間勤務体系の中で雇用してまいりますので、3,600万円と試算をしております。

次に、光熱水費、電気、ガス、上下水道代金でございますが、3,220万円と試算をしております。なお、この光熱水費につきましては最大の使用を想定して算定をしておりますので、運営に当たりましては、節電、節水対策によりこの額を下げようとして経費削減に努めてまいります。

あと、委託費、賃貸借につきましては、設備保守、機械警備、樹木剪定、清掃などとして2,640万円と試算をしております。

あと、修繕費や通信料などを試算してございまして、管理費合計として、最大9,830万円というところで試算をしております。

次に、収入見込みにつきましては、体育館としての貸し館収入として1,330万円を試算しております。

なお、指定管理者による自主事業収入もございますが、この分については試算の中に含んでおりませんので、自主事業収入が増えればこの指定管理料は安くなっていくというふうに試算をしております。

以上のことから、現時点では管理費合計から収入見込みを除いた8,500万円が指定管理料になるということで試算をしているところでございます。

次に、3項目めの体育複合施設の設備に関してご回答いたします。

まず、1点目の体育複合施設の名称につきましては、愛称募集を含めて現在内部で検討をいたしております。

2点目のトレーニングマシンの設置についてでございますが、現時点ではトレーニングマシンの設置については計画をしております。

ふるさと納税での増額はできないのかについてのご質問にご回答いたします。

ふるさと太宰府応援寄附金につきましては、平成20年度から本年度4月9日現在まで1,593万8,027円の寄附をいただいております。寄附金の使い道につきましては、納税者の意思に沿った利用がなされる制度となっております。指定なきものの使い道につきましては、今後検討委員会などを設ける必要があるというふうに考えております。

次に、3点目の道路計画と信号設置についてご回答いたします。

落合橋横体育複合施設と太宰府史跡水辺公園に接しております交差点につきましては、現在3方向の横断歩道のみの設置となっております。この交差点の信号機、横断歩道の設置につきましては、かねてから地元の要望もございますので、交通安全確保のため、設置に向けた警察協議を市といたしまして進めていくことといたしております。

最後に、4点目の体育複合施設の耐震機能についてご回答いたします。

体育複合施設は、大地震が起きても施設の大きな補修をすることなく使用でき、避難者の安全確保を図ることといたしております。そのため、避難拠点としての機能を発揮できますよう、主要部分につきましては鉄筋コンクリートづくりとしています。通常の建物と比較いたしまして1.25倍の強度を持ち、十分な耐震性を確保した建物となっております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 市債についてですけれども、平成26年度まで一応出ていますけれども、平成27年度、先ほど市長も増えるのではないかと、予想される金額とかわかれば教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 市債につきましては、現在予算で当初の部分は上げております。これにつきましては、今後のことで先ほどお答えいたしましたのは、今回の補正予算が通ったときに

は、今説明の中にもありましたように、工期を来年の8月まで延長せざるを得ないと。そうなりますと、起債の借り入れというのは事業が終わってからということになりますので、平成28年度にそのときは延びるということもありまして、今年の額をはっきりと出せなかったところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 先ほど藤井議員の質問で財政についてお答えいただいて、総務部長と市長のどちらの意見を信じたらいいのか、聞きながら思っていたんですけども、市債のほう見ると、やっぱり平成17年240億円ですか、やっぱり地震とあの豪雨とあって、それからやっぱりいろいろな努力の結果、ずっと200億円前後で来ていたのが、平成26年度やっぱり20億円ぐらい上がっています。また、体育複合施設、小・中学校のクーラー等、ちょっと増えるだろうと思うんですけども、先ほど質問で言いましたように、結局先ほど市長が言われたように、太宰府市がちょっと大きな買い物し過ぎて、今後抑えなくちゃいけないというふうにおっしゃいましたけれども、そういうところでの10年後の見込みというか、市債について計画があるのかないのか、あるならばご説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今この大型事業といたしまして、体育複合施設、それと昨年度に実施いたしました総合子育て支援施設、そういったものが起債の中身の大きなものとしてございました。こういったものを含まれますと、大体今後最大のところで260億円ぐらいの市債の残高になるのではないかというふうに思っております。

ただ、この中には、先ほども市長が説明しましたような史跡地の公有化に伴います起債、また近年ずっと増額をされておりました臨時財政対策債、そういったものも多数含まれております。これに伴います起債の償還というのが当然毎年出てくるわけでございます。これにつきましても、今後最高でやはり25億円から26億円ぐらいの起債の償還になってこうかと思っております。現在が今20億円ちょっと、二十二、三億円だったと思っております。この辺もかなり増加してまいります。その辺は、当然ほかの事業の見直しなど、そういったものも行いながら対応していく必要があるかと思っております。

また、先ほど市長が言いましたように、今後の起債の発行については、十分に交付税の措置があるもの、いわゆる優良起債、そういったものを積極的にしていく、また単独の起債となるようなものについては極力控えると、そういった対応もとっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） この資料を見ると、歳入自体が10年間上がってきていますよね、右肩、歳入全体的には。今後太宰府市が10年、20年、30年、人口増加、減少あると思うんですけども、でも少子・高齢化で、結局税収に対して今後の伸びというのは期待してよろしいんですか

ね。現状維持か減少するのか、もし今おわかりなら教えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 歳入の中で一番大きなものを占めますのが市税ということになってまいります。これにつきましては、当然市民税、また固定資産税という形になってくるわけでございますけれども、太宰府市の今の人口が約7万1,500ぐらいの人口になっております。総合計画の中でも、太宰府市の将来的な人口、今7万2,000人というような想定をしております、特に大きな開発等がなければ、そう人口が増えることもないだろうというふうに考えておりますので、この市税の伸びというのは、大体今ぐらいの数字からさほど大きな差異は出てこないだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 基本的に現状維持と。市民生活に影響があるということはないと。やはり無駄遣いはいけないけれども、今後、例えば市民のために活動していくという部分では、現在のところ影響ないと言っていいんですよ。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） そういったところ、先ほど起債のことで、やはり起債の償還というのがやっぱり一番大きく心配をされているところだと思います。平成24年度の決算で、市債残高というのは近年では久しぶりに200億円を割った199億円という決算が出ております。そういったタイミングというのもございまして、今回起債の借り入れというのをやっている現状もございまして、今のままの歳入、そういったものが確保できるというふうには期待しておりますので、財政に大きな影響は出ないものというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはり無駄遣いはよくないけれども、市民のために今後ともやっていきたいとは思いますが。

次に、連絡ブリッジなんですけれども、空調と移動観覧席については、僕はどっちかといったら賛成のほうでしてね、夏場非常にもう暑い状態で、やっぱり今クーラーのない体育館というのはどうも考えられない。移動観覧席についても、自分はバスケットをやっていたんで、よくバスケットのゲームを、北九州総合であるとか、九電であるとか、いろいろな体育館、広い体育館、狭い体育館見てきたんですけれども、やっぱり福岡市民体育館が非常に見やすいですね。あそこは移動観覧席があって、大きさもちょうど今度できる太宰府市の体育館と同じぐらいの大きさだと思うんですけども、プレーを見るには一番見やすい。やっぱりああいう場面で、子どもたちに、やっぱりオリンピックも近いし、世界のトッププレーだとか、少なくとも来年度からバスケットがプロ化されるんですけれども、福岡のライジング福岡はやっぱり太宰府市の体育館でさせていただきたいような意向を聞いています。もう春日市とか大野城市よりも、やっぱり移動観覧席があって、やっぱり駅が近くにある、やっぱりそうなるとうれしい

たいと。そういうチームとかそういうのが以外と、今思っている以上にいろいろな、もしでき
上がったならそういう希望があるんじゃないかなと思うんですけども。

ただ、その連絡ブリッジについてはちょっと理解できないので、もう一度市長のほうから連
絡ブリッジについて、なぜやめたのか、ご説明を伺いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私が4月に当選させていただきまして、この体育館建設問題をどうするかと
いうことがとても一番の大きな課題でございました。この間の経緯を説明しますと、議会でも
いろいろ議論があったわけですが、最終的に体育館建設については議会として承認するという
形で、事業者と契約し、もう既に着工してあったという現状でございます。それについて私
が、いろいろな誤解もあるようですが、反対とか中止ということは選挙期間中には申し上げま
せんで、ただ箱物の無駄遣いを本当に、当時の私としては、国土館の建物もあるのにといい
うなこともあったりしまして、回廊とあわせて無駄遣いの象徴ではないかということをも主張
してまいったわけでございますが、市長という立場になりまして、やはり市政を責任持って運
営するという立場になりますと、やはりこれを中止するとか壊すとかということは、私はもう現
実的にはそれ自身が無駄遣いになるということで、中止はできないので続行するという意見
を6月議会で皆様に諮りまして。ただ非常に曖昧だった活用計画、運営計画についてはきっちり
出しますという形で、7月議会にいろいろな形で提案させていただき、市民説明会も2日にわ
たってさせていただいたところでございます。

いろいろな形で進めてきておりますが、私としてはまだまだ不十分だというふうに私自身思
っております。いろいろなご意見出しておりますし、いろいろなことを前向きに考える中でい
ろいろなことは進めていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、私大きく変えた点は、1つは指定管理者、運営する団体を公募にする
ということにしましたことと、ブリッジについては、中止ではなくて、今は見送るというこの
2つが大きな変更点といえますか、そういうことを6月議会あるいはこの9月議会で申し上げ
た形でございます。

なぜなら、やはりその体育複合施設のオープンに当たりましては、内部についてはきちっと
した形で、いろいろな文化事業、体育事業、防災、いろいろな面で運営するためには、私はク
ーラーというのは、冷暖房含めて不可欠なものであるということと、先ほど議員おっしゃっ
たような形で、この観覧あるいはいろいろなスポーツの誘致にとりまして、壁に収納する
720の席というのは私はあるべきではないかということで、体育館の内部については完成した
形でスタートしたい。内部については、もう後からまた追加工事をするというのは非常に困難
でございますので、外部については、今回はしない、先送りをするということを警察のほう、
あるいは県とも交渉のいきさつがあるわけですが、階段をつくらないとブリッジとしては認め
ない、追加の予算が必要だということもありましたもので、今回は先送りにしとるというこ
とで、体育館内部については完成させてオープンを迎えたいと。ブリッジについても、決して中

止ということをやつとるわけではございませんで、今回補正予算は見送っているということでございますが、いろいろなご意見聞かせていただきながら、あるいは市民のご意見承りながら、まだあと一年、オープンまでにあると思いますので、いろいろなことは進めていきたいというふうに考えている次第です。

大体経過は以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） そこも、なぜ先送りがわからないんですよ。中止にしなかった理由はあるんですか。延期じゃなくて中止、連絡ブリッジはむ取りやめると。中止じゃなくて、なぜ先送りなのか。中止じゃだめなんですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 安全性という議論もあります。集中するのが7月、8月のプールの時期でございます。何とか今年は建設途上で終わった、来年についてはそういう時期を迎えるということはあるんですが、安全ということを考えると、いろいろな形で必要というやっぱりご意見もありますんで、今回の補正予算では先送りをすることにしたということでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やっぱり安全が第一だと思うんですね。先送りにするよりか、やっぱり中止にした以上は、もう信号機とか、やっぱり安全を第一に、まだ警察との交渉ではっきりしてない部分があるじゃないですか。やっぱりその安全な道路、安全な歩道、信号機とか設置に向けて、やっぱり全力で取り組んでいっていかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども。ただ連絡ブリッジについては、自分としては、上議員だったと思うんですけれども、6月議会で質問されています。プールと駐車場の移動等がかなり考えられますので、信号付きの横断歩道をつけてするよりも、現実的に道路を渡らなくて、2階からプールのほうに行ける、あるいはプールのほうから体育館に入ることができるというのは、それなりの設計になっているというふうに今のところ理解しているというふうに議会で答弁されています。

8月の全員協議会でも、具体的にその連絡ブリッジは僕ら議員は何も聞いてなかったと思うんですね。それが、この新聞のコピーがあるんですけれども、中身は先ほど市長が説明した内容ですけれども、西日本新聞とかも、「連絡ブリッジは見送り、太宰府市長が表明」と、こういうふうに見出しでもう議会が始まる前に、何か議員が全然何も知らされていないのに、マスコミによって先に、もうこれを見たらもう確定みたいな。何か9月議会は何のためにあるんだと。6月議会で市長がやっぱり述べたことというのは記録に残っていますし、やっぱり警察のほうから言われたとか、コスト面でと、そういうふうに言っただけならば、わかるんですけれども、ただ今回のおろし方の順番というか、非常に何か。昨日市長は、やっぱり市長も僕ら議員も選挙で選ばれた人間、やっぱり市民の代表、やっぱりこの議会を大事にしくちゃいけないと思うんですけれども、今回市長がとられた行動というのは非常に議員を無視までないけ

れども、軽く見られているんじゃないかなと。何か配慮が足りなかったというか、急に連絡ブリッジがおりてきたので、その辺のおろし方はちょっとおかしんやないかなと思うんですけども、市長、副市長、両方の答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 実は、今のご意見、一番私気にしたところといたしますか、考えなければいけないこととございました。9月議会の予算書を一応皆さんには26日に配付させていただきました。記者会見は28日とございました。私が一番危惧しましたのが、やはり議員の皆様にはちゃんと情報が、見てもらえばいろいろわかるところもあるわけですが、ただ新聞のほうが先にそういう報道をするということで、私記者会見のあり方というのを議員の方が後で知るといふような形が非常にまずいと思いますし、どうしても新聞は、記者会見しましたら、それをそのまま記事にする、あるいは誤って記事をする新聞社もあるわけですが、私はちょっと記者会見のあり方というのを、やはり議会とあわせながら、どうあるべきかというのは、確かにご指摘のとおり、説明を十分にしないまま逆に、私も議員のときもそうでしたけれども、今度の議会こんなふうになるぞというのを、本当に恥ずかしい話ですけども、新聞を見て知るみたいな、そういうところがあって、やはり記者会見のあり方というのは私もう一回考え直す必要があるんじゃないかというのは、議員ご指摘のとおり、私自身が一番気にしておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご答弁させていただきます。

私も、今度の9月議会、議員さんの一つ一つの発言重く感じておまして、特に複合施設のこの情報の議員さんへの伝え方といたしますか、それを全部検証したわけじゃございませんけれども、6月議会までは、おっしゃるとおり、ブリッジはつくる方向、そして7月の中ごろで市民の意見を聞いた、そして9月にブリッジを落とす方向で補正予算を組んでるというようなことで、その間に、議員さんへの情報の提供の仕方といたしますか、ああ、そういうものがもしなかったとしたら、少し反省も含めまして、大きな方向でかじをつくらぬほうに切ったわけですから、何らかの形でお知らせをする、もちろん賛否あって結構でございます、そういう場がやはり提供が必要だったのじゃないかなというのは感じております。

といたしますのが、やっぱり議員さんは予算の議決を議会が持っておりますので、そうするとき、いろいろな補正予算と一緒に提供するわけとございまして、金額の小さいものから大きいものがずっとありますもんですから、否決といたしますと、今度全部使えなくなるというようなことも考えられますので、できる限り内容を提供して、ご理解いただいて、審議してもらおうというような、そういうところがひょっとしたら欠けておったかなということで、そうであれば大変反省すべきだなというふうに思っております。

今後、そうしますと、記者会見も意外とスムーズにいったかなというようなこともちょっと

感じておりますので、そういう気持ちでおりますので、今後そういう大事なことについては、方針等はできるだけ詳しくお知らせするというふうな方向で考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ぜひお願いしたいと思います。特に体育館とか、今後もあると思うんですけれども、市民の皆様も興味がある、そのときに市民の方に聞かれたときに、逆に僕らが知らないことを市民の方が知っていたりとか、やはり僕らもちゃんと説明する責任があると思いますんで、今後大きな部分、ある意味賛成も反対も、太宰府市のことを思って皆さん考えていらっしゃるんで、そこは正直に伝えていきたいと思うんですけれども、こっちは知らないのに、先に別の情報が来たりすると、逆に僕らの信頼もなくなりますんで、ぜひお願いしたいと思います。

次に、名称についてですけれども、一般公募みたいな形はとられないんですかね。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） その点も含めまして、現在内部で検討しておりまして、今のところ、ちょっとどういうふうにするかというところは今検討中でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはり名前というイメージ大事だと思いますんで、できれば市民の方にいろいろ考えていただいて、体育館に対して興味持っていただくというか、できればそういった方向でお願いしたいと思います。

それとあと、トレーニングマシンなんですけれども、今回いきいき情報センターのあのマシンが古くなって、請願も出ていますけれども、かなりの方が使っていらっしゃいます。柔道場、剣道場あって、卓球台が常時十何台か設置と、ほんでトレーニングする部屋がちょっと小さ目にあると。より毎日使っていただける方と考えると、やっぱりトレーニングマシンを使われる方が多いんじゃないかなと思うんです。卓球台は畳めば片づけれますし、毎日武道をされる方は余りいらっしゃらないのかなと。より多くの方に使っていただくためには、ぜひトレーニングマシンの設置をお願いしたいんですけれども、市長、お考えがあれば。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 実は、私が議員時代に、この3月ですが、いろいろとまだ出てくる予算はあるよね、ジムつくったら、ジムの機械だけで1億円はかかるじゃないかということを委員会だったか議会で言いまして、そのときに、いや、今回の体育館にはジムはありませんということを知ったのは、複数回当選されたる議員の方は、3月だったと思います、今回の体育館にジムがないということ。私もそのときには、何を議論してきたのかなという大きな反省をしなきゃいけないことであつたわけです。

今の施設の部屋の使い方については、柔道場、剣道場、卓球を含めたところ、それともう一部屋という形になっておるような状態と、2階がアリーナというふうになっておりますが、私

個人としては、いろいろなご意見賜りながら、やっぱり市民が体を動かす、あるいはそこに来て体力づくり、健康づくりをするというような施設でもありたいと思っておりますので、いろいろなことは、議会、この議論をしていきながら、させていただきながら、1年後の体育複合施設のオープンという中で、どれだけ市民の皆さんの意見、財政状況、議員の皆さんの意見考えながらやっていきたいというふうに考えておるような現状でございますが、今のところはそういうふうな結論になっているということでございます。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） トレーニングマシンの設置についてでございますが、この施設が体育複合施設ということでございまして、災害時には避難所という形になります。そうしますと、常時設置している器具等がございますとその分の部屋が使えないということもございますので、史跡水辺公園のトレーニングルームというところの一体的な利用ということで考えておりますので、現時点では体育複合施設にはトレーニングマシンは設置をせずに、いざというときには避難所としてすぐ使用ができる形を維持するといえますか、そういう計画でつくっておりますので、現在のところ計画はないということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） いや、もうそれもお聞きはしているんですけども、現在、いきいき情報センター行って、かなり多くの方がやっぱり使っていらっしゃる。知った方も、「もう太宰府市には行かんで、大野城の総合体育館行きよるばい」とか、そういう方もいらっしゃるんですよ。かなりの、結構使用されている方もいらっしゃるんで、一回置いて、もし災害避難の場合の影響もあるでしょうけれども、考えていただけたらと思います。

あと、予算面でも、僕も素人で、ふるさと納税、インターネットでちょっと見たんですけども、3万円もし寄附して、2万8,000円税金、2,000円の寄附、2,000円の寄附で太宰府市のスポーツとか文化、協力できるならやってもいいよ、なおかつプールも使えたりとか、年間行われる体育館での試合をただで見れるとか、食べ物だけではなくてですね。やっぱり太宰府市民は安く使えて、太宰府市以外の方は、今は例えば太宰府市の体育館であれば、太宰府市民、バスケットコート一面、2時間二、三百円、ところがその太宰府市以外の方は3,000円かかると言うんですよ。だから、よその市の方も、太宰府市のふるさと納税していただければ、1回使うときにもう太宰府市民と同じ値段で使えるよとか、何かいろいろな特典を使っていたいで、もしその財政に使えることがあるならばと、素人考えなんですけれども、できればもしそういう工夫が可能であれば、お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それともう一点、交通渋滞、うちは近所に住んでるんですけども、やっぱり非常に渋滞が考えられます。この前の説明だと、大型バスは必ず5号線のほうからおりてくるということなんですけれども、踏切がもうあかないんですね、時間帯によっては。乗用車でもかなり動かない状態、あれにバスが来ると5号線まで渋滞が考えられるんですけども、将来的なものも含

めて、その解消に向けて計画があれば教えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） ご回答申し上げます。

今複合施設、それからプールのあるところは、佐野東まちづくり構想の一面でございます。ブリッジの建設も含めまして、今回は落とさせていただくということでございますので、複合施設についてはしばらく期間があると思いますので、完成した後、人の流れ、そういうものをきっちり正確に把握しまして、それと車の流れ、今言われた、普通車はこちらの水城・口無線のほうに出ていくということでございますが、そもそも前の関屋・国分寺線は飽和状態でふだんからございますので、大会等があったとき、これから利用度が増してきたときは、どこかに逃げる道とかそういう幹線が必要じゃないかなというようなことも考えて、その構想の中に区画整理とかも含めてあると思いますので、そういうものも勘案して、きっちりして、ブリッジをつくるならつくる。それから、夏の間見ていると、水城西小学校の歩道、狭いところで子どもたちが盛りこぼれるように歩いてきたりしますし、また看護学校沿いも途中から歩道がございません。ですから、そういうところあたりもきちっと安全対策も含めて人の流れを把握して、車の流れも把握して、最終的にブリッジをつくるならつくと、そういうことが私的にはいいかなと、そういうふうに思っております。

いずれ、そのまちづくりの中で、そういうところも含めてしていくのか、あるいは早目に道路だけ対応していくのか、そういう判断が必要になってくるかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やっぱり道路に関しては、非常にお金もかかることですが、将来を見込んだ計画的な道路づくりをよろしくお願ひしたいと思います。

耐震は、何かついでに書いたみたいで、防災の日にニュースで九州国立博物館が出ていまして、ねじかな、何か特別な部品で震度5ぐらいあっても全然揺れないと、ただその部品だけで3億円かかると、何か威張って放送してあったから、昔はよかったなとか思いながら。やはり耐震についてちょっと質問しただけなんですけれども。

いろいろ質問しましたがけれども、いろいろ課題はあると思うんですが、私は太宰府市民になって三十何年かいますけれども、やっと体育館ができたなど。非常にスポーツでの、体育館という部分での施設面では非常に遅れている部分があって、やっぱりこの体育複合施設が太宰府市民にとって必要とされるような、そういう体育館。やっぱりもう小学生も中学生もボランティア同然で指導してスポーツをしているいろいろなチームがあります。やっぱりそういう発表の場をいい環境でしてほしいし、やっぱり世界のトップレベルのゲームを子どもたちに見せる、これは非常に教育的効果があると思います。ぜひこの体育館が市民にとっていい体育館になるように自分も頑張っていきたいと思っています。

それとともに、かなり前からこの体育館計画は進んでると聞いています。ただ、どうしても市民の方に理解していただく部分でのその難しさというか、これを教訓に、議員も初め、いろいろなことをやっていくときに、市民に対する説明の仕方であるとか、いろいろな意見を取り入れる方法を今後課題として考えて頑張っていく、自分も頑張っていこうと思っていますので、よろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 先ほどの答弁の中で、市債の償還のピーク、いわゆる公債費のピークですけれども、「26億円」とたしか私発言したと思いますけれども、「29億円」の間違いでございますので、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。失礼します。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後3時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、あらかじめ通告しております2件について質問させていただきます。

最初に、1件目の小・中学校における保健室の整備状況について質問をいたします。

太宰府市第五次総合計画によりますと、「歴史とみどり豊かな文化のまち」という将来像実現のため、7つの目標、34の施策を立てていらっしゃる。このうち、15番目の施策、学校教育の充実を具体化する基本事業として、学校教育環境の向上という事業が据えられておりますが、これは「豊かな心をはぐくみふれあいを大切にすまちなみづくり」という3番目の目標達成を目標として目指して位置づけられております。学校施設の一環としての保健室の整備についても、かかる目標が指導理念になると考えるところでございます。

そこで、市立の小・中学校の保健室の整備状況についてお尋ねしたいと思っております。

かかる質問をする理由は、保健室内にシャワーとトイレが併設されていないという苦情が私宛てに届いたのが機縁でございます。学校の現場では、生徒の排せつや生理にまつわる失敗が発生することがあり、当の生徒は失敗しただけでも大きなショックを受けているところに、保健室といういわば閉ざされた室内で手当てとしての後始末がなされないということで、他の生徒の目に触れる可能性のある室外のトイレあるいはシャワー設備を利用しなければならないことから、さらに心理的な負担を感じ、トラウマになってしまう生徒もいるとのことでございます。いざというときの学校の備えについて質問をさせていただきます。

そこで、第1点でございますが、現下の小・中学校の保健室において、保健室内にシャワーとトイレが併設されていないという学校がありますでしょうか。

第2点は、もし保健室内に併設されていないということであれば、どういう理由によるものでしょうか。

第3点は、今後の保健室内のシャワーとトイレの併設をぜひともお願いしたいのですが、考えをお示してください。

次に、第2件目の体育複合施設の利用方法としてのトレーニングルーム並びにマシンの導入について質問をいたします。

徳永議員のほうで先に体育複合施設の建設経緯についての疑問を出されておりますので、ほとんどのところは重複しますが、私は生涯のいわゆる健康維持という観点からお話をさせていただきたいと思っております。

さきに市長は、体育複合施設について、建設を続行するという態度を明らかにされました。私自身、現段階で計画を白紙撤回することは財政的な負担が大き過ぎるという点から、建設続行やむなしと考えております。

しかしながら、体育複合施設について、これから生じるであろう財政的な負担規模は不透明な部分が大きく、最終的にこの事業に幾ら投入されることになるのか、不安を禁じ得ません。

一方、この施設の運用方法は、ランニングコストとの絡みから見ても大きなテーマと考えられます。

そこで、3点についてお尋ねをいたします。

第1点は、今度の体育複合施設において、トレーニングルーム並びにマシンを設置する計画はありますか。

この質問をする理由は、施設の運用収支の改善は今後の大きな課題と考えるからです。例えばいきいき情報センターに置かれておりますトレーニングルームは、34台ほどのマシンが置かれ、利用者は年間2万5,000人を超えると聞いております。利用者の大半は高齢者であり、自己の健康管理のために利用されておられます。つまり大きな需要があると考えられるわけです。本市において、現時点でトレーニングルームが少ないというのも、施設をつくった場合の利用に追い風になるのではないかと考えております。

第2点は、計画にもしないというのであれば、その理由をお聞かせください。

第3点は、運用収支の改善という点から、トレーニングルーム並びにマシンを設置する計画を再考される余地はありませんか。

以上でございます。再質問につきましては議員席で質問させていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 1件目の全小・中学校の保健室の整備についてご回答申し上げます。

1項目めの小・中学校における保健室の整備状況についてでございますが、本市のシャワー

とトイレの設置については、シャワーとトイレとも利用できる学校は11校のうち9校で、そのうち保健室内に両方とも設置しているのは4校、保健室に隣接したところに設置しているのが5校でございます。ただし、残りの2校につきましては、シャワーの設置はなく、保健室内にトイレのみの設置ということになっております。

また、現在のシャワーとトイレの利用状況としましては、特別支援学級に在籍する自分だけでは排せつ等が困難な児童・生徒や、小学校では主に低学年の児童、中学校では女子生徒などの対応等に利用しているところでございます。

次に、2項目めの保健室内にシャワーとトイレが併設されていない理由についてでございますが、学校の児童・生徒の状況に応じた設置場所について学校と協議の上、校舎の構造上の問題なども勘案しながら現在の位置に設置したものと考えております。

最後に、3項目めの今後の保健室内におけるシャワーとトイレの設置についてでございますが、本来保健室は、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置など重要な役割を担っており、養護教諭を中心に児童・生徒の心身の健康管理に努めているところでございますが、ご質問のシャワーとトイレの整備につきましても、児童・生徒の身体的、精神的な健康管理の充実を図るために必要であることは十分認識しているところでございます。

今後も、学校との連携を図りながら、予算も必要なことから、予算面も含めまして、シャワーとトイレの全校設置に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。ぜひともそういう方向で進めていただきたいと思っております。

ただ、私がちょっと感じましたのは、恐らく子ども、特に排せつ面では低学年の子どもさんだろうと思えますけれども、そういったことに処理するについて、場所的に利用しやすい位置にシャワー・トイレを持ってきたというお話でしたけれども、それとその保健室としての機能というもののあわせ持つというのは、それはそれで合理的なんでしょうか。それとも、それはやはり別々に離れたほうがよろしいんでしょうか、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 保健室の利用状況でございますが、先ほども少し回答の中でお話しいたしましたけれども、いろいろな役割を担っておりまして、最近では、ただ単に健康管理ということだけではなくて、学校に来て教室になかなか入れない子どもたちがおりまして、保健室なら登校できるといったような子どももおります。もちろんスクールカウンセラーを配置しておりますので、計画的にカウンセリングは行っておるところですけれども、養護教諭は、そういった面で、保健室登校の子どもたちの対応をしておったりとかですね、あるいはいろいろな相談に、カウンセリングのために保健室に体調が悪いと訴えながら来るんですが、本当はよく聞いてみると、精神的な、心理的な悩みがあって相談に来たりとか、そういった場合もござい

ますので、一概に保健室に、こういうシャワー等を使わなければならない子どもをそこで全て対応するとなると、そういったような子どもたちがおってみたりとか、そこでその保健室を使って処理するのがベストという状態ではない場合もございます。

先ほども若干説明いたしました、そういったシャワーを使ったりする子どものニーズといえますか、特別支援学級の子どもたちの中に、排せつが自分で困難な子どもたち、それが頻繁にそういう状況がありましたら、そちらを優先しまして、保健室に設置するよりは、特別支援学級に近い場所に設置したほうがいいのかということもございまして、学校の状況を十分把握して、まだ未設置の学校については、どこの場所に設置したほうがいいのかということも十分検討しながらですね、進めていたらというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 恐らく今の時代における保健室の重要性といえますのは、もう私どもが小さいころから比べますと、もう飛躍的に違うものがあると思いますので、どうぞ専門的な見からご検討いただきまして、先ほどのシャワー・トイレが別室として設置されるのかどうかということも含めて、ぜひとも前向きに検討していただければありがたいと思います。

こちらの質問はこれで終わりです。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 次に、2件目の体育複合施設の備品についてご回答申し上げます。

まず、1点目のトレーニングルーム並びにマシンを設置する計画についてでございますが、この体育複合施設は、スポーツ、健康づくり、地域交流、災害時の避難場所及び西地区の防災・文化的事業など多目的な機能を有する拠点として設計をいたしております。1階に軽運動トレーニング室、多目的ラウンジ、柔道場、剣道場の名称で部屋を計画しております。議員ご質問のトレーニングルームはこの軽運動トレーニング室に当たるかと思っております。

この部屋につきましては、多目的ラウンジと一体的利用が可能であり、軽運動トレーニング室187.72㎡、多目的ラウンジ368.66㎡、合計556.38㎡の広さを有します。必要に応じまして可動式の間仕切り壁を設けまして、集団検診、体力測定、災害時の避難所など、一体的な利用もこの分については可能ではございます。

日常につきましては個別の利用となりまして、多目的ラウンジにつきましては卓球台を11台常設し、主に利用者の健康づくりなどに役立てる計画をいたしております。

軽運動トレーニング室は、少人数を対象といたしましたマット運動、スロートレーニング、軽体操、エアロビクス、ロコモティブシンドローム予防教室、シニアスポーツ教室、自治会によるサロン活動などの利用を計画してございまして、機械を使わない運動を予定をしております。

次に、2点目の計画がないということであればその理由をお聞かせくださいというご質問で

ございますが、先ほど述べました利用計画であることにあわせて、隣接いたします史跡水辺公園との一体的利用という観点から、トレーニング設備の利用につきましては史跡水辺公園のトレーニングルームの利用を予定しておりまして、本施設にトレーニングマシンの設置は計画しておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

現在、市内公共施設のトレーニングマシンの設置状況につきましては、いきいき情報センタートレーニング室と史跡水辺公園トレーニング室の2カ所でございます。限られた施設ではございますが、効率的な運用と安全な運用ができますよう指定管理者と連携を図ってまいります。

高齢者の健康維持につきましては、スポーツ課、元気づくり課など関係課と連携を図りながら、トレーニングマシンを利用しなくてもできる健康づくりメニューも検討してまいりたいと思っております。

最後に、3点目の運用収支の改善という点からトレーニングマシンを設置する計画を再考される余地はというご質問でございますが、2点目でご回答申し上げましたとおりの理由によりまして、現時点でトレーニングマシン導入の計画はございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。先ほど徳永議員が質問された時点で、そのいわゆる避難施設として使うために、重量のあるマシンを据えつけるということ自体が目的に沿わないと、そういうご発言だったと思っておりますけれども、トレーニングマシンを使うということについて、水辺公園があるからというご発言ですけれども、水辺公園のマシンは数も少なく、部屋も小さいということがわかっております。したがって、恐らくいきいき情報センターでもそんなに広くないんですけれども、34台というかなりの数のマシンを据えつけて、それだけの利用者がいらっしゃるという現実を眺めてみたら、その併設とまではいかななくても、そういったものを据えつければ、つまり太宰府の中心点からしますと東側のいきいき情報センターでそれだけのものがあるということは、西側に据えつければ、当然それだけの健康維持を目指したいというご高齢の方が集ってくるというのはもうわかっていることだろうと思います。したがって、そのあたりの考え方ということについて少し、いわゆるその本体を触れないというのであれば、水辺公園、あるいは少なくともその複合施設を使う方にとって利便性の高い場所にそのものを持っていくというようなお考えはないのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 済みません、現時点ではですね、その考えはございません。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） わかりました。それでは、ちょっと先ほど徳永議員が質問をされていたところで、触発されたところで質問をさせていただきますけれども、先ほど市長が議員への情

報提供の前に新聞社へ発表してしまったことについてのお話がありました。そのときに、私どもに修正予算書を出した、26日でしたか、その時点と、マスコミ発表が28日であったというご説明があったんですけれども、普通にいきますと、議会へ議案を上程するというのは、2日の議会で執行部の方がこういうものを上程しますと、出しますと言った時点で初めて私どもに正式に議案として出される、そういうことではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 議案書を出すということは、議案書を当然説明しないとわからないところがあると思うんですね。ところが、それは議会ですることですので、今ご指摘のとおり、私も気になっておるところでございますので、記者会見のあり方というのは考えたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） マスコミのほうへの情報提供と私どもへの情報提供がずれたということについて、議会側の感想はいろいろあるかと思えます。

しかし、それにいたしましても、やっぱり全体として見ますと、非常にその前の議会でこういう契約を承認された後の経緯というのは、非常にすんなり受け取れないものがやはりあるわけです。といいますのも、恐らく最初にこの事業計画を承認されたときは、そのブリッジも含めて、エアコン、可動式の椅子、それから雨水というものも含めた形で、一体としてまず出されてこられたというふうに聞いています。ところが、予算的には、その可動式椅子、エアコン、それから雨水というものを除いた形で予算を立てられて、その後、今度9月になって、今度その3点について出されてまいりました。そのときのご説明が、私どもが判断する材料がないから、せめて計算の基礎ぐらいは何か出せませんかというご質問をしたと思えますけれども、それについては、いわゆるこちらが価格設定をすると、それについて入札後に望ましい価格が上がってこないの、これは控えさせていただきたいというご答弁でこの話が進んでおります。

それで、先ほどのそのブリッジの不適正について、結局歩道側から立ち上げるものがないと横断歩道として認められないということを警察との協議の中でわかったとおっしゃっているんですけれども、なぜ計画の当初段階でそのことがわからなかったのかということが非常に素直な疑問として出てくるわけですね。つまり計画を立てられるときに、当然図面を引かれているわけですから、そのことについては多方面にわたって検討をされて、全て妥当性について皆さん納得されて出されてきたんだらうと思うんです。それが、いきなり6月の予算で出されてきて、その後すぐ9月でこういった形になりましたというふうに言われるんですけれども、一体全体この計画のつくり方というのは、第三者の目から見ますと、きちんと精査されたんだらうかというふうな疑いを持たざるを得ないといえますか。

といいますのも、1つは、市長がご当選なさって事業の続行を決められたわけですがけれど

も、その時点でも、ちょっと私なんかは、なぜ即断でこれが決まるのかなというのはありません。といいますのは、やはり大きなお金を動かしている事業でございますから、それなりの手続を踏むべきかなという気がしたんですね。市長がその時点でその判断をされたのを、客観的な基準というのをどっかで聞かれて、あるいは問い合わせをして出されたのかどうか、それともお話の次第では、現場をごらんになって、ああ、これはもう撤回不能だと、あるいは修正は不可能だというふうにご判断になって決められたというふうには伺っておりますけれども、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 幾つかの事実の認識の違いなりあるようでして、そのあたりも含めて説明させていただきます。

この体育館建設費用は、当初17億円ということでした。それが22億円になりました。平成26年3月の当初予算で数字としてはっきり出てきたのは27億円という数字でした。この数字については、基本的にクーラーも椅子も雨水も全部含まれていたものです。ところが、入札しましたら、不落でした。その結果として、10月に5億2,500万円の補正予算が出されてきて、その1日の審議でしたけれども、そこでわかったのは、空調、椅子、雨水の装置については先送りしますということが10月段階で明らかになりまして、建物についてはその5億2,500万円増額した予算で、戸田建設と、議会が承認したその金額に基づき契約し、着工したというような流れでございます。

私が議会で、たしか平成26年度本予算についての議決、今から思えば反対3で、残りの方は皆さん賛成でした。いろいろな思いはあったとは思いますが。しかしながら、10月議会の5億2,000万円の補正予算については賛成9、反対7という形で、いずれにしても、議会の総意としては補正予算は通すという形でございます。それから、建設というのは着工されておることとございまして、私として、私が市長になったときに、基本的にこの体育館建設はそういうちゃんとした議会での決議を経てされていることで進んでいるわけです。もう一つは、やっぱり現実的に、もう建物3割でき上がり、いろいろなところが7割、8割もう手配も終わるとする現実の中で、中止という選択というのは現実的に考えてあり得ない。まず第一に、中止するとなれば、議会の皆様にお諮りしなきゃいけないし、議会の決議を経たものをもう一回、体育館の建設中止なんていうのは、私選択として、議会としても承認はあり得ないというふうに思っておりますし。裁判を抱え、違約金の問題とか、それから起こることをいろいろ考えたときに、これはもっと無駄遣いになるというふうにご考えまして、中止はできないし、続行するというふうにした次第でございます。ですから私は、市長になったときに、金額の問題について、繰り越した補正予算の分が3億円何がしかあったわけですが、それについていろいろな形で考えた上で、運営形態は公募にするということと、ブリッジについては今回補正予算に出さないという形で、もう何度も申し上げておりますが、そういう選択をし、皆さんにご提案した次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 森田議員に注意をいたします。テーマは体育複合施設の備品についてという限定をしてありますので、少し通告からずれております。注意してください。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 今指摘を受けましたのであれですけれども。私どもは、済みません、先ほどから徳永議員の流れでちょっと聞かせていただいておりますけれども、結局流れていく中で、ブリッジが警察との関係で不適合だということがわかったということなんですけれども、そこに原因があるんですけれども、その原因がなぜ前にわからなかったのかというのが私の疑問でございます。

以上の疑問をもちまして、私の意見で結構でございます。回答は要りません。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

○4番（森田正嗣議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員の一般質問は終わりました。

次に、7番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔7番 笠利毅議員 登壇〕

○7番（笠利 毅議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告内容に従い質問をさせていただきます。

初めに一言なんですけれども、6月は私が少ししゃべり過ぎまして、せっかく答弁を準備していただいた職員の方に十全な回答をいただけなかったこと、その後個人的に教えていただいたことについては感謝の気持ちを持っておりますので、一言お礼申し上げます。

質問に入ります。

1件目、市民の意見を市政に反映させる方法について。

9月議会は決算が大きな眼目となりますが、その後来年度の予算編成が本格化していくことと思います。また、総合計画・後期基本計画の部分の策定のための審議会も始まっています。副市長が8月に選任され、万全の態勢を整えた新しい市役所が、前市長の時代の成果を踏まえながらも、どのように時代の潮流に合った変化を遂げ、それをまずは来年の予算案として具体化していくか、多くの市民が注目していくことになると思います。

情報公開と市民参加を基礎に据えて、市民の意見が反映できる仕組みをつくっていく、そのためには、後期基本計画について、次の5年間で何をするのかを打ち出すこと、また予算編成についても、具体的に何がどこでどうなっているのかわかるように提示し、議論のたたき台を提供していくこと、これが大切になると思います。

今申し上げたことは、私の見解ではなくて、6月に市長が施政方針と各議員の質問に対する回答の中で用いられた言葉を矛盾のないようにあわせたものです。市長の見解だと思って私は受け取っております。

今例として挙げた予算であれ、総合計画であれ、新しい市役所がどういう方向に進もうとし

ているのか、後期基本計画においては、その方向性を、予算においては、まずどこからなら具体的に変わっていくのかを、具体的にはっきりとした新しい市政の意思として刻み込んでおく、その必要が求められていると思います。

そこで、お尋ねします。

来年度の予算編成までの日程、いつごろ原案をつくり、いつごろ課長が見て、いつごろ部長を通し、市長がこれでいくと決めるのはいつになるか、そういった点を教えてください。

同様に、後期基本計画についても、執行部からいずれ議会への提案がなされると思いますけれども、そこに至るまでの節目ごとの日程の見通しをお尋ねします。

3点目に、芦刈市長に伺います。

工夫の仕方によっては、予算編成や後期基本計画策定の過程で民意を問うということもできるのではないかと思います。市長がどのような工夫を考えていらっしゃるのかお尋ねします。

2件目、体育複合施設の活用、運用について。

7月の市民説明会でその時点での活用計画は市民に説明されました。私もそれを2日とも聞いております。そこで感じた疑問の一つを質問とします。

体育複合施設は、先ほど地域健康部長の話にもありましたけれども、文字どおり複合施設であり、スポーツはもちろん、文化行政、市民の健康、高齢者福祉、地域の活性化、災害対策など、関係する市役所の部局は多岐にわたると思います。加えて、収益性、集客性等ということで、収益事業としてのコンサートなども考えられているようですし、もともと役所が得意としてきた分野とは異なる領域もカバーすることになるのではないかと感じています。

そこで、質問です。

現在はスポーツ課が担当となっておりますが、そのままスポーツ課が多様な専門領域を総括する立場に立つと考えていいのか、それとも複合的な施設を文字どおりの複合施設として監督する立場の部局をはっきりと定めるつもりなのかお伺いします。

2点目、1点目の回答にかかわらずなんですけれども、これまで地方行政の範疇におさまっていたとは考えられない収益性のあるイベント興行まで行う予定となると、それなりの経験と実力を備えた担当者を抱えておかないと立ち行かないのではないかと懸念しております。施設の持つ公共的な性格を理解するとともに経営感覚をも備えた人物を市として今まで計画的に育ててきているのか、その点をお伺いします。

部局のこと、人材のことに次いで、お金に関することをお伺いします。

多様な用途で利用するという事は、きちんと整理しておかないと、多様な費目のもとに体育複合施設に対する出費が行われ、全体として一体どこにどれだけのお金が何のために使われてきたのかを容易には把握できないということになりかねません。建設までの経緯を考えると、この点を誰にでも、すなわちごく普通の市民にすぐにでも提供し、説明できる態勢を整えておくことは不可欠ではないかと考えています。市長の意向をお伺いします。

3件目、教育委員会について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されて教育委員会制度が改まったことは多くの人が知るところかと思えます。

この教育委員会制度改革においては、教育長が地方教育行政における責任者となることが眼目の一つですが、移行処置があることによって、太宰府市の教育委員会は今のところ以前の委員会制度で続いています。すなわち太宰府市では、樋田教育委員長の任期が来年平成28年3月31日まで、その後木村教育長の任期が同じく来年平成28年12月24日までとなっており、遅くとも木村教育長の任期が切れた後には新しい教育委員会制度に移行することになるかと思えます。ただ、現在の樋田教育委員長の任期が切れる際にも、ちょうど3月の末ということもあるんですけれども、制度移行を検討する可能性があるのではないかと考え、質問いたします。

樋田教育委員長の任期が切れた後の教育委員会をどう組織していく予定かを伺います、スケジュールをお教えてください。

また、制度改正の眼目には市長との連携の強化というものがありますが、そこで考えられている総合教育会議の招集あるいは定めることとされている教育に関する大綱等は市長の名前で策定されるということになっております。市長の積極的関与の余地が大きくなると考えていいかと思えます。

そこで、芦刈市長にお尋ねします。

新しい委員会制度に移行した後の教育行政に関与していくに当たり、最も重視したいと考えておられることを優先順位を考慮した上でお一つお答えください。

以上3件、質問とさせていただきます。

なお、再質問については議員発言席から行います。

よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1点目の市民の意見を市政に反映させる方法について、まず私から回答をさせていただきます。

今、第五次総合計画の後期計画の策定でございますが、今後第六次総合計画の策定段階におきましては、100人委員会の設置など、広く市民の声を反映させる方法を十分に検討していきたいと考えております。

また、施策の実現に当たりましては、さまざまな場面で民意を問う場を設定していきたいと考えているところでございます。

その他、ご質問の詳細については担当部長から回答させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 詳細につきまして私からご回答を申し上げます。

まず、1項目めの次年度予算編成までの日程についてでございますけれども、予算編成につきましては、9月末までに次年度の予算編成方針を立て、それに基づきまして、10月中旬までに各課で次年度予算の要求作業を行います。その後、要求された額を経営企画課で1次要求と

して取りまとめを行い、12月上旬までに経営企画課長による予算審査を行います。さらに、12月末までに総務部長審査を行います。この間一部事務組合などとも繰出金の関係で協議を実施してまいります。年が明けますと、1月中旬までに副市長審査を行い、その後1月下旬までに市長査定を実施いたしまして、市長査定後の案を経営会議に諮った後に新年度予算案として取りまとめ、最終的には3月議会の中で予算特別委員会が開催され、そこで慎重審議がなされるものと思っております。

次に、2項目めの第五次総合計画・後期基本計画策定までの日程でございますけれども、第五次総合計画は、本年度をもって前期基本計画の計画期間が終了いたします。このため市では、昨年度から平成28年度からの5カ年の後期基本計画の策定に向けまして、現在取り組んでいるところでございます。既に策定委員会によります後期基本計画の素案作成を完了いたしまして、8月31日に第1回目の総合計画審議会を開催し、素案につきましての諮問を行ったところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、11月上旬までに審議会の答申をいただきたいと考えておりました。12月中にパブリックコメントを実施したいと考えているところでございます。また、12月には、議会に対しましてもパブリックコメント実施段階の案をご説明したいと考えておりました。最終的には3月議会に提案をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

初めに、スケジュールのほうのことからお尋ねします。

まず、予算のほうに関して言えば、この過程が、市民の方にもこのようなスケジュールで来年度の予算が決まっていくんだというようなことを何らかの形で広報、周知させる予定はおありでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今までこういうスケジュールを広報などでお知らせしたことはないかと思っております。日々の業務の中で、市民の方からいろいろなご要望とかお聞きする中では、予算の時期がこういう時期なのだというような話はしているところもあるかと思っておりますけれども、今言われましたように、こういったスケジュール、市の大きな全体の流れというんですか、予算というのは一番大きな問題でもお思いますので、その辺につきましては、今後、当然予算とか決算とか、そういったモノについて広報で周知をしておりますので、そういった中でも触れていければというふうには思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 今のような質問をさせていただいたのは、例えば有名などころではニセコ町などが予算の編成過程を何らかの形で公表していると、発表していき、市民に公開して意

見を求めるといふ形をしているかと思ひます。

今既に一定の案はできているかと思ひるので、今からゼロからそのスケジュール等をつくることは難しいかと思ひのですが、芦刈市長の言葉を引用するよふな、コラージュするよふな形で引用しましたけれども、新しい現在の市役所の考え方といひますか、姿勢からしても、広く市民にどのよふにして来年度の予算を決めて何をしたいのかといふことを早目に伝えていく必要が、もしくはそのよふが望ましいのではないかと考えています。

この点については、第六次の総合計画に関してといふことでしたけれども、広く市民の声を反映させていきたいと述べられていた芦刈市長が、例えば次年度の予算編成についてどのよふな形で市民の声を反映させるといふ方法を考えていらっしゃるか、あるいはそのよふ希望を持ってらっしゃるか、その点についてお聞きしたいと思ひます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） まず第1に、いろいろな形で市民のご意見を承って、いろいろな形で反映させていきたいと考えております。

ご存じのとおり、もう何度も言っておりますが、市の中では、総合計画の後期計画といふのを立案といふことと、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略といふことと、3つ目に市にとっての自治基本条例、この3つといふ大きな課題を抱えて、それぞれの分野で委員の方、いろいろな審議をしていただいとるところでございます。それとあわせて、予算の問題も含めまして、私としては、なるべく幅広く皆さんのご意見を承りたいと思っております。

7月18、19日、体育館についての市民説明会をさせていただいて、いろいろなご意見ありました。会場で言われた方たちだけではなくて、アンケートもとりました。いろいろなご意見出てきております。本当にやってよかったと思ひますし、もっと早くやるとけばよかったのではないかといふ反省もあるわけですが、私はこの9月議会を終わって12月議会までの間で、いろいろな形で市民の皆さんのご意見を承るよふな機会を積極的に私のほうからつくっていきまして、先ほど言いましたよふいろいろな議案については反映させていきたいといふふうにおもっております。

あるいは、今回のこの議会で出されたいろいろな問題、本当に議員の皆さんが真剣にこの太宰府のまちが将来こうあるべきじゃないかといふ議論をしていただいといますので、この議会で出たことは、すぐできることはすぐやるといふ姿勢でいきたいと思ひますし、いろいろな課題は課題として、かなり時間をかけなきゃいけない部分はやっていくといふふうな形で考えておる次第でございます。この議会終了後、議会の市民説明会ですか、やられるよふな予定があるよふですが、私も市民に対していろいろな形でご意見賜る機会をつくっていききたいといふふうにおもっている次第です。そして、それを反映させていきたい。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ありがとうございます。私が先ほどのよふなことを申し上げましたの

は、今市長は、市民の声を承って、そういう場面をつくってということを何回か繰り返されたと思うんですけども、実はその場所を設けずに、場所を設けて承るという形をとらなくても、ただ出すだけでもいいと。それを見て何か感じた人があれば、ここはちょっとと思った人が何かを言えるきっかけをつくっていくということであれば、例えば予算の編成過程で数字はどこまで出せるかとか細かいことはあるかとは思いますが、工夫する余地はあると思うんですね。

また、今回の一般質問では、体育館のことをめぐり、あるいは公共施設一般のことをめぐり、計画性ということが多くテーマになりましたけれども、計画はつくる段階で市民の意見を求めるという形をなるべくとっておいたほうが市民が納得するまちづくりというものに寄与するのではないかと思います。

また、先ほど直接市民と向き合う中でということもありましたけれども、今日この議場にいらっしゃるのは責任のある立場にあられる方が多いかと思えますけれども、直接市民の声を聞くのは、窓口のことが今日出ましたけれども、窓口にいる職員が多いかと思えます。その窓口に近いところでどんな議論がされていて、どのようなアイデアが、上にとという言葉は悪いかもしれませんが、どのようにして上がっていつているのかということも部分的にでも見せる努力をしていけば、それこそが民意を問うであるとか、市民の声を反映させるということに近づいていくことではないのかと私は考えます。

これは希望といたしますか、主張に近いものですが、そのような思いで質問をしておりますので、趣旨を酌んでいただければと思います。

その点はそこでもいいんですけども、続けて基本計画のことにに関して。

第六次の基本計画については市民の声を反映させるという仕組みをつくっていききたいということでしたけれども、単純に足し算をすると、第六次基本計画が施行されるというんですか、用語はちょっと正確にはわかりませんが、そのときには、既に選挙があって、私たちも市長もどうなっているかわからないというのが現実ですね。それを考えると、第五次の基本計画の段階で、それを策定するまでの段階で少しでも、今市民が今年の春の選挙の段階で望んでいたと思われるものを計画の中に織り込んでいく。少しだけでもいいですし、方向性を示すだけでもいいかもしれませんが、そういうことをやっていく必要があるのではないかと思います。

後期基本計画は議会が議決することということに条例上なっておりますけれども、これは人に聞いて調べたことなんですが、現在法律上は策定は義務づけられておらず、議決の内容も、議決すべきことを定める条例でしたか、太宰府市の、によれば、策定に関すること、廃棄に関すること、変更に関することということがあるんですね。総合計画の、ちょっと後ろに置きましたけれども、現在の総合計画案の後ろのほうに、提言の部分に追記であったかと思えますけれども、総合計画の期間についても、市長の任期に合わせて8年とすべきか、10年とすべきかというような議論もあったかと思えます。そのような議論も踏まえて、あったことを考えると、既に策定は進んでるかとは思いますが、先ほど伺った日程というものを必ずしも

絶対視しなくても、新しい市長のもとで、市民もちろんなんですけれども、職員も新しい形で総合計画のあり方というのを考えるということも、市長が選挙を通じてかなり強く総合計画のことは訴え続けられたと思うので、市長の趣旨にもかなうのではないかと思ひ、またそれをうまくやることで、市役所の士気というところちょっと変ですけども、を鼓舞することにもなるのではないかと考えます。市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。いろいろなやり方で、あるいはいろいろな人たちが市民のご意見を承る、あるいは毎日毎日の市役所の業務の中で出てくる課題、問題、意見、ご希望というのをやはりどれだけ酌み上げられて市政運営ができるかということがもう基本的な、ごく基礎的な、だけれども一番大事な課題であると私自身も認識しておりますので、議員のおっしゃることをしっかり受けとめながら今後のことを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） その言葉が具体的にこういうことをしましたよという形で議会に知らされることを期待しておくという形でこの件についてはとめておきたいと思いますが。

それに関連もするんですけども、わかりやすい予算をつくるということを目指したいと市長がおっしゃられたことに関してですが、今年、私も含めて9人の議員が予算書を見て、それを読み解くには正直苦勞しております。内訳が出せないのかということが、先日も、今日も出ましたけれども、そういうことも含めてなんですけれども、できれば何をするのかというのをコメント的にでもいいので、読んでわかる内容にさせていただきたいという希望を持っております。

これは、先ほど徳永議員の質問を聞いている中でちょっと感じたことで、無関係ではないので述べますけれども、記者会見が実質的に議会に対する説明よりも先になったという件に関してですが、もし予算書が分量とかはともかくぱっと見てぱっとわかるようなつくり方をしてあれば、26日に私たちに渡された時点で格別の問題は生じなかったと考えることもできるかと思ひます。それが1点。ですので、ぜひわかりやすい予算書の作成に向けては、今年というのは難しいかもしれませんが、努力していただきたいと思ひます。

もう一つ、議会に対する情報提供が遅れたということですけども、私自身としては、議会に対することが遅れたというよりも、議会に対するものが仮に市民より遅くなったとしても大きな問題ではないと考えます。ただし、そこで流れる情報がこれは6月にも言いましたけれども、日付であるとか、いつのものであるとか、どこがつくったものであるとか、責任者は誰であるとかということがはっきりわかる、責任のとれる内容が伝わるのである限りは、仮に議会に対する説明と多少の前後があったとしても、私たちがそれを先に耳にしたところで、内容の信憑性さえ確認できれば大きな問題はなかろうかと思ひます。そのような、これはちょっと

と意見として述べさせていただきます。

1 件目に関しては以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） まず、予算書の件でございますけれども、基本的には議会で議決をいただくという形で提案をしているところです。この予算書の議決事項といいますのは、基本的には款と項というところが地方自治法の中で定められておまして、それ以降の部分につきましては、実際の予算の説明というような形で左の端に項目を設けているところです。

また、これにつきましては、昨年度から事務事業ごとに、事業細目を設けるなどして、一定わかりやすい内容に私どもも努力をしているところでございます。詳細について書くとなりますと、なかなか量的なものというんですか、そういったものもございますので、一定の努力はしておりますけれども、現在の予算書の形に今のところ落ちついているというような状況でございます。

それと、記者会見の話、先ほどからずっと出ておりますけれども、基本的には告示がございまして、告示があった2日後に議会運営委員会というのを開いております。基本的には記者会見はこの議会運営委員会へ決まった後に開催をさせていただいておるところでございまして、これは近隣市も含めてどこの自治体もほとんどこういう形でやってあると思います。これにつきましては、報道機関、特に市民の皆様こういう形で議会がありますよというような記事を載せていただいておりますということもありますので、この日程についてはなかなか動かしづらい部分もあろうかなというふうに思っているところでございます。

以上、ちょっと意見だけ述べさせていただきました。

○議長（橋本 健議員） 1 件目の質問は、よろしいですか、終了ということで。

○7 番（笠利 毅議員） はい。

○議長（橋本 健議員） では、ここで16時20分まで休憩いたします。

休憩 午後4時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時20分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2 件目の回答をお願いいたします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2 件目の体育複合施設の活用・運用についてご回答申し上げます。

昨年4月の機構改革で、市の方針として地域健康部を創設いたしました。これは、市民の皆様の健康づくり、体力づくり、さらには生きがいづくりに関する事業や活動を展開していくことを目的として部内を再編いたしましたものでございます。

これらの事業を推進する際の活動拠点あるいはその役割として、体育複合施設の位置づけは重要であると考えております。このことは、7月に行われました定例議員協議会や市民説明会

でご説明させていただいたところでもあります。

このようなことから、施設活用の基本方針としまして、従来の体育館使用、競技団体への貸し館のみでなく、市民の健康づくり、体力づくり、生きがいを目標にした、市が主体的に事業を行うこととして、健康推進事業、地域と協働で取り組む事業、文化的事業、防災事業などを実施していくことといたしております。

また、体育協会を中心としたスポーツ競技大会などの開催、新たな指定管理者などによる「観る」スポーツの実施なども検討いたしております。

1点目の施設の監督部局につきましては、スポーツ競技の推進と市の主体的事業実施に伴う施設利用状況の把握が必要であるため、スポーツ課で取りまとめを行っているところでございます。

次に、2点目の収益性のあるイベント興行の実施につきましては、指定管理者制度を活用すべきであると考えております。指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに効果的に対応するため、公の施設管理を民間活力を利用し、住民サービスの向上と経費節減を図ることを目的に定められた制度です。公の施設の管理運営業務については、一定水準のサービスを継続的に提供していくことが求められており、これらにたけた指定管理者の委託が最善であると考えております。

次に、3点目の費用や運営に関する情報の公開につきましては、今後とも議会への説明を含めて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 地域健康部のもとでスポーツ課が基本的には担当するという事は、それはそれとして理解はできますし、はっきり言っていてよかったですと思います。

ただ、2点目のその指定管理者のことなんですけれども、私が尋ねたのは指定管理者のことではなくて、たびたび指定管理者の問題は出てきますけれども、市役所として方針を持っていて、指定管理者に委託をして、かつここで行われる事業といいますか、さまざまな出来事というところちょっと言葉悪いですが、管理というよりも、まさにさまざまな役所が今までやってきた健康診断であるとかですね、そういったものを踏まえた上で、さらに収益事業もということになると、市役所としてそれを総合的にきちんと見て評価できる人を持っていないことには、結局指定管理者に、言葉は悪いですが、投げたということになりかねない。計画ができてから既に3年、もっとですかね、どこからとるかにもよりますが、の間、6月までは市が主体的にこの体育館を運営していくために、あらかじめスポーツ財団等というような形で進めてきていたわけですから、市の主体的なという部分を担う人が市役所の中に今まで育ててきてなければ、とてもじゃないけれども、これからの運営に対して責任をとれる体制が人材的には育っているとは言いがたいのではないかと、私はその点を懸念して質問をしたのですが、もし、名前は要りませんが、特別に、本当に総合的にこの施設を管理する視

点を持つ人として、市役所として誰か、もしくはこの部署をという形で育ててきたというところがあるのであれば教えてください。

○議長（橋本 健議員） 地域健康部長。

○地域健康部長（友田 浩） 指定管理者制度については、もう導入して結構な時期を経過しております。いろいろな施設等についての点検というのは現在スポーツ課を中心に行っております。その誰ということで、個人的に専門性を持った職員をそこで育成しているということではなくて、スポーツ課の中の業務ということで、指定管理者の業務の内容の点検等につきまして、当然協定書の中にもうたっておりますし、実地検査も含め、スポーツ課の職員が担当していくということでございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） それはそれとして、であるならば、この先はもうスポーツ課の方に、もしくはそのほかの課との協力のもとで、正直心配をしているんですけども、頑張ってくださいかなとは思いますが。

なぜこのような質問をすることにしたかということなんですが、契機として、その7月18日、19日の説明会を最初に述べたかと思えます。その際、経緯の説明という部分もあったので、計画の説明であるにもかかわらず、多くの質問が公共施設の整備の担当である原口さんが答えるような形になりました。私は、原口さんの回答そのものは、原口さんの話しっぷりであるとか、表情であるとか、どこで目を落とすとかというのを見ていても、信用できると思って聞いていたんですけども、いい意味で言うておりますので。ただ問題、原口さんはその業務の担当内容から、いわば設計図から未来を見るという立場だと思うんですね、もしくは建築過程から。ただ、これから、もうあの時期で、これからの運営をするというときには、将来これをするという未来から現状を評価するような立場で話せる方が多くの説明をすべきだったんだろうという気持ちを私は持ちました。ただ、現実にはそうならなかったのも、実はあらかじめ担当の部局というのを聞いたのは、次の質問をそこで指名された方にしようと思っていたんですけども。ということは地域健康部長に答えていただくという形になるのかもしれないんですけども、そのつもりで。そこは、芦刈市長がどなたか答えてくださいと指名して下さっても結構です。ただ、質問内容が実務的なことなので、市長よりは、この計画を最初っから見してきた職員の方のどなたかで責任の持てる方に通していただきたいとは思っています。

どうい質問かといいますと、先ほどから何度か、議決を尊重して建築を進めることにしたと、それは私も理解します。現実的にあれだけ工事が進んでいたということからも、その判断についてもとやかく言うつもりはありませんが、ただ今回の予算を見て、正直、予算案を見て、心底驚きました。というのは、昨年臨時議会で外すと言っていたものが全部戻り、つけると言っていたものが落ちると。環境厚生常任委員会でもこのことは聞きましたけれども、その間、何か客観的な事情が、大きな変化があって、去年の判断と今年の判断が真逆さまになるということについて納得はしておりません。財政的な面で大きな変化があったということで

もないようでしたし。

また、体育館の運営に関しては、昨年の臨時議会で、日田の体育館の例なども出して、体育館としての運営上は全く問題がないと明言されております。ところが、今回は、中にあるものは先にと、「観る」スポーツのことを考えてというのは、全く昨年の議決内容、それによって進められているこの計画と逆さまにすると言っていいものの性質があると思います。そのことは、6月、7月の段階で議決を尊重するというふうに、私もその言葉を聞いて、それはそうだと思うて考えてきたものですから、それについては明確に客観的な事情を説明していただかないと、簡単には納得がいかないの、客観的な事情を、こうこうこういうものがあるからというふうに言える方に今の質問に答えていただきたいと思います。

あわせて、恐らくその際には、ここのエアコン、椅子等について、もともとはこの1年間別々に検討してという姿勢でやってきていたはずですから、そのつもりで動いてなかったら、議会の議決を尊重したとはとても言えないと思います。であるならば、今回それをまとめて一つの予算として出すに当たり、芦刈市長に、この予算だったらこうこうこう、これぐらいになる、もしまとめて今やればこれぐらいは縮減されるというものを市長が目を通されているはずだと思いました。この点については、市長に、そのような計算に基づく資料を目にしたか否か、イエスかノーかだけで結構ですので、お尋ねしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 流れが真っ逆さまになっているということでは私ないと思います。手直しをしたというぐらいのご理解、あるいは見直しをしたというような理解で、ひっくり返したわけじゃございませんので、真っ逆さまになっているということでは私はないと思っております。

ただその中で、とにかく繰り越した分についても一回見直して、するものとししないものを分けたという形であるということは何度も説明してきておりますので、ただそれ自身がどうかということは議論していただきたいというふうに私は思っておりますが、もう何度も繰り返しておりますので、そういうこと。

あと、いろいろな数字については、ごく基本的な数字から全部見ておって、ただいろいろな関係の中で、これは幾ら、これは幾らという、現時点では言えないというふうなことはご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 言ってくださいと言ったわけではなくて、そのような資料をもとに納得された結論であるのかということをお尋ねしています。

つまり7月の段階で、もう建築が終わったら一切切公表するということでしたけれども、もしその際に、別途計算した数値があったとしたら、そうしたものを公表できるよう、それだけの資料をちゃんときちんと目を通してその上での判断かと。

というのは、幾ら具体的に示してくださいといっても、恐らくこの議会では出てこないでしょうから、私もその判断せざるを得ないんですけれども、今回の、今逆転ではないと言いましたけれども、私たちにすると逆転ではないかと思いますが、全く異なる結論が異なる事情で判断されたのであれば納得はいきます。だけれども、同じ材料で別の結論が出てしまったと考えざるを得ないようであれば、これはもう恣意的な判断というものを、昨年の段階か今年の段階か、もしくは両方か、少なくともどこかではいいかげんな判断がなされていたかもしれないと判断せざるを得ない。これは推測で判断するしかない、私たちとしては。

ので、今の市長のお答えの中にも、この1年間で何がはっきりと変わったかという点についてはありませんでしたけれども、事後的にということになるかもしれませんが、こうこういう事情があったのでこの結論になっているということ、見積もり資料かもしれませんが、具体的に公開して、事後的にでも説明する準備があるのかと、それを断言できるのかということ、これは市長にお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） なかなか答弁しにくいような感じもするんですが、別の資料があるということはありませんで、とにかくいろいろな形で積み重なって今はあると。

判断ということですが、とにかく前体制から繰り越されたものについて、私が市長として、これは必要じゃないか、あるいは部の中でいろいろな議論をしながら決めたという判断は私がしております。そのあたりのところは、判断していたことを変えたということではございませんで、いろいろなことを決めてこの議会に出させていただいたということでございますので、判断を変えたかということではなくて、決まらなかったことを決めて出させていただいたという形でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 私、判断云々というの、精査という言葉の意味を考えつつ聞いています。判断のよしあしとかマル・バツということは、それはほかの人がまた別の判断下すことはあり得ると思います。ただし、精査ということをして市民に約束したということは、精査をする材料があったということ、これを断言してもらわないと。もしその同じ資料をもとにほかの人に判断を委ねるということもやろうと思えばできるのかと、そこまで精査したかということが私の質問の趣旨です。

2件目についてはもう一言言って終わりにしますけれども、今もそのようなはっきりとした資料に目を通したという感じの返答は得られなかったという感触を私は持っておりますけれども、私は、その2億何千万円と一般財源をほとんど使って、今回の内容については甚だ疑問を持っています。やはり幾つか市長が市民に向かって言われたことと議会に対する関係といったことから筋を通すと、私にはちょっと納得いかないものがあると。2億何千万円、先ほど恣意的、言葉が悪いですが、説明し切れない判断ということですね、それが入るような、しかもそれがどこの判断をそういうふう判断すべきか、そういう材料も足りないような状況で

2億何千万円というものに、ほかの内容には賛成したいんですが、簡単にはこの予算通しましようということはできない気がします。

2億何千万円の仮に10分の1ぐらいの2,000万円があれば、1件目で少し言いましたけれども、市民と直接向き合っている職員さんたちがこれをやってみたいと思っているようなことが10個、20個できることがあるんじゃないかと思います。私は、そういうほうにお金を、予算を振り向け、体育複合施設はこのままでやっていけると去年この場で断言された内容を尊重して、半年でも早く開館して、市民が使える日を長くして、早くから使えるようにして、早くから市民とともに検証できる条件をつくって、その上で本当に必要であれば椅子を入れる、本当に必要であればエアコンを入れる、それが市民の声を反映させて運営していくということにもなるし、市民に愛される体育館として育てていくということにもなるのではないかと思います。

実際今日も、例えばカラー舗装ということが建設部のほうから何回も出ましたけれども、あるいは学校図書であるとか、うちの近くで言えば側溝の問題、もう十何年もずっと困っている方がいらっしゃいますが、あるいは街灯をLED化するかとか、2億円もかけずに相当のことをできることがまちの中にたくさんあると思います。障がいのある子どもへの支援といったことも、これ大変なことは私もちょっと経験的に知っているんですけども、ただ金額的にはかなり額の少ない額で、2億ウン千万円と比べかなりのことがやれるのではないかと。それを地域に振り向けていけば、体育複合施設に元気に通えるお年寄りというのを増やす政策だってとることができると思います。よほどそのほうが、体育複合施設を本来建てようと思った、また計画に書かれている目的に即したものになるのではないかと、私はそう信じたいと思いますし、そのような形をとったほうが市役所の職員さん方も日々の仕事にやりがいが出るのではないのかなと、そのように感じます。これは意見ですけども。

3件目に移らせていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、3件目の教育委員会制度の改革について回答させていただきます。

本年4月1日より地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育委員会の組織のあり方の変更と全ての自治体に総合教育会議の設置が義務づけられたところであります。この総合教育会議の中で教育の目標や施策の根本的な方針を定めた教育大綱を策定することになりますので、その中で十分に議論していきたいと考えているところでございますが、最も重視したいことは何かということでお聞きでございますので、私は、ふるさと太宰府を愛する気持ちを大人になっても持ち続けられるような教育、またいじめ問題など、児童・生徒の生命・身体にかかわる問題などを強く要望していきたいと考えております。

その他、詳細については担当部長より説明させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 詳細につきまして私からご回答申し上げます。

まず、教育委員会の組織のあり方についてでございますが、この新制度に移行するまでの経過措置といたしまして、法施行までに選任された教育長の任期満了までは旧制度のままとされておりますので、現教育長の在任期間は教育委員会の体制は現行のまま継続されるものと思っております。

今後、教育委員会のあり方につきましては、法の趣旨に基づきまして検討していきたいと考えております。

また、総合教育会議は、首長と教育委員会が密接な連携を図るために、両者の協議の場として新たに設置されるものでございまして、首長が必要に応じて招集し、構成員は首長と教育委員会となっております。

協議内容といたしましては、教育大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、いじめなどの事件が発生した場合に緊急に講ずべき措置などとなっておりますが、当面は教育の目標や施策の根本的な方針を定めた教育大綱を策定する必要がございます。この中で十分な議論を行い、太宰府市の実情に合わせた教育大綱を策定していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） そのような予定だということがわかり、また芦刈市長がどのような姿勢で教育行政にかかわっていきたいということ、お聞きしました。それについてとやかく言うつもりはないのですが、ただ、これを3点目に持ってきたことには、1点目、2点目からのつながりも私としては持たせていまして、これは法律に書いてあったのか、ちょっと文科省からの通知だったのか、ちょっと正確にはメモし忘れたんですけども、総合教育会議並びに教育委員会の議事録の公表というものを努力目標として書き込まれていたはずで。ちょっと条文どっから引いたか、それが書いてないですけども、読みますけれども。「地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく総合教育会議の定めるところによりその議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない」となるんですね。これ、努力目標ではあるんですけども、市長の基本的なその市民の声をというような姿勢というようなことから考えても、また開かれた市政をということから考えても、今後執行部といいますか、市長部局が教育行政に強くかかわりを持っていくことになっていくわけですから、総合教育会議はもちろん、できればその教育委員会も含めて、議事録の作成というための予算化、もしくは人の手当てということを、これは4月からやっていくほうがいいのではないかと思います。というのは、当然その4月の教育委員会から移行に関する議論というものも始まっていくでしょうから、その点についてどのように、これで最初に戻るんですね、この予算の話に。予算の中にそのようなことを入れ込む余地であるとか効力であるとかについてどのようなことを考えてらっしゃるか、これは責任者が市長であるということもあるので、市長と、その実務的な最も関係しそう

な教育長も含めて、できればお二方に答弁いただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） 現状を報告いたします。

教育委員会の会議は議事録を作成して公表もいたしております。ホームページで積極的にまではちょっとやっていますけれども、議事録は作成して公表はいたしております。

それと、新たに行われる総合教育会議、市長部局のほうで設定しますけれども、それも当然議事録は作成して公表する、その予定でございますので、そういうことを報告だけしておきます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） できれば市長からの発言もいただきかったですけれども、今のお答えを聞いて、そういえば確かに議事録ありますかとお聞きしたら、ありますという答えはいただいたことがあります。ですからちょっと言葉が足りなかったですけども、積極的に公開をしていただければという趣旨で申し上げたので、その点はちょっとご理解ください。

できれば最後に、市長に一言、今のことに関してですね。教育委員会といいますか、少なくとも総合教育会議の議事を公表していくに当たって、どのような心づもりを持とうと考えていらっしゃるかお話しいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私、市長になりましたときに、中学校給食を何とか実現する方向で動こうではないかということを行ったわけですが、市役所の中に市長部局と教育部局と2つあるという形で、実際の動きとしては、市長が教育部局にそういう動きをするようにという答申というんですか、だからそういうことをお願いしたという流れになっておりまして、私も改めて、この市役所の中が、市長部局と教育部局と2つに分かれて動いとるんだなということを改めて実感した次第でございますが、今後の総合教育会議においては、かなりそのあたりのところが一つになっていくような形になるのかなというふうにも思っておりますが。いろいろなことをその中で考えていきたいと思っておりますし、基本的な姿勢として、やはり太宰府の教育というのが、やはり教育と学問のまちですから、やはりどこにも負けない教育内容と子どもたちを育てていくというのは私は最大の課題だと思っておりますし、その子どもたちがどこに行っても、自分はふるさと太宰府から来ましたというふうなことが言える子どもを育てていきたいというふうにも思っておりますし、またいろいろな情報公開についても積極的にというか、もう当たり前のことであろうから、取り組んでいきたいというふうにも思っている次第です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ありがとうございます。そのようなまちになっていくことを期待して、私の質問はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月29日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成27年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成27年9月29日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第55号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第2 議案第56号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第3 議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（分割付託）
- 追加日程第1 発議第8号 議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）に関する附帯決議
- 日程第4 議案第58号 平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第5 認定第1号 平成26年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第6 認定第2号 平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第7 認定第3号 平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第8 認定第4号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第9 認定第5号 平成26年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第10 認定第6号 平成26年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第11 認定第7号 平成26年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第12 認定第8号 平成26年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第13 請願第2号 「いきいき情報センター・トレーニングルーム」の設備・機械改善に関する請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第14 意見書第1号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第15 意見書第2号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書（総務文教常任委員会）

日程第16 議員の派遣について

日程第17 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 堺 | 剛 | 議員 | 2番 | 船越 | 隆之 | 議員 |
| 3番 | 木村 | 彰人 | 議員 | 4番 | 森田 | 正嗣 | 議員 |
| 5番 | 有吉 | 重幸 | 議員 | 6番 | 入江 | 寿 | 議員 |
| 7番 | 笠利 | 毅 | 議員 | 8番 | 徳永 | 洋介 | 議員 |
| 9番 | 宮原 | 伸一 | 議員 | 10番 | 上 | 疆 | 議員 |
| 11番 | 神武 | 綾 | 議員 | 12番 | 小島 | 真由美 | 議員 |
| 13番 | 陶山 | 良尚 | 議員 | 14番 | 長谷川 | 公成 | 議員 |
| 15番 | 藤井 | 雅之 | 議員 | 16番 | 門田 | 直樹 | 議員 |
| 17番 | 村山 | 弘行 | 議員 | 18番 | 橋本 | 健 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

| | | | | | |
|----------|----|-----|--------------------|----|-----|
| 市長 | 芦刈 | 茂 | 副市長 | 富田 | 讓 |
| 教育長 | 木村 | 甚治 | 総務部長 | 濱本 | 泰裕 |
| 地域健康部長 | 友田 | 浩 | 総務部理事
兼公共施設整備課長 | 原口 | 信行 |
| 建設経済部長 | 今村 | 巧児 | 市民福祉部長 | 中島 | 俊二 |
| 教育部長 | 堀田 | 徹 | 上下水道部長 | 松本 | 芳生 |
| 総務課長 | 石田 | 宏二 | 経営企画課長 | 山浦 | 剛志 |
| 地域づくり課長 | 藤田 | 彰 | 元気づくり課長 | 井浦 | 真須己 |
| 市民課長 | 行武 | 佐江 | 都市計画課長 | 木村 | 昌春 |
| 社会教育課長 | 中山 | 和彦 | 上下水道課長 | 古賀 | 良平 |
| 監査委員事務局長 | 渡辺 | 美知子 | | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | | | |
|--------|----|-----|------|----|----|
| 議会事務局長 | 今泉 | 憲治 | 議事課長 | 花田 | 善祐 |
| 書記 | 山浦 | 百合子 | 書記 | 力丸 | 克弥 |
| 書記 | 諫山 | 博美 | | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第55号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第55号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第55号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

議案第55号の「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、この改正は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴うものであり、その番号法に基づき個人番号が付番されることにより、個人情報の一部は個人番号をその内容に含むことになる。そのような個人情報は、番号法では特定個人情報と定義され、より適切かつ厳格な取り扱いが義務づけられている。国では、特定個人情報に関しては、番号法の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の関係条文を読みかえて、番号法の趣旨に沿った運用をする。一方、地方公共団体にあつては、個人情報保護条例の規定内容が全国一律でないため、番号法の読みかえの趣旨をそれぞれの個人情報保護条例に当てはめて、個別に改正を行う必要があるとの説明を受けました。

委員からは、番号法は利便性を、個人情報保護条例は個人情報の保護という目的が食い違うが、どういうふうクリアするのか、特定個人情報の訂正について不服申し立てといった形で最終的な行き先はどこか、ICチップの内蔵されたカードの所有は強制ではないのか、またその告知についてはどのように行っているのかとの質疑があり、執行部からは、個人番号を付番することにより発生する特定個人情報は、より適切な厳格な扱いが求められているという保護の面において、個人情報保護条例の中で特枠とした扱いを行う、市が保有する特定個人情報は、個人情報保護条例の範疇にあり、市が訂正を行う、ICチップが内蔵されたカードについては、申請をした人にものみ交付する、広報等で順次お知らせを行っており、10月5日以降に発送される個人番号通知カードの中にも説明書を同封するとの回答がありました。

討論では、個人情報についていろいろ情報流出などの問題が相次いでおり、情報が蓄積されるほど利用価値も高まり、攻撃されやすくなり、リスクも高まるという根本的な問題があるとの反対討論があり、採決の結果、議案第55号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第55号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第55号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今回提案されております「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、反対の立場で討論いたします。

10月から施行されます共通番号マイナンバー制度に基づく今回の条例改正ですが、マイナンバーは全国民に12桁の番号をつけて、税金や保険料納付、医療、介護、年金、保育サービス利用など情報をデータベース化して、国が一元的に管理運用するものです。

政府はマイナンバーについて、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現する基盤として説明して利便性を強調していますが、実際には年に数えるほどの手続のうち一部が省略できるといった程度であります。

マイナンバー導入に係る初期費用は3,000億円、さらに年間の経費に300億円もかかり、法人番号を振られる民間事業者においてはその対応だけでも、とりわけ中小業者には大きな負担となっています。

巨額の税金と負担を強いらながら、情報漏えいへの不安に説明責任が果たされていない状況であります。

マイナンバーを通して大量の個人情報が公務、民間を問わず利用される、情報漏えいや成り済まし、不正利用など高まるプライバシー侵害の危険が高まることは明らかで、そのことは日本年金機構で起きた125万件の情報漏えい事故でも浮き彫りになりました。

G7加盟国の中でも、日本のように全員強制、生涯不変、官民利用の番号制度を導入している国はありません。導入しているアメリカや韓国でも、銀行口座などの大量の個人情報が流出し、被害が発生して、見直しに追い込まれています。

日本共産党は、国会の場でも一貫してマイナンバー制度実施の中止を求めてきており、提案

されております議案第55号につきましては、同会派の神武議員とともに反対することを表明して、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第56号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第2、議案第56号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第56号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

本議案は、10月よりマイナンバー制度が導入されることに伴い、10月以降に通知される通知カード、平成28年1月より本人申請により交付する個人番号カードの紛失等をした場合の再交付に係る手数料を、総務省の通知に基づき、通知カード500円、個人番号カード800円の再交付手数料を条例の別表に加えるものとの説明を受けました。

委員からは、もう少し詳しく手数料の有料化などの根拠についてお聞きしたいとの質疑がなされ、執行部から、総務省から手数料の取り扱いということで、原紙代とか、個人番号カードはプラスチック製になるので、そういったものの原価代ということで通知が来ているとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論については、手数料条例は事務条例ではあるが、手数料の根拠となっているマイナンバー制度については、年金機構の流出の問題とかもあり、国民、市民の周知、理解が進んでいるとは言えない状況のため、制度導入の関連する条例であるので、条例案に反対するとの反対討論が1件ありました。

採決の結果、議案第56号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第56号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第56号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第56号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、日本共産党といたしましてマイナンバー制度そのものに反対していること、そして再交付につきましては、紛失、焼却した際、証明書をつけて申請し、手数料を徴収するという市民に負担をかける点からも、この条例改正については、同党派である藤井雅之議員とともに反対といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第57号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第57号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、2款2項1目ICT推進費1,172万8,000円の増額補正、これは番号法の施行に対応するための環境整備に関するものであります。内訳としては、中間サーバー接続端末導入、タッチパネル導入、サンドボックス導入、ふくおか電子自治体共同運営協議会委託料になっています。

次に、3款2項4目学童保育所費、13節委託料520万1,000円の増額補正、これは4月の学童保育所入所児童が予想を上回り、1つの学童保育所を増設し、そのための指定管理料が不足したため、増額補正を行うものであります。その補正財源として、歳入に15款放課後児童対策事業費補助金346万6,000円が増額補正されております。

次に、10款1項2目学校教育運営費32万円の増額補正、これは中学校給食の実現に向けて、専門の知識を有する者、栄養士、教員、保護者で構成する学校給食改善研究委員会を開催し、給食の実施方法等について論議するための費用と、小学生と中学生の太宰府の歴史と文化を学ぶ副読本の追録分印刷費であります。

次に、10款3項1目中学校施設整備費4,545万5,000円の増額補正、これは移動が困難な児童・生徒にとって快適な教育環境を確保するために、エレベーターを整備する費用であります。その補正財源として、歳入に21款中学校施設整備事業債3,400万円が増額補正されております。

あわせて、第4表地方債補正、中学校施設整備事業債に限度額を1億3,290万円に引き上げる補正が計上されております。

続いて、歳入の主なものとしましては、10款1項1目地方交付税、普通交付税の1億2,512万円の増額補正、これは本年度の普通交付税の交付額が32億4,012万円と決定したため、当初予算計上との差額分を増額するものであります。

次に、21款1項6目臨時財政対策債4,199万6,000円の増額補正、これは本年度の臨時財政対策債発行可能額が10億4,199万6,000円と決定され、当初予算計上との差額分を増額するものです。

あわせて、第4表地方債補正、臨時財政対策債に限度額を10億4,199万6,000円に引き上げる補正が計上されております。

続いて、第3表債務負担行為補正としましては、学童保育所指定管理料、一部事務組合筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債4件などが計上されております。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第57号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告をいたします。

今回の当所管分の補正は、歳出のみとなっております。

まず、歳出の8款2項1目道路橋梁維持費の道路橋梁維持補修費では、臨時工事費として300万円が増額補正されております。これは、吉松一丁目26番地12号横の市が管理しております室町5号橋の橋梁の上部工の床板部分のコンクリートが一部破損し、穴が開いていることが判明したことによる補正です。

この橋梁は、神ノ前川にかかる幅員5.95m、橋長5.2mの橋梁で、昭和45年に施工され45年が経過しております。日常の生活道路として、8軒の住宅の方々がこの橋梁を使用しないと出入りができないことから、今回上部工の床板をかけかえる補修費の計上となっております。

委員から、工事期間と8軒の家の方への工事期間中の配慮について質疑があり、執行部からは、工事期間は2カ月を見込んでおり、その間中への出入りができなくなることから、経済的な比較により、車については仮の駐車場を近隣に借りること、人が渡れる仮橋をかけ、人だけは通れるようにすることを考えているとの回答がありました。

次に、8款2項2目道路橋梁新設改良費の生活道路改良費では、道路・水路用地購入費として100万円が増額補正されております。これは、北谷にあります市道松川・只越線において、道路が個人の所有地を通過していることが判明したことによる補正です。

この道路は、県道筑紫野・古賀線と農地及び集落を結ぶ道路であり、現況の道路は近隣住民や農業関係者の通行に必要なため、当該地の個人所有部分の99㎡を購入し、道路用地とするため、今回補正されたものです。

あと、審査を終えまして、討論はなく、採決の結果、議案第57号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 次に、議案第57号の環境厚生常任委員会所管分について報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

当委員会所管分の主なものといたしまして、3款2項3目教育・保育施設費、市立保育所管理運営費748万1,000円の増額補正、ごじょう保育所において現在雇用している保育士の人数では、一時預かり保育、定員200人までの入所に対応できていない状況がある。現在、当初予算で3名の嘱託保育士募集を行っているが、それに新たに6名の追加募集を行うため、10月から3月までの保育士の賃金及び社会保険料等の計上をしているとの説明を受けました。

委員のほうから、当初予算で3名の募集中とのことだが、応募状況等について、なかなか保育士の採用が集まらないということを知っているが、早急に解決しなければならない問題としてどのような取り組みがなされているかなどの質問がなされ、執行部より、当初の3名については、現在のところ応募はない、保育士、支援センター等、知り合いはいないかなど広く声をかけたり、市のホームページ、ハローワーク、また福岡県が事業としてやっている保育士のハローワークにもお願いをしているとの回答がなされました。

次に、10款4項1目社会教育総務費のいきいき情報センター管理運営費350万円の増額補正、15節200万円については、いきいき情報センター2階の国際交流協会及びNPOボランティア支援センターが利用されている部屋の北側通路側の壁に開放感を持たせ、より市民が利用しやすくなることを目的に窓を設置する工事費、18節備品購入費150万円については、いきいき情報センター2階のトレーニングルームに設置されているウオーキングマシン5台のうち2台が故障したことにより、新規に設置するための備品購入費を計上しているとの説明を受けました。

委員のほうから、壁を取り払って窓を入れるということだが、建物への強度等は問題ないのかなどの質疑がなされ、執行部より、そのあたりは影響がないということで確認しているとの回答がなされました。

次に、10款5項1目保健体育総務費の体育複合施設整備費2億2,280万円の増額補正、内訳と

しまして、13節委託料620万円は、15節の施設工事費に係る変更増額分の工事管理に関する費用、15節工事請負費1億4,660万円は、アリーナの空調設備、移動観覧席、雨水・井戸設備等に要する費用に、市民プールへの連絡ブリッジを既契約より減額する予定にしており、その分を差し引いた費用、18節施設一般備品7,000万円は、会議室のテーブルや椅子、更衣室のコインロッカー、アリーナの移動式のステージなどの購入の費用であります。これに伴う歳入として、国庫支出金として学校施設環境改善交付金が640万4,000円、県支出金として防災拠点等再生可能エネルギー導入推進費補助金が263万9,000円が充当されると説明を受けました。

また、この補正予算案に計上した工事を実施するために、工期を平成28年2月29日から平成28年8月31日まで6カ月間延長する必要があるため、今回の予算案を含めた平成27年度予算を全額繰り越すと、繰越明許費についての説明もあわせて受けました。

この予算案につきましては、委員から数多くの質疑がなされましたので、その主な質疑等を要約して報告いたします。

連絡ブリッジを外すことによる影響やリスク、特に安全性での面について、移動観覧席の必要性、空調設備の必要性について、昨年一旦外したものを今年になって必要と判断した理由、経緯というものであり、執行部からは、横断歩道の設置、信号機の設置など、警察と協議をしながら安全性、利便性を図っていきたいと思っている、移動観覧席については、臨場感あふれる試合などを見ていただくために、アリーナの上の部分だけではなく、近くで段差がある階段式の席で見ていただくというのがよいのではないかと考える、空調については、外からの風の影響を受けるバドミントン、卓球競技を初め子どもたちの利用など夏場の熱中症対策として必要だと考えている、この施設をどのように使っていくのが一番市民のためになるのかというのを議論して方針を立て、先送りというわけではなく、一緒につくったほうがいいのではないかとということで検討を進めてきたなどの回答を受けました。

その他の予算審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論について、賛成はするが、移動観覧席については台数等に検討の余地があると思うので、検討をお願いしたい、また導入に当たっても、設計変更にまぜるのではなく、一番コストの安い方向を検討していただきたい、ブリッジを落とすことについては、安全性について交差点なり信号機なりをしっかりと設置して対応していただきたいとの賛成討論、一つの補正予算として全体を見れば賛成はするが、体育複合施設について、とりわけ疑問の多い移動観覧席については、最終日の段階で附帯決議を上げさせていただきたいと考えているとの2件の賛成討論、今回補正を出すとするれば、十分な精査をして補正を出すということを市長は述べていたが、今回明確に何らかの根拠が示されたとは言いがたく、昨年外したものが今年戻ってくるという理由が、一緒にやったほうがいいということに尽きるように思えるが、だとすれば去年外したのが間違い、議会が議決したのが間違いだということを公に表明しているのがこの補正予算ではないかと思ひ、反対するとの1件の反対討論がありました。

採決の結果、議案第57号の環境厚生常任委員会所管分は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第57号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 委員長にお尋ねいたしますが、空調の問題、移動観覧席についての議論は理解いたしました。ただ、その際の委員会の中で、委員長の報告によりますと、アリーナの空調あるいは移動観覧席とブリッジの廃止によって、相殺的にこういう金額になったということですが、委員の中から具体的なブリッジをやめることについての減額、それと新しくつくる空調と移動観覧席の具体的な金額の質問なり議論というものがあったかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ご質問についてですが、木村委員のほうからもございまして、空調、移動式座席と雨水のろ過装置の内訳を知りたいというようなことで、前回入札予定価格は非公開で言えませんということをお聞きしていましたが、変更対応ということであれば内訳を知りたいところですよという質問がありました。

それに対して、総務部理事兼公共施設整備課長のほうからは、前回本会議の中でも説明申し上げましたところですが、基本的に契約前ということで、入札前というふうな発信はしておりませんというご回答でございました。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか、よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 補正予算案については反対の立場で討論いたします。

本予算案にも、市の職員が誠実に市民生活の問題解決に取り組んでいることをうかがわせる内容が盛り込まれており、それらに対して否決すべきであるという態度をとりたいとは思いません。しかし、今回の補正予算案の予算中に大きな金額を占め、また市民の関心も高く、市長が6月来精査を約束してきたという経緯もある体育複合施設にかかわる予算の評価は避けて通れません。あまたありますが、反対理由を議会との関係、市民との関係に関して1つずつだけ

述べることにします。

今回の提案は、一方で昨年執行部案をよしとして賛成した議員に、賛成意見の事実上の撤回を求めるものと言ってよい。なぜなら、他方では昨年は執行部みずからが否認した理由、それらは昨年反対された議員が多く述べたものですが、それらによって追加工事の承認を求めているというのが今回の補正予算の内容です。議会との議論などこれでは成り立ちません。私が昨年も議員であったなら、たとえそのとき賛成していようと反対していようと、今回の補正には反対するでしょう。

次に、連絡橋のことは除いて考えますけれども、今回の補正により建設内容はほぼ昨年8月の入札の時点と同じようなものになります。その後、結局は8億円を越す予算が追加で必要になったというような計算になります。8億円です。契約前であることを理由に執行部は数字を一切出しませんが、市民にかわって結ぶ契約であるという性質を持つ以上、契約内容、それ以上に重視すべきは市民からの信頼です。それらが揺らいでいることを自覚するがゆえに、市長は7月説明会において精査、その上で補正予算を出す約束したのではないのでしょうか。

1つだけ精査内容に関して疑問を述べますが、7月に初めて明示されたランニングコストに空調稼働率などが計算されていたはずはありません。当時予算化されておりません。今回の議会においては、補正予算案の説明である以上、当然それらを含めたランニングコストが答弁に際して用いられるべきです。しかし、全く同一の数字です。これ以上言うと長くなるのでそこでとめますが、一体何を精査したというのでしょうか。

総じて客観的な根拠を示すことができない、つまりは恣意的と疑われかねないプロジェクトに、巨額の税金が安易に追加投入され続けてきたと受けとめるのが自然であると考えます。

この補正予算案は、誠実に職務に励む多くの職員のプライドを決定的に傷つける、そういう性質を持つと私は考えます。そのような提案に賛成することはできません。出されるべきではなかった補正予算なんだと考えます。

最後に付言しますが、補正予算案自体には反対しますが、建設が進められる以上、完成後の運営に当たっては透明性と効率性を確保し、かつ市民の信頼を得られるような人材配置による管理体制、それを整え、さらには運営状況をわかりやすく、素早く、逐次公開していくことを、そのように努めることを希望し、あわせて2億円を越す予算の1000分の1もあればできる仕事があまたあるということを思い出しつつ、反対討論を結びたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 次に、4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 私は、この予算案につきましては、今笠利議員のほうから言われましたけれども、体育複合施設の整備費につきまして、これだけに絞って考えた場合に、立場といたしましては賛成いたします。しかしながら、手続という側面を考えてみた場合に、言葉がちょっと過ぎるかもしれませんけれども、かなり手続的には市民の納得を得るものではないのではないかという気がいたします。

少なくともブリッジの件につきましても、歩道橋から立ち上げた階段をつくらなければいけなくなったというご説明がありましたけれども、確かに理屈としてはそれで通るんですけども、なぜ当初の計画でそれがわからなかったのかというのは、市民の側から見ると疑問の一つだと思います。

それから、確かに入札の関係で、後に付加されましたエアコン関係の経費がございますけれども、その件につきましても、私どもの議員といたしましては、これが妥当なのかどうなのかという審査基準というのを持ち合わせないというのが、非常に市民の代表として出てきている私どもとしては、非常に審査しにくいという側面がございます。

したがって、総じてこういう計画を立てられるということについて、市民の目というものを意識した手続的な側面で整備させていただきたいと。そうしないと、この先は執行部、議会とにもずさんな承認をしている、計画を立てているという評価を受けかねないという危機感を持っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） 次に、3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 議案第57号一般会計補正予算（第3号）につきまして、課題を提起しつつ、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算の内容、必要性につきましては、おおむね賛同するところではありますが、体育複合施設の施設関連の2億2,280万円に関して3点ほど課題を提起いたします。

まず1つ目、空調設備、移動観覧席、雨水ろ過設備等の予算執行についてです。これらの工事を現在進行中の建築工事に追加、増額変更するのではなく、契約過程と契約内容の透明性の確保、競争入札によるコストダウンなどの観点から、公共工事における適正な契約事務執行の規範にのっとり、分離発注等、発注方法を十分検討していただきますようお願いいたします。

次に2つ目、連絡ブリッジの削減に伴う安全性と利便性の確保についてです。今回、市長の政策的判断により、連絡ブリッジを削減することでした。この削減によって損なわれる利用者の安全性と利便性について、それらを補うための前面道路の交差点改良及び信号機の設置を、連絡ブリッジの削減同様、政策的課題としてしっかり実現していただきますようお願いいたします。

最後に3つ目、体育複合施設最終形態の市民に対する直接説明についてです。今回の補正予算により、体育複合施設の最終形態が明らかになると思われまます。そこで、この内容を市民に対して直接説明することです。7月18日、19日の説明会に続く中間報告会の実施をぜひお願いいたします。

この補正予算は、以上3点の課題を確実に実行することにより、現在までの体育複合施設にまつわる残念な状況を格段に挽回する契機になると考えます。補正予算案に賛成するに当たり、以上3点の課題を確実に実行していただくよう申し添えまして、私の賛成討論にします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

17番村山弘行議員。

○17番(村山弘行議員) 通告をしておりませんが、討論でございますから、賛成か反対かのことを明確にしなきゃいかんと思いますが、賛成という立場で苦言を呈したいと思います。

今お話がありましたように、10款の体育複合施設の件であります。これはいろいろな切り口でご批判もあろうと思いますが、私は市長の議会に対する姿勢の問題という立場でご指摘をしたいというふうに思います。

市長は6月議会の中で、市長に当選をして、現地に赴き、現場の責任者の方たちからこれまでの工事の進捗状態、あるいは関連下請と申しますか、発注も随分進んでおるという話を聞き、庁舎内でも議論をした結果、もうこれはどうしようもないということで、このまま進めるという発言を6月議会でされました。それから、7月、8月の全員協議会でも何のお話も私どもにはなかったと思います。9月議会へ向けての議運を開催をした翌日、新聞記者に記者会見の中でブリッジを外すということを言われたやに聞いております。それまで私たちは全くそのことを知らされておりませんでした。

私は、ある地域の方から呼び出しをいただきまして、ブリッジをやめるらしいがというふうに聞かれましたので、そんなことはありません、予定どおり進むというふうになっておりますと言ったら、新聞にこう記載されておると。そこで、9月議会ですべて正式的にはブリッジをやめるというふうに言われました。

6月議会でのこのまま進行していくというふうに判断をしたと言われていた市長が、3カ月後の9月議会ではやめると、しかも私ども議会は市民の代表であるにもかかわらず、それに何ら説明をされていない。新聞記者に記者会見で発表されるというようなあり方でいけば、市議会でも提案をされたことが、例えば9月議会で出されたことが、12月議会では全くほごにされるということも懸念をいたします。そういうことでは、市議会と執行部との議論で確認したことなどが全てほごにされるという危惧をいたします。

したがって、私は本当は反対をしたいわけですが、いろいろなご配慮の補正予算もされておるようでありますから、全てを反対するというわけにはいきませんので、ここはどうしても議会に説明されたことについては、変更があれば前ぶれに説明をしていただく、少なくとも記者なりあるいはいろいろな住民の方に説明をする、結論を出す前には、私どもは市民の代表でありますから、そこで変更があれば変更をせざるを得ないというような話をしていかないと、私どもはほったらかしにされて、先に違う部分でマスコミだとか市民の方が先に知るようなことがあっては、議会制民主主義あるいは二代表制といわれる部分が全く機能しなくなるというふうに思っております。

したがって、ここはしっかり市長に申し入れをしまして、補正予算については賛成討論にしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 済みません、私も通告しておりませんが、賛成の立場で討論いたします。

まず、この問題は、体育館本体もそうですが、かなり政治的な色合いが強いなと思っております。途中選挙を挟みまして、まだそのいろいろな影響、市長もいろいろ振り回されとってじゃあいかなのですが、いろいろと困難な場面もあるのかなと思ったりはします。

ところで、この案件に関しましてですが、反対の議員もおられると思いますけれども、反対が全部に反対だったらいいんですが、この補正の形で上がっておりますので、他のいろいろ市民生活に直結する急を要するような案件も中にはたくさん入っております。そこを含めて全部反対ならいいけれども、そうでないなら、まずは修正をかけるべきだと考えます、この体育館の部分だけが反対であれば。全体を反対にするということは、これは大変大きな影響があると、まずそこを危惧します。

そして、この幾つかの中の移動観覧席について、初日、そしてまた2日目の質疑で説明を受けたんですけども、最近ある集まりがあってですね、国分のふれあい館であったやつで、200脚ぐらいの折り畳み椅子があったんですけど、確かに前が見えない。特に子どもなんていうのは、前の大人の背中を見とるしかないんですね。退屈で、何かもう騒ぎまくっていましたが、やはり臨場感とか高低差というのは必要だなと、これは正直思いました。

これは進めていってほしいんですが、ただこの前の常任委員会の質疑の中の説明で、何か契約を単独ではなくて変更契約でいかれるというふうなことを言われたと伺っております。これはやっぱりおかしいんじゃないかなろうかと。やるんだったらきちんとした入札なり行ってやるべきであるし、不可分というんであったら、そもそもこれは分けているんですよ。後からくっつけたのが不可分という理屈は通らないと思う。

ですから、そこら辺のことはまだ、これは別の案件として、臨時会かどうか知りませんが、でも出されるときには、きちんとした説明、慎重な対応をお願いして、討論とします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午前10時43分〉

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ただいま可決されました議案第57号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」につきまして、神武議員を賛成者として附帯決議を提案したいと思いますので、対応をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） ただいま発議の提案がありましたので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど藤井雅之議員のほか賛成者から、発議第8号「議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）に関する附帯決議」が提出されました。

これをお手元に配付しておりますとおり、追加日程第1として追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 発議第8号 議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）に関する附帯決議

○議長（橋本 健議員） 追加日程第1、発議第8号「議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）に関する附帯決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

15番藤井雅之議員。

〔15番 藤井雅之議員 登壇〕

○15番（藤井雅之議員） 提案に先立ちます前に、補正予算を分割付託、審議している関係で、最終日の提案になりました。本会議場の俎上にのせていただくことをご了解いただきました同僚議員の皆様に、まず感謝申し上げます。

先ほど可決をされました議案第57号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」に関する附帯決議、お手元に配付をしております附帯決議の案文の朗読をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

9月定例議会において提案された平成27年度一般会計補正予算（第3号）で、10款5項1目保健体育総務費において、体育複合施設整備費の工事請負費として1億4,660万円を計上したものが提案された。

この内訳は、一度基本設計から外された移動観覧席、空調設備、雨水処理設備を再度盛り込

んだものであるが、移動観覧席についてはその必要性が市民の間でも意見が分かれている。また、体育複合施設の利用計画についても、移動観覧席を必要とする計画、日数等が明らかになっていない中で懸念が残る。

よって、懸念解消のためにも、下記の点について一層の努力を傾注されることを求める。

1、体育複合施設の利用計画を早急に定め、議会に報告すること。

2、移動観覧席については、必要性、規模等を再度検討した上で予算を執行すること。

以上、決議する。平成27年9月29日、太宰府市議会議長橋本健。

以上でございます。同僚議員の皆様の附帯決議へのご賛同を重ねてお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 附帯決議の記に記してある2番、移動観覧席については、必要性、規模等を再度検討した上で予算執行することとありますが、規模等を再度検討ということは、現在何百席から何百席で検討していただきたいとか、そういった要望があれば教えてください。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 具体的な規模等につきましては、これは委員会の補正予算の審議の過程の中でもですね、移動観覧席のその規模、今の配置の列数等を縮小といいますか、削減することも可能ではないかというような、そういった質問等が出ておりますので、その点を踏まえたものの決議でありまして、具体的に例えば今ある計画から何席に削減をしてほしいということは、私のほうでは持ち合わせておりませんが、委員会での審議の過程を踏まえた上で、こういう形で提案をさせていただきました。

○議長（橋本 健議員） 再質問。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 先ほど補正予算が通った中で、また再度検討した上でというこの言葉が、はっきり言って、再度検討した上で予算を執行することということが適切なかどうかですね、私はちょっとわからないところがありますので、もうちょっと具体的に教えていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 具体的に再度検討というところがということでございますけれども、繰り返しになりますかもしれませんが、委員会の補正予算を審査する過程の中でですね、移動観覧席の規模というものが議論がありましたので、先ほど説明した列の配置のあり方とかですね、そういった部分を再度検討してほしいという意味で、この文言を入れさせていただきました。

た。

○議長（橋本 健議員） いいですか。

ほかに質疑はありますか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 2番の移動観覧席については、必要性、規模等を再度検討した上で予算執行することについてなんですけれども、1項目めのほうは体育複合施設の利用計画を早急に定め、議会に報告することとあります。2項目めについては再度検討というのは、報告まで含めてということなんでしょうか。ちょっと私も興味があるところなんですけれども。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 済みません、その報告というものが漏れておりましたけれども、私個人の考えとしては、当然そういった部分、検討した結果を議会に報告はいただきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 再質問がありますか。

ほかに質疑はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 特に2項目めに関してなんです、一度基本設計から外された移動観覧席、空調設備、雨水処理設備と3つ上げている中で、とりわけ移動観覧席についてのみ取り上げているということの積極的な理由を教えてくださいと思います。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず、空調設備と雨水処理に関しましては、やはり体育複合施設、体育複合以外に避難所等としても使う計画があるということで、その必要性は空調設備等は私は必要であるかと考えますが、移動観覧席につきましては、どれだけその移動観覧席を必要とするような催し物といいますか、そういったものの計画等具体的なものが年間何日ぐらいとか、そういったものがまだ議会には具体的なものとして示されていない中で、市民の方からもそういった移動観覧席についてのですね、必要性というのが、いろいろ議員のところにもご意見等届いていると思います。その上でですね、あえて今回はこの移動観覧席についての委員会でも議論になった点も踏まえて、附帯決議として提案をさせていただきました。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 反対の立場で討論します。

内容、先ほどこのまだ30分ぐらいしかたっていないんですが、何度も何度も読み返して、非常に心情的には非常にそうだという気持ちと、ただまだこの文章とといいますか、この内容自体がちょっとなかなか消化し切れないところがありまして、まずこの前文もですが、この1と2に関しては、これは我々があらゆる機会、予算審議でありますとか一般質問であるとか、さまざまな場で何度も繰り返し求めてきたような内容ですね。

そして、1については、利用計画はいろいろありましたけれども、工事等の進捗と並行していろいろな計画はその折々に受けております、十分かどうかは別としまして。最近も受けております。ただその中で、運用に関しての人数等に関しては、まだまだ精査中であるという答弁を受けている。またその辺が決まれば、当然報告があるというふうに聞いております。

2に関しましては、先ほどの質疑の中でもありましたように、移動観覧席についてはこれこれを再度検討した上で予算執行といいますか、これをよく検討した上で先ほどの議案を可決したわけですよ。結論が出たんですよ。それをまたまた、十分に検討された上で上程されたんだと思う。それを今議会は審議して、結論を出したわけですよ。それを今度はまた執行部に対して、また検討した上で、この予算執行というのは、先ほどこれは認めたわけですよ、枠を。それにまた条件づけをすると。

附帯決議ということで、いわゆる拘束力とか強制力というのは余りないという考えもあるかもしれませんが、これは議会の中でですね、議決という形で出したら、これはやっぱり重たいと思うんですよ。それはきちっとやってもらわないかと思っています。

そういうことで、先ほども言いましたけれども、なかなかまだ私の中で頭もまとまらんけれども、今言ったようなところがどうしてもやっぱりはいとは言えない部分があります。できれば議会全体で、みんなで何か話し合ってますね、一つの提案として出せばよかったのかなとは思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 賛成の立場で討論します。

気持ち的には門田議員と同じなんですけれども、考え方を考えてですね、やっぱりこれからの体育館の利用計画というのは必要だと思うし、自分としては移動観覧はかなり必要性を感じています。

結局、太宰府西中が大野城のほうで合唱コンクールをすると、この前招待状が来て、どうし

でもプラム・カルコアは人数が入らないからですね。だけんスポーツだけではなくて、そういう文化的な行事であるとか学校行事でもいろいろな部分で利用ができる。西鉄電車、JRも近い。やはりいろいろなですね、イベントを今後計画していけば、いい意味で市民のための体育館になっていくと思いますので、この2点をやはり執行部のほうも十分考えていただいて、いい体育館ができるよう、より一層検討していただければと思います。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） この内容につきましては、57号議案の討論でも私も述べたところなんですけれども、かなりですね、予算的にはおおむね了解というところで承諾している議員も多い中で、やっぱりどうしてももうちょっと不明なところ、お願いしたいところがあるというところで、私討論をさせていただいたところなんですけれども、これについては私は討論の中でもちょっとお願いという形でお話しさせていただきました。

でも、このですね、附帯決議については、議会に報告するという、もうちょっと一歩踏み込んだ内容が組み込まれていますのでね、これ自体は私の前回の討論よりも一歩踏み込んだ意味があるものではないかと思っております。

予算については可決されたわけなんですけれども、それ自体はアッパー、上限を示したと。その中でも移動観覧席にしても空調にしても、まだ競争入札という形でコストダウンの可能性も含まれていますのでですね、まだまだ予算を絞り込むという可能性は大いにあると思っております。

移動観覧席についても、今フルで数上げておりますけれども、もしかしたらもうちょっと絞り込むということもあるやもしれません。

そういうことも含めまして、この附帯決議は有効だということで、賛成の立場から討論させていただきました。

○議長（橋本 健議員） ほかに反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 予算案に反対した立場としては、この附帯決議に賛成も反対もしにくいのですが、一応予算は認められて、その枠はあるということを前提に、賛否は最後に述べるようにしたいと思います。

先ほど質問で上げたように、私自身は移動観覧席について、以外についても同様の疑問を持っている者なので、その点でこの附帯決議内容には若干の不満を感じているということと、また利用計画を早急に定めとありますが、定めること以上に、より具体的なものを提示することが求められていると思う点でも、やや文言に甘いものは感じると思っております。

ただ、この附帯決議の意図するところは、私が理解する限りですが、先ほど予算決議に際

して賛成の立場で討論された際に、何人かの方が注文のようなものをつけましたが、趣旨においてはその方向に合致しているものと全体としては考えます。

したがって、よくある言い方になるかもしれませんが、賛成するのも非常にしにくいものですが、多くの賛成された議員がつけた注文を真摯に執行部が予算執行に当たって受けとめ、少しでも議会の一定数の人数が疑問を持っている点の解消を努めるための、その契機を与える附帯決議であろうという理解のもとで、私は賛成の立場をとりたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

発議第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
（少数起立）

○議長（橋本 健議員） 少数起立です。
よって、発議第8号は否決されました。

〈否決 賛成8名、反対9名 午前11時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第58号 平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第4、議案第58号「平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第58号「平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、国、県、支払基金の精算に関するもので、精算返還金の財源として前年度繰越金を充てまして、残りの分を基金に積み立てるというもので、歳入歳出それぞれに3,159万9,000円を計上するものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第58号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第58号の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。  
これから質疑を行います。

議案第58号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時34分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第12まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第5、認定第1号「平成26年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第12、認定第8号「平成26年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番(門田直樹議員) 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括してご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成26年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第8号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、9月2日の本会議初日に市長の提案理由説明及び本会議散会後の特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月18日及び24日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各

委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審議いたしました。

この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして、改めてお礼申し上げます。

市長や担当部長からの説明では、平成26年度は前年度より市税は増加したものの、一般財源全体としては減少する中、体育複合施設や総合子育て支援施設整備事業などの大型事業の遂行に当たった。国、県の補助金あるいは市債の活用など、あらゆる財源の確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策や事業の計画的推進に努めたという報告がありました。

なお、各会計ともに審査の詳細な内容につきましては、全議員構成での審査であったこと、また後日決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、ここで逐一報告することは省略いたします。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映させるとともに、今後の事務執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。

また、各会計においてもまだまだ厳しい財政状況が続いており、今後とも行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、行政サービスの低下を招くことがないように、職員が一丸となって行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも金額につきましては、千円単位にて報告いたします。

まず、認定第1号「平成26年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成26年度の一般会計決算額は、歳入総額258億8,713万5,000円、歳出総額251億6,241万2,000円で、歳入歳出の形式収支額は7億2,472万3,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越しすべき財源1億6,941万円を差し引いた実質収支額についても、5億5,531万3,000円の黒字決算となっています。

なお、平成26年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額においては、2億4,531万8,000円の赤字決算となっていますが、財政調整資金積立金と繰上償還金を加えた実質単年度収支は5億7,299万5,000円の黒字となっています。

普通会計における市債残高は、平成26年度末では227億5,475万6,000円であり、前年度より24億1,737万1,000円増加しています。

また、経常収支比率は89.9%で、前年度に比較して0.1ポイント増加しており、昨年度とほぼ同じ状況となっています。

執行部にあつては、今後とも行政の効率化、財政の健全化に向けて、より一層の努力をなされるよう要望しておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成26年度の決算額は、歳入総額73億2,467万円、歳出総額83億8,105万2,000円で、歳入歳出差し引き10億5,638万2,000円の赤字決算となっています。このため、この歳入不足は平成27年度繰上充用金で全額補填されています。また、単年度収支額も1億7,340万3,000円の赤字となっています。

歳入の基礎となります国民健康保険税を見てもみると、現年課税分の収入率は94.85%で、前年度に比較しますと0.29ポイント上昇しているものの、保険税収入総額は15億3,795万1,000円で、前年度に比べ1.5%、2,289万3,000円の減となっています。

また、収入未済額は、現年分、滞納繰越分合わせて4億4,281万6,000円となっており、前年度に比べ3.7%の減となっています。

歳入において、前年度に比べ国庫支出金が4.4%、6,760万2,000円の増、繰入金も15.7%、6,778万6,000円の増となっているものの、歳出において、歳出総額の60.2%を占める保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金が増加しています。

平成26年度も国保会計は歳出の増加に差入額が及ばず、9年連続の赤字決算となっており、国民健康保険事業は今後も厳しい財政運営が続くものと思われます。平成30年度から都道府県が財政運営の主体となることから、医療費の節減と適正化に向けた取り組みにより一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第2号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号「平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成26年度の決算額は、歳入総額11億257万2,000円、歳出総額10億3,366万7,000円で、歳入歳出の形式収支額は6,890万5,000円の黒字であり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は1,866万8,000円の黒字となっています。執行部におかれましては、今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成26年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額44億317万2,000円、歳出総額43億7,300万9,000円で、実質収支額は3,016万3,000円の黒字決算となっています。また、単年度収支額は670万5,000円の赤字となっています。

介護サービス事業勘定においては、歳入総額3,868万2,000円、歳出総額2,480万4,000円で、実質収支額は1,387万8,000円の黒字決算となっています。また、単年度収支額も173万6,000円の黒字となっています。

保険事業の歳出総額の94.6%を占める保険給付費については、高齢化の進展に伴い、今後も増加するものと考えられます。執行部におかれましては、今後とも介護予防対策などに努力されますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第4号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成26年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成26年度の決算額は、歳入総額460万3,000円、歳出総額159万4,000円で、実質収支額は300万9,000円の黒字決算となっています。

償還金については、平成26年度末までで収入未済額は9,188万5,000円となっており、その回収率は3.9%となっています。執行部におかれましては、滞納解消に向けて今後ともさらなる努力をお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第5号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成26年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

障がい者に対する標準的な支援の度合いを示す障がい支援区分を審査、決定する事業について、平成18年度から筑紫地区4市1町で共同設置し運営を行っています。平成26年度からの2年間は、太宰府市が本事業の当番市となっており、会計については単年度精算となっています。

今回の平成26年度決算額は、歳入歳出ともに総額1,391万5,000円となっており、実質収支額は単年度精算であることから0円となっています。執行部におかれましては、この事業における共同設置の趣旨に基づき、今後とも適正な運営をお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「平成26年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成26年度の年間総給水量は535万9,250m³で、前年度に比べ1.1%の増となっており、有収率については93.5%となっています。行政区域内人口に対する給水人口普及率は、前年度に比べ0.9ポイント増の82.6%となっています。

経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は給水人口の増加等により給水収益が増加したこと及び新会計制度への移行に伴い、営業外収益に長期前受金戻入が計上されたこと

等により、前年度に比べ15.7%増の13億6,894万3,000円となっています。

支出総額については、会計制度の移行に伴う特別損失が増加したことなどにより、前年度に比べ0.7%増の11億5,379万8,000円となっています。この結果、平成26年度は2億1,514万5,000円の純利益が生じています。

次に、資本的収入及び支出において、収入総額は布設がえ補償工事等が減少したことなどにより、前年度に比べ1,001万6,000円減の492万9,000円となっています。

支出総額は、水道加入促進による新設工事及び老朽管の布設がえ工事が増加したことなどにより、前年度に比べ8,523万9,000円増の4億7,126万8,000円となっています。この資本的収支での不足額4億6,633万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填されています。

水道事業経営においては、今後とも水道の普及率向上、また営業収益の根幹である水道使用料の収納率向上に努められまして、経営の効率化と安全で良質な水の安定供給をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号「平成26年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成26年度の有収水量は、水洗化人口の増加により前年度に比べ0.3%増の621万9,570^m³となっています。また、行政区域内人口に対する水洗化人口普及率は、前年度に比べ0.2ポイント増の96.6%となっています。

経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は下水道使用料の引き下げにより収入額が減少したものの、新会計制度への移行に伴い長期前受金戻入が営業外収益に追加されたことなどにより、前年度に比べ10.2%増の17億5,105万9,000円となっています。

支出総額は、みなし償却の廃止に伴う減価償却費の増加、会計制度の移行に伴う特別損失が増加したことなどにより、前年度に比べ15.1%増の14億6,176万5,000円となっています。この結果、平成26年度の純利益は2億8,929万4,000円となっており、黒字決算を維持しています。

資本的収入及び支出において、収入総額は資本費平準化債を発行しなかったこと等により、前年度に比べ27.3%減の7億3,322万3,000円となっています。支出総額は奥園及び陣ノ尾地区の雨水管渠築造工事の増などにより、前年度に比べ1.9%増の17億1,120万9,000円となっています。

この資本的収支での不足額9億7,798万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填されています。

下水道事業は、健康で快適な生活環境の実現に不可欠な都市基盤整備事業であります。災害に強いまちづくりのためにも、今後とも雨水管渠整備事業など計画的な事業推進とともに、水洗化促進により営業収益の根幹であります下水道使用料の収入確保と経費節減を図りながら、

健全経営に努力していただきますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第8号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第8号までの平成26年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査されておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

認定第1号「平成26年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 監査委員としての立場もありますので、その点もあわせて討論の中で述べさせていただきます。

全国都市監査委員会発行の監査手帳から引用いたしますが、監査委員監査基準第1章総則の第3条において、「監査委員は法令により定められた権限に基づいて、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理または市の事務の執行について監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び市長等に提出し、公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。」こととあります。

また、同じく第1章第2節第6条の実施基準におきましては、「監査等の実施に当たっては、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令に基づいて行われているかに留意し、積極的かつ指導的に実施しなければならない。」とあります。

監査の際の中心の着眼点としては、議会において議決をされた予算の執行に当たり、適正に出納が行われているかということが中心で、個別の政策の内容については監査委員としての範囲では及ばないと考えます。

予算の適正な出納につきましては、平成26年度行われていると判断をいたしますが、しかし議員の立場として、提案されている平成26年度一般会計歳入歳出決算を見ると、市民生活の点において前進している分野もありますが、しかし予算の採決時に反対した同和対策事業に予算が執行され続けています。

また、委員会審査の中で、扶助費の介護サービス費の執行が今回ありませんでしたが、同会派の神武議員の質疑では、たまたま対象者がいなかっただけで、引き続き制度を継続していくことが表明されました。早期に廃止を求める立場からは、引き続き継続をすると表明された以上、提案の決算認定に賛成することはできかねます。

地方自治法第1条の2では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし

て」とあります。提案の決算は、前市長時代に執行された内容であります。新市長においては今後新年度の予算編成に取り組みられていくことと思います。その点も踏まえた対応を重ねてお願いいたしまして、提案されております平成26年度の一般会計歳入歳出決算認定については、同会派の神武議員とともに反対することを表明して、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前11時55分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第2号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時56分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第3号「平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時56分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第4号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時57分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第5号「平成26年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時58分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第6号「平成26年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第6号は認定されました。

(認定 賛成17名、反対0名 午前11時58分)

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第7号「平成26年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第7号は原案可決及び認定されました。

(原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前11時59分)

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第8号「平成26年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第8号は原案可決及び認定されました。

(原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午後0時00分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 請願第2号 「いきいき情報センター・トレーニングルーム」の設備・機械改善に関する請願

○議長(橋本 健議員) 日程第13、請願第2号「「いきいき情報センター・トレーニングルーム」の設備・機械改善に関する請願」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小畠真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第2号「いきいき情報センター・トレーニングルーム」の設備・機械改善に関する請願」について、その審査の内容と結果を報告いたします。

請願に対する意見はなく、討論については、紹介議員のあり方について、今回の補正予算でも機具の購入が計上されていることから、事前に執行部等に確認していれば請願までせずに済んだ案件ではないか、紹介議員においては事前の慎重審議をしていただいて、請願を出すという重みを感じていただきたい、ただ、内容そのものについては反対するような案件ではないので、賛成とする賛成討論、機械の更新というものが動かなくなってきたという感じが強いので、計画的にそろえていくような方向を市がとっていけるような後押しになればと考え、賛成とする賛成討論、今後残った設備についても同じような時期に入っている、同じように壊れていくと思うので、一括して予算を組むような形をしてほしいとする3件の賛成討論がありました。

反対の討論はなく、採決の結果、請願第2号は委員全員一致で採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、請願第2号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成17名、反対0名 午後0時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 意見書第1号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第14、意見書第1号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第1号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書の提出者である委員からは、小学校1年生は35人以下学級であるが、小学校2年生は加配措置でとどまっております、財務省も少人数学級について必要ないのではないか、また国において教育費を拡充しようという傾向がないため、議会の意見書として国に提出していただけるように要望するものとの補足説明を受けました。

委員から、同じような内容のものが今まで何度も出てきているが、今までと内容は違うのかという質疑があり、流れが少しずつ変わってきていて、内容は少しずつ変わっているが、基本的にこのような意見があるということを国に知らせることが大事という説明がありました。

討論はなく、採決の結果、意見書第1号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） 通告はしておりませんが、私は賛成の立場として申し上げます。

今回の少人数の学級制度、こちらはもしできましたら、すごく手厚く素晴らしいことになると思います。また、教育の機会の均等、また教育の維持向上というの、未来の子どもたちのために、もしなればですね、素晴らしいことだと思います。

しかしながら、先ほど委員長も言いましたけれども、毎回同じような形で可決されて意見書を出されていますが、同じような形でですね、出されても、また同じような結果になるのではないかという危惧がされます。もっと切り口を変えながら、この議題に関してはですね、出されたほうが良いと思います。

今回私は賛成いたしますけれども、今後の要望でございます。よろしくお願ひします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願ひます。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成11名、反対6名 午後0時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 意見書第2号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第15、意見書第2号「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第2号「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書の賛成者である委員からは、委員会審議中の際には、国会で審議中だが、国会での成立について7割を超える方が反対だというような世論調査も出ており、市でも反対の声が上がっているのです。ぜひ国のほうにこの意見書を提出してほしいとの補足説明を受けました。

委員から、慎重審議というのは、時間であるとか手続であるとか、何か具体的なものがあるのかという質疑があり、具体的にどのくらいというものはないが、答弁などで理解できないとか、解決できていないような内容もあるので、国会ではもっと慎重にという内容にしているという説明がありました。

討論はなく、採決の結果、意見書第2号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） このほど提案されました安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書について、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、憲法について、中でも憲法9条について、公明党の立場を明らかにして討論に臨みたいと思います。

憲法は、日本の法体系の頂点に立つ最高規範であり、日本国憲法が掲げる基本的人権の尊重、国民主権主義、恒久平和主義の3原則は、人類の英知というべきすぐれた普遍の原理と捉えています。この憲法のもと、日本は戦後の荒廃の中から立ち上がり、今日の発展を築いてきました。また、憲法第9条の戦争放棄を定めた第1項、戦力の不保持等を定めた第2項を堅持することについて支持する立場です。

そうした大原則のもと、昨今の周辺事態の悪化の現実を踏まえ、平時から有事まで切れ目なく国家並びに国民を守るために、あらゆる事態に対応できる法整備が必要であると考えます。行動の伴わない観念的な平和論ではなく、着実かつ具体的に平和を創造していこうというのが、公明党の行動する平和主義です。昨年7月1日に閣議決定された自衛の措置の新3要件も、観念的な平和論ではなく、着実かつ具体的に平和を創造するための3要件です。

以降、この1年間、与党協議を25回、並行して公明党内でも35回の議論を重ねて、このたびの平和安全法制の関連法案の国会提出となっています。

平和安全法制の関連法案は、10の法律の一部改正を一括した平和安全法整備法案と新法の国際平和支援法案の2法案になります。大別すると、日本の平和と安全を守る法案と、世界の平和と安全を守る法案の2つになります。以下、安保法制関連法案といいます。この安保法制関連法案についても、さきの憲法第9条の枠内で、平時から有事まで切れ目なく国家並びに国民を守るために、あらゆる事態に対応するための法整備をするものです。

なぜ今、安保法制関連法案との疑問もあるようですが、1992年、国際貢献を柱とする国連PKO協力が制定されたときも、当初は国民世論の中にも、戦争に巻き込まれるという不安から成るご批判もございました。しかし、これまで国連決議に基づく非戦闘地帯での日本の自衛隊の国際貢献活動は高く評価され、これまでに延べ4万人の自衛隊員が無事後方支援任務を遂行しております。

日本が国際社会に貢献し、信用を高めることで、世界から尊敬を集める国にしていく、一たび東日本大震災のときのように、我が国の災害時には世界中の国が助けてくれます。各国からも支援をいただく必要が出てまいりますし、国と国とが互いに信頼し合う環境をつくることを尽力すべきであります。現在では、PKO協力は国民の大半の支持を得ています。

私たち公明党は、現在の恒久平和主義は将来も堅持しなければならない、世界に類例を見な

い日本国憲法であると強く主張しております。しかし、ここ数年、世界で発生する戦争や紛争は、いつ日本人が巻き込まれてもおかしくない状況が続いており、2013年アルジェリアで起きたニッキ社員人質虐殺事件、昨年イラクで起きたISによる日本人ジャーナリスト人質虐殺事件と、日本の法律の及ばない凄惨な事件、国際テロが起きております。

そして、日本周辺部では、北朝鮮によるたび重なるミサイル発射実験、日本固有の領土である尖閣諸島周辺での中国による領海・領空侵犯事案、中国漁船による日本近海での違法操業、南沙諸島での中国による人工島建設問題、竹島をめぐる韓国との領有権問題、国の重要施設を狙ったサイバー攻撃テロなど、危機の本質はここにあります。

現行憲法内でこれらの事案に対応するため、安倍政権は切れ目のない安全保障法制を国会に提出し、審議を尽くしているのが現状であります。

私ども公明党は、憲法9条で規定されている日本防衛のための限界を提示することにより、切れ目のない専守防衛、自国防衛を基本として自衛の措置がとれるよう、厳格な3要件を強く主張いたしました。国連決議に基づく国際法上の正当性の確保、例外なく事前の国会承認が必要、自衛隊員の安全確保を明確にするという要件です。

自国の防衛と国際貢献をよりスムーズにするための法整備であり、これまで以上の外交努力と抑止力を強化するための法整備であります。どこまでも日本が武力攻撃を受けたと同様な深刻かつ重大な被害が及ぶ場合に限定されており、他国の防衛それ自体を目的とするいわゆる集団的自衛権の行使は認めておりません。これ以上の事態に対応するには、憲法改正が必要であると思います。

今回提出されているご指摘の10本から成る平和安全法制と恒久法の国際平和支援法は、切れ目のない必要不可欠な法整備であります。

最後に、憲法第13条で国民の人権を尊重する国政の責務が規定されています。がその反面、先ほど述べた近隣諸国との厳しい現状も事実であることから、現行の法律の枠内で国民を守る仕組みを整備したというのが、今回の法整備の結論であります。

したがって、上程されております安保法制関連法案の慎重審議を求める意見書の提出については反対いたします。

議員各位におかれましても、私の討論に賛同くださり、安保法制関連法案の慎重審議を求める意見書の提出について、太宰府市議会の見識と粛々と否決してくださるようお願いをして、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） ほかに賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 反対の立場で討論します。

理論的なことは堺議員がたっぷりおっしゃっていただいたので、おおむねそのとおりだと思

います。

私ども委員会で審議したんですけれども、委員長の立場上、余り意見は申ししておりませんので、ただ質疑の中で、先ほど登壇して申しましたとおり、具体的に要するに何なのかと。慎重審議を求めるといふ意見書でございますけれども、慎重審議とは何なのかという、具体的には何もないというふうなお答えだったと思います。

時間であるとか手続であるとか、そういったものは想定していないようなことで、その文言に関しましても、2日目でしたか、どこかで質疑がありましたけれども、例えば海外派遣のことを海外派兵という表現をとられてある。一体そういったのはどこからくるのかということもどうも明確ではないというか、そういうものだと思っているというお答えだったと思います。

私もこの件に関しまして大分考えたんですけれども、どうも感情が先行しておるんじゃないかと、この意見書がですね、こういうふうな国会審議に対して。それで、何よりももう既に成立しとるわけですね。今のこれを出して何があるのかという、効果は何もないと私は思うんですが、ただ提案者は、こういうふうな議論を明らかにしてほしいということですから、述べさせていただければ、これは戦争防止のための法案整備だと思います。決して戦争法ではない。しかし、それを本当にこの地方議会でやるんだったら、定例会全部これで費やしても時間は足りないと思います。提案に関しては慎重にお願いしたいと思う。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 通告をしておりますけれども、意見書に賛成の立場で討論をさせていただきます。

とりわけこの文言にあります慎重審議という言葉の意味を考えたときに、この9月に行われた採決までの過程の中でも、やはり大きな瑕疵があるように私は感じます。それは、地方公聴会を終えた直後に、公聴会というのは本来公述人の意見を参考にして、さらに審議を充実させていくべきものであると私は理解しておりましたが、今回の採決に至る過程は、公聴会で述べられた賛成、反対の公述人の意見を一切審議に反映することなく、この安全保障法案が最終的には参議院の本会議で可決されるような事態に至ったと考えます。

そのことも鑑みましたときに、やはりこの安全保障法案については説明が足りないという各種の世論調査もあることから、より一層の慎重審議が必要であるというふうに考えますので、意見書の提出に賛成を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありますか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 意見書第2号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

先日閉会しました通常国会において、安全保障関連法案は可決成立いたしました。衆議院では約193時間、参議院では約116時間と、合わせて300時間を超える審議時間を重ね、安倍総理

も衆参の特別委員会において丁寧な説明を行い、国民に理解を求めてまいりました。

そして、戦後審議されてきた安全保障に関する法律、例えばPKO協力法の審議時間193時間をはるかに超えるなど、最長の審議時間となり、今までなかったことであります。議会制民主主義のもとでこれだけ慎重審議を重ね、成立したわけでございますから、私は十分な議論が尽くされたものと理解をいたしております。

また、昨今のアジアの情勢等を考えた場合、我が国を取り巻く状況も非常に緊迫しており、この先どのような有事が起こるかわからない状況であります。その中で、国や国民をどのように守るのか、まさにこのことは総理大臣の最大の使命であります。

法案制定に向けて安倍総理の強いリーダーシップのもと、今しかないという強い決意を持ち、また国民のことを一番に考えて法案成立に臨んだ安倍総理の政治姿勢に対して、私は賛同いたすところでございます。

この安全保障関連法案は、今後我が国の平和を守るための抑止力となる大変重要な法律であり、アメリカとの新たな日米同盟強化に対する期待、そして国際社会において日本がようやく一国の国として認められ、我が国の国際貢献に対して世界各国から今後評価されることを期待するところでございます。世界を願う先進国と同一歩調をとりながら、世界の平和へ向けて活動することで、自国の平和、そして世界の平和が保たれていくものと確信をいたすところでございます。

それと、先ほどから私も意見書の内容をもう一度読み直しました。以前から海外派兵とかそういう言葉の誤り、また自衛隊が戦争で一人の外国人も殺さず、戦死者も出さなかったことは、国民全てが誇るべきことですよという記載がございますけれども、これは何に対して誇るのか、私は意味がわかりません。むしろ誇るのであれば、今まで大変な時期を守っていただきました自衛隊一人一人に対しまして、私は国民が誇っていることで、それが当然のことではないかと思っております。

戦後ですね、我が国の平和は日米同盟のもと、冷戦状態等々はございましたけれども、アメリカの傘のもとで守られてまいりました。高度成長期のもとで、私たち国民は平和を忘れた時期もあったと思います。先ほども言いましたように、そういう中で自衛隊が最前線で頑張っているという中で、この安保法制の成立を通じて、私たち国民は自衛隊がしっかりと活動しやすい体制整備を国民一人一人が見守っていくことが一番大事なことかなと思っております。それが国民の役目ではないでしょうか。

最初にも述べましたが、さきの通常国会において既に議論が尽くされ、その結果可決成立した法律でありますので、私は慎重審議が行われたものと理解しておりますし、またこの意見書については、国会で議論が始まった時点において、例えば遅くとも6月の定例議会でこの意見書が提出されていたならばまだしも、国会閉幕を迎える今定例会に提出されたこと自体、時期を逸したものであり、メディア等のネガティブキャンペーンを受けて突発的に提出された感が否めません。国会で可決された時点で取り下げるべき案件だと思いますし、国の動きに対して

整合性に欠ける内容ではないかと私は理解をするところでございます。

以上のことから、この意見書については反対をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありませんか。

4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 国会で制定されたということで、制定された後の意見書が残っているというものの評価というものはいろいろあるかと思えます。ただ、世論調査におきましても、この法案を可決したということについて批判が多いのも事実でございます。

私どもは地方政治にかかわっておりますから、国家政治のことについて云々という話はございません。ただ、私どもは住民である前に国民でありますから、自分たちの家族あるいはそういったものが戦争の被害をこうむるかどうかということは、非常に身近な問題であろうと思っております。

したがって、これは国策だけの話として議論するというよりは、国民一人一人の話として議論されるのが筋ではなかろうかと思っております。

憲法の受け取り方につきましては、それぞれ政党間でいろいろな温度差がございますので、どれが正しいという話はなかろうかと思っております。堺議員がおっしゃられますように、憲法9条1項と2項、戦争放棄と武力のいわゆる軍隊の保持しないという文言でございますけれども、私といたしましては、感覚として戦争というのは制度で防止できたり防止できなかったりというものではない。

単純に申し上げますと、ある国で戦争によって他国が侵略する、あるいはいろいろな形で政府の人間がある人を殺害するというようなことがありますと、必ずその家族は復讐に燃えます。復讐に燃えたら、その復讐に燃えた方は必ず反動としての力の行使を行います。それが仮にミサイルという形で日本に飛んできた場合に、逆にその被害者の方はどういうふうな感情をお持ちになるか。

武力というのは制約がききません。一旦行使し始めると、ずっと連鎖的に行使していきます。最終的にどうなるか、それは私どもが歴史の中でいろいろ体験してきたように、常に武力というのは制度的に歯どめがかからないということがわかっているからこそ、日本国憲法は第9条において戦争放棄ということを行ったわけです。

一番私どもが注意しなければいけないというのは、憲法前文でございます。憲法前文の平和主義というのを最後のほうの2文ほどございますけれども、日本国民は国家の名誉にかけてこれを守るといふふうに宣言しております。これはその当時、憲法を制定された方々が、結局自分たちの生命を投げ出してもこの枠組みを維持するといった趣旨のものでございます。

そういった意味からしますと、依然として制度として集団安全保障体制の整備がなされたから、それでいいんだという話は一切起きてまいりません。問題はこれからも続きます。

そういう意味で、意見書を提出された方々が思っている危惧というものについては、国民もしくは住民である一人としては、非常に心に感じるものがあるというのが偽らない見解でございます。そういう意味で、私は賛成の方向で討論させていただきました。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 原案に対して反対か賛成の立場で、簡単、明瞭にひとつ発言をお願いいたします。

ほかに討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 賛成の立場で、私自身が提出者なんですけれども、討論いたします。数種類あるうち、最も短いものを読みます。

国防、軍事、戦争といったものが一方、他方で税金の使い道、これらについて国民の理解を重視するという考え方が歴史的に育んできたものが、現代の民主主義です。つまり、命、もう一方で暮らし、これについて国民の決定権を重んじるというのが、民主主義の進めてきた根幹にあります。車の両輪だと言っていいかと思います。

今森田議員もおっしゃいましたが、私たち地方議員は、また市役所内で仕事をされている行政の職員の方々も、税の使い道には日々気を使い、法を守ることに心を砕いています。民主主義の育ててきた車の一端を担いでいます。

今国政においては、もう一つの車輪、安全保障ないしは国防にかかわる事柄ががたがたになりかけています。車の反対側から、私たち地方政治に携わる者の日々の努力のその基盤が揺るがされていると、私はそのような認識を持っております。

意見書は文言上は慎重審議を求めるものですが、それは国民の理解なしに安全保障は成り立たない、むしろ物理的にも、政治的あるいは精神的にも国を滅ぼすものであると、そういう懸念の表明です。国民の理解なき安全保障とあるいは課税、税金の使い道ですね、それは悪法と言わざるを得ません。

今回安全保障に関する法案が可決されましたが、政府自身が国民の理解がないことは自認しております。そのような今、その適応が視野に入る今ですけれども、慎重さを求めることは、依然として時宜にかなっているものと考えます。あえて慎重審議の文言を残したままででも、政府に自重を求めることは、地方議員としての責務であると判断し、賛成討論の結びとします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

10 番上疆議員。

○10 番（上 疆議員） 賛成の立場で簡単に討論いたします。

安倍首相は、9月25日に通常国会が事実上閉会したことを受けて、首相官邸で記者会見されました。最大の焦点だった安全保障関連法案が成立したことについて、政府は閣議で安保関連法を30日に公布することで決定いたし、公布から6カ月以内に施行されるようですが、安倍首

相は会見で、各社の世論調査で7割から8割が政府の説明不足と回答していることを念頭に、国民の理解をさらに得られるよう、政府として丁寧に説明する努力を続けていきたいと語っておられますが、本当に国民が納得できるような説明ができるのか疑問であります。

そのようなことから、この意見書を提出するとともに、今後とも説明責任を強く求めていく必要があると思いますので、賛成いたします。

○議長（橋本 健議員） 討論はありませんか、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成9名、反対8名 午後0時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第16、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第17、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。
お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するもの
につきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成27年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思いますが、これにご
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成27年太宰府市議会第3回定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成27年11月20日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 宮 原 伸 一

会議録署名議員 上 疆